

説に而、騒動仕候由申候御事、

一右如申上候、未正月之儀、家中存分無相違、大藏、主馬以相談、美作儀隠居仕、國外埒明、大藏并主馬、主水萬事用之儀相勤、内藏介、私儀相加り罷在候、二月中比に御座候か、多加谷内記、片山外記家老役申付、是又相勤候御事、

一三月御當地へ越後守參府候節、三河守に附置候安藤九郎右衛門役儀致、赦免候様に申、又一同之者誓紙、中根長左衛門迄差出候、因茲松平上野介殿相談、渡邊大隅守殿御加り、此時分も國許より主水召寄候、四月中比到着仕候、其比又於國許に大藏方へ差出候誓紙破り申者共、不届之由訴申來り、此兩様に而彌家中不静候に付而、上野介殿、大隅守殿へ相談に而段々申付共御座候而、七月の頃、右之様子埒明申候、然處に國元彌靜謐不仕、和順之體も無御座、總而參府より此かた度々申付、承引不仕體我儘成様子、越後守も随分無事に罷成候様に、何とぞ家中之者迷惑も不仕候に、永々種々申付候へども、無是非様子に奉存候、此節松平大和守殿、大隅守殿にも其趣に而事静り候様にこの

御事にて、主馬、主水、私度々罷出申渡承、國元にも被遣候、參府仕候而より申付共埒明不申、我意之趣追日露顯仕、其上國許あやうき體不レ得止様子に罷成、五人之者願申上候而、御預けに罷成候様に奉存候御事、

一右五人御預之頃迄、國許に林内藏介罷在候、私儀未三月供仕、御當地へ罷越候事、
一正月九日夜之様子、城之門に足輕大將堅め罷在候、鐵砲持參仕候、其外城内へも鎧等持せ數多罷出、美作屋敷近所其外つまり、侍大勢罷在、或は鎧等ぬき身に仕、或は武器をいたしたるも御座候由、尤大藏、主馬、七左衛門、村田團右衛門屋敷々々に大勢集、徒廻り申候、甚敷儀に御座候、無紛儀人々存知たる御事、
一誓紙之儀は大藏家來之名宛に仕、何も家中より差出候、尤越後守方へ右誓紙其節取上不申候御事、
一安藤九郎右衛門儀、此元に而申立候は、越後守參府御より之儀に御座候、中根長左衛門誓紙之儀、私へ如何可仕と申候之間、合點不參候と返答仕候御事、

一國許に而誓紙破候は、四月初頃之様に覺申候御事、
一去々年國元仕置を不承、我儘成儀林内藏介初、其外存知之儀に而、是又無隠儀奉存候御事、
右被遊御尋候に付而、覺候愚意之趣、書認之而差上之候、以上、
四月十二日
小栗右衛門 書印判

一美作儀如何様之様子に而、御預之者共不和に成候哉之事、

右之子細私は不存候、美作儀家中之者共うとみ騒申段承、如何様にも越後守爲之儀に候は、切抜成共、父子共に暇給候共、又は大六に少々あてがいに而、私儀隠居仕候様に成共、越後守申付次第に仕度之旨、林内藏介、美作宅へ參候刻相願申候、私儀は内藏介罷歸候跡へ參候得ば、内藏介を以加様に願申候由、美作申聞せ候事、

一治左衛門通世之前、其方へも致相談候哉之事、
拙者と内藏介へ治左衛門申聞せ候は、越後に罷在候而は此砌自然被討殺などいたし候而も、越後守爲に還而あしく候、又命も存生候は、用

に立申儀も可有之と申候、私申候は此節漸三人同役之内、左様に可有儀に無之と、達而不レ可然由申聞候事、

一家中より最初に差出候誓紙文言存候哉之事、
大藏存立、越後守爲におゐては隨順可仕之文言、其外少々替たるも御座候得共、大形は右同前に而御座候、又間々替たるも御座候、誓紙三分一程差出し候後に、越後守へ申聞候かと存候、誓紙春中越後守方へ越申度由に候得共、不宣被存候故、請取不レ被申候に付、夏中迄大藏方に差置候、其後越後守より一統之誓紙申付候節は、使者右之誓紙請取、一所に越後守へ差遣申候、誓紙文言は誰ぞ好も御座候様に被存候、文言大圖相違無レ之段好手有之哉と奉存候、其後右之誓紙は越後守申付、燒捨被申候事、

一中度之誓紙越後守差圖に而候哉之事、
大藏たりといふ共、逆意於有之は早速申上、下知次第に可仕由之誓紙は、越後守差圖に而は無レ之候、上野介殿、大隅守殿、越後守へ御尋之節も、指圖不仕候由被申候事、

一五人之御預之者科落着之儀、一門衆相談之座へか
かり、様子存候哉之事、
右五人之者之儀、相談之座わか、り不申候故、
様子存不申候事、
一大藏上屋敷へ到着之儀、越後守指圖に而候哉之事、
大藏儀前廣中屋敷に落着可申様に風聞承候、定
而中屋敷は手遠にも候間、主馬、主水、長左衛
門など越後守に申候而、上屋敷に落着候哉と奉
存候、到着之日に越後守對面被致候事、
一家中出入之儀、御老中へ申越候節、美濃守、但馬守、
名を除候様に指圖の方には有之様に相聞へ候事、
家中出入之儀に付而、爰元より國元へ申遣候書
付に、一度美濃守殿御名も書申候へば、大隅守殿
御差圖に雅樂頭殿、大和守殿、御名計書可然候、
右之書付可相改之旨御申に付、御名除申候事、
一騷動前、美作金子、越後守藏に入置申候を請取申度
と申儀、いつ比之事に而候哉之事、
美作金子、越後守藏へ入置申候を、正月八日頃に
請取申度由、金奉行へ使越候由承及申候、藏開之
儀、十一日かと覺申候事、

一美作仕置等宜存候哉之事、
美作儀仕形惡敷候故、諸人うごみ申候とは存候、
然共國之仕置等之儀は、家老共談合之上申付候
儀候へば、總而風聞に申様には有之間敷様に奉
存候事、
右衛門方より申出候覺
一騷動之節合點不參候儀御座候、美作立退候は、
討留可申由に而候、十二日時分、越後守前へ大
藏、主馬、内藏介、拙者罷越候へば、美作仕置あしく候
は、隠居可被申付候へ共、御老中迄も御存知
之者之事情間、江戸へ可被申越様子に相見候處
に、主馬申候は、左候は、又騷動可有之候、早々
隠居被申付可然由申候、其時拙者申候は、何も爲
と申而の事に候は、騷動はいたし申間敷候由申
候へ共、主馬返答不仕候、其後大藏、主馬達而申候
故、早速隠居被申付候事、
一國元一圓靜謐不仕候、大藏方へも美作方へも家中
之者、前々之通出入可致、和順之旨申付候處に、大
藏方へ美作一家其外下知に隨ひ參候へ共、美作方
へ誓紙方之者不參候、誓紙不仕候ものかたへは、

商人も商賣不仕、醫者なども不參候様に罷成り、
誰差圖と申儀は無御座候へども、判不仕ものは
逆意同前候、其者之方に商いたし、醫者なども參候
儀、不仕様に誰となく申觸候事、
一去々年九月、主馬役儀被免候處、大藏一味之者、爰
元屋敷に而も騷申候事、
一誓紙不仕候もの共は、去々年御僉議候へかしと望
に存候、誓紙仕候者共は、きらい申候事、
一越後守參府之砌、中根長左衛門申候は、安藤九郎右
衛門仕形惡敷候間、此段誓紙を以江戸詰之者共、長
左衛門迄申候、如何請取可申哉と私へ尋申候に
付、誓紙之儀合點不參候と返答申候事、以上、
安藤治左衛門口上聞書
一騷動之起り存知候は、可申事、
騷動之儀、前方會而承不申候、美作隱居願申候
段承驚入、最前書付を以申上候通之心底に而、十
日に立退申候事、
一立退候節、右衛門、内藏介に相達候由に候、兩人尤
と申候哉、又不可然と申候哉之事、
國許を立退申候節、右衛門、内藏介にも私存寄之

通申候へば、兩人申候は、其方儀追付主人之役に
不立様に可罷成と、其方申通に我等杯も及
見申候間、立退候段尤之由申に付、早々立退申
候、美作には七日か八日に逢申候而、立退申候節
は逢不申候、
一立退候段、美作を爲申間候哉之事、
立退候段、美作を終に不申間候、申候は、家中
之者不審を立可申と存、不申間候事、
一美作儀、越後守藏に入置候金子請取候儀、其方指圖
に而爲請取候由に候、其通に候哉、又藏開と申事
有之候哉之事、
美作金子之儀、いつ頃請取申候哉、拙者儀は差圖
も不仕候間、會而様子不存候、藏開と申事御座
候かと覺申候へども、日限は覺不申候事、
追而差出候書付、
覺
一美作儀隱居申付候、爲御届片山外記、渡邊九十郎
差遣候節、國本靜謐之様に可仕之旨、家老共方へ
大隅守殿より御口上御座候、此上は主馬仕置一入
專一に候、萬事正道可仕候、美作隱居仕候へ共、何

とぞ大き成用之儀は美作方へ參、時宜により相談も可然哉、久々役儀相勤、古來之儀も覺可申候、總而和順之體、越後守爲に可然との御事候、久世大和守様より美作方へ御口上も御座候、尤騷動之節鎮り罷在候段きごとくに思召候、將又大六儀當分家老役無用にいたし可然候、大藏事も用事相勤候儀可致無用に候、自然越後守爲宜と存儀も候はば、家老共へ相談可然との御事候、外記、九十郎覺可申と奉存候、大藏用事相達儀は、越後守參府迄之内毎日登城、委細之儀迄不殘相勤候御事、一夫々年正月、大藏方へ之誓紙之儀、年内より年寄を以密々ふれ廻し候様子に御座候、其節天野一學と申者番頭役相勤候、此者之番組之内一人、年内より中ヶ間へ誓紙之儀申通候内、騷動以後私へ直に物語仕候、其もの唯今に國元に罷在、儘成儀御座候、最前如申上候、九日前は多く集不申候處、美作隠居之願申出、其上騷動に何も驚、且治左衛門遁世仕、此等之趣を以共相集り、總而誓紙等も大藏方へ取次御座候、七左衛門取次仕候得共、七左衛門方へ寄集相談仕もの大形定り罷在之由に御座候、其外

七左衛門方々に仕者共御座候而、其手筋々々相ふれ候故、内談の知せも早速能通じ申之由に御座候事、

一美作儀に付、且仕置等も不宣之旨、騷動前大藏、主馬一言も私共へ不申聞候、目付役仕候九十郎、是又聊不申聞せ候、美作儀何も相談之節、一人立是非と申様に而我理を立申たる儀無御座候と奉存候、諸人うごみ申候儀、之は美作惡敷と相見得候、乍去最前如申上候、風聞のごとくに諸人うごみ申儀に而は無御座、尤相談之上、非義之仕置差而御座有間敷と奉存候御事、

右今度委細之御尋に付而、又候存知出し書付差上之候、以上、

四月十六日

松平越後守内
小栗右衛門 書印

謹而言上仕候
一拙者儀國許立退候刻、相役林内藏介宅へ致同公、小栗右衛門も有之相談仕之所、ごかく國許に有之候ては主人之役に立難候、立退可申思案尤之事のよし相談相極申候、此一儀何も同事申に哉と

天和聚訟記卷之四

五月十日、小栗大六差出候書付

御尋被遊候、先書には書し不申候へども、御ふしん被遊候間申上候、去々年之冬かご覺申候、内藏介より拙者一門安藤喜兵衛迄、池田意三ご申はりたてを以申し候は、治左衛門國元立退申候事は、越後守爲に立退申候、内藏介宅に而何も尤ご申合之儀、まぎれ無事候間、様子心安可存候旨、委細に申越候、此儀隠れ無御事候、喜兵衛と申仁は御旗本に罷在候處に、近き比相果申候へども、池田意三儀は今に松平三河守扶持人に而罷在候、右之使之儀は右衛門も定而存たる事可有御座候、殊意三儀は使を仕たる者に御座候間、猶以其節之口上を覺可申候、此儀御尋被下候者、難有可奉存候、以上、

四月十六日

安藤治左衛門書判

天和聚訟記卷之三終

一同姓美作儀日來申候は、我身は如何様に沈候とも、我功をば不立可立ものと申聞候付而、定而ケ様の趣申上まじく候と奉存、此段奉申上候、去々年正月九日之晚、越後守家中、過半具足を着、弓、鐵砲、鎗、長刀を拔連、美作宅に越後守下知無之候に押寄取巻候處、父美作申候は、親類家來并與力之輩一人も罷在間敷、罷在候而は越後守爲に不罷成候、乍恐上様之可爲恐、早々罷歸、面々宿に罷在、火之本等之下知堅可仕候、譬ば我等父子之首を捕る共、必以騷動不仕、公方様越後守御長久御繁昌之内は御穿鑿可有儀に、不謂心入に候、我等先祖之儀從權現様中納言様へ御付被爲成候へば、如何様成不義之輩に出合候ても、首をのべ、不義之者に首を相渡し、當分國本靜候が、天下之可爲忠節、越後守殿、三河守殿之奉公不

可_レ過_レ之候、其節美作彼謀叛之者共_ニ同心を合、責戦仕候は、越州は不_レ及_レ申、近國迄所々騒動に而可_レ有_ニ御座候、於_レ然は大亂と可_レ罷成儀體に相見へ候と奉_レ存候、五代以後侍之一命を捨、天下のため主之爲に當分之恥を不_レ顧、忠功第一に仕、首をのべ一命を捨罷在もの、古今に其類多不_レ承候、

一永見大藏、萩田主馬、八百七十餘之家中之侍、密通に誓紙を爲_レ致、其上越後守領分之内、百姓町人寺迄、過半かため引付、頭々に判形をならべさせるは如何成儀に而御座候半哉と奉_レ存候、此段定而親美作申上間敷候、近國近所之御大名に御尋にても、其隠は有_ニ御座候間敷候得共、併人々身之上大事に存候へば不_レ存と被_レ申、證據に不_レ成時は皆偽に罷成候間、定而小栗右衛門も申上間敷候、

一四月十八日晝七ツ半時より明六ツ迄、正月のごとく又押寄申候、併是は人數揃之場概と、此方よりは相考候、左様に見得申御事に御座候、是も甲冑を帯候は正月のごとくに違無_ニ御座候、一拙者親子之者少成共心に不忠不義成儀御座候は、

中々只今加様成御穿鑿可_レ有_ニ御座候とは體に不_レ奉_レ存候、此を以相考候へば、拙者親忠功御忠節仕上りと奉_レ存候、

一我等父子を奢者と申上候、又大藏、主馬は越後守家中之侍に八百七十餘人、百姓町人寺々迄頭々に判形爲_レ致、侍に相添、場概之押寄迄仕候は、乍_レ恐天下をも不_レ憚、越後守下知をも不_レ請我儘成仕方、何方か奢に可_レ有_ニ御座候哉、此段宜敷奉_ニ願上候、

此旨達_ニ上聞候も不_レ奉_レ存候へども、私之儀は母之由緒を以申上候、公方様言上と申は憚多奉_レ存候、母迄申達候、哀々母之由緒を以何も様迄御注進申上候、不_レ苦候様に思召候は、何ぞぞ御取上被_レ成、何様にも宜御計被_レ成被_レ下候は、過分至極可_レ奉_レ存候、偏に奉_ニ願上候、以上、右は御尋被_レ遊候儀有_レ之付而被_レ爲_レ召候、依_レ之存寄之分書付差上申候、此外存寄無_ニ御座候、以上、

五月十日
小栗大六長治判
稻葉美濃守様 大久保加賀守様
堀田筑前守様 板倉内膳正様

阿部豊後守様

五月十日
小栗大六口上聞書
一正月四月の騒動之儀、直に見申候哉、又及_レ聞申候哉之事、

右兩度之騒動之體、直には見不_レ申候、傳承申候、一兩度之騒動、如何様之儀に而發候哉之事、何事も存知不_レ申候、若場ならしにも致候哉と推量に奉_レ存候、

一場ならしとは如何様之事に而候哉之事、場ならしと存候は、若越後守可_レ致_ニ逆心ため_ニに而候哉、是は推量に而御座候事、一去々年越後守殿參觀之節、目見罷出候哉、不_レ出候哉之事、

病氣に而不_レ罷出候様に覺申候、一於_ニ國許_ニ往來之節、家中之者共行逢候刻、乗物より下_レ候哉、又乍_レ乘致_ニ辭儀_ニ候哉之事、中小姓以上之者迄には乗物より下申候、一美作金子預け候を請取候はいつ頃に而候哉、何用に而請取申候哉之事、

金子藏の預け置候を請取候は覺申候へ共、何用に何時分請取候は覺不_レ申候、一藏被_レ之事、正月十一日に候哉之事、此段は一圓不_レ存候事、

一去年正月九日之晩、同四月騒動仕候起之様子、今以從_ニ何方_ニも不_レ承候、今朝も申上候通に而御座候、

一安藤治左衛門遁世之儀、此段も如何様成様子に而仕候も不_レ奉_レ存候、且同姓美作宅に參候も不_レ參候も、私儀は今朝申上候通、少々病氣に而勝手に罷在候故、表向之儀曾以不_レ奉_レ存候、同姓美作御尋候者、具相知可_レ申候、

一拙者儀越後守養子に成候沙汰御尋之趣、此段も今朝申上候通、右之沙汰承候儀覺不_レ申候、乍_レ去今朝は致_ニ失念_ニ申をとし候、左様成儀も越後守家中之者共申ならはし候と相見得候か、又者申立候か、正月十五日過に家中之者共越後守申聞候は、掃部養子之儀は少も無_レ之事に候由に而、強誓言を以申聞候由風説に而候哉、右之段承及候、尤右申上候

通、正月九日騒動前、養子之沙汰之儀承ざる御事候、

一亡火之儀、此段も今朝申上候通、曾以不奉承知候、尤左様成惡意、父子共少も無御座候、

一越後守參觀之節、出仕不仕候儀御尋被遊候、此段は今朝申上候通、其節病氣かと存候、并家老共遠慮之體、先當分時節柄にも候間、諸事遠慮可然と申聞候共覺申候、

一越後守藏に支配方々、同姓美作相頼預置候金子千兩之儀、如何にも美作請取候様承及候、日限之儀は覺不申候、

一拙者儀、越後守被申聞候儀式之様子、永見大藏同事候哉御尋、此段も今朝申上候通、先年越後守儀式被申付候時分、永見大藏次に被申渡候、越後守に而も又は家老共成共御開被成候者、彌健成儀相知可申と奉承知候、以上、

五月十日
小栗大六長治書判

御奉行衆中様

昨日御老中様迄差上候書付より外は、昨朝も申上

候通、存寄無御座候、

一右之内自然四月騒動之様子承候分、并心底迄申上候付而、人數揃之場ならしかと私愚意思慮迄書上候、昨日差上候書付、委御覽被遊候は、不殘御合點可參候得共、爲念申上候、右私見立者、永見大藏、萩田主馬、越後守家來之者共より、密通之誓紙取、其上町在之寺迄過半判形並させ候様承及候、其上に而四月騒動仕候故、惡意之心に而可有御座かと奉存候、尤少に而も其節此方より惡意有之、さは候儀少に而も有之候は、左様は存間敷候得共、成程静り罷在候に、俄致騒動候故、何共合點不參候、何に而も申上度御事は可申上旨、昨朝依仰渡、昨日之書付之内之儀に而御座候得共、自然書付御覽被遊、難御見分御事も可有御座かと奉存申上候、其外昨日申上候通、幼少故從何方も何事も不承候、

一此外御不審、并昨日之書付出し候通より外は、昨朝も申上候通無御座候、尤書付之内御不審懸り候而も、書付之外は不奉存候、以上、

五月十一日
小栗大六長治書判

御奉行衆中様

片山主水

口上之覺

越後守家中出入に付、御僉議之趣、乍恐奉仰其意候、

一今度家中騒動起り之様子不奉存候、風説には如何様仕置者わのいきごをり相聞へ申候、近年小栗美作作法不宣候故、家中之者共、越後守爲を存申出候付、未之正月九日之夜、美作立退可申由風聞御座候故、家中さはぎ申候、私儀縁者に御座候得共、近年美作儀不相に付、出會も不仕候得共、越後守爲大切之砌故、其夜美作宅の參、忠義之事之間、不及兎角、靜候儀肝要之由申なため、萩田主馬方へも彌靜候様にと、同名兩人之者共に申越候事、

一五人之者科之極候様子之儀、委細は不奉存候、右五人之者之儀に付、越後守一門中并出入之衆相談之次第、穿鑿之様子、委儀は不奉存候事、

一越後守儀にうはむひふかく御座候付、何も父子へは少々も存念無御座候、先年五人之者預け之節、御目付衆の私愚意申達にも、五人之者共、其外何も越後守爲を存申立候得共、いきごをりを申候

儀、不了簡に罷成、五人御預け不便成儀と挨拶仕候、不及迄も雙方相靜申様に仕たる事に御座候、

片山主水吉尙印書判

毛頭かたんの心差無御座候事、

西五月十一日
片山主水吉尙印書判

五月十二日
安藤治左衛門

一越後守ためあしき儀も候は、可申披ため、國元を立退申候は、其時より此段を可申と存覺悟可有之事候、幸今度御僉議之事候間、存寄之儀も候は、委可申事、

大藏方之者共、越後守ためにあしき儀も申懸候は、其段可申披と存候而立退申候、兼而此段を可申と存、覺悟仕たる儀は無御座候、

片山主水

一美作と不和之儀、何年程に成候哉之事、六七年ほど以來に而御座候、美作所行不宣候に付而、異見申候得共、用不申候而、美作方より遠ざかり申候、其上與力持之者共、大六罷通り候時分、何も番所よりおろし申候間、おろし申様に山林内藏介、美作内意之様に申聞候、忤式部にも山

崎九郎兵衛申候得共、父子共に合點不仕候、それゆへにても候哉、おのづから遠のき申候事、

一未の正月九日、美作方へも參靜め申候哉之事、

九日の晩、何となくさはぎ申候付、様子承候へば、美作立退候は、留可申由にて、次第に騷動申候付、事出來候而は、越後守爲あしくと奉存、美作宅に參、靜り申様にと申宥め、又主馬方へも私同苗之者兩人差遣し鎮め申候事、

一大藏方より正月十三日呼に越候而、一統之誓紙仕候様に被申候得共、越後守父子之ために不

宜存、私は誓紙任まじき旨申罷立候、其座に本多七左衛門、津田左門、渥美久兵衛、野本右近罷在候事、

一大藏申つけの誓紙之宛衆所に、拙者と主馬書付候故、私名を削り申候事、

永見 大藏

一先年國元家老共方の遣候狀之内に、從公儀被仰付候段、越後守心には叶不申候へ共、從公儀被仰付候儀に候へば、無是非被申渡由、此段如何之事、

家中忠不忠を分候而不被仰付候ば、分明には無之様に越後守被存候へども、公儀の奉願上、御穿鑿有之儀に候へば、越後守仕置被申付候迄は、成程靜り申候様にこの心に而申遣候事、

小栗右衛門口上

一當主馬親軍人四代以前、主馬より家督讓申時分、高之内五千石減申候、其節小栗五郎左衛門、家老役いたし、其故今美作と底根中惡御座候と奉存候、此段主馬家老瀧清左衛門悻新六、手前與力之養子に參、其者申聞せ候事、

小栗 大六

一去々年正月九日騷動之曉、片山主水見廻候由、彌左様に候哉之事、

主水參候段、私儀は部屋に罷在候故不承候事、一大藏、主馬惡心と書上候は、如何之様之事に候哉之事、

右兩人、家中之者共一統之誓紙を取、騷動いたし候は、越後守の逆心とも奉存候事、一美作儀に付而、何に而も言譯に可罷成事も候は

ば可申候事、

美作仕方忠義と存候上は、申譯可仕様無御座候事、

一往來之時、中小姓以上に下馬いたし、其已下のものには下馬不致候哉之事、

中小姓以上にも、土手之打目など急に行逢、下馬いたし候間無之時は、御免被成候様にと申候儀も御座候事、

小栗 美作

一騷動之時、越後守より檢使も參候は、首を伸可被討覺悟に而居候由、兼而忠義を存、身に誤無之候は、左様之待まうけは有之まじき事にて候、未熟成存寄之様に候事、

林内藏介參候時申候通、越後守方家中之者共、私儀を訴、惡に極り候て、如何様之儀に被申付候共、少も違背不仕、存寄次第に被申付様に可被行覺悟に而罷在候事、

萩田 主馬
岡島 壹岐
片山 外記

本多七左衛門
中根長左衛門
渡邊 九十郎
右之者共前々致言上候外、可申上儀無御座由申候、以上、

一去々年騷動前、永見大藏、小栗美作威勢之儀、總而之様子は、大藏各別結構に御座候而、家中之者共敬申候、乍去美作儀代々用をも相勤候故、人々心入もらい申候、威勢様子大藏とは各別に御座候、騷動以後大藏威勢と申、家中之者おもんじ申候體、就中越後守御當地に參府以後、國元に而之様子は絶言語たる儀と申候御事、

一去々年正月頭取之者共、人々すゝめ引入候而、誓紙等集申候、最前も如申上候、大六養子之儀、成程實事を存候様に申候而、私をも多加谷内記と申者坏すゝめ申候御事、

一畢竟之様子、騷動徒黨之趣、剩其後之仕置用不申體、旁以不届至極奉存候御事、
右は委細被遊御尋候之間、書付差上之候以上、

五月十二日

松平越後守内
小栗右衛門印書判

覺

一 去十二日御尋被成候鹽硝之事、其節申上候通、合候藥に而も鹽硝に而も、四月騒動之時分者、少も手前に無之か覺申候、近年越後守藏に預け置候かと覺申候、且山屋敷在之時分は、山屋敷同姓美作差置候かと覺申候、美作の御尋候は慥成儀相知れ可申かと奉存候、

一 同姓五郎左衛門代より越後守藏に、金子三千兩預け置候様承及候、尤右之内二千兩、美作代に罷成遣、殘而千兩は正月請取候様に覺申候、同姓美作の御尋候は相知可申と奉存候、

一 片山主水儀、正月九日之晩に、參候も不參候も、去十二日申上候通、私之儀覺不申候、

一 亡火之儀、以書付申上候通不奉存候、尤其以後風説有之候と相見得候へども、事過其上心留不申候故覺不申候、乍去致失念不申上候に付書上候、亡火之儀同姓美作、林内藏介、片山外記、多田番右衛門、越後守申渡之書付、父子之者共其持參

に而參候刻、亡火之儀無之由、右三人之者共美作相斷、兎角屋敷之内、右之様成惡所在之候か、見可給由斷候か覺申候、右三人之者見申に不及候、何とて左様成儀可有御座候哉、於然は越後守の申遣可給旨申候かと覺申候、同姓美作の御尋候者慥成儀相知れ可申と奉存候、其外吳々申様存候得共覺不申候、右之儀只今乍憚神以奉浮出心候故運成候得共申上候、萬一覺成儀も可有御座候間、同姓美作の御尋候は、慥成儀相知れ可申と奉存候、

一 先日御尋被成候、先年越後守、大藏次に申付候以後、家中の時宜之儀、中小姓位迄乗物よりをり候かと覺申候、又一には使番位迄乗物よりをり候かと覺申候、其節申上候通、若年に御座候故、しかこは覺不申候、不分明に奉存候、尤去々年大藏初五人御預け以後、先年越後守申付候儀式之儀、從此方相願望之通、越後守申付候以後は、家中之者共の時宜之儀、中間與力持並にへり下り仕候、尤總別之儀諸事脇々並に隨分へり下り仕候かと奉存候、

一 越後守近年病者に罷成、何事も仕置之儀、同姓美作

へ越後守一人に相任せ候哉御尋、此段も去十二日申上候通、越後守近年病者に罷成候哉、曾以不承御事候、尤何事も同姓美作相役之者共と少之事も致相談候様承及候、尤越後守の承、越後守申付候通に申渡候様に承及候、然其私儀は御存被遊候通、幼少其上右之職に而も無御座候故不奉存候、越後守の御尋被遊候は、相知れ可申と奉存候、

一 越後守、拙者の去々年家督申付候刻、安藤平六、拙者の太刀折紙に而逢に參候哉御尋、此段も去る十日申上候通、平六に限り終太刀折紙に而も其外之者に而も持參に而相越候儀、曾以無御座候、尤越後守、大藏次に儀式先年申付候時分、其以後太刀折紙に而參候者共二三人も有之様に覺申候、去々年家督を取候、其砌誰にても逢度由に而參候者覺無御座候、

一 安藤治左衛門、日來之様子宜者に候哉、亦是惡敷者に候哉御尋、此段も去十二日申上候通、表向へかは之様子并辯舌、從拙者共は宜相見得候へ共、終何に而も致相談、心底不相考候故不奉存候、

一 永見大藏といつにても一所にある候儀覺不申候哉之御尋、此段も去十二日申上候通、終致同道ある候儀覺不申候、道筋違候故と奉存候、

一 同姓美作舊冬被召、則當分御預けに被仰付候間、親之儀に而も候間、大藏方之者共儀開合、品御當地の可參御事に思召候由御尋、御意之段重難有奉存候、先以御詮議之品一圓何共相知れ不申候、第一恐上を致逼塞罷在候が父子共爲宜由、本多監物、小栗右衛門申開候付、右之様成所には少も氣付不申、致逼塞罷在候、且又小栗兵庫、小栗十藏も右之通相見得、至子今致逼塞罷在候、去十日差上候書付之通、大藏方惡敷段は其隠御座有間敷と奉存罷在候、於然は美作功之儀に而も可申上候事と萬一御不審可被懸と奉存候、此段も正月九日之晩鎮り罷在候儀などは、其隠無之、尤其刻早速御老中様方にも御存之由に相見得、同姓美作の片山外記、渡邊九十郎、騒動以後御當地の越後守より國之様子申上候由に而、右之兩使御當地の差越候由、兩人罷歸、美作の書付持參候而申開候趣は、九日之晩父子共鎮り様子無殘處、

其外吳々委書付仕、同姓美作の讀聞せ候様承及候、然上は上々も御存知之御事かと奉存候、且私之儀差而申上候儀も無之候に、相願御當地の罷越候へば、少は何と哉覽、又々自然騷動之様罷成候へば、前廣越後守父子之爲と存、鎮り罷在候儀水にも成可申かと思意故に御座候哉、右之通奉存候故、致三逼塞罷在候、尤一門共にも其心に相見得候かと奉存候、私申上程之儀者、皆々上々も兼而御存之御事かと奉存候、其上永見大藏差圖なども在之、同姓美作役儀之訴訟申上、何様にも鎮り候様にと奉存、願之通越後守申付候、且是に而も家中早速不鎮者、越後守爲に不之宜と美作奉存候、隱居迄相願仕候、其以後美作計之家中之憤りに而は、早々越後守下知之通相鎮り可申處、不三相鎮一吳々致我儘、殊更家中之者共無言之輩多く出來候様に承及候、殊御老中様方之内、越後守父子、松平大和守、松平上野介、渡邊大隅守殿相談御加り、吳吳越後守様より越州の申越候へ共、此段も一圓不用様承及候、且其砌三河守何方の出候節なども、供など病氣之由に而大藏方一味之者は不仕儀な

ごも在之候様承及候、尤使などにも病氣之由にて三河守の事か、せ候様に承及候、因茲判形不仕者判破り之者計相勤候様其頃承及候、右之様子相考候へば、何共合點不參候、私親計共不奉存候、第一越後守父子之憤りか其奉存候、其外吳々可有御座候得共、事過候故致三失念候、然ば此度は同姓美作之儀、兩度之以御尋相考候へば、申上候と相見得候、私之儀は右之進、去々年之様子覺罷在候故、越後守父子之儀に付御穿鑿かと奉存候而罷在候、且去十二日申上候通、第一愚意に御座候故、諸事に氣を付不申、美作儀計に成可申とは不奉存候、右之品々故、諸事相考、何事も愚故と奉存候、一何に而も申上度御事には、風説共聞及候分可申上旨被仰付候故、去十二日も申上候通、愚意故諸事に氣を付不申候故、體成儀共は不奉存候、大藏方仕方惡敷御存不遊候は、野本右近可存候間、被召寄御尋可被成候、一同姓美作儀、越後守家中之者共より、何様成憤り有之訴可申哉之御尋、此段も曾以不奉存了簡

宜敷様奉願候、以上、

五月十五日

御奉行衆中様

小栗大六長治判

渥美久兵衛差出候書付

乍恐申上候

候、其頃風説には永見大藏一組之小野里庄介、調島將監、其外頭取之者二人三人宛あるき、又者呼集、虚説を作り、或私之儀越後守養子に成候など、其外吳々偽りを以だまし恨爲持候様申聞せ、其上に而勘堅候様、虚實之儀は不奉存候得共承及候、野本右近などに御尋候は相知れ可申かと奉存候、一去十二日申上候通、同姓美作儀不及申上候得共、越後守父子之者共之奉公爲心入隨分相勤候様に承及候、且越後守爲と存、當分鎮り候儀第一に奉存、役儀殊隱居迄仕候、并騷動之晩之心底、旁以慥に忠義之者と奉存候、尤日來之作法も無殘所も一樣見及候、右之段先日具以書付申上候得共、又々就御意、數度不願憚を奉申上候、一右は去十日以書付申上候通より外は、存寄も無御座候、去十二日御尋被遊候儀、虚實之段は不奉存候得共、御返答何も様迄申上候、尤再三從御意、思慮迄申上候、兼々御存可被遊儀と乍恐奉存候、且去十日差上候書付之通、同姓美作儀乍憚忠義之者と奉存候間、何も様迄申上候、何とぞ

一騷動之初り曾而不存候、私儀火事に逢、城下より二十町計り遠所に有之屋敷に住居仕候、然處自分與力一兩人、是も遠所に罷在者共に御座候が、かけつけ參、家中さはぎ申候由申候に付、私も罷出候得共、雪中に而道惡敷漸馬出邊迄罷着承候得共、夜も更最早騷動もしづまり申候付、家來を以城筋之體迄も承候へば、相替儀も無御座候付、其夜は自分上屋敷に罷在、翌日致出仕、越後守様體窺候へば替儀も無御座候に付、下屋敷の罷歸候事、一四月十八日之騷動之儀、此時分は上屋敷に住居仕候得共、騷動しかく不存候處、林内藏介方より以使家中さはぎ申候由申候而、其身も追付、私宅に見廻に參候付對談仕候は、前々越後守被申付候通、城に可罷越候、左候は、片山外記方へも此段可申越由に而、則内藏介以手紙申越候

ば、家中さばし申候間、城に可罷越候條、其方に
も可罷出候哉と申越候、返事は追付しづまり
可申間、今少見合可申由に候、追付又右之趣外記
方へ申遣候得共、是にも右之通返事に御座候、其内
さはぎもしづかに罷成候に付而、内藏介儀も宅に
罷歸候事、

六月朔日

渥美久兵衛

小栗兵庫差出候書付

乍恐差上候口上之覺

一去未の正月九日之夜、家中之侍大勢兵具をたひし、
小栗美作宅に取掛申候、少も取合候而は越後守爲
惡敷存候間、父子首をのへ、於被討は騷動可相
鎮之由に而、其節少々馳參候與力等迄かへし、門を
打、親類縁者迄入不申候、此騷美作立退候風聞に
付而の事と主馬など申候、たとい實に立退候共、越
後守無下知にて、みだりに甲冑をたひし押寄申候
事可有之様に不被存候、其上目にみへたる事も
なきに討留可申由、越後守に主馬相伺候、若討留
候様に被致下知候共、爲を存候は、一往諫可
仕事之様に奉存候、如何様故有様にも被存候事、

一同年四月十八日夜之騷動、大方正月に同前、此比廿
日計以前より、小栗美作、本多監物屋敷に亡火と申
火を拵置、近日城下不殘燒拂候由、何ものか申な
らはし候、いか様之事に而申させ候哉、其段不奉
存候、其比取沙汰仕候は、正月之騷動、大藏、主馬落
度之様に候付而、何ぞぞ美作にさわがせ、今度之さ
はぎ美作方より仕出候由、爲可申立候様に風聞
仕候、實は不存候事、

一家中于今しづまらず候事、是又如何様之所存に
而、或は暇願、或は欠落仕候哉、其段不奉存候、舊
冬より岡島壹岐、本多七左衛門、暇を願申候間、幸
此兩人に御尋被遊候は、定而相知れ可申様奉
存候事、

右依御尋、如此御座候、此外何に而も可申上事
無御座候、以上、

西六月朔日

御奉行所

小栗兵庫書判

林内藏介差出候書付

乍恐公方様御代々堅御制禁之誓紙取、美作を訴申
候事、去々年未の正月承申候、加之美作高田立退
候旨虚説申、正月九日之夜騷動爲仕、家中之面々
大藏、主馬、七左衛門宅へ手下之様に爲馳集、或は
具足着、或は弓鐵炮杯に而夥敷騷動仕候、此儀も
越後守無差圖、而如斯仕候事、

一右騷動之節、美作儀門内へ出入堅相止、且美作惡意
之存念毛頭無之故、可立退志も聊無之、縱如何
様に成候とも越後守爲に候得ば、少も敵對可申覺
悟無之、靜罷在候と承申候、

一正月十七日、越後守家中之面々被呼出、美作儀世
俸大六可致養子、逆意之存念毛頭無之旨、直に
被申聽候、

一右之通家中之面々大六養子之儀、美作逆意金無
之段、越後守直に被申聞、其上美作役儀赦免之
訴認申、其後隱居之競望仕候處、願之通被申付候
事、

一越後守參府以後、四月十八日夜騷動爲仕、弓鐵炮
等に而爲馳集申候、

一四月十八日、於東武被申渡由に而申來候は、

之夜罷出、越後守へ相伺申候處、美作立退可申覺
悟有之之間敷候、乍去自然立退候共、其通に可差
置之由、主馬へ下知仕、相鎮め申由承候、

一四月十八日之騷動、是は美作亡火と申物をうづめ
置、家中を燒拂申由浮説有之、騷動申候由に候、此
儀に付而、美作宅へ片山外記、我等相招申聞候趣、
外記書狀相認、其節越後守、東武に罷在候故申越
候、

一大藏、主馬、本多七左衛門、以相談一儀存立候由、
正月六日に承届候、相考申候處、越後守父子爲甚不
宜仕方と存候故、七日之晩、夜に入、大藏宅へ罷越
異見仕候得共、用不申候、於御尋は口上に可申
上候、以上、

六月二日

林内藏介書判

安藤平六差出候書付

口上之覺

一小栗美作儀逆意之存念有之、三河守を押退、俸大
六可致養子、企有之由虚説に候、永見大藏、萩田
主馬、本多七左衛門、其外頭取之者共より下々申
進候而、越後守差圖も無之處、結徒黨成誓約、

致和順大藏宅へも參上、美作宅へも參候様に被申越候間得其意、大藏宅へ五月五日、美作一族其外之者共罷越候、其以後も禮日には被申付を相守、禮儀を勤、大藏宅へ罷越候得共、大藏、主馬、七左衛門へ隨順之者は、一人も美作宅へ參不申候、尤美作宅へ出入は不及申、美作一族其外之者にも無禮無言仕候、

一六月一等和順仕候様に東武より申來、越後守、三河守爲第一存、和順可仕との誓紙仕候、然共其以後も和順不仕、不通不禮無言甚敷、不相靜候事、一去年末の正月誓詞不仕候私存念は、先以結徒黨成誓約候儀、乍恐公方様御代々堅御制禁承候、且越後守無差圖而大藏企一味之誓紙仕候而は、一列之誓紙に罷成、天下之御制禁相背に事重く奉存、然ば越後守三河守爲にも不宣候と奉存詰候故不仕候事、右之通御座候、此外可申上儀も無御座候、以上、

西六月二日

松平越後守内
安藤平六書判

野本右近差出候書付

乍恐申上候

一越後守家中出入之儀、根元は何様之意趣に御座候哉、此段は曾而不存候、去未正月八日、岡田求女、攝津與市、多田甚左衛門、長岡新兵衛と申者、私宅に罷越、小栗美作數年悪行に付而、大藏思立、侍共大勢隨順、一兩日中に美作をつぶし候、依之追々一味可仕旨誓紙持參候間、拙者にも出候様にこそすめ申候、私申候は美作數年之悪行不不知、且大藏存立し意趣も不存候、然ば粗忽に誓紙出問敷と申候へば、誓紙於不出は私をもつぶし可申由申候故、其段は何様にも計ひ候へ、一圓不罷愚意候由申切、同心不仕候事、

一同月九日之暮時分、城の萩田主馬罷出、美作立退申候間討留可申旨窺候處、越後守少も狼藉仕候はば主馬可爲越度之旨堅申付候由承申候、同刻侍共弓、鐵炮、鎗、長刀に而、美作屋敷近邊、三之丸馬だまり、其外所々固申候、私儀は美作、主馬不義之事情は可申聞之旨、兼々目付に被申付候間、様子見届爲可申、美作方に參、則美作に對面

仕候へば、美作申候は、ケ様之騒動、越後守爲に不宣存候、若押懸候は、父子之首を相渡より外に無他事之由申候、尤立退申様子少も見へ不申候間、則城に罷出、越後守様體を相伺罷歸候事、

一同月十日、城に罷出、越後守へ致目見、其後大藏思立と申前誓紙取候段爲可承、大藏方へ參、對面仕、其意趣尋候へば、美作仕置不宣に付而異見之爲め、侍共誓紙取申候由答申候、私申候は左様に異見可有之候は、一分に而も不成事候哉、ケ様には大勢をかたらひ家中をさはがせ候段、越後守爲とは不存候、第一天下御制禁之誓紙取候事、如何之旨申候へば、尤至極之由、其後片山主水、渥美久兵衛、私三人を相招、いづれに誓紙仕くれ候様に頼申候、不罷成由、主水申罷歸候、久兵衛、私儀も右之通申切罷歸申候、一座に本多七左衛門、津田左門罷在候、兩人様々誓紙仕候へと申候得共、承引不仕候事、

一同月十一日、越後守前に而、大藏、主馬申候は、小栗大六養子致候様承、家中侍共以誓紙美作事訴、騒動仕旨申候由、越後守曾而無之儀と爲申聞候

故、偽に付而左候は、美作早々隱居申付候様に申達候由、拙者城内におゐて主馬に申候は、美作仕置悪敷との事に候は、其方科のがれ有問敷候、美作一分に悪敷事候は、何とて異見をも不仕候哉、然所大藏をす、め以誓紙大勢を催し、比與之仕形、越後守爲に曾而不相見候由申候へば、一々尤至極之旨申候事、

一風説等之儀、其外にも可申上之旨、尤其節之儀に御座候故、誓紙方より醫師等、或町商賣物、在々より薪入申候者杯驚かし、無判之者共方へ留申候由、然共私方へは雙方より左様之振廻不仕候付、其段不分明故不申上候事、

一四月十八日騒動之儀、其頃は御當地へ罷在、様子不存候に付不申上候事、
一今國元之様子、先日御上使高田へ御越不罷成候前には、小栗一家は勿論、無判之者共初、判破候者共不殘つぶし申旨下々等申觸候、御上使御着以後は其沙汰不承候、私儀病氣に付、去後の八月、三河守方に於て致赦免之願申達候處、其通に申付候而、國元へ罷歸、病氣爲養生引籠、越後守在國

之内は折節目見罷出、養生之外、他事無御座候付、諸事不承候故不申上候事、

酉六月二日

野本右近 書判

小栗十藏差出候書付

乍恐申上候口上之覺

一松平越後守家中出入發端之儀、如何様之事に而出来仕候哉、拙者儀者不奉存候、小栗美作訴へ誓紙被遣候儀、世上に廣り罷成候而、已後に奉存候、一家之者共には深隠申候と相見得候事、

一未の正月八日、永見大藏方より拙者に用所候間參候様に、こ以使申越、小栗兵庫并拙者伯父小栗權太夫、只今は法體之名雲友と申候、右兩人方にも申遣候旨申來候、拙者儀は午之極月より打身強痛、正月元朝之出仕も延引仕候故、中々參候儀罷成間敷候、乍去大藏使之儀に而候故、自然虛病も仕候か、可被存候間、此痛を見候而歸候様に申、家來に手を被引罷出返答申遣候事、

一同月九日之夜、拙者儀は最早臥り罷在候處、家人參候而世上物騒敷、人足繁く、色々得道具を持、追手之方々參候由申候付而無心元存、家人に手を被

引門脇より見申候得ば、家來之者申聞せ候よりは人足多、右之通道具を持、美作を責つふし申候由、ひそく語通候付而氣遣に存候て、家來之者一人、美作方へ遣し候得ば、中々美作屋敷之近所は夥敷人數に而、鍵を雪之上に突立罷在候、右之使者美作門迄參り様子を見申候へば、屋敷之内は成程静り有之候、門番申候は誰々被參候而も内には入不申候、使之段は可申之由に而取次之者一人呼出し、口上申候へば、其段後刻可申聞候、與力共少々見舞に參候へ共不殘歸候之由申候、如何様成儀に而屋敷へ押込候共少々手むかひ仕間敷旨、屋敷之内に罷在候者共に申付候由、様子は美作に委御尋被遊候ば可申上候、拙者儀は右之痛に付而美作方へ見廻不申故、如何様之儀も曾而不奉存候、右騒動之人數、明け七ツ時分には一人も見不申候、是は宿所に罷在、拙者儀に見申候事、一右之節美作方に見舞不申候も、參候様に申上度儀に奉存候へ共、世上に隠れ無御座候に付而如斯御座候、美作を打つふし候様に申廻り候之處、家人一人指越其通に仕候段は、自然は臍甲斐なき

者と可被思召候へ共、拙者奉存候は、先以右之痛故、自然之事出来之節も中々何之用にも立申間敷候、其上美作を打つふし候者道に伏勢を置、拙者小身之儀五七人之家來計りに而美作方へ參候共、一人も通間敷候、然上は此儘宿所に罷在、如何様にも可罷成と奉存罷在候事、

一同四月十八日之騒動も、正月九日之夜之通に而御座候、正月騒動之後、美作一家并與力共に申付候者、如何様之儀出来候而、美作方は亂入候共、必見繼申間敷候、自然之儀も候は、父子共首を延被打可申候、其上には如何様從公儀御吟味可有御座候、兎角越後守爲に而候間、申而も萬一重而騒動之儀有之候とも、使に而も越申間敷之旨堅申付候故、四月之騒動にも見舞不申候、其外之者共之儀、拙者は不奉存候事、

一右騒動之節は、小栗主殿、本多伊織と申者之方より、世上又々騒動仕候間爲知申候由申越候付而、少々遅く承付候、拙者屋敷之前、少西之方堀之はたにも、道具は持不申足拵仕候者三三人、其内十人程は居敷、殘之者共は立候而罷在候、是は自然

私を押へ之爲にても可有御座候哉、次第に何方へ參候共なく、右之者共見不申候、夜八ツ時分には美作近所にも一人も見不申候様に承候、正月九日之夜よりは少早く引拂申候事、

一同四月十八日、於御當地被仰渡之由に而、同月廿二日高田へ申參候は、家中之者共、和平無之、互に出入も不仕候旨、越後守爲をも不存候由被仰渡之旨に付、同廿五日頃にははや本多監物儀は大藏方へ參候、美作一家之者共、并出入之者共迄一人も不殘、五月之節句大藏方へ之禮儀相勤申候、萩田主馬一家、其外大藏方へ出入之者共、美作方へは不參候、自然何方にも志無之者は少々參候様に申候、此段は何も可存候間御尋可被遊候事、一七月節供にも、亦美作一族之者共不殘大藏方へ禮儀相勤申候、大藏、主馬方へ出入之者共は美作方へ又大方不參候付、自然參候者も御座候哉、儘には不奉存候、美作儀は隱居故、大藏方へ者參間敷と奉存候、大六儀は其節病氣に而漸家督之禮に一度登城仕之間、若大藏方へ不參候儀も可有御座候、右家督之節登城計相勤、先外へ參候儀は何方

わも必延引可然之旨、片山主水、林内藏介差圖仕候、此段は大六に御尋可被遊候事、

一同十月十九日、右永見大藏、萩田主馬など御預け之後、高田の申來候は、彌家中静り、越後守、三河守爲を能存知、互に和平出入可仕之旨、若用不申候者彌徒黨と可被思召之由に付而、頭立候者共美作方へも參候様に承之候、林内藏介、小栗右衛門、本多監物など、ケ様之段々能存べく候、拙者儀は用等に構不申者之儀に候へば、漸申渡を承に罷出計に而、委細之儀、何事も不奉存候事、

一美作一家之者共に申付候者、從公儀御老中様御横目衆思召と御座候儀は、大方上意に而御座候間、何程輕き儀に而も少しも違背仕間敷候、若少々にても相背候者は日本之地には一日も罷在候儀成申間敷候由、常々申聞候により、何事に付而も江戸より被仰下候儀、今日迄も毛頭相背不申候事、
一美作儀縱如何様に被仰付候共、少にても美作儀に付而上の爲がましき儀申上候事、全以無御座候、拙者或ケ様に御吟味被遊之處、少成共虚言申上、以來如何様可仕候哉、天命に盡不申候内は、縱

骨を微塵に御碎被遊候とても、一言成とも偽を申上間敷候、美作體之者之儀候間、誤り申候者即時に御成敗可被仰付儀に御座候處、ケ様に一類之者共被爲召之御吟味候段、縦御科に落候而一族之者共迄如何様に被仰付候とても難有儀、此上可申上候様も無御座候事、

右之發り兩度之騷動、家中治り不申段、書付差上可申旨被仰付候付而、先存寄之通知如斯書上申候、拙者儀不調法者之儀に候得者、此外善惡之儀不_レ被_レ存候故、重而御尋被_レ遊候とても乍_レ恐可_レ申上儀、今日迄は存寄無御座候、以上、
延寶九年辛酉六月二日 小栗十藏印判書判
六月十二日

渥美久兵衛口上
一三月十三日大藏方へ拙者罷越異見仕候は、家中より被頼一旦誓紙被_レ取納候儀は尤候得共、此上は越後守爲に不_レ宜候間、被_レ構候儀不_レ入事に候、彌家中相鎮候様に被_レ致尤之由申候へば、主馬と一旦申合候事有_レ之旨申候に付、其段はともかくも鎮り候様に致可_レ然と申罷歸候、

一美作儀差當春と申事も不_レ存寄候へ共、家中より申立候上は左様にも可有御座様に奉_レ存候、騷動之頭取仕候者も不_レ存候、大藏、美作と遺恨御座候哉と、美作にも承候得共、美作も存寄無之と申候、
一大藏申候は主水、右近、私にも誓詞仕候様とに頼申候へ共、御條目相背申事に候間、罷成間敷由申候而立歸申候、
小栗兵庫口上

一正月九日騷動之時、主馬罷出、美作立退候は、討留可_レ申哉と、越後守の候段は、定而故可有御座候様に奉_レ存候、乍_レ然何故と可_レ申上、品は無御座候、
林内藏介口上

一大藏、主馬、七左衛門寄合、美作仕置不_レ宜候間、役儀差上させ候様に美作の可_レ申通旨相談有_レ之由、正月六日風聞承候故、同七日大藏方へ參、各御相談有_レ之由、如何様之儀候哉と相尋候へば、大藏致_レ隠密不_レ申聞候付、誓詞を持參、雙方之荷擔仕候にては無_レ之候、越後守爲と存候付、如此誓詞を調參

候間、血判いたし可_レ相渡由申候へば、不_レ及_レ血判由申、其上に而申候は、美作仕方惡敷候故、致_レ相談一役儀可_レ爲_レ指上と存候由申に付而、左様之儀大勢寄合申立相談不_レ宜、越後守爲に候間、我等如何様にも美作を爲_レ申聞一役儀可_レ爲_レ差上候、其上にも惡事候ば越後守の申急度可_レ申付候間、我等使可_レ仕由申候へば、大藏申候は追而致_レ相談從_レ是可_レ申由申候、此段家中露顯いたし候故、美作方より同日呼越申候付參候へば、我等儀を家中一統訴可_レ申由承りたらば、善惡に付而越後守爲不_レ宜候條役儀差上、隠居之願申度候、今日中に越後守の申聞くれ候への由申候故、則越後守へ申違候へば、思案いたし可_レ申付由被_レ申候、
一美作儀仕置等惡事有_レ之様には不_レ奉_レ存候、奢がましき儀は可有御座候も難_レ計候、
一美作儀者越後守妹聲之故、家中重く存候、其上大六幼稚之節、登城之砌、小姓守之女などを召連、其上與力をも供召連候に付、供饗も持せ申候、加様之儀奢共可_レ申様奉_レ存候、
一安藤治左衛門、正月十日晩、小栗右衛門私宅に罷在

候處に參候て申候は、私家中に罷在候ては越後守爲不宜候間可立退由申候付而、退候て宜儀は了簡無之候間、達而無用之由申候へ共、様子も不申聞、存詰之由に而立退申候、

安藤平六口上

一 正月九日騒動之節、總而越後守無下知、何事有之共不馳集由被申付候故、私儀家來を出し様子承候而、宿に罷在候、自然城内に無心元儀相見へ申候は可罷出覺悟に而罷在候故、直には見不申候、

一 安藤治左衛門遁世之事、騒動之砌候得ば、遁世不仕罷在可然様、拙者は奉存候、

一 大六奢と申儀、越後守寵愛被致候得ば、あれ體之儀は可有御座候様に愚意には奉存候、

一 四月十八日騒動之事、美作屋敷より亡火を埋、燒立候由、女人町に罷出觸泣歩之由申候、然共駭とは不承候、

一 大藏方より美作を訴候、越後守爲に候間、誓紙仕可然由、私親類共之内は申候由承候、私には不申越候、

野本右近口上

一 正月八日、攝津與市、多田伴右衛門、長岡新兵衛參候而、美作數年悪行に付、大藏存立、侍共大勢隨順仕、一兩日中に美作を潰し申候、依之一味之者共、追々大藏方の誓詞持參候間、其方も致誓詞持參候様に申付、私申候は美作數年之悪行不存、大藏思立之趣をも不候得ば、倉忽に致誓詞問敷由申、同心不仕候、

一 先年大藏城に罷出候節、拙者と小栗主殿兩人、馳走人に越後守方より被附置候、其時分大藏御目見願、様子能候と沙汰仕候時分には、家中之者共大藏を尊敬仕候、其以後御目見不相叶候段承、始に替り候付、大藏存念に越後守弟に候處、加様之儀致違亂、聊ひがみ出申候哉と察申候、

一 大六に殿文字を家中之者付と申事御座候得共、私には終左様に不仕候、三四年已前、家中之者共箱着持參仕、大六に逢に參候由承候得共、私儀は傍輩の右之仕形不能了簡、其上越後守存所も御座候故、加様に不仕候、先年城下火事之節、大六を掃部と申候時分、於途中初而見申候、其迄は逢不申候、

候、誰に御尋被遊候而も、曾而無之事に御座候、

六月十七日

永見大藏口上

一 未正月七日、林内藏介其方宅へ罷越見申候由、其刻其方挨拶如何様に申候哉之事、

去々年正月七日夜に入、林内藏介參申候は、大藏所の人持共を呼集、美作を呼異見可申由承候、左様に候は、公事に可罷成候、越後守爲不可然之間無用にいたし尤之由申候而、美作方わ少しも荷擔之心には無之旨、誓紙致持參候由申候得共、誓紙は見不申候、内藏介申候處をば致同心、小栗雲入、同兵庫、同十藏を以美作方わ可申遣と存候處に、兵庫十藏は不參、雲入計り參候故、美作役儀を辭し可然旨申遣候、内藏介使には越不申候事、

一 美作異見可申におゐては、一分として可申處、人持共を相集可申と致候儀如何之事、

美作儀人之申事の中々承引仕氣質に而無御座候故、右之通に存寄候事、

一家中之誓紙取聚候儀、越後守の伺候者八日之由、

一 安藤治左衛門儀は、越後守取立之者に而立退可申事には無御座候得共、腰拔立退申候様に存候、重恩を忘候段、口惜き仕合奉存候、

小栗十藏口上

一 騒動之儀、風説計に而駭と仕候儀者不存候、

一 先年大藏御目見願申候時分、越後守家來之格に仕候而は成可申候、様子能は罷成間敷由に付、大藏も家來之格に仕候而は願不申候由承候、其後三河守養子に極候時分、小身成者共對大藏申候は、大藏を差置一ヶ輪隔り候三河守を養子に被致、且又御目見願之時分も美作姉など申に付、美作と大藏中惡敷罷成候由風聞承候、

由承候、

一 正月九日騒動之節、拙者は宿に罷在候、大藏、主馬、七左衛門、村田團右衛門、此四人之者方には美作宅に寄せ申候者共之内、其外も數多見舞に參居申候候者も御座候由、美作方より女を町に出しなげかせ申候旨風聞は御座候得共、左様に而は無御座

美作の雲入を以役儀訴訟致候様に申遣候も八日に候處に、十一日に越後守へ申達候由、何とて八日に誓紙之儀は一度に不申達候哉之事、

此段心付不申、十一日迄延引仕候事、

一片山主水に誓紙書候様に申候へば、主水同心無之由、如何様之首尾候哉之事、

是は二度目誓紙之儀主水へ申候へば、私儀は越後守に直に差上候、其上了簡有之由申故、其通に仕候事、

一正月八日、野本右近誓紙いたし候様に、岡田求女、攝津與市、多田伴右衛門、長岡新兵衛を以申遣候處に、右近同心無之由、其様子可申事、

右近方右四人使に遣し申候儀會而無御座候事、

一未七月十六日、其方越後守に差出候誓紙之趣には、自分として家中之誓紙取納候様子に相見候處、越後守へ差圖を受候と申候段如何之事、

是は江戸より越後守案文被差越候に付調申候、右之誓紙不仕候へば、越後守爲惡敷様に申來候に付書申候、其段存知候者は岡田求女に而

御座候事、

一渥美久兵衛其方宅に參、家中騒動不可然候間、何とぞ被鎮候様に申候處に、主馬と申合候事有之趣御挨拶之旨、如何之様之子細にて候哉之事、

右近越後より江戸へ參候に付、久兵衛參申候候は、家中裏通り其方事三河守へあしざまに申候間、三河守へ誓紙出し可然由申に付、私惡儀候は、三河守よりかめ可有之間、其節可申分之由申候、總而誰とも申合候儀毛頭無御座候事、

一正月九日、美作立退候由申廻り候は、其身直に承候哉之事、

松井一郎兵衛直に承候、騒動之以後尾崎五郎兵衛申口も直に承候事、

一四月十八日亡火之儀、美作下女町の罷出候而申候由、誰申を承候哉之事、

吉田彦右衛門伴彦七、私家來に申聞せ罷歸候事、以上、

一萩田主馬口上
一 大六儀下野守養子に成候様に美作才覺仕候段、星

野主膳申聞候由、直に承候哉之事、

主膳直には不承候、風説迄に而御座候事、
一 大六を下野守後妻源性院養子に願儀、尾崎彌五兵衛に承候由、直に承候哉之事、

是又直には不承候事、
一 美作立退候事、尾崎五郎兵衛に長谷川曾左衛門咄にてもれ聞へ候由、此段直に承候哉之事、

此段致穿鑿候は、又騒動にも可罷成かど存候、委詮議不仕候、美作隠居さへ致候へば、鎮り可申と存無其儀候事、

一 美作逼塞以後、大六病氣之由にて越後守前へも不罷出候處、遊山之體に而下屋敷に罷越候段、直に見申候哉之事、

此段も江戸に罷在候に付、風聞に承り申候事、
一 美作亡火を埋置、町の女を出し泣あるかせ候由、左様に可有之儀と存候哉之事、

美作儀越後守ため可有もの、事に候へば、ケ様之事可仕ものとは不奉存候へ共、家中をしなべ申事に而候へば、實之様にも被存候事、

一 正月九日騒動之節、城の罷出如何申候哉之事、

美作立退候由申候而、家中若き者共馳集り騒動申候故登城仕、越後守へ鎮可申哉と窺申候事、

一 渥美久兵衛、大藏の家中鎮り申候様に被致可然由申候へば、主馬と申合候事有之由、如何様之申合に而候哉之事、

大藏と終に申合仕候儀無御座候事、
一 未正月野本右近、於城中其方申候儀有之由、如何様之儀に而候哉之事、

右近申候は、私儀は美作別而恩に成候者にて候、併内目付被申付候間、美作惡事見付候は、早速可申出儀に候へ共、惡事見へ不申候故訴不

申候、其故騒動之節も美作方參居候由申に付、美作惡事不見付事に候は、尤と申候事、
一 大藏仕方宜と存知候哉之事、

誓詞など請取申候儀、了簡たり不申様に被存候、越後守爲をば大切に存入候様に被存候事、以上、

野本右近口上
一 美作儀奢家中諫申候由、左様に可有之と存候哉之事、

越後守に對し不義と存候程之儀不_レ相見候故、終に異見も不_レ仕候、最前も如_レ申上候、騷動前之年、小栗大六方へ箱肴等思々持參、甚敷様子に候處、其分に仕、且又大六、十六七頃迄幼少の時分と同事に、城等へ罷出候節も諸人崇敬仕體相見へ申候、尤越後守別而不便がり寵愛仕候故と存候得共、美作了簡を以能程に仕様も可有_レ御座一事に候、加様之儀不_レ可_レ然奉_レ存候事、一騷動之夜、其方儀は城へ罷出候哉之事、

騷動之儀承候付、如何様之子細に而有_レ之哉と存、早速美作方へ私一人罷越候處、門へ入れ申間敷由申に付、越後守用所に而參候由申、門を明させ罷通候て美作へ逢、様子見申候處、上下立退可_レ申體會而無_レ御座候、美作申候は我等惡事覺無_レ之候、何も抑込狼藉致候共、越後守爲に候間手向仕事に而無_レ之候、父子首を伸可_レ被_レ討覺悟仕候由申候、其後私罷歸り候節、美作へ申候は、其方へ之届之爲見廻候に而は無_レ之候、様子見届越後守へ可_レ申達と存罷越之由申、直に城に罷出申候、家老共は不_レ罷出候、主馬一人私美作方に

罷在候内城へ罷出、美作立退候は、打捕可_レ申由窺候様に承候、後日に越後守も右之旨、主馬罷出窺候由、私に被_レ申候事、以上、

天和聚訟記卷之四終

松平越後守家來裁決書

天和元年西六月廿一日、松平越後守家臣、於_レ御前對決、同廿二日御仕置被_レ仰出候、其砌之御謔書之趣如_レ左、

五月廿一日

一小栗美作、萩田主馬、永見大藏、和多倉御藏之前迄、御預けの面々家來添乗物にて參、夫より下乘、右之家來共は此所に留置、町奉行、御目付、御徒目付、町與力同心差添、百人番所まで召連、少時罷在、左右有_レ之罷出、御玄關にて御徒目付請取、寺社奉行衆、大御目付衆、町奉行衆、御目付衆差副被_レ申、殿上の間拭縁迄伺公、退出之節も同斷、御預り人松平出羽守、松平元千代登城、松平越前守就_レ病氣不_レ參、家老二人差副、百人番所迄罷出、

同廿二日

一御詰衆、寺社奉行衆、諸役人登城、松平越後守家來、死罪流刑之儀被_レ仰渡、於_レ評定所役人衆被_レ申渡之候、

松平越前守預り

小栗美作

彦坂壹岐守御目付二人 戸田八郎兵衛 松平孫太夫

御徒目付二人

永見大藏、萩田主馬、美作諍論に付度々御僉鑿、御直にも被_レ聞召候處、數年之奢、不忠之仕方不届之至候、依_レ之父子切腹被_レ仰付者也、

松平伊豫守預り

小栗大六

坂本右衛門佐御目付二人 宮城主殿 土屋市之丞

御徒目付二人

美作儀度々御僉鑿之上、御直にも被_レ聞召候處、數年之奢、不忠之仕方不届之至候、依_レ之父子共切腹被_レ仰付者也、

右兩人は御預け之於_レ宅、右御役人申渡之刻切腹、遠島被_レ仰付候者

八丈島

永見大藏
萩田主馬

家來一人宛

兩人儀度々御僉鑿之上、御直にも被_レ聞召候處、家中騷動に及ばせ、不忠之仕方不届思召候、依_レ之八丈島へ被_レ處_レ遠島候、美作父子は切腹被_レ仰付

候、

三宅島

岡島壹岐

大島

本多七左衛門

小栗兵庫

同 十藏

安藤治左衛門

右家來一人宛

大藏、主馬、美作度々被_レ遂_二御僉鑿_一之處、不届被_二思召_一候、依_レ之右五人遠島被_二仰付_一者也、

御小姓組

瀧川若狭守組
戸川主水

美作事度々御僉鑿、御直にも被_二聞召_一候處、不届被_二思召_一候付、父子切腹被_二仰付_一候、主水儀種替りの依_レ爲_レ兄、南部遠江守へ御預け被_レ成候、

右上意之趣、大目付内藤新五郎申_二渡之_一、

一寺社奉行水野右衛門大夫、町奉行^{甲斐庄飛騨守}、御勘定頭大岡五郎右衛門、御目付^{藤堂主馬、日根}列座、美作親類有_レ之候は、今明日中可_レ申出_二旨_一、於_二御城_一諸番頭、諸物頭衆へ被_二仰_一渡之、

同廿三日

一於_二評定所_一大目付坂本右衛門佐、兩町奉行、御目

付^{大澤左兵衛、出座、越後守家來御預け追放被_二仰付_一、田中孫十郎}趣、右衛門佐申_二渡之_一、

稻葉右京亮へ御預け

水谷左京亮へ御預け

伊東出雲守へ御預け

片山外記

中根長左衛門

渡邊九十郎

渥美久兵衛

林内藏之助

野本右近

小栗右衛門

安藤平六

右五人追放被_二仰付_一候、構之國々御定の通り、其外越前、越後、東海道、木曾路、

一大藏、主馬、美作、其外流罪被_二仰付_一候者の親類縁者又從弟迄、書付差上候様に、昨日諸役人へ被_二仰渡_一候付、今日數多書付出_レ之由、

同廿五日

一越後守家來

淺野式部へ御預け

七左衛門子
本多八太夫

同 小膳

九鬼和泉守へ御預け

京極甲斐守へ御預け

治左衛門子
安藤次郎兵衛

右三人とも諸道具不_レ殘被_レ下、家來二人宛召連可_レ申由、於_二評定所_一被_二仰_一渡之候、

同廿六日

一井伊掃部頭於_レ宅、稻葉美濃守、内藤新五郎、御目付衆出座、越後守儀、松平隱岐守へ御預け被_レ成候段被_二仰_一渡、道中京極備中守同道可_レ仕之旨、^{是に於_二御城_一御付候}

一三河守儀、酒井修理大夫於_レ宅、水野右衛門大夫、坂本右衛門佐、御目付衆出座、水野美作守へ御預け被_レ成候段被_二仰_一渡、道中は黒田甲斐守同道可_レ仕之旨也、

一越後守へ一萬俵、三河守へ三千俵、爲_二御合力_一被_レ下候筈、家來^{數不}可_レ召連_二之由_一、

同廿七日

一國持大名萬石以上の面々登城、於_二御白書院_一御老中列座、越後守儀、國之仕置惡敷、家中騒動及候段、不調法に被_二思召_一、依_レ之松平隱岐守へ御預被_レ成候、三河守儀、越後守不調法に付、水野美作守へ御預け被_レ成候旨、上意之通被_二仰_一渡之、何も退出、

一於_二御座之間_一松平日向守、秋元攝津守兩人被_二召出_一之、越後國爲_二御仕置_一可_レ被_レ遣之旨被_二仰付_一、

坂本左衛門佐

高木善左衛門

蔭田八郎左衛門

右三人、日向守、攝津守に御差添可_レ被_レ遣之旨、御老中列座にて被_二仰_一渡之候、

越後へ可_レ被_レ遣之由、

御代官三人

御勘定與頭一人

御勘定人二人

柳原式部大輔

牧野駿河守

岩瀬吉左衛門

中坊長兵衛

松平大藏大輔

水野隼人正

溝口信濃守

堀 左京亮

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

同所在番

一上使松平備前守、内藤新五郎、松平上野介宅へ、上意之趣、大和守、上野介儀、越後守家來出入、取屢始終不届被_レ思召_レ候、依_レ之閉門被_レ仰付_レ候、一於_レ評定所_レ松平山城守、彦坂壹岐守、田中孫十郎、土屋市之丞、松平孫太夫、宮城主殿列座、壹岐守申渡候趣、

遠島八丈島

渡邊 大隅守

相馬彈正少へ御預け

渡邊半右衛門

金森萬介へ御預け

同 安藝守

大關信濃守へ御預け

平岡助右衛門

大隅守事、御直參之者は家中出入之儀、一切取屢仕間敷旨、御法度之處、御條目違背、其上御役儀を相勤候者、重々不届被_レ思召_レ候、急度雖_レ可_レ被_レ仰付_レ之、御代々筋目有_レ之、御取立之者故御宥免、八丈島へ遠島被_レ仰付_レ候、

一半右衛門、安藝、助右衛門事、父大隅守遠島被_レ仰付_レ候間、面々御預被_レ成候、

同廿八日

一越後牢人之儀、親類縁者由緒有_レ之分、御當地侍屋敷に差置候ても不_レ苦、越後近國は不_レ及_レ申、何れ

の國にても無_レ遠慮_レ可_レ被_レ差置_レ候、右之通御書付にて諸大名衆へ出る、御三家御城付へ一通宛、大目付衆被_レ相渡_レ之、

一松平三河守殿、昨夜被_レ致_レ亂心_レ候由、三河守之に附罷在候家來三人之内、小岸藤左衛門、戸田五郎兵衛と申者も、昨夜致_レ亂心_レ候由、依_レ之御目付田中孫十郎殿、藤堂主馬殿、酒井修理大夫宅へ被_レ參候處、亂心無_レ疑、無_レ計方_レ體に有_レ之由、右家來兩人は松平出羽守殿へ引取被_レ申候由、

越後守上屋鋪

松平出羽守

同入下屋鋪

松平大膳大夫

右致_レ支配_レ可_レ申付_レ之旨被_レ仰渡_レ之候、

同卅日

一越後守殿來朝日、三河守殿同日、御當地發足之由、御徒目付兩人宛差添可_レ被_レ遣旨、昨日被_レ仰付_レ候、

越後守殿へ差添

御徒目付

佐山 庄左衛門

佐久間次郎左衛門

三河守殿へ差添

同 大村 與右衛門

町田伊兵衛

一酒井雅樂頭殿、久世大和守殿儀、越後守殿家來出入之儀、取屢不調法之儀、依_レ之酒井河内守殿、同下野守殿、久世出雲守殿、昨日逼塞被_レ仰付_レ候由、

七月二日

一切腹、遠島、御預、追放之者共、親類差掛り候分、且亦舅小舅聲御番遠慮、右之外は不_レ苦候間、御番遠慮有_レ之間敷候、

一閉門之衆一類中も右同前、

右之通御旗本衆へ、頃日御目付衆より被_レ相通之、

同四日

一千五百石

美作種譽り兄 本多 不伯

秋田信濃守へ御預之旨、於_レ評定所_レ被_レ仰渡_レ之、小栗兵庫子七人之内

松平陸奥守へ御預

小栗 帶 乃 十七

同 大 太 郎 十五

同 伊 太 郎 十二

同 岡 之 助 八

同 八 之 助 六

細川越中守へ御預

同 八 之 助 六

小栗十藏子

同 六十 郎 四

南部大膳大夫へ御預

同 小 三 郎 二

右之子供、於_レ松平出羽守宅、御目付能勢惣十郎、宮城主殿申_レ渡_レ之、

小栗三之助 十三

同 重 三 郎 四

松平越後守家來裁決書終

守家筋之儀被_レ仰上、達而御辭退被_レ遊、美濃守と御願御改、其節松平に國名之明き美濃より外無_二御座、幸と御改被_レ遊候、美濃は能き名之由、上意御座候と、内々にて永慶寺様御意被_レ遊候、

一寶永四丁亥年九月四日、御打物御免被_レ仰出、御打物之儀は、御連枝様方は各別、御大老を初め御譜代之御衆、古今其例無_二御座候、武田之御家筋を以被_レ仰出旨、世上風聞仕候、

一寶永六己丑年正月十日、常憲院様御他界、永慶寺様、同年六月十八日、御願之通御隱居、早速駒込御館へ被_レ爲入、

上野御參詣并正月七日御登城之節、御上下を不_レ被_レ爲召、拾羽織被_レ爲召、御髪は御曲ケ不_レ被_レ遊候、

一正徳四甲午年十一月二日、春秋五十七にて御逝去、

二、常憲院様厚御思召之事

一元祿十四辛巳年十一月二十六日御成、御稱號御拜領之節上意にて、伊勢守吉里を御聲に不_レ被_レ遊、御一生之御分別違_レ被_レ爲思召候、御一族と被_レ爲思召候由、上意有_レ之候由、永慶寺様御内々にて御

意被_レ成候、

一葵御紋御免可_レ被_レ仰出由にて、御内々御吟味御座候處、保科肥後守四位二十三萬石、奥州會津、各別之御家柄にて松平と被_レ仰出、此節御紋をも被_レ仰出、此外々には例無_二御座候由にて不_二相濟旨、御内々永慶寺様御意被_レ遊候、

一元祿四辛未年三月二十二日、常憲院様初而御成、是より寶永五年迄、五十八度、

一甲府御拜領之節、御朱印御文言、林大學頭信篤へ被_レ仰付、御案文上覽被_レ爲遊、政務と被_レ認候處、政務と申事は年寄共同意に候、美濃守は眞忠にて候間、眞忠と可_レ認由、其外御思召、大學頭へ上意、第一は眞忠と被_レ爲思召候段、兎角可_レ被_レ仰上二様も無_二御座難_レ有儀と、密々永慶寺様御意被_レ成候、常憲院様御朱印之寫、

甲斐國は要樞之地にて一門之歷々雖_二領來、依_二眞忠之勤、今度山梨、八代、巨摩之三郡一圓_{別紙}宛行之、就_レ爲先祖之舊地、永可_レ令_レ領知之狀如_レ件、

寶永二年四月二十九日 御朱印

甲斐少將殿

一常憲院様御心御決難_レ被_レ遊御儀者、紅葉山御神前御圖御うかひ被_レ爲遊、御決定被_レ遊候由、永慶寺様密に御意奉_レ伺候、此方様御家を結構に被_レ仰出候儀も、御圖御被_レ遊候而之御儀之様に、永慶寺様御言葉之ひき奉_レ伺候、

一三之御九へ常憲院様被_レ爲成、御二方様御一所被_レ成_二御座、永慶寺様にも御側に被_レ成_二御座候處、一位様、美濃守へなせ甲州一圓不_レ被_レ下候哉、御一代之御事、思召次第に御成り可_レ被_レ成御事と御意被_レ成候へば、公方様御こまり被_レ爲遊、御笑被_レ成候而被_レ成_二御座候由、永慶寺様殊の外御難儀に思召、御手を振り御汗を御流し被_レ遊候由、公方様御心の儘にも不_レ被_レ爲_二成候事多く被_レ遊_二御座候旨も御咄被_レ遊候、郡内領二萬石に刑部少輔様、式部少輔様へ可_レ被_レ下御様子、其砌世上にて沙汰有_レ之由、御留守居共も申開候、

一寶永年中御老中大久保加賀守忠増公、市正へ御物語被_レ成候は、御高上ケ御願之段御尤千萬存候、夫に付此間御用部屋にて此儀申出候へば、阿部豊後

守正喬公、何の譯も不_レ被_レ存、それは御作法に障り可_レ申由被_レ申候に付、自分申開候は、三郡一圓の國高に被_レ仰出候へば、何之外に障り無_レ之事に候由申候へば、土屋相摸守殿、政國公所替之節障り可_レ申と被_レ申候に付、自分申候は、御朱印之御文言に候へば甲斐守能々の御各御座候は、國替可_レ被_レ仰付候、それ御朱印之寫と申候而御祐筆に取寄爲_レ讀、あの通り成御文言にて候由申候へば、相摸守殿初有無之一言も無_レ之候、此上何とぞ相調申様に致度事と被_レ仰候、

一寶永五戊子年十一月四日、常憲院様上意に、其方家臣之内、御紋之時服拜領いたし子孫迄も着し、御成の度々拜領のしるしにすべきよし上意御座候、同日、御老中へ被_レ仰達候由、永慶寺様御意御座候、

一寶永二乙酉年十一月朔日、大納言様御本丸へ被_レ爲入、於_二御休息之間、公方様へ御對顔の節、來る六日大納言様へ御饗應被_レ爲進候間、被_レ爲入候様と上意有_レ之、其上にて春に成候は、美濃守方へ大納言様被_レ爲入、御ねたり御馳走に御逢候様にも被_レ仰出候に付、大納言様御大慶被_レ思召と

くに被_レ爲_レ入度思召候得共、上意無_ニ御座_ニ候故御差控被_レ遊候、春に成候は、早々可_レ被_レ爲_レ入と御指圖被_ニ仰出_ニ候に付、難_レ有仕合奉_レ存候、私儀もとくに奉_レ願度存候へども、病身故缺走り御馳走も成兼可_レ申と存、差控罷在候處、被_ニ仰出_ニ難_レ有奉_レ存候段及_ニ言上_ニ候、大納言様仰に何之馳走無_レ之而も被_レ爲_レ入候儀、御大悅被_ニ思召_ニ候、併色々御わたり馳走に御あひ可_レ被_レ遊由、兩御所様段々御懇之上意有_レ之候、則西丸へ參上御禮申上退出、即日御退出之砌、直に御認御渡被_レ成候御筆之寫也、

一 元祿年中、右京大夫、輝貞公、永慶寺様第五御養女、實折井淡路守正辰公女、榮、御法號長慶院菊園秀榮大姉様、豊前守、直重公、第三御養女、實折井市左衛門正利の御聲、公女も土佐様、御法名壽豐院法安貞華大姉御聲、御相聲に被_ニ仰出_ニ候儀は、常憲院様御懇成難_レ有御思召之由、御内々にて永慶寺様被_レ成_ニ御意_ニ候、

一 寶永年中、幾姫様御事、御養女に被_ニ仰出_ニ、大久保大藏少輔忠英公へ御婚姻御整被_レ成候は、是又御懇成御思召に被_レ成_ニ御座_ニ候由、

一 元祿十一戊寅年七月二十一日、上野中堂御建立之儀被_ニ仰出_ニ、總御奉行被_レ爲_レ蒙_レ仰、御成就之後、少

將に被_レ任候、此儀厚き難_レ有御思召被_レ成_ニ御座_ニ候様、永慶寺様被_レ成_ニ御意_ニ候、
一 寶永二乙酉年二月六日、永慶寺様御退出被_レ成候而御意には、此度桂昌院様、清陽院様、増上寺御佛殿へ御金燈籠被_レ獻候、右銘に甲斐國主と可_レ仕旨、上意にて相極り、此儀留守居役之者共へ可_レ申開_ニ由御意に付、塚本郷右衛門へ申開候、

三、文昭院様厚御思召之事

一 寶永年中御成六度、常憲院様御他界の砌、文昭院様御前へ永慶寺様被_レ爲_レ召、御手を被_レ爲_レ取御意被_レ遊候は、其方儀只今迄之通政務御頼被_レ成度由上意御座候に付、奉_レ畏候、併病身罷成候へば中々御請は得不_ニ申上_ニ候由被_ニ仰上_ニ候へば、老中は有_レ之事に候へども、御一分様天下之政務無_ニ覺束_ニ被_レ爲_ニ思召_ニ候、間部越前守登房公も曾而不案内に候へば、旁以御願被_レ成度由上意に付、難_レ有御思召奉_レ存候、併私儀御先君様被_ニ仰付置_ニ候趣も御座候へば、兎角隱居奉_レ願候覺悟に罷在候、右之次第御請不_ニ申上_ニ、迷惑至極奉_レ存候由被_ニ仰上_ニ候へば、御先君様蒙_レ仰罷在候事に候は、是非とは得不_レ被_レ遊_ニ御

意候、御請不_ニ申上_ニ候段尤と被_レ爲_ニ思召_ニ候由、上意之上、甲斐守、刑部、式部事、少も御疎意不_レ被_レ爲_ニ思召_ニ候旨上意御座候由、又大赦可_レ被_レ行由上意有_レ之、此儀御慈悲第一の儀奉_レ存候由被_ニ仰上_ニ候へば、金銀昔之通に吹替可_レ被_ニ仰出_ニ旨、是又上意に付、御尤奉_レ存候、彌吹替被_ニ仰出_ニ可_レ然奉_レ存候、金銀先年より位惡敷罷成候次第、悉被_ニ仰上_ニ候由、

一 正徳元卯年正月七日、永慶寺様御登城之節之次第御書付寫、

越州へ甲斐守御暇之節之儀、兼々頼入候所、結構被_ニ仰出_ニ、御自分御取持故と忝由、參觀之節も、彌老中上使被_レ下候様にと申達候、御暇之節之儀、年寄衆被_レ申候處、上より被_ニ仰出_ニ候而、甲斐守儀常憲院様御代前々よりの御あしらしひを御覽被_レ遊、常憲院様御代に候は、老中上使可_レ被_レ下と御察し被_ニ思召_ニ候間、年寄共上使に可_レ罷越_ニ旨被_ニ仰付_ニ奉_レ畏候由にて相濟候段被_レ致_ニ物語_ニ候、甲州三郡高の通被_ニ仰付_ニ候様仕度旨、去年御物語申候、今度御朱印御改之節、何卒上よ

り被_ニ仰付_ニ候様致度存候由申候て、先日之書付爲_レ見候へば、成程拙者儀は御尤に存、去々年御前へも申上、上にも左様被_ニ仰付_ニ被_レ下度由、老中へ兩度迄被_ニ仰出_ニ候へども、殊之外御作法に障り可_レ申由申上、合點無_レ之候、又上より被_ニ仰出_ニ、去々年の通の御請有_レ之候へば、其上には難_レ被_レ遊事に可_レ有_レ之と存候、甲斐守方より老中へ願書差出可_レ然存候、今程は何事も達_ニ御聞_ニ候間、願書出候儀を沙汰なしには罷成申間敷候、伺出可_レ申と存候、左候は、拙者儀得と致_ニ合點_ニ罷在候、尤上にて得と御合點之儀に候へば、何卒首尾能様可_レ致了簡之由被_レ申候に付、左候は、甲斐守參府之節、願書出し可_レ申候、毛頭名聞に願候心底にては無_レ之候、甲斐守高隠し候へば、日本國々高分限帳高減じ申候、左候へば御爲にも如何と存候、拙者儀隱居仕候ても御爲惡敷儀御作法に障り候儀を願上申所存努々無_レ之候、御朱印改り候段を甲斐守承り、右之通願をも申上度由、我等方へ申越候へども、段々格式結構被_ニ仰付_ニ御厚恩之處、家督已後之御奉公も不_ニ申上_ニ、願ヶ間

敷事杯申上候儀は無用仕候様に申遣候へ共、御自分右之思召に候間、御了簡之通りに可致由申遣候。

一同二辰年正月七日、永慶寺様御登城之御次第、御臺所前にて乗物より下り、御臺所口より上り、坊主衆案内にて、例之通り直に御座之間御次迄参り、表御禮相濟候哉と坊主衆へ尋候へば、未入御にては無御座候、我等居候所拵在候間、直に参り候様に申候に付参り候へば、御座之間後之方、御縁類通に屏風立廻し火鉢有之、則此處に居申内、入御之様子にて、早速間部越州に参、能時分出候、追付御前へ召可申由にて語り居被申候、暫有之、御小姓衆案内に被参候に付、越州致同道御休息之間へ罷越、御禮可申上と仕候へば、直に是へ参候様上意に付、御座處御一の間へ入り候へば、此方より不申上内に出度春の由上意に付、相應に御請申上候處、息災そふに見へ重疊の儀、甲斐守國元にて息災一段に思召候、刑部式部、丈夫に致成長一段に思召候、宿にて奥始何れも息災に候哉、了本院永慶寺様御實母は大老に候、彌無事に候やと銘々御尋に

付、相應に御請御禮申上、去年中も不替御尋拜領物被仰付難有仕合奉存候、甲斐守儀、結構成格式にて國許への御暇被下置、可申上様も無御座難有奉存候、刑部、式部儀も御門番等被仰付難有奉存候段も申上、夫より彼是御咄ども有之、御熨斗御手自拜領任、ひたと側へ御出被遊候に付、頼而御馬に被召、私罷在候在郷へ御成被遊候は、御馳走可申上由、御座與申上候へば、御機嫌にて右之御挨拶御意被遊候、夫より御女中右京様、正説町大納言御部屋へ参り喰積御茶出、大文庫に入御小袖二拜領之、町方永慶寺様之御準室様、御法名理性院本然自覺大姉様へ御帶十筋一箱届候様にとの仰にて被下置候、寒暑の御尋、私并町儀難有奉存候段御禮申上、夫より御女中おすめ様御部屋へ参、諸事右同斷、屋の通に候、夫より御部屋様へ参り、諸事右同斷、御小袖拜領し物無之、右相濟退出の節、越州被申候は、遠方へ御引込御座候へば、世上の人口彼是御案思被成候儀も可有之候へども、今日之様に御機嫌能不替御懇の御儀共に候へば、又御目見に被成御出候迄は寛々御樂み、不依何

事、少も御氣遣被成間敷候、御内意申入可然儀有之候は、早速可申入候、甲斐守、刑部、式部用之儀何にても可承候、我等恩になり候事に候へば、せめての儀右の所存に候、度々安否をも尋可申事に候へども、其段も去々年約束にまかせ無其儀候、毛頭疎意に不存候、御息災に御暮候様に上意之由被申候に付、諸事頼入候由致挨拶候、文昭院様御懇の御儀、御老中上使被仰出候御厚恩之御事、屋形様御失念無御座様可申上旨、永慶寺様御意被成候、御國主之儀は、權現様以來御例無御座候に付、表立急度難被仰出趣に、永慶寺様御意被成候然る處文昭院様御代、御老中上使にて世上一統國主と奉存候由、依之十四日御同口御同前に御大切、御家中共に可奉存候儀と、塚本郷右衛門申開候。

四、正覺院様御隱德之事

一貞享四丁卯年九月、正覺院様御病氣御大切に御座候節、牧野備後守成貞爲御暇乞被成御出、何か御願の儀も可被仰聞候、可被達上聞之旨被仰候へば、何之御願可申上儀無御座候、然れ

ども日比心底に存候儀、松平越後守殿家各別之儀候、御預け御赦免、何分にも領地被遣候様に乍檀奉存候、又一つには御旗本困窮いたし候、御救被仰出、諸役人御役料を高に御結び被下候様に仕度念願に御座候由被仰候へば、外に何も御願は無御座候やと成貞公被仰候、外には最早願無御座候、私孫山高八左衛門儀、御側近御奉公被仰付候處、未熟にて得相勤不申、残念至極奉存候、如何様之御奉公向をも被仰付被下候様願奉存候旨被仰候由、其後越後守光長公御免被仰出、松平大和守直知公御次男様御養子被仰付、十萬石、美作津山之御城主被仰出、諸役人御役料高に御結び、其外諸旗本衆御救高百石に金二十兩づ被下置、山高八左衛門殿、水戸様へ被爲入候八重姫様御附人被仰付、御加増被仰付候、一光長公御事、正覺院様御願にて御赦免被仰出候御儀を、當越後守長知公會而御存知無之候、御親子様の御思召入を何卒御知らせ被成度、兼々永慶寺様被爲思召候、幸家老小須賀帶刀、大熊六左衛門、其外懇意にも有之間、右之譯を密に物語可

申と御意に付、委く内意申聞候處、長知公被_レ成_二御聞、殊之外御悅、月桂寺へ十七日には御名代被_二差越、一種づ、御備、九月十七日には御名代銀子百枚づ、御香奠御備被_レ成候、正覺院様御思召之程被_レ遊_二御達、永慶寺様御滿悅、御本望に被_レ爲_二思召_一候由、御意被_レ成候、

一正覺院様第一御慈悲深く、館林にて御勘定奉行被_レ成_二御勤_一候節、御仕置に相極り候ものごも數人御用拾被_レ遊、右の者共の内、子供御代官手代被_レ成、其後御代官被_レ御付候、今以御代官誰誰は其子にて相勤候由、永慶寺様御意被_レ成候、
一押切のかな印、積善之餘慶の文字、正覺院様御好被_レ成出來、今以御用ひ來の由、永慶寺様被_レ成_二御意_一候、

五、永慶寺様、忠孝を第一に被_レ遊候事、御先祖様を第一に被_レ遊候事
一常憲院様若君様御誕生被_レ遊候趣、永慶寺様御誓願被_レ遊候御様子、此御儀御内々にて度々被_レ仰候、文昭院様、御本丸へ被_レ爲_レ入候御儀、御三家様始御老中方へも決無_二御沙汰_一、永慶寺様御一人計御内慮被_レ仰出、右之御内御用意等、密に永慶寺様へ被_レ仰

付候御様子に御座候、

一寶永元甲申年十二月五日、文昭院様御本丸へ被_レ爲_レ入、爲_二御祝儀、同廿二日總御出仕、此日御懇之重き被_レ爲_二蒙_一上意、御加増甲府へ御所替、都合十五萬石餘、右之御次第故、甲府御城付之御鍵、御弓、御鐵炮數々不_レ殘御拜領、御鍵之鐵ものに葵の御紋毛彫、御劍同御紋付、右御紋御手前之御紋に御直させ、葵御紋永々迄之儀、右之内殘置候様にと、永慶寺様御意にて少々相殘し、御城内切組之御材木も有_レ之、是又御拜領、駿州御藏屋敷厚徳丸御船も御拜領被_レ遊候、

一元祿年中、藥師寺宗仙院、五郎右衛門、宇右衛門へ物語被_レ申候は、美濃守様御事、古今無_二御座_一、御上之御懇之御様子威有て猛からず御容體、世上にても御威勢重く御尊敬申上候、嚴有院様御代酒井雅樂頭殿忠清威勢も強く、下馬將軍と世上にて申候へども、夫を表向計にて、御内々の御懇は、美濃守様とは各別に有_レ之、末々迄も美濃守様の様成御大老は御出來被_レ成間敷候、自分儀老年にて昔よりの儀聞及見及候事に候、各方には未年若の事、此宗仙院が

申たる事、末々迄覺候て、世上考合見可_レ被_レ申候、第一御代初御仕置強く、越後殿を始、大名衆御側勤之衆御預けなご多く候處、美濃守様御役以後は世上も靜に成、御側勤の方々自分出入申方も有_レ之、委く承り候、世上の爲に候へば、美濃守様末長く御勤被_レ成候様、世上共に相願申候、第一御仁心深く御憐愍被_レ成、御細やか成る御心付之由取沙汰致事に候、最前牧野備後守成貞公、喜多見若狹守御勤の節とは各別成事共に御座候、御家中風儀共に御老中方考合候ては、是又各別に候、廣間向の次第も御老中方とは違ひ御丁寧に有_レ之候、此儀も外々に沙汰承り候、猶又各方諸事心付可_レ被_レ申候、備後守殿、若狹守殿家來、先年他へ出候ても、殊の外がさつ成事共有_レ之、取沙汰有_レ之事に候由、彼是物語被_レ申候に付、委細永慶寺へ御序に申上候へば、心得にも成事にて候、能ぞ被_レ申聞候旨、御挨拶被_レ遊候旨被_レ仰、其上にて永慶寺様御意に、御上殊の外御廉直に被_レ爲_二成_一御座候故、人々少違ひ申事有_レ之候ても、御心に引くらへ御答強く被_レ成_二御座_一候、生類の儀なご急度被_レ仰出候、夫を背候へば重

き事輕き事に限らず、上意を背く心は同じ事にて候故、上意を背く面々を御仕置等に被_レ仰付_二にも有_一之候、生類を人に御替被_レ遊候様取沙汰申候へども、夫はいかひ心得違に候由御意被_レ成候、總ての儀、御機嫌の節御伺被_レ成候而被_レ仰上候は、天下之人は皆御上の御人にて御座候、御家臣國持之面々を初、輕きもの迄、從_二權現様_一御代々御譲り御請被_レ爲_二遊候_一、此段は不_レ及_二申上_一儀御座候、左御座候へば御家臣たりとも御心次第に計、御扇子御鼻紙などの様に被_レ爲_二思召上_一候而は、如何可_レ有_二御座_一候や、御作法御仕置等相背申者は、何分に被_レ仰付_二候ても、乍_レ憚御尤至極奉_レ存候、乍_レ然御慈悲は上よりと申事も御座候、此所を乍_レ憚御考被_レ遊候様奉_レ願候段、幾度も被_レ仰上_二候に付、近年總而表向御側向御用捨多く御座候由、御内々密に御意被_レ成候、依_レ之常憲院様御實記の終にも、不仁微少を戒て庶民信心を全くせしめんと思召候、生類憐愍の禁令ありと御認被_レ遊候、
一日々御登城被_レ遊候へども、曉方六ツ半時頃、御城詰の御小姓衆まで御手紙にて、毎夜御機嫌御伺被

遊候、右京大夫輝貞公より、此方様迄曉に御伺被
レ成候、

一 二位様御不幸の節、右京大夫殿申合、御上御料理に
だしを遣ひ差上候。決而御上は不_レ相知候様に申
合候、唐土にては年寄には永く精進はいたさず、御
永精進にて若御病氣出、御障り有_レ之候而は、先祖へ
對し却而不孝に成候、さかく身息災にて家相續致
候事、孝行第一に候、此所を其方共も能心得勘辨可
レ申由、御意被_レ成候、

一文昭院様御代、准后様日光御門より被_レ仰出候は、大
跡様猷院様御一代之御政務等之儀、酒井謙岐守忠勝、一
冊に認め、日光の御文庫に相納候、常憲候様御政務
の儀、其方より外に認可_レ申者無_レ之候に付、可_レ相
認旨被_レ仰遣候、御請被_レ仰上候は、私儀も此儀
とくより心付罷在候へども、彼是遠慮の儀共御座
候に付差控申候、追付時節御座候は、相認可_レ差
上旨被_レ仰上候由、

一文昭院様御他界被_レ遊候而、先達從_レ日光准后様
被_レ仰遣候、故常憲院様御治世三十ヶ年御政務之
次第、一箇年を一冊宛に御認、序跋は林大學頭信篤

也、此書御城の御日記等委_レ被_レ懸_レ御吟味、荻生總
一 右衛門清書仕り差上、御側服部幸八、後浪人政、亦羽根
に住居、南郭先生

事、谷口新助御相手仕、御自身御校合被_レ遊、相違之
事共一々御直し被_レ遊候、御外題常憲院様實記、實記
有三十冊一箱に入、黒田豊後守直重公を以、准后
様へ被_レ差上候處、日光之御文庫に御納可_レ被_レ遊
旨、大慶に被_レ思召候由、御懇に被_レ仰遣候、

一 當御代有徳院様、右實記の儀、林大學頭被_レ仰上候由に
て上覽被_レ遊度旨、大學頭へ上意に付被_レ差上候而、
井上河内守政孝公より奉書御到來、其節大學頭へ
上意に生類御憐愍の儀、美濃守、右京大夫心得違申
趣相聞候、中々常憲院様御慈悲向之儀、兩人に御任
せ可_レ被_レ遊御様子には不_レ被_レ爲_レ思召候、生類御憐
愍の儀は深き御思召可有_レ御座と、右の所を直し
可_レ差上由にて、御實記御下げ被_レ遊、右之通御直
し被_レ差上候、其後大學頭へ日光御名代之儀に付、
御實記被_レ爲_レ遊上覽候故、御心得に被_レ爲_レ成候
由上意御座候旨、大學頭、豊前守直重へ被_レ仰候由、
一 御實記御座之間被_レ差置、御箱之鑑御懷中被_レ爲_レ遊
候由、大學頭、直重へ御申之由、豊前守直重公御手

簡の寫、御自
筆也、

御實記之儀、早速相濟、珍重奉_レ存候、來月十日
後彌御獻上被_レ成、御延引不_レ罷成候様、大學頭
にも彌申達候、今朝私宅へ大學頭殿被_レ參候て、
猶又可_レ申合候、將又阿部豊後守殿御家來山田
久右衛門迄、御自分より被_レ仰遣可_レ然と存候、
今度之儀、河内守殿へも御手前より御内意は不
被_レ仰越候や、前方被_レ仰通無_レ之段、御自分よ
り御心易候は、被_レ仰越可_レ然と奉_レ存候、以上、
十一月八日 黒田豊前守

藪田市正様
柳澤と改候得共、數年御切紙の上書名乗候に付、風
とケ様御認被_レ成候也、

一 御實記差上候節、御實記の次第とく不_レ奉_レ存候
に付、荻生惣右衛門に常憲院様御一代御政務向之
儀計に候哉、若御手前御家之結構成趣共に御認被
成候様成事は無_レ之やと相尋候へば、中々左様成
儀にては無_レ御座、御成の節は善美御盡し被_レ遊_レ御
馳走之御次第は御認被_レ成候、生類御憐の事、御主
様、右京大夫様御心得違と、御兩人様御かぶり御認

被_レ成候程の事、常憲院様御儀を御聖人様の御様子
に被_レ遊_レ御認候、少も氣遣申間敷由申候、

一 寶永六丑年正月十日、常憲院様御他界、御尊骸御裝
束御棺之御下に黄金三百枚被_レ遊_レ御敷、御座組朱
にて奉_レ詰候、右之通に被_レ成_レ御座候へば、御尊體
千年も御損じ不_レ被_レ成_レ御座候由申傳にて、右之
通被_レ成_レ御座候由、永慶寺様御意被_レ成候、
一 御棺、同十五日夜、上野御本坊へ被_レ爲_レ入、同二十
八日夜、御葬送、御代々様御棺、御塚に奉_レ築由に御
座候得共、御塚にて末代に及び、如何成儀にて御塚
崩れ候ては如何に付、此度は地中随分と深く掘、御
棺輓轡にて下し奉り御納被_レ遊候由、此儀は永慶寺
様御了簡にて、右之通り御納被_レ遊候由、其夜雪降
寒氣強く御座候、夜八ッ時過、御本坊へ御歸被_レ遊
候、寒氣に御當り被_レ遊候歟、又は御心を盡され候
故か、御絶入被_レ遊候、此時重立候御供、藪田阿波、
豊原權左衛門、并平手七郎右衛門被_レ召連候、

一 御座の間、御棺之御前にて、文昭院様へ御先君様生
類御憐之趣共、委_レ永慶寺様被_レ仰上候由、尤御前
近く右京大夫輝貞公、豊前守直重公、間部越前守詮

房公御詰御座候由、御前御退被_レ成候處、扱々能委
く被_二仰上_一候と、右三人御申被_レ成候旨、此已後の
儀は御思召次第の儀、先右之段申上候得ば、心底相
濟申候由、御挨拶被_レ遊候由、

一御香奠被_二差上_一候御使、御並様方よりは家老は勤
不_レ申候に付、其趣達_二御聽_一候處、諸家は兎も角も
御持被_レ遊被_二差上_一度被_二思召_一候へ共、右様にも難
被_レ成候間、永慶寺様御使阿波、屋形様御使宇右衛
門可_二相勤_一旨被_二仰出_一候、

一永慶寺様御意に、龍華山之内清淨なる御場所見立、
常憲院様御位牌殿、二間四方程にても新に建可_レ申
候、御法號は日光准后様御認可_レ被_レ成候由被_二仰
下_一候、必結構には御佛殿仕間敷候、却而遠慮候間、
新にさへ有_レ之候へば能候、犬猫などの入不_レ申候
様念入可_レ申候、權現様御宮は外大名ならざる事に
候、御三家方の外に陸奥、薩摩ならでは無_レ之候、松
平讃岐守は各別、是は御代々様御佛殿有_レ之由、御
年回之節、内證にて密に御法事も有_レ之由聞及候、
扱毎月十日、御佛殿へ甲斐守參詣可_レ仕候、其節紫
玉、梅岑之内先立いたし案内可_レ申候、御門より内

へは外の者一人も必供仕間敷候、御佛殿御前に御
香爐差置、右兩僧之内線香持參、甲斐守へ渡し、甲
斐守御線香可_二差上_一候、御祥月には別而急度衣服
等をも心附可_レ申候、御花御茶など決して獻じ申間
敷候、夫は却而御憚被_レ成候、御譜代衆も御代々様
の内、御厚恩之御代様は内證にて密に御佛殿有_レ之
方も聞及申候、右京殿には高崎に御佛殿急度申付
られ候様聞へ候、是は被_レ對_二御上_一、如何の事に候、
上野御廟へ日々參詣被_レ申候、是も御作法に外れい
かいと存候處、從_二公儀_一御内意有_レ之相止候由、自
分は御日柄には何卒缺不_レ申様にと毎月參拜申候、
御中陰中、新に御香臺白木にて申付御線香獻じ座
禪いたし候、御筆物掛け拜し可_レ申哉と存候へご
も、是又憚に心附無_二其儀_一候、日夜御厚恩之程存詰
候而、座禪いたし候、常憲院様御厚恩之儀、其方な
ご存候通に有_レ之候、館林様にも被_レ爲_レ入候節、正
覺院様御家督五百三十石御譲り、御具足櫃に金子
百兩御入置、是又御譲り被_レ成候、夫より段々此通、
國主迄に被_レ成候次第難_レ有_レ可_レ申哉、不_レ及_二言
語_一、權現様以來比類無_レ之候、此處を甲斐守常々忘

不_レ申候様、其方心附可_レ申候、御精進等無_二申迄_一候
得共、前夜より急度相慎、夜も表に休候様可_レ致候、
御日柄若病氣又は障り有_レ之時は不_レ參不_レ及_二是非_一
候、名代など、申事は決而成らぬ事に候、此段も左
様に心得可_レ申候、自分精進等は少々疎にても親々
の慈悲にて不_レ苦候、御上の儀は甲斐守にも疎に奉
存候ては、其冥理に盡可_レ申候、能々勤辨可_レ有_レ之
事と御意被_レ成候、

一信玄公御贈官の儀御願被_レ成度、京都所司代松平紀
伊守信康公御家老藤井佐五右衛門迄、右の段五郎
右衛門申談候處、傳奏之御方迄御聞合被_レ成候へ
共、前例無_二御座_一由にて、其節信康公より五郎右衛
門迄、御自筆之御文言左之通り、

以_二別紙_一申入候、武田信玄贈官之儀、去年拙者へ
被_二仰含_一候付而段々承合候處、先例差當り不
得_二相考_一候、粗聞合候得共、舊記等所見無_レ之
由、傳奏衆書付差越被_レ申候、則入_二御披見_一候、兼
而御存知之堂上方へ聞合事に彼是、早速には難_二
相知_一、先内意を以聞繕申儀故、旁以致_二延引_一候、
此等之趣可_レ然御申上頼入候、

爰許にて地穢三十日之内、御所方へ出候衆中と
同座難_レ成故、拙者去廿五日より漸御所方相勤
候、就_レ夫日光御門主にも、右同日御上京以後、初
而致_二參上_一候、尤御門主には御構無_レ之候得共、
御在京中は度々參内被_レ成候に付而差控申候、自
然と御不審にも可_レ被_二思召_一候哉と、御自分迄申
入候事に候、宜御申上可_レ忝候、以上、
五月二十九日 松平紀伊守

敷田五郎右衛門殿
右者御奥方御不幸、御忌は明き候得共、地穢之内故
被_二仰越_一候、傳奏衆書付寫、
覺

甲州武田信玄は、存生之内僧正にて有_レ之由、然
者贈官之儀は其例無_レ之儀に候哉と之事、差當り
不_レ得_二相考_一候故、承合候得共、何も所見無_レ之
候、以上、
五月

一武田織部殿御事御願被_レ成候而、新規五百石に被_二
召出_一候、武田は各別之事故、御願被_レ成候由御意
被_レ遊候、

一 甲州惠林寺は、信玄公御菩提所、各別之儀と永慶寺様被_レ仰立_二候而格式結構被_レ仰出_一、其上爲_二三年始御禮_一、參府、御暇之節、御時服五宛拜領之格に被_レ成候、其後例年五宛拜領被_レ致候、

一 惠林寺、甲州青木村常光寺、武州今市高藏寺、右三ヶ寺江戸へ被_レ罷出_二候節は、定りて御非時被_レ下、羽二重二疋宛被_レ遣候、

一 寶永三戌年三月、信虎公百三十三年御忌に付、府中大泉寺へ御名代先柳澤權太夫被_レ仰付、御香奠銀子五枚御備被_レ成候、

一 同五丁酉年四月十日より同十二日迄三ヶ日、於_二惠林寺_一、法性院殿重き御法事被_レ仰付、先柳澤權太夫始諸役人大勢相詰申候、

一 御曾祖父陽亭院殿泰翁乾康庵主、天正十八庚寅年六月十三日御逝去、永慶寺様御代迄は年數も遠く御座候へども、御祥月には被_レ遊_二御精進_一候、尤御名代を以御香典金百疋宛御備被_レ成候、

一 御祖父高藏寺殿安崇良心大居士、慶長十九甲寅年十一月晦日御逝去、正徳三癸巳年十一月百年御忌に付、於_二高藏寺_一重き御法事被_レ仰附、御家老松平

但見、豊原周防、其外役人共被_二差遣_一之、永慶寺様御名代周防、屋形様御名代但見、刑部少輔様、式部少輔様但見、米倉丹後守様屋形様御舎弟忠仰公より御名代被_レ遣之、御位牌御石塔新規に出來、御銘文等永慶寺様御好被_レ遊、御佛具等悉く丁寧被_レ仰付、寺普請等被_レ仰付、正月晦日御祥月には御名代御香奠金二百疋宛御備被_レ遊、正覺院様御忌日之通、御精進被_レ成、毎月月桂寺へ之御名代被_レ遣候、

一 正覺院様御贈官被_レ仰出_二度上意にて、被_レ遂_二御吟味_一候處、例無_レ之に付、月桂寺を名に被_レ仰出、月桂寺と改、御黒印を秀長老頂戴、永慶寺様難_レ有御本望被_レ爲_二思召_一候由、御意被_レ遊候、

一 毎月十七日、晦日、月桂寺への御名代、御上下にて御直に被_レ仰付、御名代歸も御上下にて被_レ爲_レ請候、九月十七日は御參詣被_レ遊候、御用多の節は御家老共内、御名代被_レ仰付_二候、尤毎月一種づ、御備被_レ遊候、正覺院様御寺の儀に候間、其方共厚心付候様にと御意被_レ遊候、

一 駿州御城御普請御手傳相濟、御家老近藤玄蕃、江戸表へ罷出候節、永慶寺様御意には、月桂寺の本堂を

御建立被_レ成度被_レ爲_二思召_一候間、御國許へ罷歸候は、何も懸_二相談_一、御材木可_レ差越_二旨、吳々被_レ遊_二御意_一候處、延引仕候に付、市正出府仕候節、御筆を以御書被_レ成下_二候寫_一、左之通、

月桂寺堂之事、駿府殘木も有_レ之候得者、入用程貫、金子を我等差替之道具を拂候而成共、當九月建申度由、玄蕃へ申談候、世上にて駿府入用之上、又々様の事故、金持と可_レ申候得共、びんぼうものと申候よりは増にて、我等親之菩提の爲、九月二十七日年忌に候へば、世上の取沙汰無_レ構、親への孝に候間、何卒致_二成就_一度候、玄蕃委細可_レ申候、我等只今之願は子孫繁昌、さては亡父之菩提の事ならでは願無_レ之候、此所を能考可_レ給候、

廿八日 保 山 市 正 ね

右月桂寺開基は、喜連川左兵衛督殿御母堂之御法名月桂院殿知行、地方にて百石御寄附、此方様より最前は百俵宛御寄附、元祿年中より段々御増米被_レ成、境内狭く有_レ之候に付、添地も被_レ遊、山號正覺

山と成る、

一 本院様の式日には、相極御使者にて一種づ、被_レ遣_二之、平日も不_レ絶所々被_レ爲_レ進候、御障不_レ被_レ成_二御座_一候故、度々得不_レ被_レ爲_レ入候由、常々御意被_レ遊候、

一 身延山久遠寺之儀、御取持被_レ遊常紫衣に被_レ仰出_二候、了本院様の御宗門故、別而御取持被_レ成候由、御意被_レ遊候、

一 寶永六己丑年正月十一日、了本院様八十之御賀の節、甲斐御祈願所數ヶ所へ御祈禱被_レ仰付、御初穂被_レ下、御守護差上申候、

一 御領分中、町在八十歳以上之男女わ米一俵づ、爲_二御祝_一被_レ下候、

一 小日向龍興寺は、曾雌甚左衛門盛貞御方之菩提所なり、盛貞之嫡子庄右衛門御死去、御子才三郎之御方へ御跡式被_レ仰付_二候處、八歳にて御死去、御跡式斷絶に付、龍興寺へ米百俵づ、年々御寄附被_レ成候、永々迄御寄附被_レ成候由御意にて候、

一 靈樹院屋形様御實母様にも龍興寺へ御納り被_レ成候に付、靈樹庵へ米百俵づ、年々御寄附被_レ成候、

一 永慶寺様、屋形様の御前様の御意被遊候は、子と申ものは類も有之、又出来申ものにて候、親と申ものは又と申事無之ものに候間、随分御父様也、勘解由様へ御孝行御盡し可被成候、唐日本にても孝心第一に致事、天の冥加に叶ひ候由、度々被爲遊御意候に付、御前様難有思召候由、阿波市正被遊御咄候、

一 御側之面々、父母有之ものは孝行盡し候様にと、ひたと御意被遊候、

一 細川越中守綱利公、御母堂様の殊之外御孝行に付、御母堂様、綱利公之御國許へ御暇之儀、御氣之毒に思召、何卒江戸表に御滞留被成度、御母子様共に御願被成度思召候由、永慶寺様迄度々御願被成、三四年宛も江戸表に御滞留之儀御願相濟申候、御老中方には權現様御條目相違申之由被仰候段達上聞候處、願上げ御上より願之通被仰出候間、何の障無之事に被爲思召候、自分に交代之時節を亂候儀は決而不成事に候由、上意御座候段被仰出相濟申候、綱利公之御母子様殊之外難有思召、畢竟永慶寺様御影と忝思召候由、爲御禮五

郎右衛門宅迄も綱利公御自筆御口上書を御持參被成候、綱利公常々御孝行被成御座候段、世上に風聞、永慶寺様御感心御取持被成候由、御意被成候、

綱利公御自筆御口上書寫

老母介抱候在府之儀奉願候處、今朝秋元但馬殿にて如願被仰渡、誠以難有仕合奉存候、偏に其元様御取成故と、不淺忝奉存候之段、難筆紙御座候、罷歸清高院に申聞候は、さぞ難有奉存にて可有御座、幾重にも可然御申上願入存候、已上、

八月十一日

細川越中守

藪田五郎右衛門殿迄

一元祿七甲戌年十月、御用人秋田三右衛門老母、和州郡山御城下に罷在候に付、久々對面不仕候故、何卒暫之内逗留にて罷越度之由、五郎右衛門を以御内慮相伺候處、母之儀尤には被思召候得共、一人願之通被仰付候得者、家中之面々輕き者迄も可相願候、左候へば例に成、如何に候間願相止可然之由御意に付、其段爲申聞相止候處、同十

忌服受申候、

ふし拜むやしろのうちは月なれや
心の水へすめはうつろふ

小善といふともなさを云事なかれ、小惡といふともなす事なかれと云ふことを、正覺院様ひたと被仰候由、永慶寺様度々被仰出候、

六、諫言を忠臣之義と被思召候事

一 わけて其方へ御用被仰合候儀無例事にも非ず、台徳院様へ御附人之儀、委く御意被成候、公儀にて御代々、御老中より重き人被相勤候譯は、老中は一列にて、一人立候ては存寄も得不申上候、御先代様御事も其方なご存知之通り、自分右京、御前向わけて被仰付候、扱今之國持衆は元權現様御傍輩にて御肩御並被成候衆にて、西國大名參觀之節、品川迄爲迎年寄衆を被差出候、今老中上使は右之家にて、甲斐守、右家之通之御會釋、權現様此方類も無之事冥加至極、打物も右之衆の内にも爲持被申候は少く、甲斐守年若にて一通りに存候ては如何に候、御厚恩晝夜無失念様に其方随分心附可申候、御子孫御相續之儀御念願被思

二月九日被任侍從候に付、京都へ御使者被差上、御老中様方へ御使者物頭格之者被遣候由、依之永慶寺様御意被成候は、三右衛門儀母へ對面仕度由、先達而相願候、此度之使者相勤、序に郡山へ立寄、母へも逢候而可然や、五郎右衛門内意承候様にと御意被成候に付、其段爲申聞候得者、思召難有奉存候得共、物頭勤申使者を御番頭に相勤候ては、重而の例にも相成候間御用捨可被下旨申聞候に付、則其趣申上候、則成程尤に被思召候由にて、其節は相濟、重而五郎右衛門へ御意被遊候は、三右衛門儀京都使者不相勤候段不届被思召候、其分には難被差置程に被思召候得共、其通被差置候母に逢申度孝心に候は、たとひ内意迄もなく、輕き格之使者をも願候而成共可相勤儀誠之孝心に有之候、御慈悲之思召にて御意被成候處、格を立候儀不届被爲思召、先主本多下野守殿氣に違ひ暇出し被申候事、尤に思召候由御意被遊候、

一元祿年中、五郎右衛門繼母死去仕候節、養母之忌服受申度段申上候處、成程尤の事と被仰出、養母之

召候、随分仕置等念入可申候、唐土にても諫て死、又は其國去る例も有由申候、我等事、御上之御機嫌を見合幾度も御袖にすがり御諫申上候、先年牧野備後守殿は三度御諫申上、御用ひ不_レ被_レ成候へば、其上は善惡共に御上と一體と被_レ申候、諸家にて家老共左様に家潰れ申事、權現様以來其類多し、幾度も諫可_レ申事に候、其家之先祖へ對し大忠節にて候、家老の取計にて家潰れ候事、此例も多き事に候、其家老たるもの、勘辨可_レ仕事第一と被_レ爲_レ思召候よし、彼是御意被_レ遊候、

一寶永六己丑年八月

柳澤阿波

川口十太夫

酒井佐左衛門

並河新五右衛門

永慶寺様御意被_レ遊候は、其方ども存寄候儀は、屋形様の不_レ差控可_レ申上候、面々事は厚恩之者共に候得者、神文に不_レ及儀とは被_レ思召候得共、法式に候間誓詞可_レ仕由にて、前書御好被_レ成、佐左衛門相認判形相濟、則於_レ御前御やかせ、水に入爲_レ

御吞_レ被_レ遊候、神文より堅き事は無_レ之と彼是被_レ遊_レ御意候、

七、御上々の御奉公依怙最負無_レ之様にと思召候事

一元祿の頃、淺野内匠頭長矩公之元御家來、浪人者大石内藏助始、傍輩四十六人之輩、吉良上野介義央公之御屋敷へ忍込、亡君之仇之由にて上野介殿を討取て、亡君之御菩提所泉岳寺へ供養に備へて、上之御成敗を伺ひし故、細川越中守綱利公へ十七人、毛利甲斐守綱元公へ十人、松平隠岐守定直公へ十人、水野監物忠之公へ九人御預にて、御老中方には阿部豊後守正成公、土屋相摸守政直公、小笠原佐渡守長重公、稻葉丹後守正通公、御評議之上、御先例等段々御調有_レ之候處、御一同御評議には、右之輩は仇討之宿意有_レ之候邊、或は町人又は日傭人足之姿に身をやつし、殊更深更に人家へ忍込候次第、武士道に有_レ之間敷致方に候へば、全夜盜之輩之致方に付、其御取捌にて可_レ然邊、四十六人之輩討首に可_レ被_レ仰付_レ御沙汰に相極り候處、永慶寺様此頃御側御用人御勤被_レ爲_レ入候ひしが、甚御歎ヶ敷被_レ思

召候得共、差當て御先例之御據も無_レ之候間、其儘に被_レ差置候へ共、御退出後も兎角御裁許の程不_レ被_レ遊_レ御心濟候に付、御家來儒者志村三左衛門、荻生惣右衛門兩人被_レ爲_レ召、右御裁許の儀御内談有_レ之、猶我朝は格別、若も異國杯に右様の致_レ成敗候例も見當り候哉と之御尋有_レ之候、然處三左衛門儀は老儒之事に候得共、右様の儀は歴代の内にも透と相覺え不_レ申候へば、御例に相成候儀無_レ御座と申上候に付、若輩なれども惣右衛門は如何と御意被_レ成候處、惣右衛門申上候には、扱々御評議之各様には、誠に些細の事に御拘り有_レ之候て、大要の事に被_レ御心付_レ無_レ之儀と被_レ相伺_レ申候、總て物は、大要の事にては、些細の事は致_レ頓着_レ不_レ申候事、聖人の教に候、當時忠孝の道は上にて御政務の第一と被_レ遊候御儀之處、假にも其趣意にて相目論見候者は、御成敗を盜賊の御取捌とは、さりとて無_レ御情儀に候、忠孝を心懸にていたし候もの、盜賊と相成候例に候は、不_レ義不_レ忠の心懸之もの、御取捌は如何にて可_レ然哉、依_レ之異朝の事は先差置、我朝當時の御例を以御取捌有_レ之、切腹に被_レ仰

付候は、彼輩の宿意も相立、如何計世上の示にも相成可_レ申儀と申上候へば、永慶寺様殊之外御滿悦被_レ遊、翌朝は例より半時御早めに御登城有_レ之候而、右之趣被_レ達_レ上聞候處、常憲院様にも其被_レ遊_レ御感悦、御評議俄に相變、各右之輩切腹にて、内藏助がせがれ吉千代翁十九人輩は、遠島に被_レ仰付候、

一名高き松平伊豆守殿は、心安く出入被_レ申候故、常常被_レ申候には、自分方へ心安く出入、念比に付立身又は御役替等可_レ致と被_レ存候ては、大成る心得違にて候、自分心安き衆中を御上へ御取合など可_レ申儀決而無_レ之候、殊に寄心安き衆中未熟成事有_レ之候は、夫は可_レ及_レ言上候、必々自分を頼には被_レ成間敷候、兼而右様に御心得候様にと被_レ申候由、是は成程尤成事と思召候、右京殿總而之被_レ致方、右之趣に似たる様に思召候由御意被_レ遊候、

一人はたとひ生付不具にても、心は何分にも心付候は、賢く可_レ成事に思召候、板倉内膳殿は片目はとむねにて候へども、利發故重き御役被_レ仰付、古今内膳殿申傳候、今の松平紀伊守殿、春蟲にて候へど

も、京都所司代に被_レ仰付_一候、其節京都にては關東に人無_レ之か、春蟲を所司代に被_レ遣候など笑可_レ申と上意に候得共、先年内膳例も有_レ之、其上人は形によらず心根社第一と、紀伊守所司代に被_レ仰付_一候、兎角依怙最負と申事、以之外成事に候、家中にても重く勤候もの、又は出頭人々は諸士手寄可_レ申候、門前に市をなすに二品有と申す事は、其方共も心得有べし、出頭人の人柄にて、主人の心底家中は不_レ及_レ申、他へ相知れ申事恥_レ敷事に候、主人次にて家老出頭人之懐心附肝要と御意被_レ遊候、

柳澤家祕藏實記卷之上終

行、いたはり置、扱又右のせがれを尋出し、親捨の様に外より申立、御役人共も其次第に存候て、江戸表へ疑敷様子に申來候故、右書面之趣被_レ達_二上聞_一候處、林大學頭へ御吟味被_レ仰出、右京大夫輝貞公などにも親捨と御極被_レ成候、左候へば遠島被_レ仰付_一筋可有_レ之候、永慶寺様には何卒親捨に不_レ被_レ成候様思召候得共、右之趣に御座候間、御家來儒者へ被_レ仰付_一、親捨の仕置、和漢の先例等取調候様被_レ仰付_一候儀、明律の類取調候得共、親捨の仕置の例と申は無_レ之由申上候、然る處永慶寺様御思召には、此者の始末、全親捨とは難_レ申、非人ながらも妻は先へ暇出し候へども、母はさながらにも難_レ捨存候而、少々の間にては同道致せし所存、奇特成事なり、若も其身妻子と同道にて、母のみ打捨置候はば、親捨とも可_レ申もの也、甚此事歎_レ敷被_レ思召_一候處、萩生惣右衛門申上候には、當時世上飢饉にて困窮仕候へば、右様のもの他領とても有_レ之間敷儀共難_レ申候得者、是を親捨に御捌にて御仕置有_レ之候は、他領の例にも相成甚不_レ宜事に候、畢竟右等の者、其土地に出來申候は其所の御代官、郡奉

柳澤家祕藏實記卷之下

八、御慈悲深く被_レ成_二御座_一候事
一 永慶寺様、第一御慈悲深く、下々迄御憐愍厚く被_レ成_二御座_一候故、御家中の面々は不_レ及_レ申、諸旗元衆世上諸人共御慕ひ申上候、
一 永慶寺様御登城御退出之節、御籠籠へ度々百姓町人訴狀差出、又は御屋敷へも參候、其節御目附役の者出合、委く達_二御聞_一、町人は町奉行、百姓は御勘定奉行中へ御内意被_レ仰遣、訴狀人不_レ及_二難儀_一、又者御代官衆不念にも不_二相成_一様に事濟申候儀多く有_レ之候、
一元祿年中、諸國共に飢饉にて、川越御領中の百姓共へ御救米被_二下置_一候、其已前百姓一人、前日妻と子供二人乞食に出し、翌日其身は剃髮して極老の母を連、乞食に出候處、熊谷鴻の巢邊にて母病氣付申候に付、手當に困り候哉、其儘打捨置候様子に相見へ、母もせがれも別れ_レに成て、母迷ひ歩行候に付、郷廻の足輕見附候て、老女の事故、役所へつれ

行の科に御座候、御代官共之科は御家來衆の不吟味より起り候事に候、其上にも科有_レ之候御人も可有_レ之儀と被_レ存候、右非人には科有_レ之間敷奉_レ存候に付、此御捌は右様の困窮者の御手當御行届有_レ之候様御世話有_レ之候は、忠孝の御示等は其内に可有_レ之儀と申上候へば、永慶寺様大に御悅被_レ遊候而、惣右衛門儀は用にも相立申候者也と被_レ遊_二御意_一、從_レ是而格別に御用有_レ之候、猶百姓の事に候へば、御勘定頭萩原近江守殿へ申候而、とくと可_レ承旨御意被_レ成候に付、五郎右衛門罷出得と申達候處、委く御聞受、親捨と申にては無_レ之候、飢饉の節、何國にてもかつ命に及候得ば、妻子共一同に乞食に出、迷ひ歩行、別れ_レに成申候、是は行別れと申ものにて御座候、斯様成者親捨に成候ては、此節國々に如何程も有_レ之事に御座候、決而親捨と申にては無_二御座_一候半、御申付に付右の趣申上候、猶又近江守殿へ御直談被_レ遊、行別れと被_二申上_一候故、右之次第被_レ達_二上聞_一候、彌行別れに相極り申候て、右非人へは一人扶持被_二下置_一、元の地所へ差戻し被_レ遣候、永慶寺様御慈悲深く被_レ成_二御座_一候

故、右飢饉の節は在中へ役人御廻し、飢に及び候ものも御吟味御救被_二下置_一候、常憲院様少も不孝ケ間敷相聞へ候もの、并捨子捨馬の儀御詮議強_レ御座候故、御城にても御詮議親捨の様相極候哉と奉_レ存候、其頃は御家中の御仕置向も、事により輕き事にて不_レ被_レ達_二上聞_一候はで不_レ被_レ爲_二御様子に御座候、

一元祿年中、御物頭木部傳内召仕の鍵持、少の品取欠落いたし、二三年も過候て、同役汀左五右衛門、右の者とは不_レ存召抱申候に付、見及び致_二腹立_一、五郎右衛門迄内意申聞、御願申候而急度申付度由を申候に付、御内慮相伺候處、一通りは尤に被_二思召_一候、夫に付御咄被_レ遊候は、御用部屋にて大和守殿御若年寄、六萬石、吉被_レ申候は、下々と申ものは何の辨なきものにて、自分挾箱持致_二欠落_一、間もなく河内守殿御老中、五萬石、丹州、挾箱を持、日々御城にて家來山城主井上政峰公共見かけ申候而、何分にも申付度由申に付、自分申候は、成程一通りは尤に候、然ども下々の事に候得者、河内守殿家來へ内意申遣、暇出し申候様に取扱候様申付候由、何歟咄の節被_二申付_一候、ケ様の事は

其方共承置候へば心得に成り候事に候、傳内申所成程一通りは左様可_レ有事に候、取逃もいたし候へば、左五右衛門へ内意申聞、慈悲を以追放申付可_レ然よし御意に付、追放申付候、右重之公の御物語は御實事にて候哉、又は永慶寺様御慈悲深く被_レ成_二御座候_一へば、わざと御意被_レ遊候やと其節何れも奉_レ存候、

一諸大名斷絶の家は、越後殿を始先祖非道無慈悲と有_レ之故と被_二思召_一候、無慈悲にて子孫續兼申もの、由承傳候由御意被_レ成候、
一御家中物成渡の事、知行取、切米共に先年は春渡秋渡暮渡三度と相渡候、其後永慶寺様御意に、物成は春暮兩度に渡し、男女共切米取は春夏暮三度に相渡可_レ然思召候、右京殿にては暮一度に相渡候由、外々にても家風にて暮一度に相渡し申も有_レ之由、是は如何に被_二思召_一候由御意被_レ遊候、
一諸家にて家中江戸詰并道中入用金等、手當の様子、大概にも留守居共所々承合せ、此方にて御定可_レ被_レ成候由御意に付、所々承合、其上にて吟味役共相考させ候様被_二仰出_一、少も餘分相渡、諸士并組

の者までも江戸御供太儀と不_レ存、願候ても罷出候様被_レ遊度、御慈悲成御思召にて、江戸御扶持方、路金等御極被_二仰出_一候、

一名法の御藥、色々毎年寒中御醫師共へ調合被_二仰付置_一、御家中に病人有_レ之節、御願申上被_二下置_一候、

一御匙醫常々御懇にて、御家中病人多く有_レ之に付、中の口脇に調合部屋被_二仰付_一、御勝手にて支度かけ合被_二下置_一、御家中の病人をも被_レ遊_二御尋_一、随分療治精出候様にて、日々の様に御意被_レ成、年々長崎より藥種品々御取寄被_二下置_一候、御はり座頭にも別而御いたはり被_レ遊、御側の面々にも常々いたはりの儀御意被_レ成候て、長屋住居等御上より被_二仰付_一、疊迄も被_二下置_一候、

一川越より甲州へ御所替の節、御家中の面々拜借金員數願の通被_二仰付_一、御隠居已後、前々よりの御家中拜借被_二下置_一候、

一甲州御拜領の砌、百姓共致_二騒動_一候に付、頭取共一人牢舎申附、評定列座の面々、兎角急度御仕置被_二仰付_一、可_レ然旨申に付、御家老共度々遂_二吟味_一候處、

御仕置に相極り、右の趣江戸表に申上候所、先致_二牢舎_一置候様にて被_二仰出_一候得共、兎角後々迄の御仕置に御座候間、不_レ被_二仰付_一候而は不_レ叶儀と、何れも一決仕候由にて、郡奉行三好與左衛門を以相伺候由、先達而申來候、其節阿波儀、御國へ引越被_二仰付_一候故、大方與左衛門に道中にて出合可_レ申と

思召候に付、右牢舎共一人出牢被_二仰付_一候段内意申聞、與左衛門儀は必御國許へ相返可_レ申由、與々阿波へ被_レ遊_二御意_一候、八王子宿にて與左衛門に出會候に付、右の次第申聞せ、御國へ相返し候、右に付御國へ參着の上、出牢の儀申渡候、御家老共を初、扱々御慈悲成儀可_レ申上_二様無_一御座候由、江戸表へ申上候、出牢被_二仰付_一候ものごもは不_レ及_レ申、御國中の者共御慈悲難_レ有儀と感心仕候由、
一正覺院様より御譲りの御知行所上總國山邊郡高百六十石南_三袋村、元祿二巳年一ヶ年、作り取に百姓へ被_二仰付_一候、

一甲州より郡山に御所替の節、御領中米を不_レ殘相納候に付、御勘定奉行へ御申候は、何方の所替にも米をば滞ること候、先年より美濃守殿慈悲深き故、

早速相納候ものと御城にて御沙汰の由、黒田豊前守直重公、柳澤備後守信尹公被_レ仰候、桃井伴山老にも外沙汰、右の趣被_レ申聞候、萬端永慶寺様御慈悲深く被_レ仰出候故、地方役人共も心附厚きゆへと、其節何れも奉_レ存候、

九、御平日の御事附御意の次第

一永慶寺様日々朝四ツ時御登城被_レ遊、八ツ時御退出被_レ遊候、朝は御精進、御登城被_レ遊候前、御上下にて御持佛へ被_レ爲_レ入、毘沙門御拜、毎月朔日には別而御清め、御備物品々、御召物も被_レ成_二御着用_一御備被_レ遊候、右御用に懸り候御納戸御用役、御納戸役の面々も、朔日には別而清め候て相勤申候、朝御精進毘沙門御拜の儀は、御上の御祈禱、次には御子孫様を御祈禱被_レ成候由御意被_レ遊候、毎朝御登城の節、御守り御懷中被_レ遊、御退出直に御守棚に御納被_レ成候、

一御精進日は、前晚七ツ時より御精進被_レ遊候、一冬中御退出後、折々御次に焼火被_レ仰付候、一毎朝御登城、御匙醫相揃罷在候而御脈御伺、御煎湯日々被_レ召上候に付、御機嫌の御障りも不_レ被_レ成_二

御座候處、日々御藥被_レ召上候儀、如何可_レ被_レ成_二御座候やと、何れも奉_レ存候段申上候へば、御用多御勤被_レ遊候に付、何卒御障不_レ被_レ成_二御座候御勤被_レ遊候御念願にて、兼ての御養生に御藥被_レ召上候由御意被_レ遊候、年始三ヶ日、五節句計御藥不_レ被_レ召上候、

一御居間御床に御差替之御腰物并御具足櫃、御調度掛、御腰物箱、御具足櫃は黄なめし皮に花菱の御紋付候覆懸被_レ差置、火事の節は御側の面々無_二相違_一爲_二持退_一候様にと兼て被_レ仰付置候、御打物、御持鍵、御廣間に一通り、御次に一通り被_レ差置、駒込御屋敷にも一通り被_レ差置候、神田橋御屋敷出火の節、急火にて御鍵焼失いたし候に付、御用役大原又右衛門早乘にて、駒込御屋敷へ罷越持歸り候、一御衣類は目立候様なる物は不_レ被_レ爲_レ召、御上下色小紋に御極被_レ爲_レ召候、

但、茶種色は世上に多く類無_レ之、殿中にて御見知のため色御極被_レ爲_レ召候様、其節何れも奉_レ存候、裏付御上下も同斷、一御腰物御拵、是又目立不_レ申候様被_レ仰付候、

一御平生御料理御好無_二御座候、朝は一汁三菜、夕御膳は一汁五菜、御夜食は一汁三菜、朝夕共に随分輕き品被_レ召上候、

一御不斷御膝御くつろげ不_レ被_レ遊、御膳は勿論、被_レ召上物の節は猶以急度御かしこまり被_レ遊候、書御休被_レ遊候事不_レ被_レ成_二御座候、御針治の後、暫宛御休被_レ成候、夜は御表にばかり御寝被_レ爲_レ成候、一御酒は殊の外御嫌ひ被_レ成、御姫様方、三月雛の御樽被_レ進候をも、此樽は臺所の小使共に吟させ候様に御意被_レ成候程の事故、御側の面々、酒給候ては得不_レ罷出候、右の御次第故、おのづから酒給候もの無_二御座候、

一日々御登城被_レ遊、御透に不_レ被_レ成_二御座候へども、儒書并歌書御覽被_レ遊、毎月御歌の御會御座候、一元祿十五午年、北村季吟法印より、古今御傳授被_レ遊候、一同十六癸未年、百首和歌御詠、仙洞御所被_レ入_二叡覽_一候、一眞光院様并女中方、御表へ被_レ爲_レ入候節は、歌書講釋被_レ仰付候、

一御上_{常態}御嫌被_レ成候由にて、御奥にても琴三味線決而無_二御座候、御家中娘有_レ之面々も、右の通り故稽古一切不_レ相成候、

一御側の面々に折々仕舞謠被_レ仰付候、眞光院様御一所御表にて被_レ遊_二間、御幸若舞并座頭平家折々御聞被_レ遊候、

一元祿年中、屋形様御成長後、不_レ絶御能被_レ遊、御手前太夫實生右内に能被_レ仰付、御見物被_レ遊候、尤御役者をも被_レ召呼_二被_レ仰付候、

一御前へ五郎右衛門、宇右衛門罷出候節、敬過候へば、禮の用は和を爲_レ貴と云事を存せず候や、御内所にて左様に急度仕候へば、御窮屈に被_レ思召、御用の品も無_二御座候、御腹藏なく御意難_レ被_レ成思召候、其方より随分くつろぎ用向申候様にと、ひたと御意被_レ遊候故、御側の面々は猶以御心安く、誠に御むつまじく被_レ思召、悪敷事有_レ之候へば、得_レ致_二合點_一候様に幾度も御意被_レ遊候、

一言葉は心の表にて人の嗜可_レ申事と常々被_レ仰候故か、御側の面々は不_レ及_レ申、御坊主共にても我がごしてかくしてと御意被_レ遊候事を、終に不_レ相伺、そ

ちがと計り御意被遊候、
 一御側御硯文庫に糊入の四半紙被差置、假初の御用被仰付候にも、右の紙に御書付御渡、間違不申候様に被仰付候、
 一御用向、御側の面々を以相伺候得共、御直に伺候様にと御意被遊候に付、罷出相伺候へば、總而伺候事一通りの輕き事は、人傳にて伺候ても相濟候事に被思召候、何事も御直に伺候得者、御意の御様子、御顔の御様子にても、御用向得と吞込申もの候、兎角御主人様の御前へ罷出候様心懸候事、勤第一と御意被成候に付、大體の病氣にては引込不申相勤候、
 一御祝事又は御一門様方御招被遊候節、總而不依何事、假初の申合事にても帳面に記し、銘々折本に致懷中、申合候程に不仕候得者、御心に御叶不被遊、御意にも萬事叮嚀過たる様に其方共可存候へども、物毎委く申合候てさへ間違有之ものにて、重き用向は猶以念入申合事に候、信玄公ならしと云事を第一に被成候由、此儀は度々御意被成候、

是より末御意の次第不同に認候、
 一屋形様御部屋住の節、御國持の通り、御表にて御禮被仰上候に付、正月御用番の御老中秋元但馬守喬朝公、永慶寺様へ被仰候は、伊勢守殿、正月は國持衆二日御禮にて有之候に付、二日の御禮可然哉と御申被成候、永慶寺様御挨拶に、成程左様可致事に候得共、年始には一日も早く御目見爲仕候様致度、御伺被成、朔日御禮申上候様被成可被下候由被仰候而、元日の御禮に相極り候由御意被遊候、永慶寺様御心底には、御譜代御はなれ不被遊思召に奉承知候、
 一甲州は馬所にて、御參觀の節御馬獻上可被成筋に候へども、御馬御獻上被成候得者、御暇の節、御馬御拜領無之候、右の儀は殊の外結構成御次第に付、御馬御獻上の儀、外々を委く御聞合、其上にて御極被遊候、
 御獻上左の通
 正月 鮮鯛
 四月 岩茸
 七月 粕漬鮎
 二月 枝枒
 六月 菜麩
 八月 梨

九月 葡萄酒
 十一月 袋枒
 十二月 鮮鯛
 右の外
 端午 八朔 重陽 歳暮
 御參觀 御歸國 享保五年五月より 粟鷹

一永慶寺様御勤の内、留守居被仰付一度思召候由被成御意候に付、先當分夫には及申間敷候様奉存候、留守居仲間度々寄合物入多く御座候而、何の御用向にも入不申候段、五郎右衛門、宇右衛門兩人共に申上候へば、尤に思召候、乍然伊勢守表向の勤、末々國持の衆、留守居仲間へ入候事難成事に思召候、右の趣右京大夫輝貞公へも御相談被成候へども、今程は留守居は入申間敷候へども、末々留守居仲間御入候事は被成可難候間、只今の内御入置可然由被申候、兎角可被仰付由にて、塚本郷右衛門、植松多忠兩人被仰付候、此方様御懇の内、藤堂和泉守高久公、細川越中守綱利公へ被仰候而、右兩家の御留守居共取持を以て漸仲ケ間入相濟候、殊の外六ヶ敷事の由に候、
 一甲州御拜領の節、川越并上方御領地物成詰を以可

被下置の旨被仰出候、御勘定奉行萩原近江守殿へ被仰付、御吟味御座候て、巨摩、八代、山梨三郡一圓二十二萬石、但七萬石の込高被仰出候由、尤の次第彼是委敷御意奉承知候、
 一御手傳の節にても、又は末々御不勝手にても御家中上ヶ米有之候ても、家中の者へ加増褒美遣候儀不苦候、不勝手の内加増褒美不遣候へば、勤候もの勵無之、如何と被思召候、乍然家中借米有之内は、側向與向は随分儉約相用可申由、御隠居已後御意被遊候、
 一元祿年中、松平九左衛門但見被召出一候節、御意には、九左衛門松平九郎、大番より御能の節、御白砂に御前置被出候筈と書付、御前へ出候處、御白砂へ被差出候筋目にては無之由被仰出候、右の通に候間、九左衛門儀御馬廻二十人扶持に被召出候、荒川土佐守殿從弟に付、土佐守殿御願にて達上聞候由、荒川忠八郎高千三百石被成下候儀も、土佐守殿從弟に付被召出候、其方家は筋目の者共は願可申様に被爲思召候由上意も御座候由、御内々御意被遊候、

一寶永年中、小田清右衛門事、其方存候通、何の勤にても可_レ致もの候、頼母様末々御分知も可_レ被_レ遊候、其節は御家老可_レ申付候よし、清右衛門へ常々學問を止め、勤め候様に被_レ仰付、かた過候事有_レ之に付、右の段被_レ仰候由御意被_レ成候、

一塚本郷右衛門事、段々御取立御留守居迄被_レ仰付、實體成者に被_レ思召、御隠居後も不_レ絶御機嫌伺申候、せがれ被_レ召出候ても可_レ然や相談可_レ仕の旨、御意被_レ成候に付、後藤新兵衛始遂相談候處、同役植松平馬もせがれ有_レ之、郷右衛門せがれ計被_レ召出候ては、留守居仲間にて平馬難_レ立程に可_レ申候間、先御無用に被_レ遊候様に申候に付、其段申上相止申候、

一高山三郎右衛門事、先年刑部少輔様へ御附被_レ成候處、間違有_レ之御免被_レ成候、御隠居後も不_レ絶御機嫌伺申候、御厚恩のもの共多候得共、志之者無_レ之由、其方存候筋之者に候間、心添いたし可_レ申由御意被_レ成候、駿府御手傳の節、永慶寺様に御用被_レ仰付候、

一野澤藤右衛門事、先年谷村へ被_レ遣候、此者事御了

簡違も被_レ成_レ御座候に付、相應に取立候様に御意被_レ遊候、

一同年、青木清右衛門并岩手孫右衛門、右兩人へ花菱の紋付來候得共、遠慮可_レ仕やと御内慮相伺候所、兩人共に家筋にて附來候得者、少も不_レ及_レ遠慮候段可_レ申聞由御意被_レ成候、

一同年、大小姓組は鬨斗目も御免被_レ成、騎馬役に候間、江戸表にて一類共より馬を給り、乘馬にて鍵爲_レ持、徘徊不_レ苦候由御意被_レ成候、

一同年、家老共は御目見申上、重き事にて、家中にても重んじ申様に、右用達共年始御目見被_レ仰付、鬨斗目着用の儀、御免被_レ仰出候、

一同年、與力何も用向申付候節、鍵爲_レ持可_レ申候、刀指は不_レ召連候とも、鍵は爲_レ持可_レ申由御意被_レ成候、

一御厩にあし毛の馬立て申間敷候由、御隠居後御意被_レ遊候、

一萬事に付費無_レ之様に可_レ申付由、屋形様御妹子様方、極候て御合力不_レ被_レ遊、不時に御金可_レ被_レ進之由、是亦御隠居後御意被_レ遊候、

一元祿十二年、山東小市郎、若狭武田之由にて、武田と改申度由願書差出候に付、御内意相伺候處、武田の儀、決而家中にて爲_レ名乗_レ申儀は不_レ成事に思召候由にて、願相叶不_レ申候、

一甲州におゐて竹田兵十郎被_レ召出候節、竹田の儀文字違候に付不_レ苦候由、永慶寺様御意被_レ遊候、右兵十郎儀、竹田丹波守殿より曲淵信濃守殿を以、御願に付被_レ召出候、

一永慶寺様御隠居後、川口十太夫、酒井作左衛門、屋形様御部屋住の節より骨折相勤候、何にても勤兼不_レ申者にて候故、末々家老申付候ても可_レ然由御意被_レ成候へば、瀧口典膳、平左衛門松平但見、御家老被_レ仰付候以後、右兩人も御家老被_レ仰付候、川口石見、酒井志摩と改、

一黒田豊前守直重公御事、御學力も被_レ成_レ御座、其上御人柄は其方共存候通にて、屋形様、刑部様、式部様御事、末々迄の御事御頼被_レ遊候處、直重公御事、永慶寺様御厚恩に被_レ爲_レ成候儀に御座候へば、御頼不_レ被_レ遊候共御如在被_レ成間敷候御心底御座候、殊に御願被_レ成候御事、少も御氣遣不_レ被_レ爲_レ思召

候様に被_レ仰候故、其方始右の趣心得可_レ罷在候、永慶寺様御百年の後、重立候御仕置向御開合可_レ申能御相談相手、屋形様御力に可_レ被_レ爲_レ成と、彼是直重公むかしより御馴染など、申事、くれぐれ御意被_レ遊候、

常憲院様御代直重公御側御勤、元祿十六年御高二萬石、常州下享保年中寺社奉行御勤、其後西九御老中、石、上州田、享保二十年御逝去、

十、儒佛神無_レ甲乙_レ御崇敬被_レ遊候事

常憲院様御弟子

一御儒學

一御禪學御師

小日向龍興寺
竹堂 和 尙
同 雲 岩 和 尙
山州宇治黄蘗山八代
悦 峰 和 尙

一御實記御用、菰生惣右衛門被_レ仰附、御實記出來也、日光准后様へ被_レ差上候に付、惣右衛門へ百石御加増被_レ下度由屋形様被_レ仰候而、都合五百石に被_レ仰付候、其節御意には家の飾り、惣右衛門程成儒者は公儀にも無_レ之様被_レ思召候、其方共は儒者に

大祿遣候は費と如何に可存候へ共、儒佛神勝劣無之、神は濁らず明らかに、佛は慈悲を専とし、儒者忠孝を第一とす、御仕置も右の三通、一ツかけても家治らず、是は人の存候事、自分勤候節、随分右に心附相勤候、其方共職分筋違無之様に、別て此通り心付可相勤之旨、厚き御思召共御意被遊候、

- 一 神社へ御名代被仰付候節は、前夜より御清め被遊被仰付候、
- 一 伊勢御師幸福出雲へ、御祈禱料毎年米百俵づ、御寄附、永々迄可被遣之旨、元祿年中被仰出候、
- 一 江戸市谷八幡宮は永慶寺様御産神、年始には御名代を以御太刀被獻候、前夜より御側向御次の面々迄清め被仰付候、御社參被遊候節、猶以の儀御座候、年始の外にも事により御名代被仰付候神社は、別而重き儀と常々御意被遊候、
- 一 川越御拜禮の砌、四月十一日、御城内天満宮、八幡宮并御城水川明神へ御太刀被獻候、御名代五郎右衛門被仰付候、右天神はみよしの、天神と古より申傳へにて、御城内一の御宮にて御座候、

一 甲府御拜領の砌も、府中八幡宮へ御名代權太夫へ被仰付候、夫より例年年始御名代寄合衆の内被仰付、御太刀馬代被獻候、

- 一 長日御祈禱所、寺社二十五ヶ所御極、御祈禱一ヶ所へ米十俵づ、年々御寄附被遊、御城内稻荷毘沙門御祈禱被仰付、此外寺社所々へ例年年始御名代御初穂被獻候儀御極被遊候、
- 一 御透被成候節は、不レ限晝夜、不レ絶儒者の面々被召於御前、儒學軍書講釋被仰付、何も出席仕候、
- 一 權現様甲斐國御手に入候而、寺社方は各別の儀にて、御朱印信玄公の通に被成候由、永慶寺様御意被遊候、
- 一 江戸愛染院は、正覺院様御代よりの御祈禱所にて有之候由にて、御懇に被遊候、
- 一 愛染院、靈雲寺にて長日御祈禱被仰付候、愛染院へ米五俵、靈雲寺へは七月十二月兩度に金子被遣候、
- 一 遠國御祈禱所
石清水 春日 竹生島 多賀 三井寺

上賀茂 六孫王 宇佐 彦山 高野山

但御祈禱料銀子一枚宛、右之通、毎年十二月十八日、御用人書狀相添差出候様被仰付候に付、例年差出申候、後々迄御家の御祈禱にて候間、其方共永々心得罷在候様に被遊御意、十二月十八日は永慶寺様御誕生日に御座候、

- 一 甲府御拜領の砌、惠林寺不動尊へ御太刀馬代被獻候、御名代柳澤權太夫被仰付、夫より例年正月十二日、四月十二日寄合衆の内にて御名代被仰付、御太刀馬代被獻候、
- 一 元祿年中より、月桂寺、龍興寺度々御招、出家中も大勢御招被成、問答等有之、御馳走被遊、被遣物銘々度々御座候、繁昌の出家扱人々せぬものに候、ふかき思召にて、度々右の通御呼被遊候、定めて其方ごもいかに可存候や、此事度々御意被遊候、
- 一 川越御領分野火留村に多福寺御願被成候て御建立、米五十俵づ、御寄附被成候、秋元但馬守喬朝公御領知に成候て、前々の通五十俵づ、御寄附被

成候、御家老御城代御用人共より佛具等品々寄進被仰付候、

- 一 龍華山御建立の儀は、深き御思召被成候御座候、
- 一 正徳元辛卯年十二月十八日、年來市正持佛堂に安置の惠心僧都作之正觀音、永慶寺様御佛堂に百日餘被差置、厨子の扉に、
具一切功德、慈眼視衆生、
福聚海無量、是故應頂禮、
吉保百拜
- 右の通御筆にて被遊、厨子黒塗に有之處金たみに被仰付、戸帳共に御取替被下置候、
- 一同三癸巳年十二月十五日、駒込御持佛堂に唐佛の寫し、三尊彌陀厨子入四通り御並置、屋形様、刑部様、式部様へ可被進と、此度大佛師左京に被仰付出来、御三方様いまだ御年若に被成候御座候へば、如何にも可被思召候へども、御年被爲候は思召やり可有之候、其方へも右四通りの内可被下候、彌神佛信心可仕候、尤日々拜み可申候、祈禱と成申候、佛道の事は年若にては心に染み申さぬものにて候、佛道の心無之ては慈悲薄く候、第一先祖の事、大切に存入候様に屋形様へ

も可申上候、慈悲深く無之ては子孫續かぬもの由申傳候、佛神信心の事、其方今御附屬被遊候四通り同仕立にて、戸帳金入のもやう違たるまにて候、何成共其方へ頂戴被仰付候由御意被遊候へども、先達而拜領の儀、達而御辭退申上候へば、其方へ御附屬被成候に付、是非共頂戴可仕候旨御意被遊候、御側に御番頭小田清右衛門罷在、兎角御意次第に可仕旨申候に付、御意重く奉存、左候は、末の四番目を頂戴可仕旨御請申上、直に頂戴仕候處、御名札書、清右衛門に被仰付候、一番屋形様の、二番刑部様へ、三番式部様へ、右の通御銘々様御名札附申候、扱又御意には、阿彌陀佛と申は天竺にての詞、大唐にては無量壽佛と唱へ、はかりなき命の佛と唱ふるなり、はかりなき命は、目出度事はなし、祝ふべき日などはまづ南無阿彌陀佛と唱へ可申事に思召候、現世にては災難なく命を延べ、來世佛に成るとの難有事、南無阿彌陀佛の功德、中々言葉に及ざる次第なり、南之文字、華嚴經に當り、無之字は阿含經に當り、阿の字は方等經に當り、彌の字は般若經六百卷

に當り、陀の字は法華經二十八品に當り、佛の字、涅槃經に當り、七千餘卷を一口に讀誦したるといふ事有、年若にては佛道合點無之ものに候、末々御三人様の能可申上候由、彼是御意被遊候、右の趣御物語被遊候へども覺不申候に付、御側に候清右衛門に申談書付差越申候、
 一 同四甲午年四月、駒込御持佛堂に安置之御本尊并御先祖様方御位牌、お増ごの甲州に御越被遊候、御先祖様方御位牌の事に候ゆへ、御大切に御安置被成候様に、御附の女中の永慶寺様被仰含候由、お増ごの御卒去已後、右御位牌、市正宅に奉安置候て、香花奉備候、
 十一、武藝を第一に被遊候事
 一 永慶寺様御武藝御修行の次第
 常憲院様御弟子
 御兵法 甲州 流小峰玄入
 御軍學 御弓 吉田 流
 大和 流
 御鎗 無邊 流直備

寶藏院流十文字

柏原流

八丈流

大坪流

御馬

一 寶永年中、御軍令御定被遊度、晝夜御心懸、今般御定被成候、日々御登城御障不被成御座候處、其方共還而如何にも可存候得共、伊勢守代に成候ては、中々其方共了簡に及申間敷候、此節相極候段、其方共仕合と御笑被遊御意候、
 一 御召御具足櫃は鐵を以被被仰付、弓は十三間、鐵炮は十五間にて試被仰付、丈夫に請留候に付、御絨被仰付、其外數々御具足出來仕候、
 一 御前御座敷にて御用被遊候節、御身薄にては如何に思召候に付、百重ばかり御具足御胴丸龍の蒔繪被仰付候、
 一 御家楯なし御具足も出來仕候、
 一 御馬の儀、諸流御吟味の上、書物御仕立被遊候、御守弓は張弓、其外御弓數并御馬具御好被遊出來仕、寶永年中御隱居已後被爲進候、
 一 日々御登城被成御座候へども、御兵法不絶御

修行被遊候、御弓も折々被遊候、馬場へも月に二三度程づ、被爲入、御乘馬被遊、御側の面々へも乘馬被仰付、御馬共不殘被遊御覽、飼料等總而念入候様、御馬役共御直に度々御意御座候、冬は綿入の蒲團着せ、御引馬も着せ申候、
 一 大名は外の武藝は一通りの事、馬をば達者に乘不申候へば、人前にて恥をかき申事有之候、先火事の節御用勤り不申候間、第一屋形様御馬御精被出、御稽古被成候様可仕旨、度々御意被遊候、
 一 御式舞臺にて、御側の面々兵法、鍵、木馬等稽古被仰付候、
 一 元祿年中、御家老共并御用人共、具足御前にて着し入御覽候、
 一 御上屋敷御座敷の内、御弓、御鐵炮飾被仰付置、則御弓の間、御鐵炮の間と申候、御長柄は中の口通り上に掛置、外に半弓御長柄澁紙包、中の口脇御長屋わ入置、萬一御城近邊急火の節爲御用心、右の通被仰付置候、右長屋の鐵鍵は大目付預り候、尤其節御供の御人數も御極被爲置、御定書御座候、
 一 馬持の面々、乘馬御覽被遊候、

一御物頭の御覽被遊候、
 一御物頭弓鐵炮御家老見分仕候、
 一乘馬被仰付候節、痛所又は病氣等にて不罷出候へば、名前御書付させ、誰々乘馬不_レ相濟と書付、御次の間柱に爲_レ御張_レ被_レ成、相濟次第名札爲_レ御取_レ被_レ遊候、夫故馬は不_レ及_レ申、武藝を勵み精出し稽古仕候、
 一御國元にて武藝稽古所申付、家中の面々無_レ油斷_レ致_レ稽古_レ候様可_レ仕候、學問躰方等をも習はせ可_レ申候、尤稽古猥りに無_レ之様に定書を出し置可_レ申候、雅樂頭殿在所にても右の通被_レ致候由、雅樂頭物語に承り候、若き者共稽古無_レ之候ては猥成出會も有_レ之ものに候、能々其方共心付可_レ申由御意被_レ遊候、
 一江戸御屋敷にも稽古所被_レ仰付、竹刀等御入用にて申付候、
 一享保年中、西丸御普請御手傳の節、序有_レ之候に付、甲州にて武藝稽古所の儀、其比分而御用相勤之御小納戸山本藤四郎殿に委_レ咄申候へば、御尤の儀、紀州にても武藝稽古塲有_レ之旨御挨拶有_レ之、其後

懸_レ御目_レ候節、先日御物語之甲州家中武藝稽古所の儀、御序有_レ之達_レ上聞_レ候得者、尤成事と上意有_レ之旨御申聞被_レ成候、
 一元祿年中、柳生内藏助并汀左五右衛門_{内藏助}、度々御城に被_レ爲_レ召、兵法被_レ仰付、御小姓衆、御小納戸衆指南仕候、此方様にても晝夜の様_レに御側の面々兵法被_レ仰付、柳澤備前守宗長公にも此方様に御出、内藏助指南仕候、宗永公家老多羅尾平八を始四五人づ_レ被_レ召連、是又稽古仕候、
 一御成の節御兵法被_レ爲_レ遊、度々内藏助父子、左五右衛門御相手被_レ仰付、其外御側の面々にも罷出候儀に御座候、
 一公方様御流儀の儀に付、末々迄其方共大切に可_レ存由御意被_レ成候、夫故御稽古の節は締切、外の面々一切不_レ罷出_レ候、御側の面々稽古の節も右の趣申合候、御城にて兵法上覽の節、御上段より御下り被_レ爲_レ遊、御流儀殊の外御大切に被_レ思召、御兵法の御書物は御箱の鍵御懷中被_レ遊、土用中御自身御風入被_レ遊、御側の衆も會而手を付不_レ申由御意被_レ遊候、

一文昭院様御成の節も御兵法被_レ遊、内藏助父子、左五右衛門罷出申候、
 一柳生内藏助御城にも度々罷出、各別なる者に候間、跡式四百石無減に被_レ仰付、忰助五郎に被_レ下置_レ候、
 一元祿年中、五郎右衛門抱屋敷に、永慶寺様被_レ爲_レ入度被_レ思召_レ候得共、御遠慮被_レ遊候、若殿様方被_レ爲_レ入候様可_レ仕旨御意に付、寶永五年、屋形様、刑部様、式部様被_レ爲_レ入、旭山昌貞、小島昌悦も被_レ參候、土藏の内に武具並置御慰入_レ御覽_レ候處、永慶寺様達_レ御聞_レ御悅被_レ遊、昌貞老を以御懇に重き御意被_レ成下_レ候、昌貞には宇右衛門にも談有_レ之候に付、宇右衛門にも五郎右衛門にも御意の趣申聞候様に昌貞の御意被_レ遊候に付、其後具足は無用、馬具計御次に入_レ御覽_レ候様に御意に付、御退出の節入_レ御覽_レ候之處、殊の外御機嫌にて、其節被_レ爲_レ召候奏薄柿御帷子御戻子裏附御上下御手自被_レ下_レ置_レ之_レ候、御新家の儀、家中の面々随分武具嗜候様被_レ遊度由御意被_レ遊候、
 一元祿年中、御側の面々、折々本郷第_カ壺町、駒込、小菅、

所々御屋敷へ早乗又は歩行にて、随分早く時を限り達者といたし候様に、足だめし被_レ仰付_レ候、若もきの足だめし無_レ之候ては、火事等の砌いかゞ、右の通り被_レ仰付_レ候由御意被_レ遊候、
 一元祿十五年七月十九日、中野犬小屋御見分被_レ爲_レ入候節、明け七ツ時御出馬、五郎右衛門、宇右衛門兩人共御馬脇御供被_レ仰付、銘々股引腰辨當、御歸の節、日の内は人の見知如何に被_レ思召_レ候由御意にて、高田より乗馬にて被_レ召連、右京大夫輝貞公にも其後見分に被_レ成_レ御越_レ候節、御家老步行御供被_レ仰付_レ候由、右の御次第上聞に御達し被_レ遊候御様子に御座候、
 一中の口向に御馬兩匹立有_レ之、毎夜泊り馬被_レ差置_レ候、
 一元祿年中より總御馬數六七十匹づ_レにて、駒込御屋敷に百匹立既被_レ仰付、御上屋敷より御馬共十日代りに引替、乗日には曉七時より御側の面々被_レ遣候、御用人をも被_レ遣、罷歸候而御馬の様委敷申上候、騎馬百騎の皆具并御長柄、御弓、御鐵炮取揃御座敷に被_レ差置、火事等の節、御固等の御用心、右の通

被_レ指置_レ候由御内々御意被_レ遊候、
一同年中、駒込御屋敷御庭芝間に、馬上五十騎御揃、御覽被_レ遊候、

一五郎右衛門儀、度々遠乗又は雪の節雪乗可_レ仕候由、兼而御意に付、夜中雪降候へば未明より雪乗いたし、其段申上候宇右衛門萬事能候得共、馬嫌にて如何に被_レ思召_レ候由、度々御意被_レ成候、宇右衛門痔疾有_レ之候に付、折々ならでは乗馬無_レ之候、持病は御存知被_レ遊候得共、右の通り御意被_レ遊候、

一公儀にても御老中秋元但馬守殿御馬御用被_レ仰付_レ被_レ相勤_レ候に付、五郎右衛門右用向可_レ承由御意被_レ遊、其後御目付も兩人御馬御用掛り被_レ仰付_レ、飼料の儀下々は粗末に致ものに候、御目附晝夜に限らず不意に相廻り、夏は飼料あしく成ものに候、馬は此方よりあてがひ次第の事に候へば、いたはり可_レ申事第一に候間、御目附共へ常々能申合候様にと御意被_レ遊候、

一元祿年中、三百石以上馬持、二百石にても御使番御用役飼料相渡、馬持に被_レ仰付_レ候、
十二、御家臣被_レ召仕_レ候御様子の子の事

て候、喜多見若狭は新参ものに朝夕の給仕爲_レ致様子見被_レ申候由に候得共、左様には不_レ成事に思召候由にて、其比度々御檜折御菓子御拜領被_レ遊候に付、其節々御手自御菓子被_レ下置_レ候て、新参者の様子御覽被_レ遊候、銘々へ彼是御尋被_レ遊候て段々相應に被_レ召仕_レ、永牢人、世上にも間違有_レ之もの、由、兼而御聞及被_レ成候間、吟味いたし、鹿抹に無_レ之、間違不_レ申候様に随分念入可_レ申候、身上の儀は人々重き事に候、此所心付肝要に被_レ思召_レ候由御意被_レ遊候、

一新地御加増御役替等被_レ仰付_レ候節は、厚御勘辨被_レ遊、御家老共へ思召の程御意被_レ成、其上にて被_レ仰付_レ候品に寄御中老共へも可_レ承合_レ旨御意被_レ成候儀も有_レ之候、人々少も不足に不_レ存候様にと常々被_レ召仕_レ候、總而御家老共存寄等少しも殘申様に候は御心に叶不_レ申候に付、御家老共心底の程委く申上候、右の次第故、人々少も不足出來不_レ申、御近習外様の面々迄日勤に候得共、人々勵、晝夜精を出し相勤申候、

一五郎右衛門急に被_レ爲_レ召候由、御側のもの參申聞

一家中諸士、風俗宜敷、禮義正敷有_レ之様に、其方共心付可_レ申候、家中の風俗にて主人の心根被_レ察申事の由、外々家風の儀をも彼是御意被_レ遊候、

一總體慎と申事第一に候、唯今の御勤柄に候へば、御家中の面々他へ出候て我雜がましき事無_レ之様可_レ申付_レ候、御供の面々へも申付候て、大道を御通り被_レ成候共、片付候て通り候様心付可_レ申候、御老中方便御家來慎無_レ之様御聞及被_レ遊、下々迄も他へ出候て心付候様、支配頭へ不_レ絶申付候様にと度々御意被_レ成候に付、随分申合候、終に御勤中、御家中下々迄他處にてがさつなる事相聞へ不_レ申候、

一萬石御加増の砌、浪人被_レ召抱_レ候儀、御家老村田齋院に被_レ仰付_レ、其後五郎右衛門に被_レ仰付_レ候、御取立の御家に付格式又は宛行等望候ものは無用に仕、如何分にも被_レ召出_レ被_レ下候様にと願申者を吟味可_レ仕候、御目利にて段々御取立可_レ被_レ遊候、本庄因幡殿常憲院様御母堂には他家にて重く勤候ものを好み被_レ呼出_レ候由、松平豊後守宗資公元祿年中高五原城主、後宗、物語にては、是も一理無_レ之事にも有間敷と被_レ思召_レ候、乍ら然永慶寺様にて右之御思召に

候に付、早速罷出候得者、此事そち心得違如何と被_レ思召_レ候、御呵可_レ被_レ遊と御呼被_レ遊候へ共、得御呵不_レ被_レ成候、重而心得候へと御笑被_レ遊ながら御意被_レ成候、五郎右衛門不_レ限、誰も右の通御意被_レ成候事度々御座候、

一元祿年中、御城にて御内々御祝儀御座候節、永慶寺様より御箱肴兩種御樽、兵部様乾徳院様より御箱肴計被_レ差上_レ候被_レ仰合_レにて、右の通御書付、五郎右衛門に御渡被_レ遊候處、心得違、兵部様よりも御樽相添被_レ差上_レ候、御城にて御小納戸衆迄、兵部様より御樽は添不_レ申候筈の處間違候間、御樽は御差控被_レ下候様にと永慶寺様被_レ仰候、其段達_レ上聞、酒返しはせぬもの、一入目出度々々々々上意の旨にて御披露相濟、重而隨分念を入可_レ申由、御退出の節御意被_レ遊、御呵も不_レ被_レ遊、兎角申上候様も無_レ御座_レ恐入候、御渡し被_レ成御書付には御樽は無_レ御座_レ候由申上候へば、右京殿より御樽添不_レ申、御氣の毒には思召候得共、御上御機嫌能相濟候に付、遠慮にも不_レ及、尤少も心にかげ申間敷よし御機嫌にて御意被_レ遊候、萬事右の通に人々を被_レ召仕_レ候御

次第にて御座候、

一元祿年中、五郎右衛門實父死去仕、朦中度々御懇に御側の面々を以御尋被_レ成下、拜領物被_レ仰付_一候、但萩澤源太左衛門自筆手紙の寫有_レ之候、次第省略、附録_○附録_○に記_レ之、

一人は十分に足り申者は無_レ之候、何ぞ取得有ものに候、夫々相應に被_レ召仕_一候由御意御座候、御奉公心付の儀又は慎事ひたと御意被_レ遊、利發成ものへは見へぬ様に勤候事肝要に候、又勤不心懸之面々へは、誰々は其方より跡より勤候へども見出にあひ立身いたし候、其方儀も随分精出し勵可_レ申由御意被_レ成下、其上にても勤方不心懸の面々は、左程御取立無_レ御座_一候、

一我身を立身可_レ致と主人の氣に應じ申さんため、よからぬ事をすゝめ申もの世に多く候、主人の機嫌をつぐのふは賞すべからずといふ事あり、主人心付第一と御意被_レ遊候、

十三、御家臣夫々相應に被_レ召仕_一候次第附御教訓の事

一 小田清右衛門常々随分能相勤候、學問いたし候故、

萬事に窮屈に見へ候、學問いたし候者は必偏屈に候、夫は學問の致し様惡ゆへ、學問のそがにて、世上にても申事に候、清右衛門に學問の道餘り用ひ過候ては如何と申聞せ可_レ申候、かた過候故、側の者共迄もいやがり申様に候、右の譯とくと市正申聞せ候様に御意被_レ遊候、

一の場甚太夫事、常々随分能相勤候、乍去殊の外短慮にて、強く呵不_レ申候ても濟候事も言葉強くしかり候由、重立候もの短氣にては、諸事に付爲にならず候、能く合點致し候様異見可_レ申由、市正に兩度迄御意被_レ成候、

一 平手七郎右衛門、淺利藤左衛門兩人共、人物不_レ宜とて萬事に被_レ召仕_一候にては無_レ之候、兩人共に御用向を能呑込み埒明候故、何にもかにも被_レ召仕_一候、定而人もしかり可_レ申候、折節市正心付可_レ申候、手ばなし候ては難_レ被_レ召仕_一思召候由御意被_レ遊候、

一 後藤新兵衛、村井小平次兩人共に發明にて、爲にはまり相勤候、乍然屋形様被_レ召仕_一様によりては勤そんじ可_レ申候、此所市正心を添候様にと御隠居已

後御意被_レ遊候、右之面々の外、誰々は心付薄くと御直にも御意被_レ成候へども、市正得と申聞せ候様にと度々御意被_レ遊候、

一人は三十にならぬは分別大方にも定り不_レ申もの、扱五十に成候て分別極り申ものに候得共、其身心付肝要に候、勤方未熟、行跡惡敷面々は、年若とても武の法にて仕置難_レ宥事大法に候、常々面々慎相勤候様に、度々御側の面々へ御意被_レ遊候、

一元祿九丙子年十二月十八日、永慶寺様御意には、五郎右衛門儀子に不縁にて御氣の毒に被_レ爲_レ思召_一候、御前にも先年御子様御不縁に被_レ成_レ御座_一候に付、御誓願被_レ爲_レ遊、朝々御精進被_レ成候、五郎右衛門儀も朝々精進をつこめ、子孫繁昌を願可_レ申候由、御上にも御子孫御相續を御願被_レ遊候、此上心を直ぐに慈悲深く子孫相續、御家に子孫を永く迄殘可_レ申由、五郎右衛門事一萬石御加増の節、御人被_レ召出_一候最初、能御覺被_レ成_レ御座_一候由、重き御思召_レも徹_レ骨髓_一難_レ有奉_レ存候、夫より朝々精進仕、段々せがれども出生仕候、右の通御意御座候故、せがれ共迄毎朝精進を相勤申候、

一元祿年中、屋形様御部屋住の節、度々御登城御印籠等御拜領被_レ成候、其節は拜領物を願候儀、應_レ御機嫌_一候様に何れも心得候而、屋形様の宇右衛門御印籠を二三度御願申上候處、永慶寺様の御序御座候而、永慶寺様の屋形様御咄被_レ遊候由、二三日過候而、五郎右衛門、宇右衛門の永慶寺様御意被_レ成候、屋形様の宇右衛門御印籠を願候由、尤に被_レ爲_レ思召_一候、乍去諸家にて親の氣に入出頭いたし候ものは、必子の氣に入ぬものにて、家督以後は不首尾に成申事、世上一同に候、御前には兩人共随分存入相勤候と被_レ思召_一候へども、屋形様如何可_レ被_レ思召_一候や、兎角心安立仕候事は慎薄き事と思召候、兩人共常々心付肝要に被_レ思召_一候由御意被_レ成候、

十四、御政務の事

一 正月元日、二日御讀初、御書初、十五日御用始、御具足の御祝儀、諸士御盃御流頂戴、御役替等被_レ仰付_一、儒書、軍書講釋被_レ仰付_一、御兵法、御鎗御遣初、御射初被_レ仰付_一候、

儒者 志村三左衛門
軍師 清水惠左衛門

兵法

- 柳生内藏助
- 柳生助五郎
- 汀 左五右衛門
- 岩田六左衛門
- 永井彦太夫

鍵

弓

右之面々御祝儀之拜領物被_レ仰付_二候、

一二日御馬乗初、御役共相勤申候、

一永慶寺様には正月、二月の内、御馬被_レ爲_レ召候、

一公儀にて正月十一日御具足御祝儀の節、御旗奉

行、御鍵奉行、御先手の内、御役替被_レ仰付_二候由御

意被_レ成候、

一寶永二己酉年正月十五日、大目付に永慶寺様御渡

被_レ成候御箇條、左の通り、

一城之事

一江戸甲州家老沙汰之事

一城代沙汰之事

一江戸甲州用人沙汰之事

一町奉行勤方之事

一江戸諸士沙汰之事

一總目附勤方之事

一郡奉行勤方并代官之事

一町中之事

一郷中之事

一寺社之事

一生類憐之事

一甲州に差置馬之事

一甲州に差置武具之事

一諸事費之事

一甲州に差置直參衆之事

右之條々見及承及候通、風説たりといふども毛

頭無_レ遠慮、毎月書付相封印にて、宛所上之字記

し、江戸家老共迄可_レ差越_二もの也、

寶永二己酉年正月十五日 御朱印

大目付

一永慶寺様御代川越御領、其後甲州よりも例月大目

付書付差上、御内々にて御家老共へ爲_二御見_一被

遊、封じて其方に差置候様に被_レ成_二御渡_一候、

一毎月晦日には大目付、御目付御人拂にて、只今迄永

慶寺様被_レ遊候通、御前へ可_レ差出_二候、尤其方儀も

家中の様子無_レ油斷_二可_レ相尋_一候、左候へば目付共

も重く家中にて恐れ用ひ申候、第一の御仕置被_レ成候由、御隠居後被_レ遊_二御意_一候、

一寶永年中、御物頭へ與力御附被_レ遊度思召、度々五郎

右衛門、宇右衛門へ御意被_レ成候に付、兩人申上候は

御尤奉_レ存候、乍_レ然諸家共に家老に與力附申候、松

平讀岐守頼常公、松平伊豆守綱政公御家杯にて、

家老に與力附申候、物頭に與力御附被_レ遊候事如何

可_レ有_二御座_一やと申上候へば、尤_二思召候_一、然其深

き御思召被_レ成_二御座_一候、其方共に與力附候儀は又

時節も可_レ有_レ之候、物頭に與力附候儀は、伊勢守代

に成候ては新規には中々得附申間敷候、今物頭に

與力附候儀は無_レ遠慮_二候、其方共へ與力附候儀は

以後にても成申事に被_レ思召_二候、兎角物頭へ御附

不_レ被_レ成候ては御心濟不_レ被_レ成候由御意に付、左

程被_レ爲_二思召_一候儀に御座候は、御思召次第と申

上候、其後御老中様方へも御物語被_レ遊候由御意被

遊候、御内々にては上聞にも被_レ遊_二御達_一候御様

子御座候、與力を御極被_レ成候而、足輕を同心と唱

候様被_レ仰出_二候、

一評定列座の面々は大切成役に候間、随分途_二吟味_一

可_レ申付_二候、公事訴狀入組たる儀は、右之面々幾度も遂_二相談_一候上、其方共へ申聞、筋違と成不_レ申候様打寄考可_レ申候、難_レ決事は口口申附、又は公儀御役人の手寄候而承合申事も可_レ有_二事候_一、右列座之仕違は家老の不念、其上には主人に懸り申事、世上一同の事に候、ケ様の儀は被_レ仰出_二候迄もなく候、右役人共無_レ底意、神文之通り申合相慎、無_レ最負偏頗_二賄賂等取不_レ申候様に可_レ仕候、評定の事、厚心附可_レ申事肝要に候、前々評定役人共へ懸合支度出候儀、近年相止候由、權太夫申聞候、是は却而如何可_レ有_レ哉、阿波御國元へ罷越候節遂_二相談_一、前々の通懸合支度出し可_レ然候は、可_レ申付_二候、相談事有_レ之節、食事無_レ之候ては得_二談合も濟間敷様被_レ思召_一候由、甲州へ阿波引越候節御意被_レ遊候、一諸役人は可_レ成程は度々引替不_レ申候様に有_レ之度事に被_レ爲_二思召_一候、利發成者にては役馴不_レ申候ては物事あらく捌たがるものに候、兎角諸役人共に心を丸く短慮に無_レ之、靜に事を致儀、第一役人の心持にて有_レ之候、役人の面々心得違有_レ之時は、其方共より早速心を付候儀、甲斐守爲にて有_レ之

候、萬事油斷無之様、諸事心付專一に被_レ思召_二候由御意被_レ遊候、

一誓詞の前書文言等、松平右京大夫輝貞公御家を御請候而被_レ成_二御定_一候、誓詞より重き堅めは無_レ之候、諸役人申付候節急度誓詞可_二申付_一候由、是又甲州へ阿波引越之節御意被_レ遊候、

一屋形様甲府へ御入部之節、永慶寺様御意には、此度御國にて御仕置向随分念を入、萬事未熟に無_レ之様可_二相心得_一候、家中人物不_レ宜、不行跡成者も有_レ之候は、由緒有_レ之者たり共隠居申付、家督相應に可_二申付_一候譯有_レ之者にても、不_レ宜ものを其儘差置候ては、仕置の障りに成、家風も悪敷成ものに候、常憲院様御代に被_レ爲_レ成候砌、松平越後守殿常憲院様御從弟光長公、廿四萬石、越後高田城主、を初、目立候御仕置等被_二仰出_一、あばれ者共爲_二吟味_一中山勘解由被_二仰付_一、急度世上改り申候、箇様の事共心得に可_レ成事と被_二思召_一候由御意被_レ遊候、

一酒井雅樂頭忠峰公上州磯橋之城主、勘解由様御事、御家にて、用日は定日有_レ之用向相濟申由に候、此方様にても御用日定候ては如何可_レ有_二御座_一哉相伺候へども、尤に

候、また御對面被_レ遊候ても何も被_レ仰儀は不_レ被_レ成_二御座_一候故、兎角御身御大切に御煩不_レ被_レ成候様御心懸可_レ被_レ成候、御國にては短き御裝束木綿の御股引にて、御供廻り小勢被_二召連_一、在中屋形様とは不_レ存、御立並御咄杯被_レ遊候而、方々御かけ廻り可_レ被_レ成候、重く被_レ成候ては迷惑申事に候、外の大名衆も在所にては右の通被_レ致候由、能き慰と思召候、在中仕置等悪敷事有_レ之やと御心付可_レ被_レ成候、第一には御身御養生可_レ被_レ爲_レ成候、甲州は陰國に候間、朝寐大酒など致候へば、病身に成可_レ申候、瀧口典膳の様に悪ぶとりに成申ものにて候、一家中の仕置、順路に少も筋違無_レ之、家中の面不_レ足に不_レ存候様市正随分心付可_レ申候、昔の名將達義經、楠など、皆家來の手柄にて今に名高く候、夫は本と家來を恵み申故、人々命を捨申候、主人の心付厚く不_レ便を加へ申故にて候、兎角非道無_レ之、慈悲を專に可_レ致候、慈悲無_レ之候へば子孫續兼申物にて候、随分々々御心付可_レ被_レ成候、重々も右の外に御意被_レ遊候儀毛頭も不_レ被_レ成_二御座_一候、是等の儀市正能々相心得候へど、くれぐれ御意被_レ成

候、左候ては其方始諸役人共迄も致よく可_レ有_レ之候、乍去兎角用向差滞不_レ申候様に日々用向埒明候様致可_レ然思召候、家中の面々其外下郎迄も早速に事濟申儀、悦可_レ申事と被_二思召_一候由御意被_レ遊候、

一甲州御拜領已後、御國持様方御家中地方にて被_レ下候、此方様にても何卒御家老共計成共、地方被_二仰付_一候ては如何可_レ有_二御座_一候やと、五郎右衛門、宇右衛門兩人申上候へば、夫は時節可_レ有_レ候、新家の事に候得者、急には難_レ被_レ成事に被_二思召_一候、宜き所を望取、未々臺所入薄く可_レ成事に候、先々時節可_レ有_レ之と御笑被_レ遊ながら御意被_レ成候、

一屋形様御入部の節、御國境關所等御廻り御見分可_レ被_レ遊候、尤其方共も追々見分可_レ致旨御意被_レ遊候、

一正徳四甲午年四月、御國元々の御暇被_二仰出_一候而、駒籠の御暇乞として屋形様被_レ爲_レ入候節、市正儀御前へ罷出候へば、屋形様の殿中向の儀、世上の事共御咄被_レ遊、扱御國三日路の事に候へば、若永慶寺様御病氣の節御對面は御叶難_レ被_レ遊被_二思召_一

候、此度右京殿村上の被_レ參、綿服にて山奥迄領分見分被_レ申候由、山奥迄は只今まで誰も不_レ被_レ參候由、右京殿尤之被_レ致方と此儀御意被_レ遊候、
一松平九左衛門御家老被_二仰付_一候節、高四百五十石に三百石御加増被_二下置_一、都合七百五十石、小身に勤り兼可_レ申候間、役料可_レ相渡_一由被_二仰出_一、三百俵被_二下置_一候、重ても小身の者へ被_二仰付_一候節役料相渡、相應に相勤候は、役料高に結可_レ遣候、向後御家老被_二仰付_一候は、家筋を以可_レ被_二仰付_一候、少し不調法にても御家中の面々用ひ可_レ申候、御仕置筋も段々家古く成候へば、先例を以申付、又は下よりも先例を申出るにて諸事相濟申事の由御意被_レ成候、御家老は第一筋を以可_レ申付_一之由御意被_レ遊候、
一諸家にて家老被_二仰付_一候面々の家は、たとひ跡、幼年又は病身にて家老役不_二相勤_一候ても、其儘其席に被_二差置_一候由申上候へば、左も可_レ有_レ之事に候、乍然家老勤候面々其通申付候は、未々大勢に成、差支出来可_レ申候、既に公儀にても老中被_レ勤候跡、詰衆に被_二仰付_一、其器量次第にて追々老中にも

被_レ仰付_二候、此方にても跡の儀、定之席に申付置、様子次第追々家老申付可_レ然由御意被_レ遊候、一家老共と年寄共表立候ては急度致_二會釋、内證は誠に水魚のごとくに交候様、左候へば用向すべて能相調可_レ申由御意被_レ遊候、御筆にも其趣御認被_レ遊候、

一御城代筋目を以可_レ被_二仰付_一候、末々家老共の内にて城代を兼候ても可_レ然哉、雅樂頭殿にても其趣の由、御聞被_レ遊候由御意被_レ成候、

一寺社奉行、大目付、郡奉行は別而人物逐_二吟味_一可_レ申付_二候、乍_レ然上下共に十分成ものは世上に無_レ之候、夫々得手有_レ之ものに候、相應に召仕役儀可_レ申付_二候、少づ、の事は大目に可_レ心得_二事_一候、信立公盲人をも御捨_レ被_レ成候由御意被_レ成候、

一藪田忠左衛門隠居も致候は、實子へ家督可_レ被_二仰付_一候、五郎右衛門被_二召出_一候已後、忠左衛門被_二召出_一候に付、家督兩家に被_二仰付_一候ても何の障無_レ之事に候、山東小市郎も其身は被_二召出_一候已後、久左衛門被_二召出_一候に付、是は兩家には不_二相成_一候間、兼而左様心得可_レ申候、此類末々も出來可_レ申候、

候、父子取立、分々に被_二召出_一候ても、家督被_二仰付_一候節、子之宛行は上り申筋の由御意被_レ成候、一御家中家督四分一減被_二仰付_一候、館林様にて四分一減に有_レ之候、家督被_二仰付_一候て後御加増被_二下置_一候儀、末々難_レ被_レ成候由にて、御家中四分一減に被_二仰遣_一候由、尤人により無減にも可_レ被_二仰付_一候、三代四代にて四分一づ、減候ては、小身に成績兼可_レ申候、左様の者へは又心付も可_レ有_レ之儀と御意被_レ遊候、

一役儀不相應に小身者には何時加増被_レ下候ても不_レ苦候、夫どもに見合可_レ有_レ之事に思召候、加増遣度ものへは何と用向申付、夫をしほに加増可_レ遣候事に候、氣に入候ものへむざと加増遣候事は以の外、家中の面々納得_レ不_レ申候、右の趣心得候様にと、御隠居後御意被_レ成候、

一甲州御拜領の節、御自身に御分限を以諸士の面々并中間共迄御加増可_レ被_二下置_一旨、御折本御筆にて御認被_レ遊、其方共へ御相談も可_レ被_レ遊候へども、先御思召の程御認被_レ遊候、此方其方共存寄可_レ申上_二候由御意被_レ成、右御筆、市正の御渡被_レ遊候に付、所

持仕候、

一永慶寺様御在世中は御役替等の儀、其度々御伺被_レ遊候而被_二仰出_一候、尤永慶寺様御筆の物敷通御座候、

一元祿年中、土屋源六と申浪人、御成の節の儀以の外成る儀共に申觸し候に付、右のもの町宅へ山東小市郎、山崎郷右衛門組の者召連罷越、召捕來り御仕置被_二仰付_一候、右爲_二御褒美_一、兩人へ五十石づ、御加増被_二下置_一候、

一永慶寺様の飯塚彦右衛門靈樹院様、大寄合の席に被_二仰付_一可_レ然哉と相伺候處、大寄合の儀は各別の席に被_二思召_一候、總而家老共の跡たり共、大寄合は如何に候、故有_レ之者計右之席可_レ申付_二候、彦右衛門儀、只今の席寄合に過申間敷候、彦右衛門を大寄合に申付候へば、其外にも大寄合不_二申付_一候而不_レ成面々有_レ之候、兎角女中の續有_レ之もの重く用ひ申間敷候、家の風も悪敷成、諸士共納得_レ不_レ申ものにて候、又一つには役儀に付不調法も有_レ之候へば其通には難_二差置_一旁に候、たとへば先年松平越中守殿妾の妹を娘分に被_レ致候而本多若狭へ遣し被_レ申

候由、江戸中の取沙汰、以の外成事に候、其方古主那須遠江殿は嚴有院様の御叔父にて候へ共、詰衆にて當御代漸八千石御加増、都合二萬石野州烏山の城主被_二仰付_一候、嚴有院様御代には御加増も不_レ被_二下置_一候、右之次第心得居候様にと御意被_レ遊候、

一御勝手向役人は、吟味役に申付爲_レ致_二吟味_一、存寄次第申付可_レ然候、其方共致_二吟味_一候ては結句間違可_レ有_レ之候、吟味役申立候ものは、惡敷事も有_レ之候はば異見等いたし心附致候へば、すべく可_レ有_レよし御意被_レ遊候、

一武藝の達人并醫師は各別、御老中方様より御頼入にても、新參もの被_二召抱_一間敷候、御老中方御一人より御頼のもの召抱候は、外の御老中方何れより御頼被_二仰遣_一候共不_二召抱_一ば成申間敷候、御老中方より此方様内甲を見られ不_レ申候様可_レ相心得_二旨御意被_レ遊候、寶永年中、御老中井上河内守政峰公より柳澤備後守信尹公并丸山昌貞老を以、竹之間勤三橋丈右衛門事、政峰公御家出之者ゆへ、阿波方迄御頼被_レ遣候、其初永慶寺様へ右之趣申上候

へば、左様の事はくせに成候て家風如何に候、世間へも聞へ申ものにて候間、先其通にて先差置候様御意被遊候、丈右衛門事御取立も無御座候に付、一ヶ年程も過御暇相願候に付、願の通御暇被下候處、政峰公より御呼出し被成候、酒井勘解由様より醫師御抱の儀御頼被成候へ共、右の次第故阿波達而御断申上不被召出候、

一年始五節句式日諸士の御意被成下候儀、永慶寺様へ相伺候處、尤に被思召、其段可申合、御家中の面々永慶寺様御取立にて御厚恩に奉存、屋形様御恩薄く存候ては如何に被爲思召、随分屋形様の御家中の面々存付候様、相心得候様に御意被遊候、

一公儀にても布衣以上御役人は御直に被仰付候間、此方様にても大小姓組以上は御直に被仰付可然かと御意被成候に付、御徒頭已上にて可然やと申上候へば、尤と被思召候へ共、直に申付候へば面々難有可存候間、大小姓已上役替等直に申付候様、彌相極候様に御意被遊候、
一御家督已後、江戸表御役替御加増等、御國元御家老

共へ無御相談被仰付候に付、丑八月阿波江戸表に罷出候節、已後被仰付候節は、御國同列共被仰出、存寄も無御座候段申上候後、被仰付可然旨被申上候處、兩殿様共尤と被爲思召、定上下以上の面々は右の次第に可被遊候旨御意被成候、其節より右之通に御定被遊候、

一甲州御入部已後、御前へ御家老共罷出候節、月番のものより先へ罷出候様被仰出可然旨、屋形様の申上、右の通被仰出候、永慶寺様の其段申上候へば、尤と被思召、先年御用掛の名前、月番の者、席上可認候様被仰出候由御意被遊候、

一火の元の儀、随分大切に念入候様に度々被仰出、物頭一人組共に火之番相立、晝夜火之番所に被差置候、御次にも不寐番被仰付、御勝手にも御役人火之番不寐相勤申候、御勝手火焚所板屏風、御料理所石竈に被仰付候、火之元の儀、第一大切に被思召、右之通被仰出候事に御座候、

一毎月江戸表總御入用折本に認、五郎右衛門、宇右衛門兩人にて、隔月御前へ御直に差上申候、其役は御入用方川口十太夫、酒井作左衛門、吉田藤太夫、上田

半右衛門、加古紋左衛門など被仰付候、一年中の御入用大概積り可申付、只今迄永慶寺様御世話被遊、月々御入用等御聞被遊、其方共も如何に可存候へども、唐土にても入を量て出るをなすと云事有り、年中の積り有之事に候、月々のしまりを其方共得と見可申之由、御隠居後御意被成候、

一御取箇御爲被不申、又百姓共難儀不仕候様、念を入可申付候、其方共存之通、川越領上方領、其後甲州御領取箇帳面、年々御取寄御覽被遊、御極被成、其方共地方不案内にて心拍子にては中々難濟事と被思召、御郡代共を常々随分念比に致置、取箇之節は別而内證にて申合、同列之面々は地方不案内に候間、御取箇の儀は其方共へ任せ候間被不申候様に申付置、伺候節、是にて扱は無之哉、百姓共難儀には及申間敷哉、申迄も無之候へども今一應代官共と可遂相談候由申聞、非道無之納得申様に致候様に可申聞候、左候へば郡代代官共打寄候て、少は取箇のぼせ申様にも可成候、其方共より無理押に何程上げ申様など、申付

候は、例之事と心得、年々引下げ伺可申候、随分彼是其方共考に不可過候、毛見濟候而目付を廻し、賄賂等も有之哉、不足成る仕方も有之哉と、所にて尋させ可申候、毛見の節、百姓共物入無之不難儀様可申付候、右京殿領分、代官等毛見に廻り候節は、米味噌等迄爲持廻り、百姓の物入無之様申付候由物語被致候、是はよき仕方と被思召候由御意被遊候、

一寶永六丑年三月、阿波甲州へ引越候節、御渡被成候御筆の物、
存寄候事書付申候、國元へ參候は、同役中可有相談候、下々にかくれ候私無之様に存候、水戸などの百姓、彼是と下々に私有之、六ヶ敷儀有之由及聞候、
丑三月朔日 吉 保

阿 波 殿
宇 右 衛 門 殿
一藏米江戸之通吟味有之候は、可然哉、若障り候事も有之哉、相談候而伺可有候事、
一鍛冶曲輪城米定之通納候哉、吟味候て申越可有

事、
 一年貢金、觸頭へ百姓直納可然哉と存候、伴清右衛門方の納候ては、金改等に付百姓方横金大分悪り可申哉と存候、是は百姓の方を内證聞候て申越可有事、
 一百姓方掛り物多く候や、代官の方并百姓共へ内證相尋、何程悪り物有之哉申越可有事、
 一所々堤之竹木切あらし候哉、見分申付、用竹爲切候時分、吟味致方書付申越可有事、
 一白須鳥糸邊林は、甲州急用のために切不申候て差置可然哉、吟味候て申越可有事、
 一國中村々郷藏屋敷吟味致し、藏有之用に立候處、且又無之荒地の様に成有之哉、不殘吟味候而書付申越可有事、
 一福士村、櫻之木山、此方の山に申付、櫻木用木にいたし可然哉、吟味いたし申越可有事、
 一雨畑山の事、所之者に得と合點爲致、此方入用にて成共申付候て能候半哉と存候、吟味の上申越可有事、
 一其外金山、何とぞ見立候様にと存候事、

一年貢納割付、代官迄書出し、代官より百姓共のの小割相違無之哉と、吟味致候上申越可有事、
 一東郡繩入候村々ね大人數不參候様いたし可然候、百姓難儀可致哉と存候事、
 一郷同心扶持は上げ、刀はゆるし可然哉、運上もゆるし同心格にて置候は、用之爲には能可有候得共、若獵人に刀をゆるし、同心格にて置候と沙汰可有哉、得と相談、存寄申越可有事、
 一永慶寺様普請奉行權太夫勤候様何とぞ致度候、然共物入多候間、随分輕くいたし度候由、能々可申達事、
 一御代替の時分に候得者、所替など、申候而、人々騒ぎ不申候様に有之可然候、いまだ國中の者どくとすはり不申哉と被存候事、
 一又仰には、町在中の儀も随分心付可申候、只今までは甲府様御領に候へば、甲斐守を重くは存間敷候、能々考可申由御意に付、心付候所、町の作法惡敷有之候に付、平岡、田村兩人作法致可申様被仰付候、
 一諸士扶持方渡の儀、兼而御定之通可相渡候、家内

厄介多候へば遂吟味、物成之内より餘計も可相渡、由御意被成候、
 一御國勝手の面々、江戸表の相詰候節之扶持方相極候儀、御留守居共被仰付、諸家の様子を承合、段段御吟味の上、少々餘分有之候様に相極候、江戸詰の内、何れも難儀不仕、願候ても出府候様に被遊度、厚き御思召を以て御極被遊候、
 一元祿年中、八ヶ年の内、常憲院様易之御講釋被遊候に付、儒者の面々、毎月登城被仰付、拜領物仕候、永慶寺様儒者の面々別而御懇に被召仕、御召類其外時々拜領物被仰付候、
 一御城より例年葦御紋薄御帷子十反づ、御拜領被遊、御家老共の頂戴被仰付候、御手前御紋の品も不時に拜領被仰付候、其外重き拜領物等も被仰付候、
 一中老御番頭の夏冬御召類拜領被仰付候、
 一寄合の面々ねも不時に御紋の類拜領被仰付候、
 一御側の面々ねは拜領物可被仰付候間、相願候様にと御意にて、品々拜領物仕候、
 一納戸役の面々、御土用干の節、御召類其外數々、例

年拜領物被仰付候、
 一御醫師并針立、座頭共ねも、御召類其外拜領物被仰付候、
 一御物頭、御使番、御目付、御使者役、此外御取次の面々御紋付拜領被仰付候、御勝手向は吟味役、其外御役人共迄不殘拜領物被仰付候、所々御屋敷御留守居役の面々ねも拜領物被仰付候、
 一常々骨折相勤候面々ねは、不時に拜領物被仰付候、右拜領物等の儀、委敷難記省略仕候、
 一寶永年中、駒込にて御直に御渡被遊候永慶寺様御筆の寫、
 御一門
 彈正少弼様御事 賴 母
 右者直狀無之披露狀、若頼母より直狀遣候はば、一族たりといふ共、殿書たるべく候、
 主 殿因幡改
 左 兵衛美作改
 右の家老共よりは諸名字、城代、大寄合、年寄并寄合よりは片名字、番頭より以下も右同斷、
 御家老
 右の主殿、左兵衛より諸名字、城代、大寄合、年寄、

寄合より片名字、番頭已下も右同断、役儀輕き面
面は名計、

城代

大寄合

年寄

寄合

右の番頭より以下片名字、役儀輕き面々は名計、
番頭

右支配請候面々、其外家老共支配の外は、何れも
片名字、家老共支配の面々よりは諸名字、尤役儀
輕き面々は片名字、

一御爲第一奉存、御家中仕置の儀正路に筋違不申
候様、同列共随分可申合之旨、御隠居後も度々御
意被遊候、

十五、儉約を御守被遊候事

一元祿十一寅年正月、御門之松飾目立候而如何に被
思召候、以來例年よりは松小振に可仕候、無益な
る事と被思召候、總而悦事は輕く致方宜敷被思
召候、年々門松は川越より木振り宜敷を吟味いた
し差越候、夫より後は松の大きを極置御飾申付候、

一神田橋外御屋敷の内にて、五郎右衛門、宇右衛門に
五百坪づ、地面拜領被仰付、手前入用を以普請仕
候、宇右衛門儀屋根柢に申付、五郎右衛門には御内
意御座候而茅にて葺申候、此節如何様にも見分宜
様にも可成候へども、兎角物事うちには致し申も
のにて候間、末々迄其心得致候様にと御意被遊
候、

十六、儉約を御守被遊候得共吝嗇の御心には
不被成御座候事

一元祿年中、宇右衛門儀不勝手に有之に付、御内々
にて難有御意を以、金五百兩拜領いたし候、
一御入部の御供阿波被仰付候節、永慶寺様御意に
は、此度入用多く、嘸手支可申候、金百兩可被下
置候間、其心得にて支度可仕候由御意被遊候、
屋形様御發駕前に至て金子二百兩被下置候、最
初は百兩可被下由御意被成候へども、餘計被
下置候由御意に付、大祿被下置候上、却而迷惑
仕候段申上候へば、最初より右の員數可被下と
御意可被成候へども、入用うちはに支度仕候様
にと思召、百兩と御意被遊候、断申候は尤にも被

爲思召候、乍然永慶寺様御不勝手に被成御
座候、其方なども大身に成候へば、又夫程の物入
多く、小身の時分より結局不勝手のものに候、宇右
衛門儀其方存の通不勝手一通りにてさへ、先年御
金被下候、其方此度の用向目立候事に候、騎馬召
連可然旨御意被遊候得共、達而辭退申上、召連
不申候、

十七、御家中名の事

一御家中の面々、御先祖様方の御名は勿論の事、藏
人、監物と申名は、後々迄も遠慮可仕旨御意被遊
候、藏人は權現様御名の由、柳澤監物は譯有之事
に候、松平大膳大夫殿家に監物子孫有之由御意被
遊、元祿年中、監物子孫柳澤新右衛門參上仕、永慶
寺様御逢被遊候、

一寶永五年十一月廿七日、永慶寺様御意には、國持
衆にても家來國名被附候事は遠慮にて、六ヶ敷む
ざとならぬ事に候、甲斐守代に成候而國名附候儀
遠慮にて成申間敷候、存寄有之間、先其方國名附
候様にと御意にて御吟味被成、阿波と御附被下
置候、其後御稱號被下置候砌、柳澤阿波と申候

ては御稱號と名の下の字、ははと續候て如何敷候
間、市正と改申度候段申上候得共、左候は、御老中
大久保加賀殿の内意伺候様被仰出候に付、則加
賀守様へ御直に相伺候處、國名同意の事、外々の家
にても市正有之間不苦候、其段改可被下置候
由、加賀様被仰候に付、名改被仰出候、
一御成の節、毛利飛騨守元次公、兩度御勝手御詰被
仰付候に付、右御家來御供にて參候もの名書付、
永慶寺様へ入御覽候處、殊の外替りたる名にて
有之候、斯様に替りたる名は主人の心も如何と御
笑被遊候て、總て變りたる名は如何と被思召
候、徒然草にも名の事評判有之由御意被遊候、

十八、御政務に付御物語の事 附大名の發明過
たるは家治らす勤は實を專一たるべき事

一甲斐守事は生れながら大名にて、下々の事心付薄
く可有之候、家中の仕置、末々家老共厚く心付可
申事に候、酒井左衛門殿は右京殿甥にて候、大名
育ち與詰被仰付候節、御城に泊りの時分、床をの
べ被申候事もならぬ様子にて、右京殿殊の外立腹
にて候、然れども幼年より大名の事故尤に候、主人

はたごひ何事も大まかにても家來の致方にて家は治り申ものにて候、先年左衛門殿へ本多出雲守殿御預の節、於在所家來の心得違にて、出雲は外に御預け替、不首尾にて久々閉門被仰付候、斯様の事も其方共心得居可申候、相馬彈正殿自分同席を少しの内被勤候、是又大名育ち、殊の外心付おふやうにて、御城にて御縁側へ出入被申候ても、御障子立候事も貪着不致候程にて、大名々々上意も有之候、金森出雲殿も御側被相勤候、殊の外利發にて十五の時より自身家中の仕置被致候由、入組たる物語又は於在所生類の事に付ても尤成被致方多く有之候、乍然大名の利發過たるは又家治り不申事有之候、出雲殿後には上意に背き被申、代々の領地被召上、所替被仰付候、江戸屋敷金森法印代には大猷院様被爲成候、右の屋敷も上り、外にて代屋敷被下置候、兎角家來共能不申合候へば、家治り不申もの、古今有之事の由御意被遊候、

間御役の御禮申上候節、席順に居候而遠江守先へ可被出立被申候處、出羽と上意有之、先へ自分罷出御禮申上候、夫より席、右の順となり候、遠江守殿勝れたる發明にて有之候へども、間もなく上意に叶不申、御役御免にて候、高家島山民部大輔殿御側被仰付候へども、是又老人旁間もなく御役御免被仰付候、喜多見若狹守、石、齋藤飛騨守、五人、兩人は自分より已前に御側被相勤、兩人共にもぬけ候發明に候へども、御意に背き、飛騨守は不首尾にて御役御免、若狹守は桑名城主松平越中守定重に御預被仰付候、上下共に實を以て勤めねば未通らぬもの、よし御意被遊候、

一松平伯耆守殿、今の右衛門督殿を養子に願被申候に付、登城の儀、老中より奉書被差越候節、伯耆守殿萬事おろかなる生れ付故、今日の御登城は定て兼而御願被成候御養子の儀、被仰渡候儀にて可有御座候間、被仰渡御座候は、願の通り養子被仰付難有段を可被申上由を家老共申合候趣にて候哉、自分始老中列座、其席へ伯耆守殿被出、土屋相摸守殿月番にて、未右の申渡無之内に、兼而願申候通り養子被仰付難有奉存候由、伯耆殿被申候に付、相摸守殿其通願之通被仰出候由被申渡候、老中始あきれ被申候、然れども大名はあの通り成にても、能き家來共有之候へば領國治り申候、兎角家來次第と老中も口を揃へ被申候、發明過たるより増にても可有之哉と、永慶寺様御咄被遊候、

永慶寺様御大徳の事、世上一統存候通り、常憲院様御代御隱徳の事共不可枚舉、されども陰雨百草を濕せども、深林幽谷の中、或は雨露を蒙らざる草樹あり、太陽近遠のわかちなく照せども、廣廈大室の下、日光

を受ざるの地あるが如く、或はもれて御廣澤を蒙らざるの輩、公の御繁榮をねたましく思ふのあまり、怪敷流言を申傳へ、吠聲の輩、是を信する者少ならず、加之或は無根の妄説を附會して、記録する輩もあり、百年の後に至りては、恐くは其虚妄を辨するもの或はなからんことを、を以て暇日、其一二見聞せし大略を記して、子孫に傳ふ、故に此書は遍く世上の輩に公の御美徳を知らしめん事を求るにあらず、御家の御厚恩を蒙る輩迄も公の美徳を忘、却而彼虚妄の説を信せん事を恐れて記しぬれば、もとより文の拙をも不願筆を執而已、

文政六未年初秋寫之
持主 西久保居 望月 富治

柳澤家祕藏實記卷之下終

遊女濃安都

享保十六亥年

以一切紙申入候、殿様去る十九日御登城被遊候様に
この御事にて、同日御登城被遊候處、於御座之間、
公方様、大納言様へ御對顔、御諱の一字御頂戴、從三
位中納言被仰出之旨、上意有之、畢而御獻上物被
遊、右御禮被仰上候にて、其後又御前へ御出、御盃
御拜領、御懇之御儀共、御首尾無殘所、不大形御忝
悅被思召、上々様方御大慶之御事、此旨各へ申聞候
様に、江戸より申來候間如此候、已上、

正月二十四日

御國御用人千三百石
佐藤源右衛門忠盈

一前御代とは諸事御振合替、江戸表御屋敷追々賑々
しく、御家中御長屋等、遊藝音曲鳴物等無御構、其
外御門々々の出入晝夜無差別候由、永々御上國
の上にて、尾州表も前々と相違可有之段申出、樂
み相待人も多かりける、四月十二日御入部被遊
候、此節淺黄の御頭巾、鼈甲の丸笠、古笠之縁、二方

卷煎餅のごとく、上へ巻上り、唐人笠のごとく、御
衣服黒にて、御足袋共に黒色、御馬被爲召、
一御側被向相勤衆、追々衣服替り、御小姓衆、髪の
結よふ髻なし、こきあげ結也、

一御殿御役人、部屋々々役所々々の壁書除之、上下
打込の由、御座之間御床飾もの枕蓆紙かるた有之
由評判、義親席別信之道なくなりき、
一四月十七日、御祭禮之儀、御先代警固等半減に相
成、諸事軽く相濟候處、今年より享保八卯年之通に
罷成、甚華美の事、

一御先代享保八卯年より追々芝居見物、諸士并帶刀
の輩罷越間敷旨被仰出、芝居之入口に、刀差冠物
にて見物無用と札打置候所、五月朔日に、御側同心
頭成瀬豊前守殿蒙上意、芝居々々の右札、御自身
直に差圖にて被取候旨聞傳、我劣じと見物、日々
繁昌、左の通り模寄々々へ通辭有之、

朝比奈半平
田島金右衛門

御小姓立之面々へ
御小姓勝藏

一芝居刀差冠物見物無用之札建候儀、御前御部屋住
にて被聞召、御不快に被思召候子細、諸士訪

嫌能、依之右手代兩人へ表立御褒美、

金二百疋づ、

渡邊宅左衛門

廣田利右衛門

レ之、爲被思召候、併刀差と申は足輕歩行若黨鎗
持などの事にて候、然る所諸士同様の取扱の儀、役
人共不吟味、他所へ聞、甚不可然候事、
一役人共へ被仰付、札御引せ被遊候へ共、夫にては
諸士見物不苦之趣難立候に付、大脇差被遣候、
一若者共は見物可仕、乍然其場限に致、其事に染申
間敷事、

一不覺悟の者有之候は、御代々御仕置之外、嚴敷
可被仰付候事、

一近年御家中の輩、威勢に恐れ免し申候、右にては御
用にも難相立被思召候事、

一御前之儀は御身御いとひなく、御家中并町在共に、
豊に被成度、御苦勞被思召候事、

一御前被遊方不宜候而、下々痛みに成候は、無
遠慮御隠居被遊候様可仕旨、年寄共へ被仰聞
候事、

七月十二日

右之趣模寄にて被通辭申來、

一近郷にて白牛御買上に付、大代官飯島重左衛門御
預りの手代罷越求來る、右牛殊の外思召に入御機

一所々御成の節、御供廻りの衆中并御目見の輩、股
引半てんは、いきにて、膝の下三里灸穴際まで有之
候衣服、兩袖下春縫下七八寸ほどわり、火打をひ
らりと付、尤火打紅縮緬、紅ごんす、今織類等、人
人衣服の物好、大名じま、雲龍、竹に虎、其色々染模
様、笠紐の類迄も、思ひくに出立、其花やかなる
事、筆書にも言葉にもいひたらずと也、

一所々繁昌に候處、諸人存入、思召に合す、片屈に無レ之様に萬事行渡候様に爲レ致度思召によりて、御側風説書とて、御側向へ御書付相渡候處、模寄を以て追々拜見、

一七月中、町々踊古今稀成賑合、衣装は様々見事成事也、然處十五日飛脚到來、御子様方の内八百姫様、去る十二日御早世被遊候付、明後十七日まで物靜に可レ致旨被仰出、追而又被仰出候は、同月二十四日、八月朔日、右兩日兩夜盆中の通の賑合仕候様にこの事にて、兩日盆中の通に町々躍り、揚挑燈、掛行燈美を盡、別して本町二丁目三丁目は兩側京都四條通り兩芝居、太鼓櫓の掛行燈、町の中程、大屋根板持の上に置、家々の庇の上に一枚看板、役者の名を書き懸行燈、同六丁目中程は十二月年中世話事の影廻し致置候、同廣小路四ツ辻には、古今大成燈籠、諸見物群集す、京都川原の涼みの賑合にも増たるべきとの評判、

一御先代毀有之候御下屋敷御作事被仰付、早速御普請成就し御成之事、
一芝居追々出來、橋町裏にて歌舞妓取建、

藤岡 大吉 辰岡染右衛門 辰岡 久菊
富永 玉柏 山本萬四良 宮崎長太夫
富澤 常世 村山平十郎
右の外立役色子罷下、大芝居興行大流行、此芝居其頃御小納戸兼松善藏屋敷へ御成の節、右役者共參り、狂言仕り御上覽の事、

一八月二十二日、町中の子供當盆中躍り候者ども、御下屋敷可レ被召旨、先達而御内意被仰付候由にて、町々大躍り、二十一日町方役所にて、町代圖取り、躍り三番づ、書付差上候由、二十二日朝六ツ時より初り、順々に罷出相勤之、七十九番迄有之候、尤町々だし作りもの、右番付を相印、曉七ツ頃迄に終、法華寺町の寺々に二町三町づ、宿札を打休息いたし、番選にて罷出、其外町家にて、代官町法華寺町上屋敷方へも、縁を以て幕を打休息所とし、不明御門より鼠壁御殿前御門前迄、茶店大分出大賑合なり、品々作り物、掛行燈、笛、鼓、太鼓、三味線、皆々自分町より道行打囃子にて參り候、見物群集す、尤今日一躍に金二兩づ、被下置候由、又は一町へ銀五枚三枚、中にも十五枚被下置候町も

有レ之由、御老中其外歷々衆御料理被下置、御國奉行衆も、二十一日暮頃急に被召、躍り見物、

但七十九番と有レ之候へども、京町の若者、諸町へ入交參り候、此番附九十三番にて、總體二百計も有レ之哉、二十三日四ツ時分迄に相濟引取候様覺候、

一此節東門前町石屋長兵衛伴共罷出候に付、世話やき罷越、少々用事も有レ之片脇へ退候所へ、殿様御通行、紅裏の御袷平袖にて、丸ぐけの御帶、御杖を御突、御側衆一兩人被召連、御步行、右之長兵衛御覽被遊、何者ぞと直に御尋被遊候付、石屋頭之由申上候處、兼而御内々御招も可レ被遊思召候處、幸成儀と御機嫌能、長兵衛を御側近被召、兼而御城内に石の藏を御築可レ被遊思召の旨、御杖にて寸尺御差圖被遊、委細の儀は兼松善藏へ引合候様に御意有レ之、長兵衛謹而奉畏候旨御請申上候、其後成就し、石藏之有所を彼の間と唱、右彼の間、御役人追々被仰付候事、

一九月二十日頃より、清壽院にて芝居初而興行、當春伊勢古市に罷在候役者座本菱屋源次郎、

大夫出

中村 留竹 立役 三保木儀右衛門 山下京右衛門

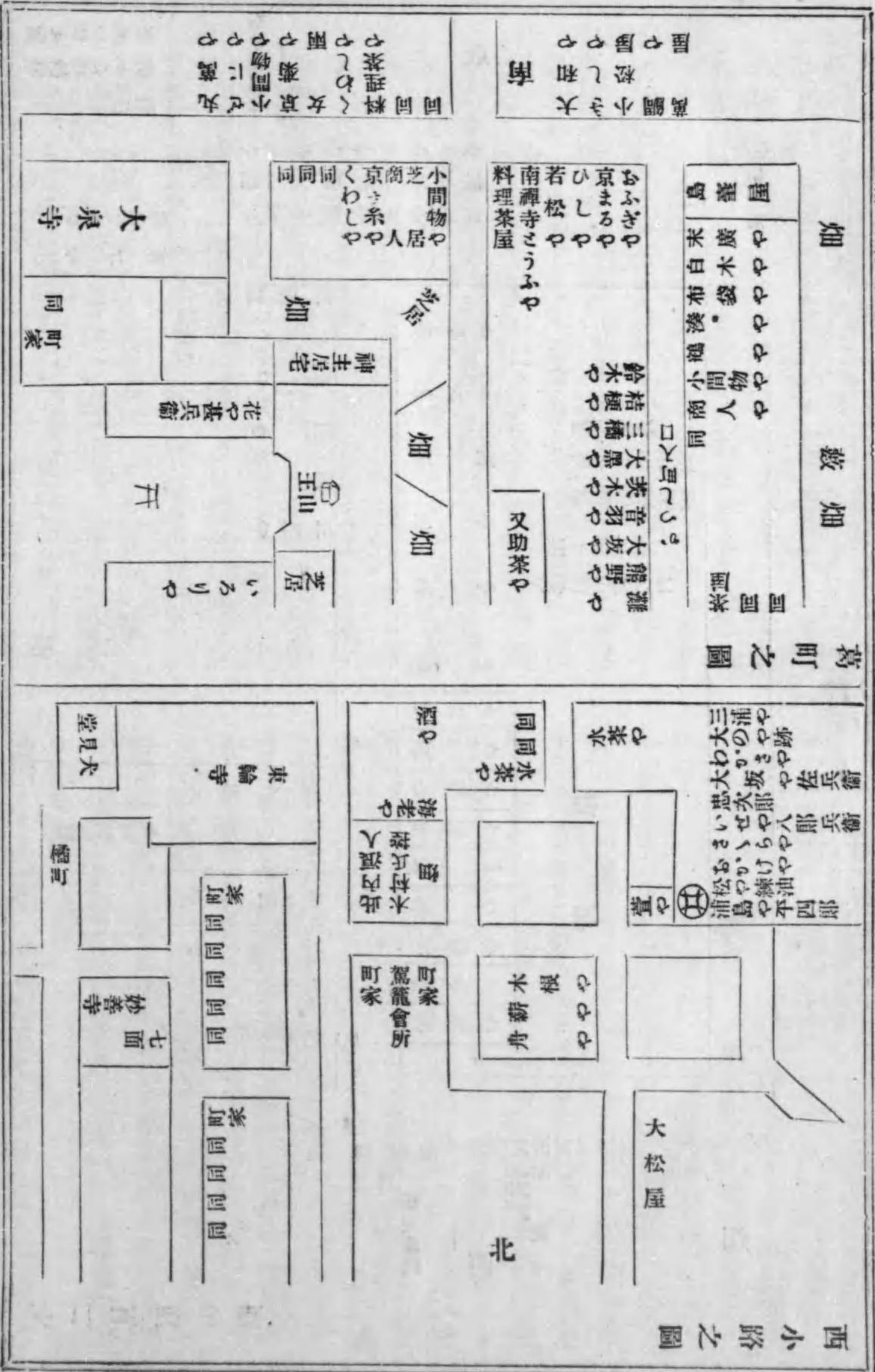
嵐 四郎五郎 敵役 櫻山林左衛門 宮崎儀太夫

鎌倉平九郎 大谷彦三郎 霧浪 瀧口 女方

藤田 兼松 菊川京之助

其外立役小結等大分來、傾城淺間嶽、因幡の松、三莊太夫五人娘等致群集す、

一此頃若者共野良遊に而致欠落、一旦血氣任せ難儀の者有レ之旨達御耳、左の通思召にて御書附出る、總じて人といふ物、老若共に氣にしまりと舵ななくては萬の事難勤、中にも好色、本心の眞實より出故、飯食と同事也、夫故其場無れば男女の締りなく、平生召仕候女も、還て遊女のごとくなり、自から不義も多く出來、家の内もと、なはず、國の風俗迄惡敷成行事也、此度方々見物所又遊興所免許せしめたるは、諸人折々氣鬱を散じ、相應の樂みも出來、心もいさみ、悪くかたまりたる心もとけ、強氣意勝成事なく、子供いさかひの様なる儀も止、田舎風の土氣離れ、武藝は勿論家藝家職迄怠らず、萬事模通りの爲也、然るに吞込悪しく無締者は、此事



享保十六辛亥十月

一西小路、富士見原兩廓也、晝夜共通ひ申候客、名古屋名前相知候町家の者、今般相撲番附に作り、名前左に、

東の方

大關辻井又市 關脇是は不知 小結川島八右衛門
 前頭鐵伊左衛門 安達長右衛門、萱津屋伊右衛門、目
 大嘉右衛門、紙谷伊兵衛、百足孫九郎、敷良庵、政友
 孫右衛門、只下市右衛門、聲枯次郎右衛門、萬清右
 衛門、海宇半右衛門、左流又兵衛、村釜七右衛門、江
 島九郎、鏡庄七、橋彌吉、橋重兵衛、其聲吉右衛門、江
 河内彦十郎、松島大助、淺野治兵衛、鍋太兵衛、竹衣
 孫九、本部茂左衛門、白志四郎兵衛、米屋彦九郎、萬
 市兵衛、北子新六、角藏彦兵衛、野村長右衛門、庚申
 七左衛門、坂上勘助、大黒助七、岡仁右衛門、宮古路
 數馬、清水喜右衛門、生田甚右衛門、高麗忠右衛門、
 宇宵源右衛門、加島次郎九、二本榎孫助、八木三右
 衛門、表彦十郎、大坂市右衛門、鐵惣右衛門、藥谷助
 右衛門、綿谷清兵衛、伊勢平兵衛、車久右衛門、藥谷
 左右衛門、東菊彦左衛門、島中市郎兵衛、所木小左

衛門、大黒孫平、小力藤左衛門、蔦繪助七、境善七、

西の方

大關大神孫右衛門 關脇米都金右衛門 小結笹屋孫
 十郎 前頭馬六平三郎 彌勘次郎右衛門、井桁屋茂
 左衛門、佐野治右衛門、玉詞源三郎、但馬屋與治兵
 衛、和泉屋分助、米屋與吉、龜庄兵衛、油次郎、奥田
 半十郎、梅本權左衛門、竹枝源右衛門、西南與助、信
 濃屋五兵衛、犬徳右衛門、日花與右衛門、朝午孫三
 郎、嵐半兵衛、麥七茂平治、油屋利兵衛、鞘市郎右衛
 門、彦兵衛、切井庄兵衛、梅野權右衛門、板谷九八、
 氣立仁右衛門、鹽谷九郎兵衛、鐵孫十郎、清八、和泉
 勘三、桶七郎左衛門、西の方半分失申候、
 西小路富士見原、兩部兩家體へ通ひ申候町家の者、
 思付致番附、此所に書入置申候、此兩家たい相方
 女郎、右請出方入交男女角力晴天十日に不限、雨
 天共に永代閨入和合の角力、近日取立興行仕候、晝
 夜木戸札代共に金二分宛、土俵入御盃事計は代三
 匆にて御覽入申候、閨入交口角力の儀は金二分に
 て御覽入申候、御望の御方様は晴雨に不限御來駕
 の程奉希上二候、已上、

月日

西富士

座本 兩曲輪

頭取 三迷兵衛

鞘野又兵衛



長二尺餘り紫縮緬紅裏、多くは黒縮緬紅裏、武士町人出家共に是を冠り、おとがへにくくり付、おつば頭巾ともいふよし、もしもしや頭巾ともいふ、

流行歌

もしもしやツンコヤンこの子かやア、くア女の子なら、あそりやアすんぞへ、

此諷鬼一法眼三略巻といふ淨瑠璃本の道行に出た



常の頭巾より尺長して、右冠りて先を折まげ、額口にて頭巾の内へ折込也、はやり出し、冠りぞめく人多かりける、

右は姉川新四郎といふ立役、江戸芝居へ下り仕組、辻番人成、右之形の頭巾を冠り大當りの狂言、是より流行出、姉川頭巾となづけし由、

一在々神祭躍狂言の節、爲三奉行役人罷越候子儀細

有之、古來より罷越候場所は格別、其外へは多く相止候、名古屋繁昌の場所芝居等へも、役人不三相越二様に御内意被三仰付候、順見役人紺の股引にて相廻、

一芝居角力等追々所々等に有之、下邊も賑々敷、東輪寺前より稻荷前まで、兩側懸行燈、遊女共追々來、見物群集す、伊勢や、小櫻や又は笠原や、井筒や等、別而繁昌、稻荷くりのこ餅、菓子屋、遊女杯も美敷と云出繁榮、總體晝夜の無二差別、芝居棧敷へも野良子供を呼び酒盛、追々遊女共を連歩行、寒中大晦日を忘れての遊事、老若男女貴賤共にかゝる面白き世に生れあふ事、是只前世利益ならん、佛菩薩の再來し給ふ世の中やと、善惡なしに難有々々ぞ、上を敬ひ地を拜し、足の踏締なく、國土太平、末繁昌と祈樂み送る年こそ暮行ける、

享保十七壬子年

一去亥年暮より追々屋敷取致、西小路の三浦屋、大野や、甲春に取建、富士見原にも富士見や、日野やなど家を立て、日々繁昌都増りの賑合也、

一芝居共去年まで、所々蕪張にて葺す圍ひ所、當春よ

り追々常芝居に成、子丑兩年の間には大方作事成就し、三ヶ津にも有まじき結構なる芝居、田舎人は更なり、交代の京大坂の役者までも目を驚計り也、

芝居小屋出來の分

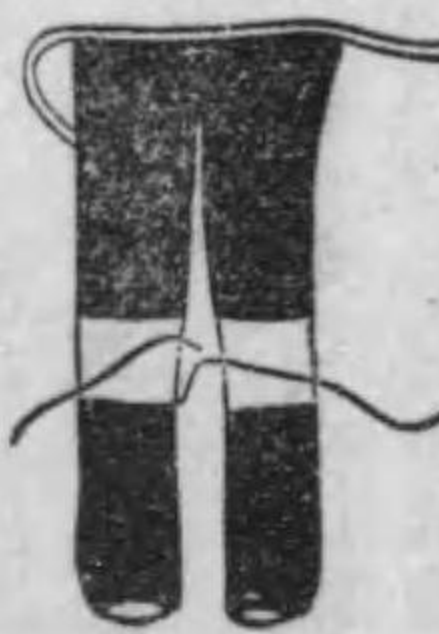
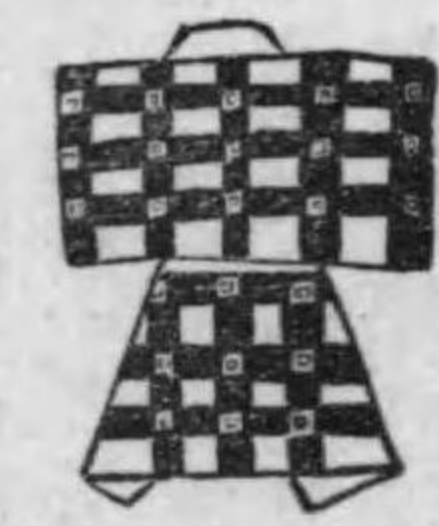
橋町裏一ヶ所、稻荷社内一ヶ所、橋町來迎寺一ヶ所、七ツ寺一ヶ所、大須境内二ヶ所、飴屋町一ヶ所、若宮社内一ヶ所、清壽院一ヶ所、外角力一ヶ所、天道社内一ヶ所、小金樂師一ヶ所、廣小路神明に一ヶ所、愛宕一ヶ所、赤塚神明二ヶ所、廣井八幡一ヶ所、橋町七面一ヶ所、不二見の内にも後取建、右の外端々にて、暫の内づ、蕪張葺す圍ひ、淨瑠璃亦は角力或は歌舞妓芝居、左の通り、天王崎、尾頭町、本杉、枇杷島、飴屋町、幅下新屋、大會根、

一二月五日殿様尾州御發駕、此節御裝束、虎之皮御羽織、同御頭巾長三尺計、御羽織御紋銀、御馬に被レ爲レ召、御供中思ひく物好、花笠一様冠り、衣類緞子縮緬りんす、種々の染様、古今見事なることどもなり、一追々遊女等下り込、榮國寺前めぐりや、小島や、橋町にも二三軒出來、東掛所前杯にも白木や其外家

名不レ知茶屋も有之、去冬より追々家居取建候、兩廊にも餘程家並出來、御當地に先年より無之儀、物珍敷晝夜繁昌す、初の程は一座として、一人前銀五匁程より七八匁程まで代物取之、吸物に取着二三種盃事計、追々直段も高下いたし、客方も次第に功者に成りぬ、七匁五分二朱にて盃事計とは、三ヶ津に無之事也、物珍敷男は勿論、女中までも附合を見に行、或は夜店を見に行事也、

一五月二十日、長者町和泉屋權右衛門方へ、三州吉田より客人有之、富士見ヶ原にて花火揚候由風聞申出、今日古今の賑合、前津田畑を踏荒押合へし合、溝川は勿論、肥壺へ落るもの夥し、花火さのみ替事なき流星玉火計なり、

一何頃となく、前年被三仰付候御側組御足輕兩人、忍



びやかに町中廻候處、頃日は中貫十文字小紋の羽織を着し、紺股引にて五寸程膝皿を白く染、右着用賑合場所は勿論、端々迄相廻、人皆恐れ慎けり、一西小路芝居、八木菊松、菊川京之助、座元にて、取建繁昌、

享保十八丑年

一大須眞福寺裏門此春明く、右裏門際より鐵鉋町角迄、西川、明地家居取建、茶家の内錦袋屋といふ茶屋有、本家に小道口口ゆひ家は長廊下のごとく作、すだれをかけ、一と間々々々仕切、茶飯を賣、總體白壁にて腰板通り、貝がらをぬり込、見事成さまなり、依之貝がら茶屋と呼、評判の由、

一遊女町追々出来、端々にても有之、水主町三軒上入口、天王崎門前、幅下新道、南館屋町、綿屋町、右兩所は地女なり、古渡手のひら有之といへども、先繁昌の大塲所は、西小路、富士見原、葛町、大茶屋の分、遊代大概左の通り、

吸物取肴二三種、遊女共出て一ツニツ諷、盃事計、暫の内代二夕づ、二汁三菜料理盃事計、三夕五分づ、水主町上村や三夕、一夜花代金一分

づ、此節も料理出して、右の外花代段々に有之、木枕一ツ一夕にて濟遣り遊女も有之由、無差支依融通とは申事也、

一町中晝夜共に出籠有、京都邊の如し、夜は棒の先に挑燈を釣り、江戸吉原品川籠の如走る、遊女町の籠は紺單物にはいきはき、道法不_レ拘籠代一夕五分づ、なり、

一四月十七日、御祭禮五十人御目付、町方同心、皆々騎馬、大押として千石御用人久野七郎右衛門泰仲、御祐筆細井三内、是又騎馬、爲_三御名代、四千石御老中星野織部、装束にて三四町も大押の跡より被_三罷越、結構言語に述べたし、今年祭りの幕、并人形警固杯も代り、一入大賑合也、

鹿狩警固上七

唐子になる、

傳馬町車

鶴に成、林和靖と云、

鐘巻車者町

大黒惠比須に成、二福神と云、

但此變は子年にて有_レ之哉、右長者町町代和泉屋權右衛門に何者とも不_レ知、落書張置申候、

いづみやが惠比須大黒祭り出し

鐘巻拾る跡はくわんく

一五月熱田御社參、御城より御束帶、此節御装束は、

大中納言の御官よりも、高位の御装束之由風聞有_レ之、弓矢御持被_レ遊、御乗馬御供、准の矢大臣多く被_三召連、本町通見物群集す、御装束の上、御日傘にて御越被_レ遊候、多五十八組の内、松平定助と申仁に被_二仰付_一候よし、

一或時建中寺御參詣の節、本町御門より京町通り御通行、此節御衣服御羽織まで紅色、緋縮緬く、り御頭巾、御駕籠天井なし、青竹棒にて雛の大黒舞の輦に乗たることし、歸御には白練の御召服、御前帶御羽織御袴なし、二間計の御煙筒御煙草被_三召上_二候、右御きせるの先を奥御茶道小野田玄格、是をかつき申候、出御被_レ爲_レ召候緋縮緬く、り御頭巾、御同朋覺阿彌拜領、歸御の節御供に冠り、花餅子供持一文づ、賣せ持相勤候也、

一五月初より六月迄、人形福引とて富士見原にて大流行、富に似より候事連、頓而停止被_二仰出_一候、褒美は島ざらし、三味線、人形、煙草入の類、

一富士見原、毎日涼み花火、品々工夫して揚る、一六月十六日祇園祭り戻車、夜に入挑燈點す、廣井天王崎、十六日試樂川祭出来、山だんじり津島試樂の

如し、元水主町川端棧敷かけ見物群集す、船にて見物もあり、花火流星玉火、其外色々船中川岸よりも上る、翌十七日御船にて龍の口新馬場御越、兩日は賑合也、

一富士見原にて夜芝居初り、國太夫節、宮古路豊後、右豊後弟子兩人、人形遣ひ出語り、毎夜大繁昌、此節專國太夫節時花申候、

一盆中より八朔頃まで、西小路新地遊女ども踊、本龜屋之裏方、矢來を結、舞臺かけ、見物場も棧敷かけ、下場共大賑合、客より馴染の女郎へ進物、又は女郎より見物の客へ音信見舞、男女群集して見物目を驚事共なり、右踊りの歌、様々成るが中に、篇盡しとて取分流行しける、たとへば、

小里山へん隔て住ご、へだて、すめご女へんとは、女へんかけ此かたへんは、よいやく、よいやさ、此くり合にて、へん盡し歌有_レ之、略す、

一京都、大坂、伏見、伊勢中の地藏、古市等、所々より遊女ども追々來り満々たり、彼一と花の人心、此頃は他所の女もあき心にて不_レ珍、高直なる物と初而心得、兎角地女の方がよいと申出、是を藻かぶりと

云々、

藻かぶり云事は、他所より熱田へ來者は、前の着に甚劣れり、前の着は油澤山にして風味よく、第一新敷、藻かぶり居といふ縁により、藻かぶりくといふ、町々にも大分出來す、其内地女の内、衣服風俗のよきを、渡邊々々といふ、是は地の白人といふ心也、其いはれは當時町醫に渡邊壽伯といふて殊の外流行す、世上に壽伯々々といふて流行、是故に地白といふこゝろ也と云々、

一九月十一日朝八ツ時御供揃にて、岐阜へ御成、同十五日朝五ツ時御供揃にて、同夜四ツ半頃御歸城、此節御笠竹皮、頭上に小さきいかき伏せたる御笠を被爲召、御先御道具行列奴共御履、平大名の如く御袂箱御鳥毛等振由、岐阜中三夜共に町中踊揚挑燈掛行燈美を盡し、總體下宿迄も馳走、筆紙難顯程の事也、町並踊り場所を、所町並に床を出し、毛氈敷有之、御供の内雜人までも通りかゝり腰かけ候へば、茶菓子は勿論、早吸物酒等出し馳走申候由、古今の賑合と云々、

一大坂岩井半四郎座芝居三十日引越、若宮社内にて

興行大繁昌、橘町裏にも興行有之、

一橘町七面南角より下大木戸まで、兩側とも追々旅籠屋に成り、他所の者泊り又は晝休する、熱田、清洲泊致候者共、此所へ追越し、夜の繁昌を見物するこの評判、江戸を見し物もあきれ申候由と云々、享保十九寅年

一去年夏の頃暗森側にて日置疊屋喜八と申者、飴屋町花村遊女小さんと申合、心中可致迎兩人共に死損罷在、見分の上牢舎に成居候處、廣小路にて三日晒され、乞食頭支配に相成、是より淨瑠璃狂言其外讀本に作り、三々津芝居にても狂言取組、取わけ瀬川菊治郎大當評判也、燈屋喜八連理枝と云ふ讀本、其外國太夫ぶし淨瑠璃等にも出る、

一廣小路神明社内淨瑠璃人形大當、

一七ツ寺芝居萩野八重桐會我五郎大當り、

一御霞祭り凡七十五日餘の賑合、津島御霞、熱田にて祭り、天王崎御霞、水主町にて祭、毎夜々々大賑合、町々より思ひくの造物釣臺杯拵、子供大勢警固、銘々鐘、太鼓、笛、鼓、三味線、祇園囃子、享保二十卯年

一今般被三仰出候趣、御目付庵原平左衛門より、諸役人へ宛名添簡廻る、

總而家中の輩、前々より咄書風説書を以の趣相守事不能、近來別而身の分限令三忘却、大身は人馬の嗜も薄く、小身は日用調度をも缺、江戸詰の順をも種々斷申立、或は直に詰越をも相願、自然と慎憚事なく、其上奇怪異風の輩ひたと令三出來、未練階上の所行等毎々有之候へども、先遊興徘徊の儀、堅令三遠慮、相慎段專要の旨、一同可三相心得事、

總而博奕の儀堅制禁の所、家中の輩所行有之様風説相聞候、曾而左様の儀は有之の間鋪候得共、彌以面々堅申合、下々に至まで心を付、疑敷儀も無之様可三相心得事、

四月

一殿様御上國に付、江戸御登駕の節、御留守中被三仰置候御書の寫、御留守詰の輩、夫々市谷御殿にて不知、

總而家中の輩、我存念の趣心得違、先達而咄書に申聞候趣令三忘却、一向遊事等相ひたり、大身は人馬の嗜も薄く、小身は日用の調度をもかけ、米

價の下直、勝手始末の辨もなく、追而及三困窮、江戸表の順をも斷申立、或は居成に詰越を願、自然と氣隨不奉公成、親族朋友の間も和熟せず、不所存至極の事、最初憐愍の思慮、却て其身の仇に成、如斯不行届上は、平和の申渡心得違の基たるに付、追而存寄も有之の際中遊女見物所徘徊不可有之の事、

- 一右の趣堅可三相守者也、
- 一清壽院芝居小野辨之助、姉川新四郎等大當り、
- 一大須見せ物の内鼠猫犬三品を一所に置、可藝致させ候、鼠猫の頭に上り水を汲、猫犬の脊に乗、犬に甲を着せて踊らせ候、此見せ物御深井へ被爲召御上覽、
- 一蓋津村口口奉守所の觀音尊像御取寄、下御深井御庭に二間四面堂御建立、安置し給ふ事、
- 一熱田大藥師の内有之候大黒の像、沙汰もなく急に御側向より取に參り、御深井丸へ被爲移、是又堂御建立安置し給ふ、翌日寺中へ巻物類被三下置候由、
- 一西小路之部茶屋三十軒 子供二百七十七人、

一葛町の部茶屋、商屋、明屋七十九軒 子供二百五十八人
 一富士見原之部茶屋、商屋、揚屋、明屋五十七軒 同百五十七人
 一西水主町の部 同二十一人
 一館屋町の部 同十九人
 一榮國寺門前の部 同三十二人
 總ベ子供數七百四人
 右は享保十九寅年五月改なり、
 金藥師門前、幅下新町、橋町、裏町、横町、富士見原、
 手の平町、東懸所前、
 身請の部
 備前屋はま 大神孫右衛門
 同まつの 肥田孫左衛門
 同とよ 萬屋彌六
 大松屋よしの 幡野彌兵衛
 同口の風 伏見屋長右衛門
 伊勢屋みや 淺野舍人
 同れん 石川源右衛門
 同房

大坂屋みよし 和泉屋平助
 上田屋房 永田宇右衛門
 めくりや樂 鍋屋太兵衛
 末廣屋房 渡邊嘉三右衛門
 山田屋琴 麻屋久右衛門
 若狹屋荻野 岩田三郎
 京萬屋留野 中村吉右衛門
 同勝野 長右衛門
 山口屋 目大嘉右衛門
 扇屋歌の 治右衛門
 倉橋屋小かつ 鐵屋孫十郎
 千歳屋みか 伊藤次郎左衛門
 同りき 同口の茂右衛門
 玉野屋りく 伊藤次郎左衛門
 備前屋いろ 橋屋重兵衛
 中尾屋ぬい 丸屋善助
 大黒屋その 久保彌太郎
 一文字屋井筒 内藤言忠
 天野屋ひろ 明石屋年兵衛

宇佐美屋きよ 横井清三郎
 中尾屋こふ 河井忠右衛門
 岸野屋さし 赤坂長右衛門
 久保田屋みき 茂右衛門
 桑名屋つや よしの半右衛門
 伊勢屋みき 新町孫右衛門
 大野屋繁野 石河主水
 島臺屋縮川 信濃屋太兵衛
 同みと 美の神戸
 同みと 田代七兵衛
 かめやたい 吉見善六
 ふじみやみの 松本式部
 葉山屋かよ アツタ
 小澤新右衛門
 日野屋しづ 鐵屋爲助
 熊野屋くに 高橋半治
 ふねや源氏 高橋勘平
 若山屋豊の 平田善藏
 仙臺屋きよ 菱屋太兵衛
 葉山屋みな 本地村
 井桁屋源治兵衛
 すみ屋染の 鏑屋庄右衛門

千歳屋みや 佐藤茂平次
 伊勢屋かん 菊屋九郎兵衛
 御伊勢屋和歌浦 勢田忠助
 きしのやいづみ 煙草屋八右衛門
 上村屋りつ 米屋十兵衛
 入江屋たい 口口屋九郎右衛門
 宇佐美屋房 佐
 千年屋かじ 伊勢屋佐兵衛
 鯛屋三五 小三郎
 玉野屋はな 孫與衛門
 佐々木屋小三郎 伊勢屋林兵衛
 身請ベ百十六人
 伊勢屋みや事死去の後、日置村法然寺葬る、
 元文元年
 一三月五日御登駕、夜五ツ時出御、御乗物前至而小き
 挑燈數百張程御並、御乗物際は籠松明、揚挑燈數
 不知、御年寄衆、御用人衆も乗物の内、右御同様小
 挑燈數多く燈候様被ニ仰渡、面々格式よりは數多
 く、至て小き挑燈星の如くともし申事也、
 一三月十一日申來候書付、左之通、

西小路、富士見原、葛町の儀、先年免置候、然共此度存寄有之、先相止候様に可申付候へども、左様いたし候ては大勢の者俄に難儀せしめ、殊に其場所居すわり候上、其生所々々へ立戻候ても暮方無之、仕付たる商賣の手立無之、輕者共は就夫渡世の品も可有之に付、憐愍の上、右三ヶ所の内、何れへ成共一ヶ所へつぼみ、尤抱置候茶口女共、客の方へ參候事、深く不爲致候様に可相心得候、博奕口論は不及申、萬事騒からぬ様可致段、入念可申付候、

一芝居の儀も下々渡世の事に候へば、願次第免候へ共、近年は所々令出來候條、古來有來候場所の分は其通に候、其外新規に出來の分は先取拂候様可致候、役者子供の類も所々にて令住居候儀無之様、自分は模寄々々へ片付住居致候様可申事、

三月

家中并寺社百姓町人迄へ申渡趣

總而家中の輩、前々より分限不相應の費多く、妻子の風俗までも猥々間敷、不義の行跡積累、外聞實儀

共に失ひ、百姓町人迄も耳目習染、自體の様にし、其上密々の亂行共、還鬱虛亂心の體、喧嘩刃傷の變も令出來候付、遊所見物所數ヶ所令免許、亂心不義の煩なく、風俗も温和に上の世話も自然薄と存候處、會而其印なく、身上過分の金銀を遣ひ捨、他のそねみ妨、喧嘩遺恨の種を拵、表向は奉公の勤をかけ、内證にては親兄弟妻子、歎を求候族も出來に付、書付を以て折々制止を加へ候へども、一向其合點無之に付、他の批判より難默止、折角取建候事候得共、向後遊女茶屋差置候儀相止候段、新地の者へも可申渡と存程候、芝居の儀も前々より免來候古地、或は譯も有之候て立候外は、不殘相止申付候、家中の輩、當時の様子にては武藝之嗜も怠り、且我心も薄やうに相見、寺社は其作法を亂し、朝夕の勤も心儘成、百姓町人に至まで家職も令怠却體も有之候、向後彌以士は武藝勵、奉公大切に相勤、寺社は其作法を堅令修行、百姓町人は其職不怠様に、急度覺悟可有之候、

辰三月

一遊興所の儀、一ヶ所へつぼみ候様に、先達而申渡候へ共、向後慎之儀、別而諸向へ申渡候上は、畢竟其所に相續致間敷事候、京、大坂、伊勢より抱置候遊女茶屋子供の類、其地々々へ送返、尤騒からぬ様に相心得、可成丈は密に致、四月中旬迄に不殘令退去候様可致候、家居等の儀は追而可及_レ其沙汰候、

一芝居之儀は先達而申渡候通、前々より有來候場所の外は彌相止候、役者子供の居所、最前申付候通り、猶以其模寄へ片付住居致候様可致候、以上、

辰三月

一遊興所、四月中旬頃迄に退候様被_レ仰付候處、辰四月十八日夜、宵の頃西小路松屋と云油屋より出火、兩側北は芝居際、南は木戸際迄燒失、右は油練候とて手過の由、右之通に付、西小路茶屋々々は勿論、不二見原、葛町等の茶やも、追々右場所を離れ、日置觀福前、同所金塚町、橋町、門前町、榮國寺門前、近邊所々に罷在商賣いたし候、

元文二巳年

一在町にて御借上金被_レ仰付、

一五十人組の内、人別にて晝夜町廻被_レ仰付、裾細の芝摺を白して、十手に赤房を付さし、供一人召連れ所々見廻、

一橋町高麗屋公事に負、揚家に相成、此所橋町役所と云て、幡野彌兵衛^{五十人組}、御御足輕頭千村新平役所と成、諸役所裁許、再吟味有之様相聞、追々役人も出來、最初出來の分、左の通り、

元御國方手代浮人

元梁川に相勤申候

元村方役所御雇

同

新規召抱

同

同

元文三午年

一六月九日、於_レ評定所一役一人づ、被_レ召出、御老中

中被_レ仰渡候書付、左之通り、

新規被_レ仰渡候御用筋は御差止相成、古來の通

り取扱候等に候、役所々々にても其旨可被申相
守、御用向取扱候組支配の輩へも可被申渡置
候、諸役所又諸願等の儀、其役所により奉得御
内意候へども、向後は不奉存御内意、如前
前老中共へ申達、吟味の上年寄共より相伺候様
にこの被仰出候、可被得其意候、諸役所の
内、下役等より御側向へ直に御用品申達るも可
有之候、是又如前々々相心得、新規之儀は差
止、頭支配申達候様可被申渡候、

一此表遊所の儀取拂、遊女茶屋女に□□□前々の
通一切不罷在候様可仕旨被仰出候、勿論取
拂に付痛筋等申立、夫々より願申達候へども、堅
不取上、早速引拂せ候様可被致候、

一遊女外町並之内裏等に、密に茶屋女等抱置致商
賣候者も有之候、乍勿論右女の類相殘候ては
甚不可然候間、裏々端々迄不洩様に引拂候様
可致候、前々も娘又は妹、姪、懸り人杯と申立差
置候儀も有之由に候、紛敷は堅不差置候様に
相心得、下役等心得違にて、粗忽にては不宣候、
能々可被申付候、

一遊女取拂の事に候へば、西小路、富士見原、葛町
家居の儀も、早速不殘毀候様、家主共へ可被申
申付候、

右之儀に付、彼是願ケ間敷儀も申達候共不取
揚、無遲滞少も早く取懸毀候様、可被申付
候、

一芝居の儀も、前々よりの場所は御免被遊、其餘
は不殘取拂候様被仰出候、尤歌舞妓役者、子供
役者迄も一切不差置候様にこの御事にて、前
前有來候芝居場所の儀は、追而吟味の上可申
付候間、當時有之候芝居の内、先規より有來候
場所に候共、一旦先々不殘取拂、小屋懸の儀は
毀候様可被致候、

一右遊女、芝居取拂の儀等、新役所御差止の儀に候
へば、乍勿論、此已後千村新平、幡野彌兵衛へ引
合等不及、何方へも曾而不及申候、我等共へ
申達、被任差圖候様可被相心得候、此段
爲心得申聞候、

六月
元文四末年

一正月十五日評定所へ御老中不殘御出座、御家中一
役一人づ、罷出、左之儀被仰渡、

從公儀上意之儀に付、殿様御慎被成御座候
旨、江戸より申來候、就夫各支配所の儀、殿敷
可相慎旨可相觸候、火之元別而入念候様可
致旨、早速急度可被相觸候、折々役所支配の
者相廻候様可被申付候、

一遊興に付候儀は勿論、總而家業共に一切相止候
様可被申渡候、

右之趣江戸より時無飛脚にて申來、今日御老中
衆被仰渡候、

正月十五日

右之趣寺社町在へも殿敷觸、略す、
一右之儀に付、十五日御城下は猶更殿敷町中節をろ
し、戸くゝりも不明、諸士小路丸の内不殘、門を
立静り返り、いか成事もやと片唾をのみ居申候、
以手紙申入候、中納言様御隠居被仰出、但馬
守様御家御相續被仰出候付、一昨日相觸候儀
の儀、今日より常々の通り可相心得旨、御老中
被仰渡候條、可被得其意候、已上、

正月十七日
江戸沙汰

一正月十二日、殿様御慎有之候間、御長屋内、物静に
いたし、火元入念候様觸廻、
御門にて錠おろし封印付置、一切出入留る、田町
御門計締置、五十人御目付衆、押之者付居、出入
不致して不可者計、改出入爲致、御長屋内外
意打、

一同日紀州様、水戸様、中將様、但馬守様、松平安藝守
殿にも御遠慮にて、御門何れも締り、長屋窓もふさ
がり申候よし、
公方様にも御不快御慎、御門々門扉御打の由、禁裏
より御答の仰分候事也と云々、

一同十三日、但馬守様、尾張家御相續の儀被仰出、公
儀より宿觸、

尾張中納言殿、今度國許へ御越有之、御隠居御
慎之事に候間、道中掃除の儀は急度可仕候、爲
心得相觸者也、

未八月二十六日

對馬
下野

播州色夫録序

古へ般代の紂王は、萬民に見はなされて獨夫と稱せられ、今の播州の太守は諸人にゆびざゝれて色夫と呼ばわる、何ゆへなれば、高尾の楓のうり物をすいと根こぎにして西の臺に植おき、さるものゝ宿の花をば無理に手折て閨の床に立おくなど、皆これ色道の大にして藥袋なきものをあげ記せり、其他の小事はいはずして知るべし、是たゞ事にあらず、かの刑部殿の所爲ならんか、よつて名付て播州色夫録と題する者也、

東海道品川より池鯉鮒迄右宿々間屋年寄へ

- 一中納言様、九月二十三日江戸御發駕、十月十三日御着座の筈、若木會路御登の儀に候へば、御道中筋へ男女共拜見に不罷出候様、御老中被仰渡、
- 一中納言様前中納言中奉答候、三之丸東大手内、西角之御屋鋪へ被爲入候事、
- 一寶曆四年戊戌十月十一日、御隠居様御下屋敷へ御引移、夜に入五ツ頃、京町筋萱屋町へ御懸り被爲入候、白張挑燈點申候、町々拜見不罷成候事、
- 一明和元年申十月八日御逝去被遊候、則十月二十二日御葬送、建中寺へ被爲入候、二十三日より二十九日まで御法會御執行有之、章善院様と號し奉る、
- 天保十一年子二月十日寫之

遊女濃安都終

播州色夫録目錄

卷之上

- 一播州姫路城始て築立井城の内外地取要害町割等の事
- 一右の城地古へは青野が原にて旅人をはぎ取り老母の娘死後姫路の城の主と成候事
- 一當城の先城主大和守殿中務殿奇怪に逢はれ所替家斷絶ありし事
- 卷之下
- 一當城主式部大輔殿遊女高尾を請出されし次第井城の西の方の館に差置れし事
- 一御同人歸城の節有馬へ湯治井湯女を請出し姫路へ召連れし事
- 一御同人城下の者の妻を城中に留置れ井其夫仕置に逢候事
- 一御同人月見の節十六人持の臺の物を差出され亂舞有し事
- 一御同人自分の宅にて豊後ぶしの引語りいたされ御

役人の方へ見せられし事

- 一遊里にて矢の根五郎の所作致されし事
- 一紛失物吉原名劔の注文落首の事
- 一高尾を請出されし落首の事
- 一吉原九郎助稻荷みくじの事
- 一右御同人御息小平太殿井御一家方又は家老どもへ公儀より仰渡されし事
- 一小平太殿屋敷召上られ其跡所々屋鋪替への事

播州色夫録目錄終

播州色夫録上

播州姫路の城は、西國樞要の地にて、大坂、名護屋、姫路、此三ヶ城は天下の名城にして、其古へ小寺官兵衛職隆始て當城を築立て、相續て秀吉公羽柴筑前守たりし時、是に居城し、關ヶ原御陣以後、池田三左衛門尉輝政、領地百萬石をもつて當城をとり廣げ、此城南に向て大海を抱へ、東に法華山あり、北に益井山瑞願寺あり、西に天王千坊山ありて、西の方に書寫山くわんおん二十七番札所あり、内堀中堀外堀と三ツの郭の大堀あり、殊に外堀には三左衛門尉輝政、所々に地中へ掘ぬき井を掘て水を湧出させ、城門を四ヶ所に建て、所謂南にしかま門、東は京口門、西は車門、北は野里門、此門より門まで各道法二里づゝありて、城下には其比より八十八町の割を設けしも、今は百町の餘にも増益して、第一運送の便り能く、米穀衣服器財以下山海の産物に至まで、自由ならずと云ふ事なし、彼の八十八町のため横小路々々の溝堀に流水を綿々繩々と引て流さへしめ、城下にすはや失火とある

折柄、彼東の方崩れ土手とてせき留めおきし用水の樋ぶたを、ろくろ三つにて巻上げて一度に切てはなせば、かのたて横小路々々の溝堀へ一面に満水して、出火忽ち消る手つがふとなりぬ、抑此五重の天守下の一重めには、凡廣さ千疊敷ありて虎の間と名づく、二重めも同じく是も千疊敷ありて鶴の間と名付、此鶴の間にて當城の太守折々能囃子を興行して土民に見物いたさせられしとなり、三重めより五重のてうでうまでは、常に誰有つて見及びたる者もなく、此てうぐの一重めには、城のあるじおさかへ刑部殿と稱して住居ありけるとなり、其古へ姫路の城なき時分は、山野の廣原にて青野が原と名づけ、漸々今の立野町車町五丁目の間野中に一ツ屋あり、七旬餘りの老母、二十餘りの娘子、乳のみ子一人、此三人住居し、往來の者に宿を借し、旅人を打殺しはぎ取世を送りしに、あるたそがれ時、旅の順禮一人書寫山へ詣て札打いたすべしと心ざし候へども、最早日も暮しかば、彼の「ツ屋へ立より案内こひ、一夜の宿を頼みしかば、かの老母出向て、とある所へ順禮を入れ、石の枕に夜着などをあてがひ休ませ

けるに、娘つらくおもふ様、彼の順禮いまだとしも若し、殊に美男にてありしかば、今夜老母の手に懸りて殺されん事をかなしみ、乳のみ子に添寐しながら言ひけるは、旅のこの、石の枕はせぬものぞと、添寐しながら言ひしを、順禮聞きあやしみ、彼石に夜着をかけて休み居ける所をもひそかにぬけ出で、片角の暮やみにかいみ居て様子を伺ひ見ければ、夜半とおぼしきころ、彼老母すさまじきかけやを持來り、つぶりと覺ゆる石の枕の上を、みちになれと打ひしぐ音すさまじく聞へし、順禮氣もをけし門の戸を明け欠け出、まつしぐらに今の姫路の城の東の方の山に走り込みしを、老母にがしたりと口おしく覺へ、しらが髪はそふに立て兩眼見ひらき、七尺計の姿と成て、順禮をのがさじと跡より追かけ來りしに、順禮は氣もたましひも失ひ、終に彼の山の内にいき切死に失ぬ、それよりして此所を今に男山と名づくと云へり、老母もせんかたなく宿へ歸り、又おもひけるは、娘の添寐しながらいひし事故、かく順禮取逃したりし事腹立の餘り、又娘にも取て懸り打殺し捨べしとせし故、娘も欠出、又山の奥へ走り込みしを、老母おひ

かけければ、娘もいき切死にうせしかば、其所を姫路山と名づけし、夫よりはるか以後、今の姫路の城を築立、右のゆひしよを以て、其比は文字をも姫路の城と申けるとなり、今に雨の夜物淋しきをりからは、姫路の方と男山の方とたがひに聲をかけ合せ、よびしたふこゑ聞へしとなり、さるによつて當城の主姫にて名をば刑部殿と唱へ、天守の重々に住まひけるとなり、其後松平大和守當城拜領にて入部せられし時、天守の四重目に上り被申しかば、城の主とて二八計りの女の形チげんじ、かしこにたゝすみ、大和殿へひかひ申せしは、そなたには此所へ城拜領とありて、あるじと成り參らぬしや、又は城預りと云迄の事にて參られしやと尋問ひければ、大和守顔を上げ申されしは、我等此城拜領の間は主たりと申されしかば、たちまち悪鬼のかたちへんじ、大和守殿をにらみ付け、たちまちうちせしとなり、其日の事にてありしに、當所の鎮主總社大明神の大本の松、風も吹かざるに忽ち途中へたおれ伏て、大和守殿乗物の前を立ふさぎけるとなり、其比毎夜姫路の城下を、夜更比には何者ともしれず、干葉いらぬか」と呼びあるきしとなり、扱

て大和守殿領分廻りいたされ、室津の海邊數百年も
經ぬる大木の松有、此松は西國海上の見當にいたし
當所に着船せしに、大和守殿いかおもはれけん、此
松を切取られしかば、西國船の目當失ひ、所之者公儀
へ此段訴へ出、其外仕置筋問達の事出来しにや、一年
半計も此所領地いたされ、所がへありしとなり、其後
本多中務殿領地の節、百姓當り悪しく、取に強くあり
しかば、時の落首に、
打つゝき惣左が仕置するならば

青野が原にきつねこんく

此本多家の一人つゝき惣左衛門事と、姫路の城が元
來青野が原たりし事を取そへてよみしとなり、又落
首、

世を渡る梶をよく取れかじ金平

浪の嵐の吹ぬそのまに

是は二家老梶金平事をよみし也、夫より間もなく中
務大輔殿癩病にて相果られしとなり、其子吉十郎殿
は早世にて家断絶也、

播州色夫録上終

播州色夫録下

當榊原式部大輔殿には、初め大須賀頼母とて、五百石
取り、家中客人分にて居られしが、今の榊原家を相續
いたされ、身持あしく衣類等にいたる迄、けしからざ
るくわびをいたされ、北國の遊里へひたもの通われ、
あまつさへ三浦の太夫高尾を身請けし千金をついや
し、其上三千兩の金にて五町總ぐるわの遊女を總上
げいたされ、其上高尾を請か、へられしと也、遊女は
高尾に限らず度を請出されし也、出入頭の町人甲斐
府屋、高尾駕籠にさしそわせ、池のはたの屋敷内、三
日三夜にしつらひし長屋へ高尾をうつし入、當年歸
城の節、高尾を姫路に遣し、城の西の方へさしおか
れ、西の方様と唱へしと也、歸城のせつ大坂より有馬
へ廻られ、煩もなくして三日入湯、そのうへ湯女三人
身請いたされ姫路へ召つれられしとなり、前もつて
姫路城下の有徳なる町人の妻、城中の奥方へ引入置、
宿へかへされざりしを、其つれ合達て御もごし下さ
れ候様に願出候へごもとりあげなく、せひにおよば

す、右のつれ合京都へ罷越、京の町奉行所へ訴へ出し
により、町奉行所より式部大輔殿へ内々にて、右の女
をつれ合方へ御戻しなさるべくよし申越され候ゆ
へ、その女は宿へさしもごされ、つれ合をめしとられ
仕置に取行し故、そのもの、親類、江戸表の御箱へ此
段申上候となり、其外去々年八月の月見の節、同氣の
御大名彼是私宅へ招請いたされ、酒宴亂舞のうへ、十
六人持の臺の物、大山を取こしらへ、すゝきに月の出
るていを拵へ、座中へさし出され、酒宴なかば、式部
大輔ごの手をうたれ候へば、彼の山二つにわれて、中
より金銀のかんざし天女のおおひなるおごり子十
二人とび出、あらぬ亂舞のたわむれありし事、公邊
へもれ聞へ、一座衆中の取沙汰めいわくいたされし
となり、又有時御先手山村十郎右衛門殿其外御役人、
式部大輔宅へ見まはれ候へば、其許方へ珍らしき一
興御目にかくべしと、八疊敷の間へ招き入れ、此間
の上段に簾をかけ、其内に式部大輔殿金入の上下に
て、豊後ぶしの引がたりいたされ、夫より平服に着か
へ、山村殿へ向ひ申されしは、いつも御氣うつ節は
我等方へ御出可有候、かやうに引がたり御馳走可

レ申と申されしかば、山村殿にもあきれはてたる様子
にて有之しと也、其外北國の遊里にて、おしはれ人立
をもかへり見す、矢の根五郎の狂言のたわむれ度々
有之しとなり、依之當十月俄に公儀よりの召寄、御
書付を以て被仰渡し也、これ皆姫路の刑部ごの、
ようくわひの所爲ならんかと人々申あへり、

紛失物吉原名劔

一脇差銘有 美人國實永

遊女やすりごなたへも上げ物

但し込あな二つみぞふかし

むつくりとふくれあり

長さ二八あまり

つば三浦かいのすかし

但し新ぞうかん紋日の

せつば心中の一重

かり金のふち鼻毛の引通し

晝夜のあひさめ

いき馬の目貫

紫の下緒一筋

人どめつけ

君をこひぐち

おきやくの返りつのお

こじり金銀のはりわけ

右二千五百枚の折がみ有、

本阿彌光次

酒氣腹色夫の大夫

狂歌

うけ出す本氣ではない酒氣腹

高尾隠居と極たが酔

太夫様よもや本氣じゃ御さんすまい

酒氣腹にて身請さんすな

吉原九郎助稻荷のみくじ

十五萬凶

借問千金夜、 楓粧錦繡情、

忽驚檄書到、 君命應傾城、

又

三十歳凶

高全三五萬、 重の家只轉居、

絃歌遊女宴、 夢覺萬樓虛、

又

十五萬凶

紅葉散播州、

奉書惡文言、

一十月十三日

家老損元締、

榊原沈後悔、

不行跡被聞召候に付、

可有之候、

榊原式部大輔

式部大輔嫡子

榊原小平太

式部大輔事不行跡之由被聞召、

隱居被仰付、急度慎罷有

慎罷在候様被仰出候、

家筋被思召出、其方へ家

督無相違被下之、追而所替可被仰付候、

稻生下野守

能勢因幡守

榊原大膳

榊原七郎右衛門

右被爲召、榊原式部大輔不行跡之段被聞召、

今度隠居被仰付、急度相慎罷在候様被仰出候、

家筋被思召出、家督無相違、

榊原七郎右衛門、心添いたし候様に被

仰渡、

松平大和守

松平越中守

榊原小平太

右勝手次第出府可致候、

榊原式部大輔

家老共

式部大輔儀隠居急度慎罷在候様被仰付、

小平太事も幼年未出府不致儀に候間、

家老共申合、萬端相慎諸事入念可申付候、

火之元等も可入念候、

右稻生下野守、能勢因幡守、

榊原大膳、榊原七郎右衛門被召、

本多中務大輔殿被仰渡之、

一十月十五日

榊原小平太

自分上屋鋪御用に付被召上之旨、

御老中列座、本多中務大輔申渡之、

小笠原右近將監

右榊原小平太屋敷へ屋敷替被仰付之、

西尾隠岐守

右小笠原右近將監屋敷へ屋敷替被仰付之、

板倉佐渡守

右西尾隠岐守屋敷へ屋敷替被仰付之、

一十一月朔日

右姫路へ所替被仰付之、

右白川へ所替被仰付之、

右高田へ所替被仰付之、

右高田へ所替被仰付之、

播州色夫録下終

倭 紂 書

松平左近將監御答之趣、酒井雅樂頭委細讀渡候七ヶ條之題號、

- 一尾張殿遊女春日野を請出し候節不埒之事、
- 一柳原式部大輔遊女高雄を請出し候節不埒之事、
- 一五攝家方御門主方々領分へ、神尾若狹守檢地可レ改と踏込候事、一條殿領分へ若狹守入候節、御立腹にて御聞にも達し、聖武皇帝の頃より領せられ、只今迄代々の將軍より手差無レ之處に、此度檢地可レ申と申候儀、不埒に被レ思召、關東へも其趣可レ被レ仰達と御使者にて被レ仰渡、其内若狹守は旅宿に十日計逼塞被レ仰付候、若狹守一分の了簡にて無レ御座候、左近將監差圖と申上候、關東へ申來り候ては、左近、若狹守共に難立候に付、所司代牧野備後守より毎日傳奏へ御詫被レ申上候、奈良奉行但馬守も致レ世話、關東への御使者をも無理に留め置、段々御願申上候に付、御免有レ之、關東への御使者は相止み、若狹守も御捨免にて候、

- 一席々におゐて諸奉行諸役人へ權高に取計、御門御門の番頭へ、往來に不禮有レ之候事、
- 一隠し目付を申付、内説等を聞せ、一分の了簡を以て毎日書上取置候事、
- 一居宅の園、泉水不相應に仕、奢の事、
- 一兼康友軒を一分の了簡にて取計ひ候事、
- 右七箇條は、表立候而被レ仰渡候、

此外之不埒

- 一三年前被レ仰渡有レ之、其節御役をも可レ被レ召放所、大御所様之御慈悲を以御免被レ遊、御内意有レ之候處、思召をも相そむき、最負の大名御役被レ仰付候様に執成、計をめぐらし、自分の爲計を存、上之御爲を不レ存、不忠之至りに候、御役付の大名より、家來に扶持方もらひ候事、
- 一珍珠美食を好み、色慾にふけり、踊子を召抱、酒をも羽二重にて漉し、一斗の酒二三升程に成候迄、何か度も漉し給へ候事、自分の奢に困窮いたし、本屋敷中屋敷の普請も不レ仕、不覺悟之事、
- 一領分左倉をも衰微に致し、市をも相止め、百姓をせたび、町人にも用金申付候事、家來を領分へ遣し、

- 菜、大根、牛蒡の類まで取、江戸屋敷之汁の實に致し候とて、馬に付け送り、駄賃も不レ遣候事、
- 一城内侍屋敷は取崩、麥畑に致し、城の塀築地も破壊いたし、修覆も不レ致、不用心をも不レ構候、依レ之家老之妻を所之肴賣盜出し、城内より召連れ候に付、妻之兄鎌倉まで尋行候へば、兩人共に見付捕候に付、兩人共に打捨にも可レ致之處に、男をも免し逃し、妻計召連歸り、元のごとく妻にいたさせおき候事、辱をも不レ構候段不届に候と、領分にて批判致し候得共、そのふんにいたし置候事、
- 一松平喜兵衛といへる家老、在所にて奢強、十八間の庭籠を拵網をはり、高直なる諸鳥を求め、雞も五十兩にてと、のへ候類在レ之候事、
- 一江戸屋敷の家中へ親類より音物等、小さき肴にても嚴敷あらため入不レ申、家中の老母方へ他所の悴方より送り候儀、無益の決白にて、其外賄賂等は吟味いたさず候事、
- 一山王御祭禮ねりもの等は、町々困窮にも及候せつは、上よりは御用捨の氣味にて、だしばかりにてもくるしからじと被レ仰出候事に候、心次第に屋體

- 等出し候儀は御構無レ之思召之所に、屋體御法度のやうに罷なり、奉行所より方々祭禮の日見物出させ、屋體に似寄候事仕候ても過科申付候事、
- 一兩國橋損の杭の事を申上、諸國迄騒動爲レ仕、尤御普請延引にて諸人難儀の事、
- 一新大橋は、常憲院様御五十之御賀の御祝儀に、諸人御救の爲に、桂昌院様御好にて被レ仰付候所に、左近了簡にて町橋に申付、二錢取之請負に申渡、公儀を諸人に嘲弄爲レ仕候不忠之事、
- 一堺町宇左衛門、芝居之口論之吟味にて、自分の六尺御答に逢候儀、三男彌三郎頭取に成り、六尺大勢徒黨致し、芝居を打こわせ候て、六尺共大勢御仕置に成り、芝居のもの共も御仕置になり候事、悴の不届をも不レ存分にて罷在候事、
- 一高橋玄秀と申醫師、自分の意趣有レ之を以、石河土佐守へ申談半舍申付、科無レ之所はり候て答を拵候やうに申談、五六年以前慰みに碁石にてよみかると打候事を拷問の上承出し、博奕の答と申、相手にも貪着致さず、玄秀を追放に申付候不仁の事、
- 一瓜の仁助事、公儀へ對し何の答も惡事も無レ之處

に、左近將監より町奉行へ申渡、爲_レ致_二吟味_一、舊惡を承り出し、獄門に致し候事、

一 氷川門前の賣女の事より出し、大勢爲_レ致_二難儀_一候、比丘尼の中宿等も嚴敷停_二止_一之、諸人難儀之事、

一金銀出入裁判之事、先年は同役と相談の上、障り無_レ之哉否之事、諸奉行へも承合、町人へも相尋、彌々障り無_レ之儀に相決し候上、御窺申上相定候事に候所、左近將監一人の了簡にて同役へも相談無_レ之、諸奉行へも不_二承合_一、大岡越前守、石河土佐守、水野對馬守計へ申談、一ヶ年に兩度の裁斷にても差支無_レ之旨、上へも謀り候て申上、諸國の差支、諸人の困窮にも不_レ構、自分の勝手宜しき巧み、聲の借金爲計に、一ヶ年に四月十一月兩度の裁斷に極り候事、

一 井伊掃部頭、印形の事に付、左近將監宅へ被_レ參、印形いたされ候やうにと申達候處に、家柄にては老中の宅へ罷越、印形いたし候事例無_レ之候と被_レ申候處に、權威我意に申募り、再三申遣候に付、左候は上聞に達し候上の儀と、掃部頭方より上聞に

達し候、是又我意の事、

一 右京大夫、中務大輔へ對し候ても、度々傍若無人の不埒等有_レ之候へども、右京、中務は随分堪忍致し相勤申候、總而同役共不和にて諸事不_二申合_一候事、

一 松平肥後守方にて、御老中招請の能有_レ之候節、家柄にて被_レ歸候節も送り不_レ申候、此儀肥後守家來より左近將監へ内意相伺候儀は、手よわき仕方候、左近將監是を承り、送り不_レ申候は罷越申間敷と及_二挨拶_一候、御老中出席無_レ之候ては不_二相濟_一候に付、左候は送り可_レ申旨、又々申遣候、左近將監歸り候節、中程まで送り候事、左近權威申候は、肥後守家法なくば送り申間敷儀を、是は詔と批判に達候事、

一 出入の町人へも茶器等所望致し、或は大名へも茶器道具所望致し候事、美濃守家に傳り候千鳥の香爐見申度旨、達而所望に付、態々在所へ申遣し取寄候へども、若直に被_二留置_一候ては如何と、持參いたし見せ候て、其儘取返し持參致し候事、

一 御祝儀之御能の節、橋掛りの青竹は、水をつぎいろ替らざるやうに致し置候處、上覽の節、色替り候竹

有_レ之候に付、取替申候様に雅樂頭へ被_二仰渡_一候に付、左近將監掛りにて候間可_二申達_一旨申上、申談候へば御入用懸り候に付、無益の事に候、色替り候ても不_レ苦候と申候て、上意をも背候同前の我意に候事、

一 將軍宣下の御裝束の事も、吳服所へ早速可_二申付_一候處に、沙汰無_レ之に付、左近將監へ御尋之處、失念仕候旨申上候、是亦失念にては有_レ之間敷候、御儉約と申し、古き御裝束にて可_二相濟_一心底にて可_レ有_レ之旨、御科の事、其外數多の不埒中々に難_二申盡_一候、只九牛一毛のあらまし書面の通之事、

一 左近將監事、無學無智小氣不仁せちがしく、小器の人柄にて、日本の御政道、執政之大役儀相勤者に無_レ之候處に、大坂御城代のせつ、御側衆へ取り入、上之思召に叶候内意知らせ候様に謀り、内證を承合、大坂御城内之儀御尋有_レ之分を朝暮覺候様に心懸け、大坂より參府之節、御前より御尋之趣、逐一御答申上、的中仕候儀共申上候故、器量發明の役人と被_レ爲_二思召_一候様に謀り、御老中に罷成候に付、在役の内、世上衰微の元と成、諸奉行諸役人の風俗

ともに惡敷罷成候儀は、左近將監一人の咎と御立腹にて、此度の仕合、御加増も被_二召上_一、屋鋪をも急に被_二追立_一候事、

一 先年御老中土屋相摸守政直の聲にて和泉守と申候節、相摸守心に叶_レ不_レ申、不通同前にて候、相摸守被_レ申候は、和泉守は世知辯にて、中々大役可_二相勤_一人品にて無_レ之候、萬一上_二を繕_一ひ拵候て、末々御老中にも被_二仰付_一候は、世上大_二こんきう_一、天下の御爲にも不_レ宜、後は家滅亡にも及_レ可_レ申哉、なげかしき儀と朝暮、此儀氣のごくと被_レ存候、達人の一言、眼力的中仕候事と、諸人相摸守を今に感じ慕ひ候事、

一 阿部豊後守正武御老中にて、祖父忠秋も御老中の執政職の家柄に候處、息飛驒守若年の頃、正武の家來をもらひ懸りし時、如何と尋られ候へば、私に慮外を仕候ものに御座候間、貴候而手討に可_レ致と被_レ申候に付、外の父ならば武義強き事と歡可_レ申候へども、我等は氣之毒に候、縦へ我等手討に可_レ致と申候共、命をたすけ申度と願ひ候てこそ、仁愛も有_レ之悦可_レ申候、又領分の百姓願有_レ之候とき、飛驒守被_レ申候は、百姓は蠱蠅同前の者にて、打殺し候

ても不苦と申候て、此一言をためされ、正武彌々氣之毒に被存、飛騨守家柄にて若御老中に成候ば、家に疵をも可付者也、御老中に被仰付候様には被願候旨、常々被申候、後に御老中被仰付豊後守と成り候所に、不埒有之、御役被召放候、父は七人の博士のたごへ、誠に子を見る事父にしかず、正武の眼力的中せりと諸人感じ候也、土屋相摸守、阿部豊後守のごとく成る御老中に候ば、天下おたやかに可有之と、世上一統にむかしをしたひ候事、

一京都の御名代に高家衆被仰付候、此高家、京都公家衆の子息にて養子に参り候所、實母病氣の儀申來り候に付、若道中にて老母病死の事承候ては、忌中に成候代りをも可被仰付候哉と、左近將監迄伺候處、左近將監あいさつには、途中にて病死の儀承候共不存分に仕候様に申候に付、然る所に病死の事、道中にて承候へ共不構上京の處に、京都にては直に存知、實母之忌中にて御名代如何と不審申候得共、其段左近將監差圖にて候と申上候、是又左近一分の了簡にて、忌懸りの高家を不構禁裏

を穢し、ないがしろに仕候我意の事、

一御藏米御張紙の直段は、京大坂江戸三ヶ津の相場をならし、古來より相定の儀、左近將監了簡にて、三ヶ津の相場の内へ、奥州の下直の相場を加へ、四ヶ所のならしにて、御張紙直段を下直に爲致、輕き御扶持人等困窮爲致候事、
一公家衆の家來の咄に、神尾若狹守、左近差圖にて五畿内へ檢地を入、百姓ごも大きに難儀仕候て訴狀認め、禁裏の御築地の内直訴捧候に付、叡聞に達し候處、前代未聞の事、尤御記録にも留り可申候得共、未代迄も時之天子の御恥辱との勅諭の由、五畿内の民のこんきうを天子よりも御救被遊度叡慮なれごも、叶はせられず、是以御政事の御不徳故と叡慮をなやまされ、御位を御すべり可被遊との逆鱗のよし、此儀達上聞候故難被捨置、京都の聞のため、即時左近將監へ御答被仰付候事、
一世界にて不用の地を除き置候事、古來よりの正法也、小屋敷の地面にも、御地無之候ては差支候事有之候、國々の明地は古人考て末世に洪水の吐き所、田畑に障らぬ要心に能きと殘しおき候事也、そ

れを當前の理分に、左近、若狹心得違ひ、新田を開發申付、名聞計の爲にて誠の御爲には毛頭不罷成候、果して近年度々の洪水に民家ながれ、大勢溺死、本田を潰し候事、邪智なり、田畑の中にも空地あれば、秣場稻干場、その外の用を足し、新田に開發させ秣場も取上候故、諸民難儀いたし、此理を不考、當前の納計に目を付、却而御爲とは罷成不忠の事、

一諸國の御林等、遠國は伐拂候ても構無之候、然共地頭にても林を伐拂候ては、前の衰微に成候儀と伐拂不申候、關東の内御當地の近在、秩父山の御林には御要害の爲め、御殘し被置候、權現様の深き御神慮也、近所の御林等澤山に有之候に付、御用早速相調、遠國の御林は急の御用の間に不都合候、伊奈半左衛門より林の事、田畑の取箇の事、古法の道理を申達候へば、左近不用、夫は古來の法にて廻り遠く、當前の御用に不立無益なりと、新田開發申付、秩父山の御林もきり取らせ候事、眼前御金を納候事計を御爲との不了簡、半左衛門とは雲泥の違ひなり、然れごも半左衛門は古法にて時

に不都合、只だまりて時節を待つのみなり、

一武藏御膝元の百姓は、御鷹野御用或は御要害の時節の爲、他國と違ひ權現様にも御憐愍の被爲加、御味方被思召候て、代々伊奈半左衛門へ御預け、免合三ツ五分を限り、御藏米も三斗五升の御定にて、往古より半左衛門御代官にて候所、左近若狹御爲の心得違にて、新御代官ごも古來の儀は夢にも不存、百姓をとりたをしても取立候が御奉公と存、御爲には人々損じ候にも不構者と申候て、不仁の心底ゆへ、半左衛門遅く候と申候て、半左衛門支配を引替、新御代官へ夥敷高免申付、百姓共を爲致困窮、上を奉恨、公儀を嘲候様に致し候事、左近將監、若狹大不忠の事、是又昔のごとく半左衛門支配へ引替させられ候は、萬民安堵、御代御繁榮の基、東照宮の御神慮にも相叶可申候、是又左近、若狹は神罰當り可申事、
一新御代官の内、上坂安左衛門事、別而非儀不仁にて、支配百姓共をせたげ、或は人ごろし御僉議も、自分居宅の庭にて百姓をつるし拷問致し、せつなきまゝに無理に殺し候と偽り白狀致し候を、若狹

へ申達し、罪なき百姓をげし人に申付候事、天下の御政務を誤り、不仁の仕形に候へ共、左近、若狭其分にいたし候事、

一 上坂安左衛門支配所上總國の内、服部八郎五郎知行所に山林有之候處、拜領地の高下候と申、無理に掠め取り、請負人へ入札申付、右之材木取賣拂上納爲仕、御爲に候と申處、地頭八郎五郎憤り、外の御老中へ申上げ、御朱印を差上候處、御朱印御吟味の處、八郎五郎一圓領すべき旨有之、右の山林は八郎五郎山林に相極り候、依之伐取候材木不殘地頭へ返し候様に被仰出、首尾惡敷被取返候へ共、恥辱も不存、尤御爲にはまり候儀ゆへ不苦と、安左衛門へも御咎も無之、結句首尾宜敷様に若狭取成し、左近も不致吟味、御後聞不届の事、

一 安左衛門支配所の百姓共、せたげられ大困窮爲仕候に付いきごほり、度々評定所目安箱へ直訴入候得共、若狭、左近將監中にて押かへし、上へは不申上、燒捨に申付候事、御廉直なる上之儀を、御政務を聞し候、大不忠の事、

一 宮地芝居の事は、公儀の害にも不罷成、江戸繁昌

の爲めには宜敷候に付、町奉行より度々窺ひ候へども、左近おさへおき、上へも言上不仕、江戸を衰微爲仕候事、

一 御當地は日本國中の集り候繁昌の地にて、京、大坂よりは結句賣女等をも方々に可有之儀にて、害にも無之儀に候、先年桂昌院様の思召にて、根津、護國寺、深川洲崎辨天にて繁昌仕候所に、左近取つぶし衰微仕候事、脇々賣女町繁昌致候へば、自然と新吉原町共に繁昌に可被成所に、新吉原の者共見廻り、見付候へば訴からめ取、三ヶ年の内吉原へ被下様に致し候に付、彌々御當地衰微、數萬人の難儀に罷成候事、

一 正月女子供のよみかるたはなぐさみにて、古來より有之、何の害にも不被成候事、御構無之所に、少々のみかるた打候ても、博奕の各に申付候事、

一 古代は少々盗人も首被斬候處、近年入墨た、き放し被仰付候處、自然と惡黨多く、尤入墨のものは店をも借し不申、奉公仕度と申候ても不召抱、縦へ惡心ひるがへし候ても渡世無之、無是非盜致し、巾着切御仕置に成候類大勢有之候、此儀も

左近へ奉行より申上候ても、左近おさへ置、言上不仕、御政務の妨になり候事、

一 金銀座の願に付、一分の了簡計にて、同役へも得と相談とげず、宜敷やうに御うかひ申上、金銀吹替申候事、

一 細田丹波守執成を以、錢屋共追放、遠島、關所申付候事、

一 辰巳屋出入、最負を以木津や吉兵衛方を越度に致し、遠島被仰付候様に成し、又々左近とりなし遠島にも致さず、直に牢屋より御免被仰付候事、自分へ金借り候儀に付、御後聞きしかたの事、右僉議に付、大勢の科人出来、其上小出相摸守迄評定所へ呼出し御咎申付候事、みな左近所爲の事、

一 吉川左京は、松平長門守幕下にて本家の下知請來り候處に、左京も左近將監へ取入、金子出し大名なみに成度旨相談致し、別格に成候故、左近御役御免已後、御事も不參、何事も不相成、本家にては憤り彌構不申候に付、大きに手支大意却にて、又々本家へ詫候由、然共承引無之、大きに難儀の由、先年阿部豊後守御老中の節、一人の了簡にて松平大炊

頭へ金紋をゆるし候處、本家右衛門督より斷有之、同役衆も不審有之候處、豊後守申まざらかし、留主居より伺候處、黄絲の紋はくるしかるまじきと及挨拶候、金紋の事は不申渡候、留主居の承ちがひにて可有之と偽り候、三千兩の金子取、御老中に不似合、僞被申候事、萬代にもきへたぐ淺間しき事なり、大炊頭にて無是非、留主居の承違ひと致し、不存寄、留守居は科を引請、在所へ追出せられ候、左近同前に一人にて吉川を大名の並に申渡候事、末世の批判恥辱の事、

一 右衛門督様御不勝手に付、御守役左近方へ、金三百兩御合力の儀御窺被下候様に申談候處、左近申候者、三萬俵の御合力米有之、其上に御家來迄上みより御切米御扶持方被下候儀に候へば、此上の御合力は難成候と申候に付、御守役申候は、左候ては私役儀に對し迷惑に奉存候、是非此儀御聞届け被下候様にと申候へ共、合點不仕候に付、無是非、其儀右衛門督様へ申上候へば、右衛門督様にも御守役の顔色を御覽被成候て、被仰候は、相調不申候も其分の事にて不苦候、此上必惡敷了簡杯

出し不申候様に被仰渡、誠に御仁愛の御儀難有感涙仕候由、此上彌其分にも難成、左近討果し可申迄と覺悟極候へども、左候ては却て右衛門督様の御障りにも可罷成哉、左候へば不忠の筋と存じ直し、又々左近方へ罷越、最前の御合力金の事、此上相伺可被下候、其上にて上意に候ば不_レ及_二是非_一候、御自分の御口上計にて其分に難立筋も候と押返し申候得共、左近兎角合點不_レ致、伺候にも不_レ及候、最前申候通りと我意強く申候故、無_二是非_一罷歸り、直に書置いたし自滅致し候、右衛門督様彌御不便に被_二思召_一急病にて病死に御執成被遊被_二差置_一候、此儀大きに御心底御いきごほり被遊候事、

一 刑部卿様へも兩度迄乗打仕候、二度目には如何存候哉、左近儀刑部様へ御詫に伺ひ仕候處、刑部様御貪着も無_レ之、御免ごも何共否やの御答無_レ之、手首尾惡敷しほ_レと罷歸り候、刑部卿様へさへ、如此の不禮、其外の大名旗本への不禮、存付られ候ご何もあされ候、

一 禁裏之御領分へ左近差圖にて神尾若狹守檢地入候

事、叙聞に達し逆鱗の上、勅諭にて、後鳥羽院の頃より頼朝へ武家天下勅許已後、代々將軍より于_レ今迄迄、終に朕が領内へ檢地入候事無_レ之候然に世上衰微、軍事迄も困窮におよび候故、下の役人共檢地入候事、畢竟世上衰微の事は、皆々朕が政の不徳ゆへにて有_レ之候、然れば天子の位を敷候事も、天へ對し候而も朕誤なれば、位を御すべり御讓位可有_レ之旨、妙法院御門跡を以勅諭ありければ、此事上聞に達し大きに御驚、左近朝敵同前と、十月八日に俄に西九當公方様、右衛門督様、刑部卿様、右京大夫始、老中不_レ殘御寄合有_レ之、左近一人御本丸に置、評議有_レ之候處、右衛門督様よりも段々左近仕形不_レ埒之旨被_二仰上_一、刑部卿様よりも左近傍若無人乗打不_レ禮の儀、私へさへ如此權高に候へば、外の大名旗本への不禮思召付られ候旨被_二仰上_一、其上右京大夫御老中同役、數年鬱憤此節なりと、段々惡事數は増し候共、一つも減する心なく不_レ殘言上仕ければ、大御所様にも始而御驚、左程の惡事只今迄曾て御存知不_レ被遊候旨、以の外の御憤りにて、明日登城爲_レ致せ嚴敷可_レ被_二仰付_一旨、御評議相濟候て、

明九日登城被_二仰出_一候へば、左近夢にも不_二心付_一、若御褒美か宜敷筋にても可_レ有_レ之と、笑を含退出仕候處に、松平能登守は一家の好身にて候故、餘り笑止に存、左近へ内意申、明日の被_二召出_一は以外の凶事にて候、父子共に病氣に仕、登城無_レ之様に可_レ被_レ致候、此上和泉守家には替がたく候と申遣候へば、俄におどろき、誠にせつなき時の神頼と申すことわざのごとく、俄に伊勢へ代參、山王、氷川への大願、其外神佛へ祈誓をかけ、大きに騒候へども、神は非禮を受給はず、日頃の惡逆、神罰冥罰、何卒佛神もうけたまはん、誠にキウガイノルコト久シト、聖人も常々誠の仁道を行候事に候、日頃不信心不_レ仁、俄に祈も何のかごあらん、領分左倉の百姓も調伏致し、いんの紂王の民にひとしく、此日いつか亡びんと願ひ、左近御役被_二召放_一、國替も有_レ之やうに朝暮氏神へ祈候處、此度の仕合にて、其神慮叶候と大きに歡び、神酒を上げ、踊をおどるがごとく也、左近惡行天罰冥罰、舅土屋相摸守が一言彌かんとする所なり、左近を鏡にして、此上奉行役人貴賤の輩、慈悲を専に愆をはなれ、勤を第一に、尤神佛を

信心すべきなり、可_レ慎々々、

一 十月八日前有増書あらはしたれども、まだ委しき事は殘れり、然れども當公方様の御器量、御明君の御事書顯はし、天下泰平萬民安堵の思ひを成さしめんがため書出せり、すでに西九へ公方様被_レ爲_レ成、大御所様へ被_二仰上_一候之趣、御政務の儀は權現様の御定目に可_レ被遊之旨被_二仰出_一候處、大御所様の思召には、只今迄の通に可_レ被遊可_レ被_二仰上_一處に、乗越候御言葉、大御所様には御心に御叶被遊間敷御氣色にもやと、脇々の衆中には奉_レ察候へ共、御底意には、當公方様御器量の程御萬悅に被_二思召_一候而、又御尋には、只今迄の御仕置御心に叶ひ不_レ申哉と被_二仰候_一へば、當公方様の御答には、只今迄の御仕置は古法を専らと思召候へども、中にて間違申候、御前様の御仕置にては無_レ御座、皆皆左近將監が仕置に成行申候、御前様の御儀は明君様と申候所に、左近權高に不_レ届に候、御前様には御存知被遊間敷候、私儀は西九にて見聞仕候、左近權高に我意つよく御仕置の妨に成候、左近事は私心次第に仕度と被_二仰上_一候處、大御所様には毛

頭御存不_レ被_レ遊、如何の儀と御尋の處に、左候は、
 是を御一覽可_レ被_レ遊と、公方様御懷中より左近不
 届の儀、條書を以て被_レ差出候、御覽被_レ遊御驚被_レ
 遊、左近不届ものと御立腹の御顔色にて、御人拂
 にてその跡は御父子様の御密々の御熟談有_レ之、此
 上は誰も不_レ承候、扱左近事、明九日登城可_レ仕旨
 被_レ仰出候而、公方様被_レ仰候は、水野壹岐守、板倉
 佐渡守へ被_レ仰渡候は、左近事明日御城にて被_レ仰
 渡候は、日頃の權威にて御請の程難_レ計候、若違
 背仕不禮有_レ之候は、佐渡守、壹岐守、其心得了簡も
 可_レ有_レ之旨被_レ仰渡、先年堀田筑後守、權高我意に
 御仕置取計候節、稻葉石見守差殺候は、大器量、天下
 に對し候ても大忠臣、今に彼者の事情しき者と被_レ
 思召候旨、御なその上意にて候、大御所様には左
 近事御慈愛の御心にて不便に被_レ爲_レ思召、明日の
 登城、父子共に病氣に致し名代にても差出し候様
 に御内意有_レ之候、尤松平の大名三人を致_レ斷絶候
 事は、御氣の毒に被_レ思召候旨御内意有_レ之、左近
 へ申通し候へども、我意くじけ不_レ申、登城仕候て
 存寄可_レ申上旨申候由、依_レ之能登守は一家の好身

ゆへ、明日登城有_レ之候は、家斷絶におよび候事も可
 有_レ之候、家には替がたく候へば、和泉守爲にも候
 間、是非致_レ病氣登城延引可_レ然旨、段々内意を申
 いさめ候ゆへ、左近ぎやうてんの色見へ、俄に神佛
 へ代參を立、大きに驚き騒ぎ候事、前に書記す如
 し、
 一酒井雅樂頭事、器量發明頓智大勇の執政にて、古
 法を專に取計候事、是も東照宮の御神光の御惠み
 にて、能き老中此節出候事、大御所様御隱居の思召
 にて、老中列座にて被_レ仰出候處、誰も御挨拶申上
 候老中無_レ之、無言にて候處に、酒井雅樂頭末席よ
 り進み出、天下泰平目出度御儀と申上候事、何もか
 んじ、大御所様にも御感被_レ遊候事、
 一萬次郎様御母公御懐胎の節、御腹帯は何れより可
 被_レ進哉と、大御所様より老中へ御相談の所、御挨拶
 當惑の體にて候所、雅樂頭申上候は、大納言様御
 母公様より被_レ爲_レ進可_レ然旨、御挨拶被_レ申上候へ
 ば、大御所様にも左様に被_レ思召候と、御機嫌にて
 候事、
 一西九御普請にて、小普請方、御作事方にて吟味の札

申付、下直の入札を以て相伺候處、雅樂頭被_レ申候
 は、下直にては手ぬき可_レ致候、左候ては却て御爲
 に不_レ罷成、請負人も御普請の御影にて渡世致候
 處、只今迄は請負人身代潰し大損致候ても、只直段
 下直に致し候事計になづみ候事、天下の御普請と
 申筋に無_レ之、上_レの思召とは大きに間違申候、落
 札二番札も相應不_レ致候、五番札の直段相應に候
 間可_レ申付旨申渡、請負人ども有難がり御影も有
 之、御普請もよく出來の事に、小普請方作事方に
 てもおどろき入候事、
 一神尾若狭守、上方邊檢地を入、取箇之非道に付、百
 姓共江戸へ下り候節、妻子に暇乞の盃致し、此御願
 不_レ相叶_レ御仕置に成候共、再び國へ歸るまじくと
 牛王を焼、神水を呑んで申合、強訴に下り候大勢の
 百姓、俄在所へ歸り候儀、雅樂頭不審に存知、御勘
 定奉行へ申付、一人々々の口書取、江戸宿より呼出
 し吟味いたし候處に、内證にて若狭守だまし候て
 相返し候旨相知れ候、是又左近科に成居候事、
 一若狭守辯舌にて紛らかし候は、百姓共強訴は御代
 官手代共致_レ腰押、強訴し吳候様にとす、め候故罷

下り、只今までの百姓共、取箇之外御代官手代へま
 いなひ出し申し候、其賄賂金上納に申付候へば、
 百姓ども其痛みに少も不_レ罷成とぬけ候、金を上
 納に仕候事、御爲にて候、御代官手代共の勝手には
 不_レ宜候と申偽りい、ぬけ候て、若狭守辯舌にて御
 爲者に成候、關東筋へは巡見に相廻り候筈の沙汰
 承り及び、近在の百姓共數年持傳へ候材木は、道端
 に有_レ之大木等も不_レ殘伐り取、是は若狭守見分の
 上、百姓の所持の林又は木共に公儀の地面にて持
 高の外に候旨申、不_レ殘取候儀承りおよび候間、近
 在の大さうごふにおよび候、誠自_レ其有_レ衆斂之臣、
 寧有_レ盜臣、この聖語のごとく、若狭守は天下の盜
 人悪人にて候、前車之見覆、後車之爲_レ誠、左近が
 次には覺悟を極め病氣にして御願申上、早く退役
 すべし、永く勤んどおもふ心ならば御答遠からじ
 危しと、先達而御側衆數主計頭、若狭守へ役人見聞
 候處にて呼び付、百姓をせたげ下々を困窮爲_レ致候
 事咎められければ、若狭守返答には、自分の了簡に
 ては不_レ仕候、皆々大御所様の御差圖と言譯仕候
 儀、大不忠未練の事、侍の道も知らぬ愚人なり、縦

へ大御所様の御下知にても、自分のあやまりに引請、如何様にも御咎に逢申儀を主君にかこ付候事、侍の風上にも置間敷奴也と、萬人爪はじきをしてわらひ候へども、恥をはぢとも不存、不義不道の役人と沙汰及び候事、天命はのがれがたし、

一當丑八月二十八日、鼠山に靈草萬年草百二十本はへ候事、鶴の舞の事、明君世に出させ給ふ前表也、當公方様明君にて渡らせ給ひ、御代千代も萬民安堵のしるしと、萬人悦勇の事、是又東照宮の御神徳、上元の甲子の年より世も豊かに移り替るべしと、難有御ちかひあふぎ奉るなり、三年無改於父之道、可謂孝矣と、只今迄の御政務はみなく、左近が道なれば、早速御改可被遊思召之由、大御所様の御政務、權現様の古法を御用ひ被成候思召にて、尤奢つゝあるは御きらひ、入べき程の御入用は何萬兩にても御いとひ不遊候、只無益の御入用の事を御改被遊候思召にて候所に、役人共間違、めつたに御爲に候と心得違候處、御政事の妨に成候事、此趣も先達而大御所様より若狹守を御呵被遊候、御代替之後、大納言様御成之節、黒き鶏を御

目に留り指上候處に、銀一枚づゝ被下、町人共難有がり、御機嫌能度々御成有之候様に相願、御繁榮を祝す事、自然と天下之御祈禱にも罷成候、前本多伊勢守、左近杯あさはかの了簡にて、御成の節も淺草にてちんを御調被遊候處、此ちんは去る御大名衆より三兩に直を付られ候へ共、賣不申候處に、此度若君様へ差上候ば銀五枚も拜領可仕と悦申候處に、伊勢守より書付を下げ札に致し、缺所金にて金三分被下べき旨、町奉行へ被申渡、町人を呼出候て三分被下候旨申聞候へば、心底には立腹致し、天下の御調ものに不似合候とつぶやき、表向者先づ難有候と御請申上、町奉行も恥しく存候哉、白洲へ呼出し候ては不申渡、番所にて役人より内證にて相渡し候と、まゆにしわを寄せ被申候、又駒込邊御成の節、櫻花と申草花御調被遊候、直に御供廻りの役人共より金子百疋にても二百疋にてもなげだし、可相濟處に、是又吟味の上かわらけ共に代八錢づゝの定直段、十に付八十文可相渡旨被申渡、是又奉行所へ呼出し、家主五人組名主召連、番所腰掛けに待居、辨當にも八

九百錢も入用懸り、終日隙取八十錢請取、兩番所へ御禮に相廻り候處、内心にては大きに上ミをそしり候、簡様の事、上ミにては夢にも御存知無之候へ共、皆々役人共の中にて不埒、左近杯の類の仕わざと、大不忠の事、向後御不例にて御成も無之様に願ひ、又は御成先にて商ひものをかくし、みせには出し不申候様に心懸け候事、天下の不吉にて候、是又役人のあやまりなり、

治大國若烹小鮮

左近、伊豫、若狹之類、めつたになべの中へ杓子を入、度々こねまはすゆへに、魚の形はくすれ、ごろがゆのごとくに、世上を仕なし候事、只々かまわずに打捨置候へば、自然と世も豊に被成候事、役人ども世話やき候内は次第に米も下直に成り、當秋かまはずに捨置候へば高直に成り候事、考へぬべし、物の直段相場は天地の變にて、中々公儀の御威光にても人の智恵にても及びがたく、能々了簡あるべし、金銀吹替も又又世上大騒動、萬端差支、諸人難儀におよび候、金座銀座計大きに徳用有之事故、役人すゝめ又々吹かへも願可申上候、金座一人に數萬人を御替被遊間敷

候、文金銀は其儘差置、古金はやはり六割半の通用にいたし、乾金も取交せ勝手次第に通用致し候様に被仰出候者、隠し理れ有之候古金大分出候て、世上殊外潤可申候、文金吹出候總高僅四百萬兩ならでは無之候、然るに通用間にあひ候もふしぎなり、遠國古金有之候故も哉と、向後山より掘出候灰吹金の外は、權現様御定の通、小判四匁八分に小粒二匁二分づゝに吹出し、灰吹銀も正銀計に吹立、是も五割ましに通用致し候は、何の障りも無之、世上の金銀澤山に可罷成、年經候へば天然と乾金、文金銀は吹替無之候ても減じ、後は絶可申候、左候は毛頭世上の障りには罷成間敷候事、漢高祖の天下を納め給ふときは、諸法度を不殘免し、其内三ヶ條の法度を出し、萬民安全に四百年の天下を穩に納め候、簡様の考無之は、皆々執政職の文旨ゆへにて候、向後御仕置の御定書も、權現様の御定目の通にて少にても事足り候事、

一主殺、從類絶やし、三日晒、鋸引の上、引廻しはりつけ、親殺磔、火附火あぶり、人殺げし人、盗人巾着切死罪、是は加役の引廻無益也、小盗人遠島、入墨た

たき放、決而相止め可申候、無宿の者は不殘捕へ、非人溜へ集め置、五六百人にも成候節、天草、五島、薩摩などへ往古の通遠島、右之通、其外少々の事は、時の奉行作略にて相濟候、左近儀御仕置を杓子にてこねまわし、色々細かに部を付け候故、限り無之、萬ごふ経候ても、極め盡しがたく、科の例を吟味致し候故、如此の盗人、如此の死罪など、所中の例を吟味致し候事、詮も無之候、縦へ吳服所の黒縮緬の同裁を相尋候時、地合色合共的中の黒ちりめんは千疋のうちを尋候ても、同じ様成的中の縮緬は無之物也、かみ一枚の御定目にて相濟候儀を、左近は千枚にも罷成候、これ小智の短才にて、中々天下の政道職は、挑燈につりがねにて候、一大博奕、三笠附は諸人の害になり、是は嚴敷可致吟味候、よみかるた、子どもの寶引の類、決して食着有之の間敷候事、

一端々遊女の類、忍候ても商賣見のがしに致し、ほり出し穿鑿致し候事もよろしからず、同心遣し追拂逃し可申候、宿々關所には不及、町内の咎めも致間敷候、食の上の蠅を拂候様にて可然候、尤新吉

原にも見廻り候儀も向後停止の事、

一比丘尼の中宿も食着有之の間じく候事、

一所々神事祭禮、屋體ねり子ども等の事、心次第に可致事、

一宮地芝居の事、勝手次第の事、

一大名無益の奢、踊子を召抱、新吉原へ参り候事、嚴敷御停止、萬一相背候輩は、急度御答可有之事、附、家中の切米を借り候事不届に候、軍役等の事候へば、随分家來を扶持すべき事、并町人等より借金随分譯よく相濟、又は相對年賦にいたし候共、評定所の裁斷致間敷候、譯よく濟し候へば、又々用事相達可申候、只今迄仕形不埒に付、町もこりはて手廻り不申、不勝手に成、軍行等も動不申、大不忠の心入にて候、能々勘辨可致候、向後評定所へ被召出候大名の分は越度たるべく候、

一向後四月十一月の金銀出入裁斷相止め、前之通りに可致候、

一先年は大名旗本の内、評定所へ呼出され候儀は、至極恥辱の様に存候處、近年は好み候て評定所罷出

候様に致成し、金子借り候て濟候は初心の事に候と笑ひ、兎角借り候金すやくり候様に致し候を手柄と致し、金銀重く武儀軽く存候事、以の外不埒也、三十萬石取りの少將の位の大名も、高間が金を借り、紋付の小袖を取らせ、高間が妻を下屋敷へ呼振舞致し、家老用人取持に参り候事、なげかしき事なり、是全く歴々主人の不存事、皆家老の仕業也、斯様の家來は仕置にも可申付事也、又五十萬石取りの侍従の大名、高間が金を四百萬兩借り、横にて不三相濟、高間が身代をつぶし候事、是又家來の不埒なり、五十萬石取の大名は中々斯様の不埒は致間敷候、家の恥辱、末代迄の批評に成事、家來共の不忠の至なり、七萬石取候大名、前々は新吉原品川へ通ひ、以の外不行跡にて、江戸中評判になり候處、今程は變じ人品よろしく、愼深く奢なく、家來能扶助し、身代取直し、只今にては町人どもより用達し度と願候程の儀にて、尤博學多才、大名二百五十餘人の隨一にて、斯様の大名は一人も有之の間敷と、前方の批判と今の評はんとは雲泥のちがひ、是をおもへば人々の一心取置專一に候、此大名今

程執政職と成りて至極宜かるべしと願候事なり、向後諸大名も心をひるがへし、東照宮の御神恩、先祖の武功の厚恩忘却せず、御奉公專一忠勤をばげむべし、

一右書物他見すべからず、併人の噂あざけり、そしるこゝろならねば、これを見、一人の憤の種にもして、勸善懲惡のたしともならば、あながち秘すべきにもあらず、天下泰平萬民安穩、東照宮の御神徳を明暮わする、ことを、民家に知らせん爲なれば、何かたへ此書を出し候ても、筆者の御答あるまじきと、是を寫し置き朝暮考べし、前條にも吳々あらわすごとく、人は學問なくして政務に誤り有、天下を治には老子經を見るべし、きりやうはたらき常々大道に至り、國家を治にも莊子を修學すべし、修得せざる儒者は、老莊異端放蕩の文とおもふは大なる誤り、儒書佛書七千餘卷は神書根本なり、世臣は論語一部にて人の道はすむなり、近代の學者は藝者の様に心得ちがひ、倭漢の數萬卷の書籍を講ずるのみを自慢し、田の中の蛙にひとしく、口計にて心行かねば、へんくつに成りて害多し、只奉行役

人は日本にて心安き今川了俊愚息仲秋制詞の條々を朝暮我ものとして行ふ、認めし數多の役人有といへども、一人も今川に叶ふ人なし、況や聖賢におゐておや、近年大名旗本の貧窮不行跡、小普請の面々追はぎ盗人同前の人柄不殘委しく聞記す、筋有之て數百人に及といへども書つくしがたく、筆にいとまあらじ、たゞあらまし前書に顯すのみなり、金子を取、町人の悴を養子にして家名を譲り、町人の娘を金子を附娶とり、只金銀を重く武儀輕くし、大在番の旗本は具足を質屋へ遣し、具足櫃は石瓦を入、味噌をつめ、京大坂へ持行、萬一の事あらば何の御用に立つべきや、知行盗人と云べし、是れ何ゆへなれば、今川をそむき身の分限を知らず、或は過分或は不足の事、分限不相應に奢を極め、小慾知足の理を辨へず、起る事を知らず、不足々々とおもひ、慾ふかく、名聞に計かゝわり、金子をほしがり、實義を失ふ故なり、奉行は大科の輩をも最負の沙汰にて宥免し、小科の輩をも糺明をこげず死罪に行ふ事夥多有、辯舌能を役人といふ、實義なる役人は初心のものど評ばんせり、酒宴遊興勝負に長

じ、家職の勤を忘れ、公務を輕し私用を重じ、天道を恐れざる働の事、その外今川の條目にはづる、事多し、漢文ちんぶんかんの學問を學者と心得、今川杯は手習子供のもて遊びのやうに心得候役人共は、扱々淺間敷事なり、すでに今川の最初に、文道を知らずして武道終に不_レ得_二勝利_一事と有り、是をば何と心得候や、其外今川一部にても國は治り、奉行役人の誤りは糺すべし、御代も替り萬端御改の時節なれば、奉行役人も此節に目を覺し、家業なれば武藝はいふに及ばず、朝夕學問修行して、身をつゝしみ奢を止め、小慾知足の理を辨ふべし、扱も多き人の中に人はなし、大御所様にも、天下に人なき事を三十年の間御苦勞に被_二思召_一候、向後大名、旗本、奉行役人、輕き御扶持人に至るまで、心をたしなみ人になるべし、穴賢々々、床しくば尋ねて來ませ我宿は

黒かみ山の杉立るかど

乍_レ恐_二以_三書付_一奉_二願上_一候

一遠州豊田郡向笠中村三右衛門、喜八申上候、當國見

付町、中泉村、上新居村、去々子年より他國盗人大勢入込候而、右盗人に當國惡る者組合案内仕、所々へ入込金銀衣類大小等取申に付、國中の歎き町在方共に至極難儀仕候、其次第盗人共不_レ殘大小帶し、人數三四十人或は五六十人程づ、徒黨仕、挑燈を燈し、町在不_レ限、其門々に番人を附、又は隣家の門門へも番人を差置き、心懸申候家へ入込、家内の男女等しばり、金銀衣類不_レ殘押取申候、盗人の頭領本名濱島重右衛門とも又は庄兵衛とも申、異名を中間にて日本左衛門と申候、手下の者共、見付町、中泉村、上新居村の内徘徊仕、勿論宿も右三ヶ所の内御座候由、承_レ之候事、右押込に被_レ取候者數多御座候得共、遠方の儀は具に不_レ奉_レ存候、近所の分有増左に書上申候、一金子兩并衣類、大池村惣右衛門、同十一兩并錢衣類、向笠村甚七郎、同六十兩餘并衣類、向坂西村大珍寺、同千兩餘、山崎村牛之助、質物衣類土藏一ヶ所有切、山梨村才三郎、金四百兩程、片瀬村、同三十兩程、狩廣村小右衛門、同十兩程并衣類、野部村一雲齋、同三十兩并錢、平松村忠四郎、同三十兩并衣

類、寺谷村權十郎、同五兩程并衣類、氣賀村治兵衛、御年貢金三兩并衣類、赤地村源左衛門、同十兩程并衣類、深見村金右衛門、同一兩二分并衣類、小島半平郎、衣類二櫃、小島村平十郎、右の外村々にて被_レ取候もの數多難_二書盡_一御座候、一右國々惡る者共の儀、御地頭様へ御訴申上度奉_レ存候ても、盗人類賊親類等數多御座候へば、此者共より内通仕、鬨打又は如何様の怨可_レ仕も難_レ計、人々恐れ、國本にては御訴難_二申上_一御座候、依_レ之御地頭様方御役人中御改にても御證議にても無_二御座_一候、依_レ之見付町、池田村、中泉村、袋井町の内、不_レ斷日本左衛門并手下の者共結構なる衣類を着し、大小帶、白晝に不_レ惶のん氣に遊びありき申候、往還通誰知らぬ者も無_二御座_一候へば、武家方より何の御咎も無_二御座_一、殊に盗人共大分金子遣捨申に付、其所の勝手に成候故差置候やうに奉_レ存候、日本左衛門儀至極智惠深、威勢強、人を手なづけ候、徒黨仕、武家方をも不_レ恐徘徊仕候間、此末如何様の工可_レ仕も難_レ計、乍_レ恐_二奉_レ存候、去々子の年より三年以前の儀に御座候へば、次第に募り段々惡る

者共大勢徒黨仕、只今にては旅盜人大小を帯、村方の小前の百姓家へも押込申候間、毎夜寐すの番差置、屋敷の内廻らせ申候に付、翌日草臥、田畑耕作も間をかき、勿論有明ヶ燈し、不用の夜食を給或は人雇賃、諸事費夥敷、百姓ひしとつぶれ申候様に罷成、迷惑至極仕候事、

一右國の盜人勝手能存候ゆへ案内仕、庄屋家へ押込、御年貢金等押取仕候間、斯様候は、當秋出來申候間、賣代替金納にて三分差上候も不罷成、その上大勢盜人御座候へば、時々郷藏御年貢米權柄押取可仕哉と安堵不罷成、人々難儀仕候事に御座候、尤御役人様より被仰渡、村々申合、盜人入候は、鐘太鼓打、村々の人を集め追散し申様に被仰付候故、其通兼而村々申合置候へども、一軒へ入候へば近所七八間の表裏へ盜人ども二三人づ、當を付、勿論其家道筋にも番人四五人つ、刀拔身にてかまへ居申候に付、何程かね太鼓た、き申候ても、人の身の上、命を捨て懸り申事いらざるものと、知らぬふりにて出合申人無御座候、盜人は存分に取申候、渡り盜人の儀、何れも劔術達者の由、專風説

仕候故、人々恐れ白晝に逢申候ても、あたりをよけ通し申事御座候へば、隠れ申杯と申事は少も無御座候事、

一遠州盜人強動の儀、三年以來の儀御座候へば、遠州御拜領被成候御大名様方御家來中、盜人并宿等委敷御詮議被成候に付、其知行所には宿仕候者も無御座候由承り候へども、是は御知行所の内計の御吟味に御座候へば、外に御代官所の内方、御旗本様分郷の在所杯徘徊仕候由及承候、日本左衛門并手下の者の武藝勝れ申候由、殊に大勢に御座候へば、御旗本様御國の御手勢計にては弱御取候事難成、勿論盜人所々大勢罷在候は、と沙汰有之候へば、逃し可申様に奉存候、乍恐御大名様方御同勢にて跡方、一日にばたくと御捕被遊、在方百姓相助り候様に、御吟味の上被仰付被下置候は、難有奉存候事、

龜山訓序

本にては願申事は下役人仲間等の耳に入はづと相知れ候へば、足輕仲間の内、若國盜人とも縁者も御座候へば、願の趣知れ候而闇打にあひ可申も無心元、其上大勢の人を指し申事故差控罷有候處、段段盜人仲間大勢に罷成、國中方々へ押込取候につき、人夜を不寐難儀至極仕候、右の趣被爲聞召分、遠州百姓御救、悪人等不殘御召捕被遊候様に奉願上候、猶御尋の趣、口演に可申上候、以上、延享三丙寅年九月日

倭 紂 書 終

予が家の郎従は皆譜代相傳の者也、代々家訓を出して教へしむ、我また志州に入部せし時、十五許の條目を父祖の舊章によりて撰して出す、其後勢州龜山に封せられて、又十七許に補しておしへぬ、予時寶永辛卯四月朔日なり、文章にて皆聞え侍れども、意味の程を聞たしと傍に在るもの申によりて、筆を染て註し侍りぬ、愚昧短慮にして聊庭訓にあらざれども、思所を書て乞者に見せぬ、及ばぬ筆のすさび、至らぬ心のほご恥しけれども、一章も人のたよりにならば可なる覽かとおもふ計なり、人の道を勤めんには、聖人の學にまさる物なしと心得べし、唐土の文章にはおろかに、大和言の葉にさえたなくて、いさゝか道ならぬ事もあるべけれど、我道を聞たりしにも兎角意味をよくし、我身にくらべて誠を本とせよとの教によりて、おもふ通りを書ついたり、賢き人の耳いたく、聞ぐるしからむなれども、是はわがおもふ通り書侍りぬれば、見る人悪しきと思ゆる所、道にあらぬ事

有らば、我におしへよ、我又ひとつのたよりならむ、
よりにて書顯し侍りぬ、

龜山主源乘邑自序 御印

龜山訓

條々

一 公儀御法度之趣、下々に至る迄相背くべからざる事、

公儀御法度とは、將軍家の御法度之儀なり、堅く可相守事成り、下々に至るまでは、奴僕雜人迄も堅く守るやうにせよのこと也、或は組或は支配下人に至る迄も、かたく申聞、守らせよの事也、

一文武忠孝之志を勵し、

文は人の道なり、世以て儒と言ふ、儒道を外の物と心得候へば悪しく候、則人の道也、聖人ひとこの道を教へ給ふ事、萬卷の書に見へたり、文といへば當世の俗博學に至るをいふ、文章廣く見たりとても、意をしらざれば我爲に成らず、意をしりても身に行はざれば詮なし、今の儒たる人を見聞するに、口にどく所はつまびらかに聞ゆれど、其行を見れば少も人の道にあらざるあり、人

は言行一成るを以よしとす、人は天地の間の大靈にして、萬物皆人の爲に出生するなり、たゞ四書五經を初めて、わが國の神書又は和漢の軍書を見る共、一分にたくらべて、我身をかへり見、我身の非をさとりて非を改べし、我身の上に隱の無とおもふ事、みな非と心得べし、それ人と生れては善惡しと言ふ事自然に生る也、何か夫を知れば本心の明德有るが故也、人の内に盗人程あしきものはなし、故に世人みな惡む、極惡人なり、其惡人も善惡は知る、惡とおもへばこそ人の見る前にて盗みせぬもの也、是はあしきとしりながら、我情にひかされてする事なればなり、非を改るより始めて、情慾を去るを、本心の明らかにする入口としるべし、人々はかくすとも一分の心にこゝろをこへ、心が心に隠す事はならむと、我こゝろに隠す事の無様に萬事をせよ、非を改るといふは、我心ながら我がこゝろに隠す事の無様にすれば、人にかくす事はなき也、一章を見て我が心にどくと合點して、合點のゆかぬ事は、我より高き人に問べし、總て一分のこゝろ

計りにてする事あしく、人のおもふ旨を聞ての上によれば、善はいまゞ善にて、惡は彌惡と知るなり、善なればなし、惡なれば成さぬ成り、さあれば惡は善に歸るなり、一分に心得たは、我がする事より能事を人の成したるを、色々批判して人をあざける、我身には未より惡事をしても能きとおもふ物也、先我せんと思ふことあらば、若し人此如く成したらば、我は如何に評せぬと了簡して見て、能きとおもはばなし、惡敷きと思はばやめて、人が此ごとくなしたらば、脇にて我はよしと思はんとおもふことならば、するが能き也、是則かへり見る成り、何事も道理の外はなきものと、人の道を學んには、大學、論語、孟子、中庸に増る物なし、さて小學を見て人たる道の初を知るべし、武も文に有り、文も武にあり、忠孝もどより有れば、其志を勵して人の道に至らんとねがふべし、武は文を治るに用ゆ、治る世には文を以治め、亂る世には武を以治むといふ古語の道理なり、武も文より出たるをよしとす、利慾を以武たるは盜賊に近き也、されば世に士

農工商とて四民あり、一もかけては四海安らず、天地の間に住もの、衣食住の三かけては難叶、或は田をかへし或はかいこを養ひ、衣食をこゝのふるを農人と言ふ、其調る器をこしらへ、且家作り居を安じ、諸色を拵ゆるを工人といふ、器を農人に配り、食を工人にあたへるの類、皆是を商人と言ふ、國に農さかなれば食足り、國に工盛なれば器たり、國に商さかなれば實たるゆへなり、然れども國に守護なき時は、耕さずして喰ひ、工せずして家に居り、あたひなくして財を奪ふて、三民を亂る、邪成るものを盗人といふ、其人を征罰して三民を安じ、太平に成す役人を士といふ也、士農工商の四民是成り、此意を知らぬものは士たらず、文より出たる武といふは、右のごとく三民を安くせん爲に、三民を惱す者を討て平治いたす、此心より兵を起すは天道に叶也、利慾より出たる武といふは、慾心を以て國を取り、我歡樂をせんとおもふ心より出たる武は盗人成り、たとへば右大將頼朝卿、平族を討て治國せしも、後は、頼朝が權に落たり、されども經時時

頼は文を以て治めしにより、八代靜謐なり、高時の奢侈より、亦亂れて王法ふるきにかへりたれども、建武の天子文意もましくけるが、畢竟榮華歡樂の御心なりしゆへに、ついに南山に遷幸あつて、尊氏卿の旨となれり、是また文の意なかりしによりて、義詮卿迄は治國ならず、義満公尊氏の時、執事に細川武藏守頼之といひし人、文を以政を施し太平と成りぬ、義教公その器にあたり給へる人成りしに、不仁の行有しによつて、終りをよくし給はず、赤松義政公遊樂のみにおわしませしゆへ、細川山名のあらそひより、應仁の亂れおこりて、足利家の將軍あれども無きが如く、信長公勇剛なれども仁心すくなし、よつて又終を能し給はず、秀吉公は稀世の大志たれども慾深く、信長の子孫を蔑如にして、歡樂逸遊にして全からず、子孫猶亡たり、我が東照宮、文を以仁心をもとめし、義によつて兵を起さしめ給ふゆへに、天下一統におさまりて四民安住す、文は人の道にして天道に叶ふ事顯然たり、人の天に得る所、仁義禮智信の五常也、是もとの仁ひとつに

至る事也と承る、文武忠孝も文にある所と同じ事也、あたまから仁の人は稀也、信といふ心のまことから入るが第一成り、信といふは實也、實なからんものは人たる者にあらずと心得て、我身を實に〜と心懸て、少も偽りがましき事無き様に可致なり、人は天より偽は得ねども、一分の情にくまらまかされて、不實をなすなれば、兎角に實に〜とすれば、情慾日々消て、夫より明德あきらかに成り、天より得たる人に成るなり、人道を明らかにいたさば、武も則明らかにあらむこと疑ふべからず、
軍書を見るには心持有り、秘成り、師に可尋、此意味する人はすくなからむ歟、
忠孝は人倫の第一也、不實にては五倫共誠にあらず、誠にあらざる時は人の道を失ふ也、忠も孝も兎角實也、世上一人の下人を仕ふものと、下人能を奉公して、主人の心に背かずば、實體なれば一季のものを譜代ともし、警暇出す共おしむもの也、下人が主の言ふ事を用ひず、奉公に怠れば、主人こゝろよからず、多く仕ふ主も一人遣ふ者

も替りなし、其忠といふは兎角實にさへ奉公すれば、主に背く事有べからず、孝も親に能く仕へて、少も親の心に困む事の無きやうにすべし、孝心の心持一つ有り、我を産出し給ひし親は、二人より外にはなきなり、左あれば扱々たしなき事哉と實に思へ、不孝心は起るまじき成り、親たる人のおもふには、子の人柄能きを悦給事たどふるに物なし、我が子を思やうに親も我をわれみ給ふなれば、能く實を本として忠も孝もあれ、君父の恩中々高き事也、主君に一日をやしなわれて一生を送る、親又我を生給て君に仕ん事を教へ、家をゆづり給ふ、親は二人、主は一人なり、依て二君に仕ふるを惡む、主親の恩先如斯し、實に考へ見ば高き事深き事、身の置所もなき様にあるべし、諸身のわづらふ事を親の困み給ふ事、病子よりもいやまし成りと承るなれば、心を付て親に病を見せ申さぬ様に常に養生せよ、第一人柄能くさへあらば、主も深く哀み、親もいとおしみ悦給ふ事也、其人柄能といふ事は、前に書く如く兎角實にてさるあらば、人柄あしからぬ

様になし、本心といふ者は、うそは無き者也、實は本心なればなり、主によくおもはれんと輕薄をかまふ、不實のいたす所成り、親にも表向計の孝行にて、實にせねば外聞なり、是又不實也、何事も實よりおこる外は無き也、實の我が心にて心をとへ、悪しきと能きとは、わが心にて知れる也、其知るこゝろの通りに、實にあれと思ふなれば、其心ざし日々に考へ勤めて、こゝろを實に明に至らしむべし、養父母の恩は猶深し、誠の子にても無きを養ひ給ふなれば、實父母よりもいやまして恩の深き事也、孝心いよく盡べし、病あれば忠も孝もかくことまゝ有り、實に思はば身の保養をして一日も存命して、忠も孝も可致致の心得べし、強きはつよきに頼みて怠るもの也、弱は猶弱はごを考へて養生せよ、強弱ともに其心得有べし、唯身を大事に思ふべし、唐土の人は身體髪膚は父母にもらひたりとて、髪もそらず、髭もぬかず、元より身に疵を付す、大切にすると成り、曾子は年老て死せんとする時、弟子共を呼よせて、我が手を見よ、足を見よ、萬一疵は無きが、

父母よりうけたる時は無疵にて生れたれば、又無疵にしてもこの所へ返す成りといはれし也、是は身の疵計にてはなし、こゝろの疵をも兼ていわれし也、身にも心にも疵を附すして、元の父母の所へ返すなれば、片時もこの身をわすれてはならぬ也、大方此身を忘るゝ故に主君に不忠をいたし、父母には不孝をいたすなり、奉公人は此身は我が身にあらす、主の身成りと心得、子たるものは我が身に非ず、父母の身なりと心得るならば、おのづから忘るゝ事は有間敷き也、世の中どもだんく取立られて、重き役に成たる其人、もし主君の意に應せずして、役替をい、付られ、一段も下の役に言付られたる時、其人の心に無念におもひて、主君の仕方を恨る者有べし、是大成るひが事也、左様の時は我が身をかへり見て、我身の成立たる昔をおもふべし、我れ元主人に見出されず、輕き奉公人にて居ならば、唯今如此下らるゝ事もなく、主君恨むる事もなかるべし、我をして此恨みあらしむるは、一旦主君の我を見出して、立身させ給ふ故なれば、今々一段ひ

くき役に成りたるも、大なる君恩なりと、昔しのこと事もおもひ出さば、其恨もおのづからほごけて、誠の忠心を起すべき成り、此意は深く考へ見ば、奉公人たる者、主を恨むるの心出來る時、身のむかしをかへりみ、先祖の成立迄を返り見よ、此世の中にだんく取立られたりといふより以下は、保科羽林中良將源正之の近侍の者に被申たると承るより書付侍りぬ、誠に尤成る事に覺ゆ、一軍役之人積并兵具分限に應じ所持いたし、徒に日を送るべからず、

軍役之人積り并兵具分限に應じ致三所持と申儀、書面にて聞へたり、持べき人、持べき兵具、其程々に應じて持事也、是に品あり、分限のほどほごに相應に兵具を持べし、夫より上に不入器を好み、武器なればとて、下人にも物もくれず、分限過て持はあしき成り、一腰の刀脇差なりとも、札折紙をたよりに秘藏するは、名聞に近き成り、刃性の能ききたへの能きをもつて、敵を一人も多く討て討死する、是第一の士の道成り、心は猛にあるとも、刀されずは思様に働もならず、む

なしく生捕と成る、雜人に首を取られむ、能働死をいたせしものは、奴僕たりとも後代迄名を知るゝ也、人は一代名は末代、第一武士の願ふ所なり、人は名こそおしけれ、前にいふ如く武といふも人の道也、人道に叶ひたく思はば、先士と生れ、うき身は武の業を勤よ、則我が職也、我といふは人なれば、人の道に叶はむことをおもへ、人に生れ其職に生れて、わが職分の如くならねば、人の道にも背き職分にも背く成り、人に生れて人でなし、士に生れて士でなしと言ふ者也、徒に日を送るべからずは、右の職分を勤、人たる道を行はん事をおもへと成り、無益の恩遊興するは、それ程の損なれば、一日もむなしからぬ様に勤めよ、一通に勤とおもひなば悪しかりなむ、なす筈の事と思ひ詰て我身にかへり見よ、職分未熟にてはいと恥かしき儀なり、商人なればとてなすべき賣買をせざれば、一身の置所なし、農人耕作をせねば乞食す、工人また同じ、武士はまた四民の一なり、主恩を得て治國にはなす事なく、一日を安く暮すは何故なれば、平げ亂たる

時治めさすべき爲なり、左有れば常に亂れんことを忘れず、我がなす業を勤むべき事也、勤ねば盗人なり、いはずとも士の心に有事なれども、筆を染ぬ、我がふる、所より徒に日を送る事あり、寒氣の刻火にあたらむとおもひ、暑氣には涼しからん所をもとめむとす、是は實也、ものよふることは、筆を取れば物を書んことをおもひ、碁盤を見ればかたむことを思ひ、かやう眼にさへざるものに皆ふる、也、聖人の書を見れば、能きにふる、により、おのづから心もおさまる成り、傍に有りたき物は聖人の書、しなひ、鏡、木刀、長刀、弓なむご成り、加様なれば能きにふる、也、それ人のこゝろは、元來明らか成る者故に、如此移のる也、あしき事には移り安き物なり、常にふる、所より、明にも不明にもなれば、常々側に在ものより善惡に移れば、能々心得べし、琴、三味線の類、酒器好色の本遠くべし、見る物開物につけて情厚く成りて、鏡の曇るが如く、本心くらく成るものなれば、能く心得て鏡のみが、れて明きらかに成るやうにこゝろをいたすべし、本心實にあれば明

らかに成るなり、あしき事有ても早く歸り見て止むもの成り、實に我が身をかへり見るが第一なり、人の事にてはなきぞ、一分に所持したる本心を見が、ずしに捨置はおしき事と心得て見よ、人は身より離れたる諸道具をもおしむと、一分に持たる一生離れぬものをくもらせて置事、さりとて氣の毒成る事成り、右の如く目に見るもの、耳に聞こよりおれば、こゝろをまづ心得て、徒に片時も送るべからず、尋常の人の物の身にしめす可也、かげにすることを軍役一べんといふ、士たるもの、口よりいふたとへにあらす、不實より出る言葉なり、士は軍役こそ大事なれ、不實にかなりかげの事を軍役一べんといふ、士は一分が不實ゆへにいふと心得べし、士の道におゐてたはむれにも申まじきたとへにて候、勤め一べんといふも同じ道理にて、奉公人の口から申まじき儀なり、

一總て諸奉公人、常々風俗宜相慎事、
奉公人は風儀も第一也、慎べし、風俗宜は上に好む所を風といふ、下に夫を習ふを俗といふと知

るべし、上にこのまぬ事を下に好む事あるべからず、上のまねをして下に似合ぬ事も有べし、是は本心の實あらば考知るべし、上たる人とてもあしき事を好まば、下に習べからず、宜敷相慎べきとは、上下共に可慎といふ事なり、上にてもよからの事はいたすまじきとの、慎に兩様懸て書たる也、

附管城下は往來之驛、他國人多人入交之條、萬端心付、不作法無様に可相慎事、

是は文句にて聞へたり、いづれも覺悟の前たるべし、たとへ傍輩に對しても、下人に對しても、不禮はならぬ成り、傍輩に對しては、下人はまた違ひたれども、下人とても草りにて面をくらはせ、足を以て頭を踏む事はなる間敷、天より得たる禮といふものあればなり、主と下人の間にも禮儀あれば成り、ましてや他國人におゐてをや、是以我身實體なれば、ケ様の不禮はおのづから無き成り、五常は人の道なり、能々可心得、五常は仁義禮智信なり、

一喧嘩口論可加謹慎、

喧嘩口論どもにあまねく一分の誠無きより事起り侍りぬ、依てつゝしみ候へとの事なり、士は主君の爲に死をいたすを以よしとす、忠孝にも叶ふなり、喧嘩口論は大形ならず、一分の意地をたつるより事起り申なり、一分よく實に候へば、人の氣にかゝる事もいわぬ筈成り、又人の言ふ事も耳にあたるまじく、世上の喧嘩あまねく了簡して見れば、十が九堪忍して濟事にて候、實に堪忍なり難く、士道難立候は、諸人承り候ても、尤も存候様に書置してなすべし、夫とても主の爲には忠とは不レ被レ申候、一人も無事にて主の用に一人も多く立てこそ誠の忠にて候、世間の喧嘩を見聞するに、一朝一夕の怒りより事起れり、譬へば我がやうにいたし能きといふ事を、人それをあしきといふか、又は耳もあたる言葉から言々つものり、口論喧嘩に及ぶ事数多なり、是一方ならず不實なる故なり、實の喧嘩を致たると申儀古今少し、先我がよしといふ事を人があしきといは、我いふたる所の是非を考へて、是非をさされ、一分にて不レ濟は、人に問へ、よしとい

はい、あしきといひしものに納得するやうにいひほごくべし、是はやくなす術也、我非をささる事おそくては、何事も用いたす、口論に及で其上にてい、ほごけば、當世臆病ものといふ成り、明らかなる者の目からは、臆病といふは別段なるもの成り、免かく我が身にかへり見て實體なれば、犬死破喧嘩はせぬものなり、よつてケ様に法度せしむ、第一喧嘩して主の爲になりたる事不_レ及_二承り_一候、忠死こそ本道にて候、我が一分の事にて死をいたす、大きな怒と心得べし、忠孝ともにかくればなり、人品を慎しみ候得ば、喧嘩口論は不_レ致ものにて候、酒後の口論喧嘩又世に多し、酒を多く呑で沈酔に及ぶゆへなり、士の仕間敷儀なり、わざと本心を亂す、亂心ものなり、本心みだる、故に過ちあり、亂れねば何事もなし、第一酒よりして本心くらす事多きなり、士の覺悟すべき事也、一分より酒を呑で本心をわざと亂す、鳥獸におとれりと實に可_レ存也、

若城内におゐて喧嘩有_レ之節は、當番之輩は其所を

守り、猥りに馳集べからず、雖_レ然其場へ近き番所は爲_二各別_一之條、油断すべからず、若城内にて喧嘩あらば、當番の輩は其席其所を守りて、其場へむざと參べからず、於_二戰場_一に高名不覺もおなじ儀なり、戰場に臨み、合戦をとりむすぶに、先手のもの主君無_二心許_一とて、旗本不_レ亂内に旗本へ來るは不覺なり、旗本のもの下知なくして先手へ行き、無_二比類_一働、首どりても不覺なり、主君を守べき旗本の士、先手へ行て高名するは、一分を主る計なれば、高名も不覺なり、譬へば廣間に喧嘩あらむに、近習の者出合とり鎮たればとて、席違ひ下知なきときは手からにてはなし、又近習に事あらむ時、下知なく廣間の士來りたらむは、是またおなじ事なり、然れども一間を隔て又は通り懸けなどならば、其分にては成がたし、まして同席の族は猶以なり、依て近き番所は格別と申事にて候、表向より狼藉を追掛て、參間敷所へ參り、手がらしたるは品違可_レ申、是には品々あり、筆に難_レ及、兎にも角にも實體にして理の向ふ所に隨は、大違ひ

成る儀はある間鋪候、一番所に於て喧嘩口論仕出におゐては、不_レ謂_二理非_一雙方越度たるべし、

番所々は主人を守護する役人なり、狼藉あらば取しづめべき場所也、其役其場にて喧嘩口論するは、萬々の理有りても非なり、申にたらぬ事なり、

一城外侍屋敷に於て喧嘩口論あらば、役人之外下知なくして推參すべからず、しかりといへども其近邊の族は、早速馳集宜_二取計_一事、

城外侍屋敷にて有_レ之節、城内之輩又は曲輪を隔候族、下知なくして、役人の外は參る間鋪もの成りといふ儀なり、是また前に記せし當番の輩は其所を守りといふより了簡して見るべし、此一段は面々覺悟の事なれば、委しくはかかず、

附町中より喧嘩口論、盜賊の儀告來らば、早速町奉行大目付罷越可_レ遂_二糺明_一、郷方支配之場は大目付、大代官并代官早々相越べし、於_二他國人_一は猶以大切に可_二取計_一事、是はよく聞へたり、

一火之元專念を入べし、若於_二城中_一出火之節は、定之通早速馳集可_レ防_レ之、當番之輩者其所を守り、往來を相改、油断すべからざる事、

火災あれば近邊もさわがしく、誰々も家を焼て心よきものはなし、別て念を入べき儀なり、若城中にて中より以下は、初めの高名不覺のこゝろから見れば、同じ意味なり、

附り、城下におゐて火事有_レ之節、兼て定之外請けずして、一切掛合べからず、番所之儀は不_レ及_二謂_一、城中之者無_二左右_一其所罷出まじき事、是も聞へ候、

一勘當曲事相行之族は、一切通路不_レ可_レ致事、主人の勘當曲事に申付たるものへ通路いたすは後關儀なり、親子兄弟たりとも、悪心の一味同心はせぬ筈の事なり、親子兄弟なればとて主君には替へぬ筈之事也、親たるもの悪心いひ出すか、悪事あらば、一分よく、慎みていさめよ、用ひすんば我身死せんといひて可_レ諫、子たるもの死せんと言ふに聞分ぬ親はあるまじく候、親の事を子の身として訴ふる事は、またあるまじ

き儀也、兄また親にさしつゞけり、小田原の松田左馬之助が親の逆なるを主君に告しも、忠に似て學なきがゆへなり、學あらば心をいさむる術可有儀なり、小松内府重盛公は、清盛公の院中を責むるとせし時いさめたりしおもむき、まことの孝なりとせるべし、此内府は忠も孝もありし人なり、其餘の一族皆是より了簡あるべし、弟より以下の親族は勸當義絶もなるべし、二心なき人は主に後聞き儀無之筈也、實なれば二ことろはなき成り、

附、浪人もの抱置べからず、無_レ據子細有_レ之は、役人に達し可_レ受_三指圖_一事、

子細もなく浪人を抱置は無益成り、依て右ことごとく可_三相守_一ものなり、

一諸役人不_レ顧_三一分_一、役儀におゐて存寄之通、無_レ諂一筋に可_三相_三勤_一、

不_レ顧_三一分_一といふは、一分をかまわずに勤よとの事也、役人といふものは何役にてもあれ、其役々に申付て主君の心易くおもふものを言付る也、さあれば役を承るもの心力を盡し、主の爲

に成る様に可_レ致儀勿論なり、不實にては罷成ならず、役人の致かたにて、下たるもの主君を恨むるものなり、何も知らぬ主君を、役人が一分の致形にて、下の恨みを主君にあとふるは、不忠不義不實此上はなし、逆心也、存寄の通りに少もへつらひなく及だけは勤めて、一分の了簡に濟がたき事は上たる役人に可_三申承_一、上たる役人程夫れ夫れに猶大事成り、同役相和らぎて申合、諸人尤と存る様に可_レ任、一決致がたくば、主君に可_レ伺なり、諂とは心に不實あるによりて致なり、一分をかこいて、是は誰の釣り有り、是は何某の心安など、おもひて、理を非にまげ、又は君のよきものなりとて、そのもの、悪を大目に見ながしおく、是至極の諂なり、誰にもせよ悪は悪、善は善、理は理、非は非と、正直實體に一分の存寄る通り、少も隠さず一筋に誠_三に可_三相勤_一、ケ様に申たらば主君の氣に入ま、ケ様に申たらば上たる役人の誰にさはり候など、思ひて、可_レ申儀を不_レ申隠すは、皆以へつらひ不實なり、實にさへあれば諂ひはいたさぬものなり、實なき人

は人でなしといふもの也、役人は別て、實體を元とす、相役と申談るに、一分の申出したる儀の悪しきといはる、時は、氣の毒におもひて非を理にいたし度思ふものなり、少しもこの意味が有りては、同役相和らぎがたし、何事も道理の外はなきものなり、我いひだしたる事をば是と思ひ、人のいふをば非と思ふもの成り、兎に角誰が聞ひても人にさせても、尤と存る儀理の當然なり、此所に心付專要なり、我の身を顧りみ、實にあらば自他の非も理も明白に可_レ致なり、

一總て利害最負を以て、道理をまぐべからず、利害とは利慾の儀、最負は勿論世人存の前の儀なり、其利害最負を以て道理をまぐる事、人たるもの、せざる事なり、能_レ可_レ慎、私慾あるによりて利害最負は出來するもの也、實體なれば利害最負は無_レ之者にて候なり、

一僉議するに私慾を挟み、人言を拒べからず、思ふ所を不_レ藏可_レ申事、

僉議といふは、大小によらず事の理か非を糺す事也、夫に私の意をはさむは私慾より致なり、

私慾が有る故に私の情をはる也、人言を拒むは、相役にてもあれ、同列のものにもせよ、僉議するに人の申事をおしのけ、我がいふ事計りを理にするは、是又私慾我慢より致す也、いかやうにもあれ、時に望で理の赴所をとるが肝要なり、實にさへあれば私慾はなきなり、思ふ通りをありていに申合て、事を極よ、色々に了簡別れたらば、多分につくをよしとす、夫とても一分了簡に至極と不_レ存ば、思ふ所を可_レ伺、おもひよりの有るをだまりて居るは、是また二心有る同前なり、

且又上下不_レ依、百姓町人等に至迄、可_レ行_三死罪_一者有_レ之は、在江戸之節は其旨委細書_三註_一、穿鑿に列役人連判を以相_三窺_一之、下知を可_レ待事、

士は言ふに及ばず元より也、百姓町人に至る共、死刑は罪の重き此上もなし、よつて念の上にも念を入れて死刑之趣事起て、其役人一決之段を、列する役人連判を以可_三相伺_一もの也、人の命を失ふといふ事おもき儀成り、理にあたれば死刑を行ふなれば、其趣を役人一同に存候段、連判を以可_レ申_三の儀_一也、

附、寺社并百姓町人より音物一切受用すべからず、此旨末々の役人迄堅可ニ申付一事、

是は其支配を得たるもの、音物を請て心ならず不實をいたす儀も有り、第一廉直にあらざる也、依りて以下々々の役人までも堅可ニ申付、人の情多き内にも色慾にはまよひ安く、くらむ事多く、頭支配たるものより始めて、下の役人までも可ニ相慎一事なり、少おこたりて一紙半紙をも受用すれば、外より私慾を言れて申分有まじく候、人にだまざるのみならず、本心を失ふ、大き成る恥じ也、實體もの、禮義と不實もの、輕薄追従はまざれて、夫より慾心もおこるなれば、堅く停止申事なり、

一權威を以下を蔑如にいたすべからず、一分謙退して、廉直を基として可ニ相勤也、

上に立役人より下の役人に至る迄も、權威にて下たるものをあなごるべからず、下に我より増るもの成りと心得、一分を可慎也、俗にいふ目八分に人を見る、した目に見るなど、いふ儀、一分をたつる故に人をおろかに見下すなり、我を

たつるの心有るに依りて、人を蔑如にする事なれば、いかやうのものをも下げすみ申儀有るべからず、譬へば上たる役人に下の役人が物を言ふ時、上へ立もの權を以申せば、下たるもの口をこちて存旨を不殘は申さぬものなり、左有れば重き輕きにかぎらず、下たるもの來りて物をいふに、非と聞たらば成る程顔色を和らげ、理のむかふ所をこくと申聞れば、下たるものも心よく合點する也、近世の人を見るに、我より下成るもの、理をいふも、上たるもの、非に成るを恥て、下の理をも非におしつけてするやうに成りくだりたるも存す、我がい、出したる事の非になるを恥と思ふ事あるべからず、高下ともに理は理、非は非なるを、此味をかむがへよ、是また實にさへあれば、かゝる權威をいたす事はなき成り、權勢威光を以てすれば、人々表向は隨ふたるも見て、内心不隨ものなり、爰を以てよく勤辨いたし、心中より人ののみこむ様に仕るが第一の儀也、是は一分をよく慎みてさへあらふならば、人が恥ておのづから隨ふもの也、兎角

一分へり下り申さねばならぬ事にて候、一分をよくへり下りてまつたく正直を基として可ニ相勤、上より申付る役儀程々に威はおのづから有るものなり、其上に我一分にて威を付けては、大きに分を過ぎて見ゆるもの也、一分にて威をつくるといふは、私慾不實のいたす不禮の一なり、いかやうにへり下りたるも、まつまぐに勤たらば、其程々の威もあらん、威を以てする事は一旦人隨ふといへども、内心ふくせず、徳を以すれば内心より人隨ふ也、とくと言ふは一分實體にして、人道をまもれば徳その内にあり、

一頭支配在之輩、其頭支配之旨趣に隨ふべし、雖然存入奉公之筋不納得旨有らば、何篇も申断べし、其上にて無許容におゐては、速に可ニ申立一事、頭支配あるものは、其頭支配の下知に隨ふべし、然といへども、存入たる奉公の筋に不納得一事あらば、存寄候通り何ケ度も可レ申、夫れとても頭支配無ニ承引一ば、正直に其趣を申立て理非を糺べし、頭支配の惡をいふ様に聞ゆれども、いかに頭支配が申付たればとて、一分にあしきと思ひ

ながら致すは、主人の之不忠なり、主人に頭支配をかへむとおもふものはあるまじく候、頭支配より理に違ふたる事を言付られて、非と思ひながら畏入たるは不實なり、正直にてはなし、主人の爲にならぬ儀と存寄らば、其通りを申べし、其上に同心なくはありていに不殘に可ニ申立、是則忠也、よく心得べし、

一不依何事、荷擔致べからず、或は妨をなし、或は不行儀、依怙最負、總て不似業仕間鋪事、

何事にもあれ、荷擔はいたすべからず、公儀御法度の徒黨を建て契約をなすも同じ事也、別て仕べからず、妨をなすといふは、人のする事を妨る也、惡事を止めさするは妨にてはなし、善事をするを、兎や角と慾心我慢にて妨るは妨なり、何事にも意地わろきと心得よ、意地わろき事をするが妨なり、私慾より妨をばなすぞと心得て可慎、不行儀依怙最負は士の就中慎しむ事なり、分限に過たる奢を極め、好色をなし、大酒を致す、皆不行儀なり、其外禮儀に背くも皆不行儀と心得よ、依怙最負は世上人の存の前の事也、不

實なればかならず依怙量負有ると、總て不似合業といふは、士道に背ける業の事成り、士たるものけいはく追従いたすも不似合業成り、權勢の者にたよりて身を立むと思ふ心、不實より出来るなり、別てく、士の不致事なり、大きにいましむべき儀なり、

一上下不依賭の諸勝負堅く停止之事、

上下共にかの勝負は士の法にあらず、下々は別て賭を好む者也、主人之堅く可申付也、

一儉約申付之趣聊相背べからず、人々存知たる厄介、又は無據失墜は各別、件之細なくして猥りに借金買懸り在之、進退變へ、軍役并奉公難勤輩は、可爲不届事、

儉約の儀は別紙に載て申たる儀なれば、其趣の通りに能々可覺悟、士のたしなみ也、進退變へぬれば、軍役も奉公もならぬなり、無據子細があるか、又は厄介の多き者杯は別段なり、夫どもも致方可有儀也、奢さへ致さねば費はなきものなり、衣食住よりこゝろを付よ、此内より儉約は有ことなり、一重にて濟も二重に成り、一菜にて

よきも二菜に及び、一疊にてたるも二疊にひろぐるより、儉約やぶる成り、是奢よげなれば也、千疊萬疊の廣き家にすめ共、一身の坐臥する所一疊にて濟もの也、此心からして程にこへぬよふに、程より萬を軽くせば脱カよからぬ奢りは目が付から成り、儉約は随分堪忍すれば何事もそれなりに濟ものご心得よ、儉約としはきこまがふもの也、人はしわざといふことも我心儉約なれば濟なり、一分が人前にて儉約致と申てからが、心のしわければしわざ也、何によらず我心に隠す事なき様にせば實成るに、表向計の事に成りゆく當世の人こそ氣のごくなれ、一分の取り治めにて進退はよくも悪しくも成るものなり、程より輕きといわる、程になくは儉約成就成がたき也、輕といはるゝははづかしからぬ事におもひ候、儉約と奢とまがふ内に、儉約は平生随分しわく見ゆれども、禮儀に臨みて財寶を出す事を少もおしまぬ者也、奢は平生もしわく禮儀に臨みてもしわく、義理をかき恥をかきても、只財寶をおしむ者也、此二つをよくわきまふべし、

又世に奇麗數奇とて、人にすぐれたる奇麗づき有、誰も不淨を好くものはなけれ共、餘りに奇麗數奇も有なり、病也といふ説もあれど、畢竟は奢りのいたす所なり、座中以下奇麗にして心能き程、我心の塵のなきやうに心を奇麗に掃除をせよ、此數奇かうじぬれば禮儀のかくるも在之と見及たれば、能き程のあらむ事を希て書加へぬ、一振舞、亂酒等并音信、贈答一切停止たるべし、縦祝言たりといふども、一汁三菜不可過之、萬事可爲輕少事、

奢を止めさすべき爲也、振舞はこうするものにて、後は互に我れ勝ちになりたがるもの也、亂酒は本心をみだす不禮之儀なり、音信贈答すれば、實體ものと輕薄ものとまざる、成り、ケ様に法度を出さねば、朋友の中にて音信贈答せねばならぬもの故に停止せり、儉約にもならぬなり、其以下皆儉約專に致せとの存念也、人々朋輩の招にあふて一會の饗應をうくる時は、よろこびて心に忘れずして、我もまた重て其人を招きてもてなさむと思ふ心、世人皆心あり、是によりて君

の恩を見る時は、誠に謝しがたし、只我が身の日々君より饗應をうくるのみ也、家中の諸士奴僕等に至迄も、君の饗應にあらずや、然れども是は報せんと思ふ心あつからざるは何ぞや、是一飯の恩を報するはしれども、君恩を報せむ事をしらざる、おもはざるの甚しきなり、朝夕にむかふ食は皆君の饗應也、深思ふべき事也、一家作等美麗に及べからず、其分限に随ひ修補いたし、持あらし申間鋪事、

是儉約なればなり、文句にて聞へたり、一面々以相對縁組養子いたすべからず、總て母妻子并家内の厄介、他所に差越におゐては、役人に達し可任差圖、若斷なくして指遣時は、隣家見聞次第、潛に役人の可申届事、

箇條之通にて聞へたり、相對にて致すは私なり、其以下皆同じ、一他所人於尋求は、役人の相達可受差圖、譬へ親類たりといへども、斷なくして城下に留置べからざる事、文句の通にて聞へたり、是又斷なしに留置は私

なり、

一組并支配在之面々、公私法度之趣、常々堅申付べく、若相背もの於有之は、其頭支配越度たるべく、總て組支配之もの相抱節は、同役互に遂々吟味、依怙最負無之可召置事、

文句之通、前後を考見るべく、其頭支配として下の不義を不不知は油断也、知りて不申立は越度なり、よく可相心得也、公とは公儀の事、私は自分の儀なり、

一不_レ限_二晝夜_一、足輕、中間、又者に至迄、用なくして町あるき、辻立仕べからず、此旨其頭主人より堅く申付べし、勿論見物類停止之事、

輕き者用なくして町あるきすれば、よからぬ事も出来る也、辻立も同じ儀、見分も不禮なり、見物場は人の多く入込なり、依て制し侍りぬ、事出来すれば主人にも世話、下人も身をうつなれば成り、

一百姓町人に對し、聊非義いたすべからざる事、士の役は農工商のあだをなす者をしづめて、農工商を安居さする役なれば、農人の作米穀をむ

りに取りて食ひ、工人に家を作らせて其あたへも遣さずして住み、商人のうるものをたゞ取る

は盗人なればなり、其盗人を打て三民をやする役人が、百姓町人に對して非義をいたす儀は無_レ之害なり、非義あれば則盗人成り、四民各職ありて國家を保つ事なり、能々沈考して非義なかれと言は、百姓_農町人_{工商}なり、士農工商といへば、箇條にも三民に對して書か、農工商に對してとか書可_レ申なれども、當時は百姓町人といふが耳近きによりて、百姓町人と書申たるなり、右之趣堅可_二相守之_一、面々召仕等に至るまで可_二申付_一もの也、

寶永八年四月朔日

近臣此訓を見て人道を學ぶ一助ともならば大幸ならむ、不實にして見ば、還て我心力をつくして筆を染めたる甲斐もなければ、乞ものには見せよ、左なき人には見すべからず、

卯月二日於_二容膝亭_一燈下に筆を染めぬ、

御印

見語目録

- 一、前田家起立の事 井武藝の女召抱の事
- 二、大槻長兵衛鹿を打取る事 井茶坊主長玄出世の事
- 三、大槻長玄毒薬をもつて立身の事 井御膳掛りの者共横死の事
- 四、金澤にて諸將評議の事 井玉井奥村出府の事
- 五、大槻傳藏讒言を構る事 井諸役人閉門遠慮の事
- 六、谷崎主殿悪馬目利の事 井蟹江惣左衛門最期の事
- 七、若殿佐渡守殿谷崎を御懇望の事 井傳藏謀つて廣島飛脚立る事
- 八、安藝少將吉長御立腹の事 井谷崎主殿切腹の事
- 九、傳藏お貞を取持つ事 井前田修理娘婚禮の事
- 十、村井與三右衛門非道の事 井石川郡百姓一揆の事
- 十一、加州騒動に依て評定の事 井大槻辯舌を以て騒動靜まる事
- 十二、大槻お貞と密事談する事 井岩泉甚藏召出さるる事
- 十三、吉徳卿御入國の事 井大槻大悪を謀る事

右一帖、御自筆之以_二御本書_一、堀田氏蒙_レ仰寫_レ之、其尊書拜借、丹羽氏校合之、誠尊意之難_レ有事崇敬、秘_レ是恩借則爰拙毫動畢、

享保十一丙午歲皇月二十四日

堀田 正 致

右一帖、堀田某蒙_二特旨_一、以_二御手澤本_一寫焉、丹羽某亦感_二尊慮之厚_一、謹寫以_レ校、永寶秘藏、享保十一年丙午之歲皇念四日、堀正敬以_二丹羽本_一寫焉、後小原亦亦廢膳寫、余叨廁_二侍御之列_一、竊得_レ窺_レ之、不堪_二并舞_一、此依_二小原子_一而寫、以爲_二家珍_一云、

文化四年歲次丁卯夏四月日

小林 吉 徧

右一帖、文政十二己巳歲七月、關氏より恩借、同廿八日出_二來_一之、

鷺田 爲 精

龜山訓終

- 十四、鳥井又助水術を行ふ事 井吉徳卿逝去の事
- 十五、中將宗辰卿御變死の事 井御一門中御集會の事
- 十六、前田土佐守出府取捌の事 井江戸と國と役人引替の事
- 十七、大槻殘留謀を傳へ歸國の事 井局淺尾成立の事
- 十八、少將重照卿御鷹野の事 井勢之助殿義敬の事
- 十九、淺尾の局茶の間へ來る事 井横山藏人詮議の事
- 二十、土佐守智勇を以て金澤治る事 井大槻大望露顯の事
- 廿一、一味徒黨の者共禁獄の事 井岩泉甚藏白狀の事
- 廿二、大槻内藏允自殺の事 井少將重基卿御治國の事

見語目録終

見語

一、前田家起立之事 井武藝の女召抱之事
 四海化を施し、波濤おだやかにして、諸侯群星のごとく、泰平を樂しむ中に、不慮に命を落し、國民やすからず、薄氷をふみけるは、加賀、能登、越中三ヶ國の太守松平加賀守吉徳卿より事おこり、其祖は菅原氏にして、尾州海東郡荒子の城主前田縫殿助といひしが、其比天下大に亂れ、縫殿助今川家と戦ひ勝利を失ひ、幕下もろ共討死し、其家滅亡に及びし砌、縫殿助一子を殘す、幼少の名は又市とて五歳に成しを、めのがを介抱して、故郷岐阜わかれ、土民の中にて成長し、紙商人と成りけるが、流石城主の子なれば、武藝を好み立身を心がけ、世上の様子を窺ひ居たり、然るに豊臣秀吉公いまだ木下藤吉といひて、遠州横須賀の浪人松下嘉兵衛が方に、中間奉公しておはしけるが、三面の大黒をぬすみ、美濃の岐阜の城主織田信長公へ直訴して、始て御馬の口取中間に住たまひて後、彼紙屋又左衛門方へ度々調物に來り心安成り、内外の用

事を頼み給ふ、又左衛門も藤吉の心中只者にあらざとおもひ、ふかく交りける所、藤吉いまだ定る妻もなかりしが、又左衛門方に乳母がゆかりのおみさといひける女、生付美麗にして心もやさしく、是も定る夫もなく、幸と又左衛門取持、藤吉と夫婦の盃させたるに、わずかなる住居なれば、銚子盃持合九獻のまなびしけるに、焼鮎の肴にしがらきの茶碗徳利出したり、藤吉是を見て横手を打わらひければ、又左衛門茶碗徳利のかけたるを笑ひ給ふとおもひ、貴方は此道具不足におぼしめして笑ひ給ふか、此徳利茶碗は、先ごろ京の清水にて求めたる珍敷焼物なれど、龜末に取扱、かやうにはつれたりと云けるを、藤吉聞て全くさみして笑にあらす、此焼物は某諸國ひやうはくの砌、暫江州しがらき瀬戸物師の方にかくまはれ居ける間、仕覺たる焼物出來次第清水茶わん屋に賣ける、其内が貴殿の手に入しか、まさしく某が作りたる二品なり、縁なればこそと物語、又左衛門も共に手を打、いよ／＼つきせぬ縁なりと、茶碗にて婚禮取むすび、程なく藤吉羽柴筑前守と成る、信長公薨去の後、天下の主と成、太閤秀吉公と成り給ふ、おみさも大政所

と成て京都に住し給ふ、珍しき立身なり、紙屋又左衛門は信長公の老臣柴田勝家取持にて、信長公召出され、數度の軍功比類ひなき前田又左衛門尉利家と名乗、勝家の一字を請たり、信長公死去の後、柴田にぞくして、北國におゐて秀吉公と一戦にをよぶ、勝家滅亡に及びける、前田は加州金澤の城に籠り敵をふせぐ、秀吉公仰けるは、亡すは安けれ共、昔の好みをおぼしめし軍兵を留置、唯一人城門に至り、又左衛門、藤吉一人参りたり對面あれと仰られる、番人此由申ければ、又左衛門は藤吉と聞より、借は昔のよしみを思ひ逢に來る成らん、對面して疋夫の藤吉に恥をおたると立出、是え通られよと互に顔を見合しが、又左衛門存の外秀吉公の威におそれ、二間あまり飛しさり、土面に兩手をつき、はつと敬ひける、天性備わる威勢や、頭を上げ、珍しの御入來、御堅勝のてい珍重に存奉と申ける、秀吉莞爾としての給ひけるは、某と貴殿は中間商人の時より入魂に致したるが、貴殿柴田に組すれ共、昔のよしみを思ひ出し對面いたすと、恐るゝ氣色もなく仰ける、又左衛門いよ／＼平伏して心に思ひけるは、此秀吉中間たりし時より、只者

ならずと思ひしが、今我彼が威におそれ、自然と頂のあがらざるは、備はる武將の器量、さしもの柴田勝家さへ一戦に亡しける上は、いかで敵戦叶ふべきや、今敵城に只一人來る事恐るべしとて降参し、幕下と成る、秀吉公御機嫌の折から、加賀、能登、越中三ヶ國にて、百十九萬二千七百石給はり、從三位大納言に昇進し、大老職と成、徳川家と力をならぶるやうに出世有しは、秀吉公の御蔭なり、慶長三年八月に至り、太閤御病氣の時、秀頼公御若年に付、十五歳迄天下を預け給ふ、其後利家卿病にふし頼み少く成し時、總領利長、次男利常を枕の元へ招て、つくづく世の有様を見るに、秀頼公御若年に付、天下の政道、關東に預り給ふ、今諸大名ことごとく威勢に恐れなびき隨ふ事なれば、汝らも關東へ屬すべし、すみやかに三ヶ國を拜領し、無二の志をみすべしとて、秀頼公の事を打捨、是より關東へ歸伏しけり、今百餘萬石を領し、國主の上座たり、利家卿より六代目○馬魚按、利家、利長、利常、代目ニ、若狹守從三位宰相吉徳卿と申、御幼年より武藝を好み給ひ、別して馬術出精有り、御男子五人、姫君五人ことごとく武藝を教へさせる、姫君方にも劍術

御稽古有り、馬術も習べしとて、奥庭に馬場をしつらひ、馬術たれんの女を尋させ給ふに、江戸湯島天神の門前に小笠原武右衛門といへるト傳流の劍術師をする浪人の娘、馬術得たりと聞へし故召抱られ、姫君の方の師となり相勤たり、此よしみにて父武左衛門に五人扶持被下、御出入しける、然るに第一の姫君梅の方と申は、藝州廣島の太守松平安藝守總領伊勢守へ御婚禮有ける、ほどへて櫻田邊出火にて騒動に及たる時、加賀の姫君火事裝束にて馬上勇々敷、本郷五丁目加賀殿上屋敷へかけ付らる、途中、諸人大に感じける、加賀の姫君、何れも馬に能乗り給ふ事、人の知る所なり、されば武左衛門娘は、女ながら馬術に達し召抱られ、甚勤方宜敷次第に立身し、中老迄なり上り、御縁家迄出入しけり、

生の事

然るに加州石川郡久安寺村といふ所の百姓長兵衛といふ者、鐵炮を好、山野にかけ廻り鹿兔を取、狩人同前に暮しけるが、鐵炮足輕に召出され勤ける、御鹿狩の時、御目通にて大鹿を打取、其子鹿二疋迄出ける

を、御側の面々それをも打とめよと下知しけるを、長兵衛其儀は御免と辭退しける内に、子鹿は逃さるり、太守御ふしんに思召、御近習頭赤尾甚右衛門に子細尋よと仰付らる、甚右衛門長兵衛にむかひ、何とて子鹿を打ざるぞと尋ければ、答て申は、御答め最に奉存候、鳥類畜類とは申ながら、親を打ば子を助、子を打ば親を助可申と、私親共申付候、いかさま親子共打は根をたやして葉をからすにひとし、私若年より殺生を好み候得共、是迄加様に心がけ候は、親共のおしへにて候と平伏して申上る、太守是を聞召され、下郎には似合ざる心底、親子の恩愛を思ふ事最なり、ほふびせよと白銀被下、猶も御かんしんのあまり、彼には子はなきかと御尋有り、當年十三歳に相成候男子一人御座候と申上る、御歸城の後召出され、大槻長玄と名乗勤けるに、翌年の秋、父長兵衛病死して、みなし子と成る、太守一入不便に思召、御側にて召仕はれける、生得頓智發明なれば、吉徳卿御心に叶ひ、晝夜とも御前をさらす、少のひまには手習學文武藝迄出精して習たり、一心のなす所なれば、其覺事いわん方なし、太守を始諸人器用を感じたり、長玄十七歳

に成てつらく思ひけるは、主君加賀守殿も先祖はあさましき身なり、今百餘萬石の大家と成給ふ、人として誰か出世を望ざらん、然れ共今太平の御代にて、一家中それの格式有て、過分立身成がたし、思召に叶ひ奉公出精することも、本足輕の子なれば、百石か二百石、たかのしれたる事なり、何卒はかり事にて大に出世し、頭立んと思込、彌をもて美實に晝夜の差別なく勤ける、此年の夏土用干の折から、御召領の武器御書物御手道具、御側衆其役々にて取扱事なり、右の品々相濟、次は伽羅御藥、其次は毒藥類、比霜石、斑猫の類、毒藥一通りなり、是は大家には何れにても御用意有事なり、軍陣勿論治平にも、いかなる野心さしはさむ者あらんも知れず、政道により是を用る事有、又病體により是を用る事も有り、是を取扱ふに眞鍮の箸又ははさみがねにて、右の品々日に當、風を入ける、長玄は晝より番にて御次にひかへたるが、珍らしき品なれば拜見致度と、御手醫者横井元泰に頼ければ、元泰も長日退屈なれば、煙草の間頼み休息しける、長玄其ひまに斑猫を少し盜取しに知る者なし、かやうの毒藥はふせぐ事一角にあらざれば、よける事

あたはず、兼て拜領の一角の香箱を懐中しける故、其
身毒氣にあたる事なし、此毒藥を盗取て立身の種と
成んと思ひ、さまざま工夫なしけれ共、可然謀事も
なく、其年の暮に至り、あたらしき椀にて食を喰ける
に、たぎりたる汁あたらしき椀のうるしにしみ込、じ
ゆくと鳴あわ立けるを、長玄目もはなさずならみ
詰、誠や毒藥を食物に入る時は、泡立と聞、今新しき
椀に汁のしみ泡立氣色、毒藥とも云つべき有様なり
と、一つの謀事思ひ付、心にるみを含み、たくわへ置
たる毒藥をかい出し出仕をする、工みの程こそおそ
ろしけれ、

三、大槻長玄毒藥をもつて立身の事 井御膳懸
りの者共横死の事

時に元文二年十二月廿五日、宰相吉徳卿御年忘の御
酒宴有べしと、詰合の年寄西尾隼人、前田圖書、用人
番主鈴木福久太夫、品川主殿、菊池十六郎、前田將監、
青木新兵衛をはじめ御前居なされ、流年を祝し御機
嫌よろしく興を催し給ふ、其日麥飯可被召上と
被仰出けるが、御臺所にて其用意をなし、料理人御
膳番諸色改仕立る、すでに御膳出來し、うかいの上、

小姓間宮藤十郎御膳役に、御次の間迄持來りける
が、長玄も御側坊主の事なれば御給仕勤め、いつとて
も御椀杯も改差出す折節、暮の事にて御膳部もあた
らしく、麥飯にすまし汁のたぎりたるを盛し故、じ
ゆくと鳴て泡立たるを、長玄御椀の蓋を取改るふ
りにて、密に手に持たるはんめうを汁の中へ入、大に
驚きたる體にて、藤十郎に向ひ、今日の御膳みだりに
指上がたし、正敷此汁の中は毒藥入たるを見得申な
り、總じて食物に毒藥入るに、色變じ泡立事聞及申な
り、とくと改可然一大事なりと高聲に云ければ、彼藤
十郎も大に驚き、御膳番毒味改めの上出したる御
膳、毒のあるべきやうなしと、御膳番臺所役を呼出す、
御前に詰し御側用人橋本左京、長玄が高聲、何事やら
んと立出様子を聞て、夫は一大事なりと嚴敷せんざ
致す、此事御前にも聞へしかば、諸役人御次に出、大
評議に成、當日の御膳番依田清右衛門、毒味役原田次
兵衛、料理人江島甚太夫、御配膳間宮藤十郎詞をそろ
へ、今日の御膳は、我々當役にて吟味改之上指上候事
なれば、少もあやしき事なく候、長玄急成事申出
し、御うたがひかゝり迷惑に存候といへば、長玄いか

にも各御改の上被指出候事、龜末成るべき様なけ
れ共、御汁泡立候故もしやと存申たり、藤十郎申ける
は、いかにも御汁泡立事、新敷御椀なればあやしむ事
にあらず、某御配膳致すからは得と吟味致たり、察る
所我々に無調法を付んとしたくみなるべし、若年の其
方差出るも事による、かりそめながら御大切の事、此
分に指置がたしといへば、吟味役原田次兵衛申ける
は、私調味仕候が、少も相替儀是なく候所、一大事申
かけられ御疑かゝり候上は、何れにも此御膳は指上
がたし、此所にて我々調味仕度、就夫此御膳に毒が
ましき儀無御座候得ば、長玄申かたにより我々一
命にかゝり候得ば、何事もなきに於ては、長玄を我
我に被下置候様相願候と一同に申ける、諸役人は
を聞、いかさま最成る願なり、正しく長玄が龜忽と相
見、氣の毒ながら右の通御前に申上、兎も角も御計ひ
有べしと、右の通言上しければ、太守きこしめし、あ
ながち役人共の龜忽共、長玄が龜忽とも何れ決定せざ
れば、役人共望にまかせ、其上にて仕方有べしと被仰
出ける、重て重き役人共承り、御茶間にて、盛たる御
膳を四人の者に被下ければ、何れも悦び麥飯に汁を

かけ、坪平焼物向付給^{◎按、繪字}、香の物に至迄ことごとく
分て服しける、中にも料理人甚太夫申けるは、たとへ
に毒を喰ば皿をねぶれと申せば、あやうからの證據斯
の通と、椀皿残らずゆびにてなで廻し、ことごとくな
めたり、ふしぎやしばらく立といなや、四人の者共色
變じ、五體をふるはし惱亂し、荒くるしやとぞだへ血
を吐即死したる、四人が有様身の毛もよだち恐しき、
諸役人大におどろき、一大事なりとて右の趣申上る、
太守も驚き給ひ、重役臺所に出で、板の間、火棟の間、
水くみ以上下部六人を高手小手に禁めける、殿をは
じめ諸役人、長玄が働きあつばれなりと感じける、橋
本左京申けるは御前にも最前より御諒入御空腹なら
せられん、御膳を仕立指上んと、急に非番の御膳方
役人等をよびよせける、長玄申けるは、御膳に毒を入
候上は、御臺所の飯がまも毒氣あるべしといへば、各
實もと同じ、此砌なればいかやうの事あらんも計が
たし、御臺所にては御膳部御料理致させがたし、御茶
間にて急に仕立べしと、右の趣を伺ひけるに、太守の
給ひけるは、心よからの砌なれば、料理付るにおよば
ず、其方共こしらへかゆにてもくるしからずと仰出

されける、長玄申けるは、此節いかなる器にも毒氣心もどなし、心懸りの候はんやう、御次の鑪子に湯がたざり候、是にてかゆをたきて指上んと伺ひければ、殊の外御機嫌にて、能も心付たり、其通りにせよと仰ける、御近習の面々白米取寄て、御庭の井戸水にて清め、鑪子に入て白粥を煮て、茶の湯茶碗にて被召上げける、や、有つて諸役人を御前へ被召、今日の時宜、長玄が心付なくば我命を落すべし、此事下役人の仕わざにて有るべからず、定て張本人有るべし、得と心を付申べしと仰出され、御國本へも早打にて申遣し、長玄は希代の働、御命を救ひし御褒美として新知五百石被下て、御近習格に被仰付、還俗して大槻傳藏と名のり、偕こそ思ひのまゝ、立身を仕けり、

四、金澤にて諸將評議の事 并玉井與村出府の事

去程に江戸表の様子、早打にて申來りければ、御本城金澤にて、執權横山大和守、本多安房守、前田對馬守、長九郎左衛門、前田修理、與村内記、村井主膳、玉井市正、與村小源太、本多頼母、前田大學を初、年寄番頭其外諸役人登城し評定に及び、世上にかやうの類ひは、

國をかたむけんとするくせ者有るに極めたり、御家の大事爰に有と、何れも首をかたむけ工夫をなし、評議ざりしにして定らず、横山大和守申上げるは、御書面の趣、考るに御膳部に毒を入差上んと計しは、張本人有て其餘は方人なり、察する處其張本人江戸に居るに極めたり、左ほどの工みなす者なれば、たやすくは知れ申まじ、かゝる大事をあんかんと在國もなるまじ、何れも江戸に出て事をたすべしとあれば、何れも尤と同じ、各出國せんと申されければ、前田土佐守衆評をぬきんで、各の仰尤ながら、かやうの時節は國元別て大事也、反逆の者あながち江戸に居るに極めがたし、然ば我々當城を明て江戸に出なば、無人の不意を窺ひ、如何成る事かはからんも知れず、又一つには各御存のごとく、御主君御代替りか、二つには大禮の時といへ共、我々の内三四人ならでは出府せず、今大勢江戸に出なば、此事世上の流布となり、却て御家の騷動を諸方へしらする道理、旁以宜かるまじ、此事穩密にして御國元の用心専として、尤江戸へも兩人出府いたし、詮議して惡徒を取ひしぎ、御家たすべきと、此儀に決し、誰か江戸に下らんと相談す、七手

の大將の内一人、年寄の内より一人、圖を取しに七手の内玉井市正、年寄の内にて與村内記圖に當り、兩人ひそかに下りける、此兩人が出府いせん、召捕置し臺所懸りの者共、さまざまがふもんし尋れども、元來傳藏がなしたる事成ば、夢いさ、か知べきやうはなし、如何様に成候ても存せずと云切しかば、外に詮議の手掛り一向なし、日々此者共水火のせめにかけし故、精根つかれて三人は牢死す、三人は牢死半生の體なりし、兩人重職加州より下り、殿の御安泰を賀し、夫より江戸役人と會合し、相談に及び、手掛りをもとめ尋れども知れず、玉井市正工夫を以しのびをこしらへ、一家中を窺ひけれ共、曾てそれぞと思ふ事なく、何れにしても臺所方を詮議するより外なしと、又右の者どもを引出し拷問するに、下地よりはりたる者共、又重き責にあひて、なにかはたまるべき、三人共に責殺しければ、今は一向手すじもなく、何れも手を空しくして、一家中互に心を疑ひ、別て若殿は御親子の中なれ共人の疑を恐れ給ふ、吉徳卿にも此毒藥よりしきりに人を疑給ひ、普代相傳といへども、忠義有て我大難をすくひし大槻傳藏、頼にするは彼一人なりと思召、正

月十一日御具足開きを祝し、此日は大公儀より諸大名に至る迄、諸士の役替はじめ成ば、前夜玉井市正を召れ、先月廿五日にかやうの所まで諸役人相詰るといへ共、誰有て膳部を改る者なし、我既に膳用すべき所、傳藏が忠臣大に通じ、毒藥を見出し、危をたすけし事なり、先祖小松中納言殿の御時、木村源五兵衛と云者亂心し、御枕元の鍵にて夜中に突とめ奉らんとせし所に、品川主殿が先祖茂左衛門、ねずの番にてはせより、源五兵衛を組とめ御難を救ひし大功により、今年寄役と成、五千石領す、然ば傳藏が手柄、品川茂左衛門におとらず、去冬五百石與へ置たれ共、明日の祝儀に千石加増申付、側用人に致さんと思ふなり、いかゞ存せるやと御相談有、市正も傳藏が働き平日の勤方よろしき事も聞および居たる故、其儀は思召次第被遊可然と御請申ける、翌具足開の御祝儀の上にて、傳藏を御前に被召、千石の御加増にて、御側用人被仰付ければ、諸士耳目をおごろかしける、

五、大槻傳藏讒言を構る事 并諸役人閉門遠慮の事

然るに大槻傳藏は、幼年より立身を心がけ、表は勤行

おこたる事なく、内心には謀をかまへ、毒藥を盜、御膳部に入置て、おのれがみだしたる體になしける故、四人の者共毒を入しとは思ひよらず、傳藏が倉忽と心得、一應の改めもなふ、喰と其儘即死しける故、一向詮議の手掛りも絶え、傳藏がなしたるわざとは知る者もなし、思ひのまゝに立身し、御側用人迄經上り、出頭といふ計なし、吉徳卿仰けるは、其方が見出したる毒殺の張本人、今に不知、我日夜心を安んぜず、油断なく詮議すれ共、疑しき者も見へず、汝如何おもふぞと御尋有ければ、傳藏申上けるは、乍憚此儀諸役人の吟味行届すと存奉る、其故は當日の御膳掛り、私に毒を見付られのがれぬ所と存、各毒を喰相果しと見へたり、残りし下部共を入牢させ置て、拷問にかけず、和を以ておごさば、下郎の事なれば白狀すべし、少しの手掛りより拷問する故不殘責殺し、今にては詮議のたよりを失ひ、皆々無調法の計ひとは心付候へ共、其役にあらざれば力及ばず、御家の事は日本にならびなき御大家、御普代の歴々忠勤おこたりなしとは申せども、左る事知らざる人、如何成る野心も計り難し、しかし太平の御代劔戟には及び申さ

ねど、毒殺のみなり、然共少しも御氣遣ひ有まじ、私御側に相成しより、朝夕御膳を半時早くこしらへ、毒味致し、ごく心見致し差上候得ば、恐ながら御心安く御渡り遊さるべしと申上ければ、吉徳卿聞しめされて、尤なる事なり、此上の詮議其方に申付候間、宜はからふべしと被仰付ければ、傳藏畏りて、定て根深き事にて候得ば、急には相知申まじ、先御國元より下し兩人、囚人を責殺したるあやまり、御國に歸し遠慮被仰付べし、江戸に残りし役人も、詮議の取計ひ不便宜と閉門被仰付、家中の評議取沙汰をきかせらるべし、是等は則詮議の手懸りと成、おもひよらぬ方より相知申事も有べしと奉存候と、辯舌を以て讒言しける故、工みの事とはしり給はず、吉徳卿しきりに御心疑ひ、傳藏が申事當然の理と思召、御詮議なく、其翌大目付を以玉井市正、奥村内記兩人、屈死の儀無法に付、歸國遠慮を被仰付、兩士恐入すと歸國して閉門する、品川主殿、年寄兩人、大目付、盜賊方小役人以上十三人迄、取計ひ宜しからすと、嚴しき閉門を被仰付らる、事こそ是非なけれ、

六、谷崎主殿悪馬目利の事 井蟹江惣左衛門最

期の事

然るに宰相吉徳卿は武藝を好み給ひ、御心猛々敷、酒色専とし給ふ、それに引替、若殿佐渡守宗辰卿、文學を好み給ふ、御姉賀松平伊勢守殿安藝少將吉長七男也も學文達し給ふ故、甚御入魂に御會合有りし、藝州の家中谷崎主殿と云者二千石を領し、年寄役相勤ける、博學多才なるを以、伊勢守殿師と成る、晝夜道を論じ、家中は勿論他家の門人もあまた有り、佐渡守殿御出の節は、主殿を召されて、書籍の事尋給ひ、御菓子坏給はり懇意になし給ふ、主殿も一家の主人なれば大切にてもてなしける、是により主殿度々加賀の屋敷に召れ、終日御咄し申上る事毎度なり、吉徳卿は文學にうとくをはしましければ、若殿の學問おかしと思召、公家と違ひ、武を専とするを以武家といふ、なま若き身にいていからざる學文なりとの給ひ、弓馬にのみ御心よせられけるが、折ふし御國元より御召駒を仕立、二疋迄江戸着しけり、太守悦び御庭に引出され御吟味あり、天晴の馬なり、一疋は我乗り替、一疋は佐渡守へ遣べしと、若殿をまねき給ひ、此内何れなりと望の方遣べし、乘て鞍味試よと仰ければ、佐渡守殿畏り然らば黒

の方乗候べしと望給ひ、御庭の馬場にて地道より乗り、一さんに過るまで、せめ付く乗給へば、さしもの荒馬白泡かんでいなきたり、吉徳卿御機嫌よく、偕々馬術にも勝達せり、我も一馬場乗らんとて、鹿毛の方なる馬に乗り給ふ、御賀伊勢守より御使者谷崎主殿參上と取次申上る、吉徳卿聞召、一家よりの使者なれば、くるしからず此所を通すべしと仰付られる、依て脱カ鷹野の鷹びらき招請の使者なり、御父子忝き旨御答有り、吉徳卿主殿に向ひ仰けるは、其方は學文の聞え高く、倅佐渡守度々出會致よし、我等若年より不骨に生れ、書籍を手に取らず、しかし泰平たり其亂を忘す、是治國の第一、弓馬の道におゐては、諸侯の次に立まじとの給へば、主殿平伏し、武家の事成れば、弓馬第一の儀勿論に奉存候、古へより文武の二つは日月の如く、若殿佐渡守様は學文に御心寄られ、御老年に至らせ給は、武を備へ文を明らかにして、名君とならせ給はん事疑なしと申上る、詞の品何とやら吉徳卿御耳に立、其方學文を専とすれば、武藝のたれん心元なし、我等が馬藝を一見せよとて、椽先に立出、黒の駒を引出し、此馬は能き馬成るや、學者の目

利承り度とあざけり給ふ、主殿は暫く馬の體を窺ひ、此黒の馬は人にたゞり申相有、必ず乗給ふ事御無用なり、わざはひ近きに有べし、尤御家の衆中へも下し給ふ事よろしかるまじ、極て難に逢べし、御國元は遣され、山野に放ち給へかしと申上けり、吉徳卿誠しからず思召せ共、此節の事なれば御心に懸り、我も幼少より馬を好み、ふみ馬くせ馬の類ひあまたしるこいへ共、此馬におゐて言ふんなし、主人にたゞる相有とは何を以申さる、様子聞たしと仰ける、主殿申けるは、此馬總身黒く、ひたひに少しの白點有、眼中に變氣あらはる、纒の事に驚き申べし、主君の御舅君なれば、兪略申べきにあらず、はや御暇を申上ると、主殿は主家へ立歸る、佐渡守殿仰られけるは、主殿が詞聞捨がたく候、此馬國元へ御返し有て可然この給へば、吉徳卿實もと思召けるが、餘りおしき馬なればとて、御近習の馬役蟹江惣左衛門に御預下さる、惣左衛門元より馬に妙を得たる者なれば、此馬を預り、自身湯洗ひ髪けづり、乗せめて手入しければ、無類の乗馬と成りけるを、吉徳卿又の御吟味有り、いかてが此馬に障あるべき、乗替にすべしと仰られけるを、佐渡守

殿達て御異見ありし故、御得心有て、右の馬を惣左衛門に被下ける、惣左衛門は有がたく悦びて朝夕まで愛しける、本郷屋敷より品川迄遠乗りして歸りしに、聊つかれたる體もなく、例の如くたらひに湯をさらせ、馬のすそを洗てぞうきんにて總身をふき、扱々名馬かな、今日あまた遠乗の中に、此馬につぐ者なし、古へのする墨と言共、是にはまさるまじ、天晴の逸物かなと、手の平にて馬の尻二つ迄たゞき、しやうみしけるに、是迄曾て物さはざなかりしが、いかなる事にや、尻をたゞきけるにおごろきはね上り、惣左衛門が胸板した、かけ破りければ、うんと計りにて即死しけり、家來共騒、一家一門よびあつめ、さまたく介抱しけれ共、其かひもなく畜生の爲に命を失ひける、偕こそ主殿が言葉のごとく、此馬主人にたゞり、惣左衛門相果しこそふしぎ也、

七、若殿佐渡守殿谷崎を御懇望の事并傳藏謀にて廣島飛脚立る事

去程に蟹江惣左衛門、乗馬の爲に相果て、子息とてもなかりし故、其家退轉し、右の馬は一門あつまり、すたゞに切殺し、惣左衛門が爲にたむけける、佐渡守

殿主殿が先見古への公治長にもまさりしと甚信仰有り、いよ／＼したしみ給ふ、吉徳卿是をあざけり給ひしが、主殿が言葉に違ひなく、主人にたゞり危き事なり、是も我をうかゞふ者悪馬を進しも知れずと御心まよはせ、御國の馬役に閉門仰付、いかさま主殿は格別の學者かな、我家來の内にも學者ありといへども、中々是程の事はしる者なしと感じ給ふ、折節若殿は藝州に談じける、主殿を何とぞもらひ請、家臣となし度と御内談ある、吉徳卿聞召、其方望ならば伊勢守へたのみ、主殿を召抱申べし、此節二千石領するよし、此方へ來りなば五千石與べしと御親子の御物語、傳藏御次にて聞、心におもひけるは、今一家中の面々、忠臣義士多しといへ共、今我一時の謀にて、君の心を疑しめ置たれば、おそるゝにたらず、もし谷崎をかへられ、若殿の執權共ならば、彼は勝たる學者なれば、我内心を見あらはし、立身のさまたげなさんは必定なり、何とぞ是をさゝるんと、さまたく工夫をなし、然るに伊勢守殿奥方御懷妊の沙汰有ければ、家の悦び大方ならず、江戸の年寄主殿御用掛りにて、ひきめの役を被仰付し故、佐渡守殿暫く差置れけ

る、傳藏は折に幸ひと悦び、何卒此度の事に付、主殿を退くべしとおもひ付ける、程なく月みち御平産女子誕生也、其節松平安藝守殿は御在國成ば、日々早打にて廣島へ注進し、加賀よりも廣島へ御悦びの使者立られる事なり、然るに御産後病氣指出、日々おもらせ給ひければ、伊勢守殿申に及ばず、御親子を始め、兩家の家中手に汗を握り、御典醫は申に及ばず、江戸中の名醫術を盡すといへ共しるしなし、大槻も毎日御見舞の使者として霞ヶ關の屋敷へ相詰、又加州の御典醫八木春益御様體を伺ひ、吉徳卿へ言上す、谷崎主殿は別して心を勞して、晝夜御殿をはなれず勤ける、十月初比より殊の外大切に成給ひ、十五日朝卒去し給ふ、つぎ／＼のなげき大かたならず、傳藏も其朝六ツ時より相詰、御卒去を聞とひとしくとつて返し、御前へ出ざる以前、用意のはや飛脚を仕立て廣島にぞいそがせける、御前へ出、姫君御養生叶はせられず御死去と申上ければ、吉徳卿御親子御愁歎にて有、總てかやうの貴人高家の御死去おもき事に依て、みだりに早速は披露せざるなり、是により表方にはしる者なしといへ共、傳藏は御里より重き使者なれば、奥方

附局密々にて右の様子をしらせたるを、聞より火急に立歸り、廣島へ飛脚立しは、谷崎を罪におこさん謀とは後にぞ知れたり、主殿は粉骨甲斐なく奥方御病死をなげき、伊勢守殿に知らせ、御家方へ申遣したるは暮時なり、其夜書状を認め、翌十六日未明に御國へ早飛脚立ける、かくて野邊のいとなみ有て、御ぼだい所青松寺へ御葬送相濟、加賀殿よりも傳藏を御代香として白銀二百枚遣されける、安藝守殿は御在國にて廣島の居城におはしけるが、江戸より飛脚到來し、伊勢守殿奥方御平産の旨申來ければ、親殿初家中の悦び大方ならず、賑々敷祝ひける、然るに御産後御大病の由、追々注進有ければ、安藝守殿おごろき給ひて、御國の名醫永澤良全を被差下ししが、御大切の様子なれば國年寄淺野權太夫御名代に罷下可申旨被仰付、此權太夫事は千五百石領するといへ共、先祖より内福成事たとへるに物なし、有金は何萬兩といふ數しれず、伽羅人參の類夥敷所持致、兩國一の分限者也、此度自分の獻上に入參二十斤持下る、道にて加賀の早打と出合、御病死と聞大に驚、江戸參着してもせんしとて打つれ返し、右の段を申上る、安藝殿甚驚

給ひて、江戸屋敷よりの知らせいかと待給へ共、夜に入ごも沙汰なし、翌日の暮方はせ付て、谷崎主殿が書狀來りければ、年寄中披露あるに、十五日御死去の旨しるし有、藝州殿大に怒り給ひ、かやうの大事、加賀よりの飛脚は早く、かんじんの我屋敷の知らせ延引不届至極、加州の手前も面目なし、主殿事はおもき役と言、用懸りの者、箇様の無調法にては江戸の政事心元なし、病中の取扱も兪末にて有つらん、役儀取上國元へ呼のぼせて計ふ旨有りて、御立腹つよく、主殿が父しやうげん七十有餘にて廿八扶持給り、國隱居して有ける方へ御使立られ、勤勞あるを以家督主殿年寄役申付て江戸へ遣したる所、此度かやうの仕方不届に思召、御答被仰付べき也、其方は隱居老年、元より子の罪父にかゝらず、御憐愍を以、内分被仰渡一段申渡されける、父將監難有旨申上、其後譜代の家來谷澤喜兵衛へ申付けるは、其方も知る如く忤主殿幼年より文武をたしなみ、一家中におゐても恥かしからぬ、我にはまさりしとおもひ居たる所に、飛脚の延引御怒り強く、如何様の御答あらんもはかりがたし、なまなか學者と呼れ、罪にあつてのめくとな

がらへはしをさらさんより、いさぎよく切腹さすべし、介錯ながら汝を遣す、随分道を急ぎ早く自害をさすべし、思ふに加州の飛脚先達て來しは、仔細をあらん、なれども十五日の御死去は間違なし、今更悔みてせんなし、一刻もいそぐべしとて書狀を渡しければ、谷澤喜兵衛も主命もだしがたく、なみだながら國を立、江戸表へ下りける、安藝守殿は主殿御答の趣、江戸屋敷寺尾勝左衛門方へ仰遣ければ、御國本にても奥方の御菩提御法事有ける、

八、安藝少將吉長御立腹の事并谷崎主殿切腹の事

江戸屋敷にてはかゝる事とは知らず、伊勢守殿主殿を召れ、奥が病死悔てもかへらず、其方數日の勤勞言語にのべがたし、暫休息して勞を養へしと白銀十枚被下、師を敬ふの禮をのべ給ふ、主殿有がたく御請を申上、歸宅しける所へ、國元より家來谷澤喜兵衛しほれ果たる體にて着し、將監が書狀を出し涙ながら平伏す、主殿は父の方に變あるかと驚き、封をし切見れば、去る十五日奥方様御死去の注進延引の御怒り強く、きびしき御答あるべき御沙汰なれば、一刻も早

く御生害あれかしこの御事なれ共、くごうも仰わけあらば御生害に及ばず、旦那におゐて兪末はあるべきやうはなしとは存ながら、あやまりなき事を箇様の所に、今日只今まで夢路をたどる様に存候と、しほくと言ければ、主殿聞て老人の心遣ひ過分せり、加賀飛脚一日先達、此方の使おくれしとの御答、扱々思ひ寄ぬ仕合、十五日の御死去披露は暮時、十六日立べき飛脚、十五日に立しと見へたり、早まつたる仕方心得ずと思案なせごも、傳藏が計略とはさしもの主殿も心得ず、喜兵衛は頻りに言譯す、めしかごも、主殿心得ず、御主人は一旦言出し給ふ言葉變じ給はぬ御生付、其上父より切腹申來しに命おしさの言わけも、諸人に指をさ、れん事も残念なり、我理を立れば君父の非をあらはす道理、去ながら君に奉りし命、御答もなき内に切腹、却て無禮なり、被仰付の上、心よく死せんと覺悟して居る所へ、國よりの書狀來り、主殿事箇様の不届に付役儀被召上、早々國元へ返すべし、此方にて答申付べしとの事也、伊勢守殿おごろき給ひ、御父よりの差圖なれば、是非なく大目付村井彦右衛門、其外奉行立合、番頭寺尾庄左衛門右の

趣き申渡ける、畏けると御請申上、諸士に是は申譯にては御座なく、御咄しなり、此度奥方様御死去の事、十五日暮時披露、御月番の御老中の御届申上、御家門方へ知らせ、翌十六日の朝飛脚立しは、延引にあらず、其故は警御死去はいつにもせよ、大公儀の届無之内、飛脚立て永の道法、若し途中にて事あらば申譯立べきや、是上をいつはる表向の一大事なり、是を存じ十六日の朝飛脚立しは順道、警一日半日御死去も早くしろしめしても、御國と江戸隔りし事なれば、被成方有まじ、十五日の内飛脚立し加賀こそ、大なるあやまりなり、如何なれば内證は兎も角も表向の知らせは暮時、是を待たずして使を立しは無調法にあらずや、然れ其他家の事成ば、此方より兎や角いふべきにあらず、しかし是は私の了簡、いかやうの御咎を蒙る共、いさ、か上を恨奉る所存にあらず、何れも忠勤を致よと私宅に退しが、喜兵衛を呼出し、遺言傳へ、いさぎ能切腹しける、寺尾庄左衛門、主殿が申せし趣、伊勢守殿に申上けるに左こそ思ひし事也、先主殿が歸國をさめ一應國元にお遣しての上すべしと思ひしが、はや切腹に及びし跡なれば、伊勢守殿を

初、一家中惜しみしたひけれども詮方なく、表向病氣と披露し、安藝守殿にも跡にては不便に思召、主殿が弟清次郎の家督無相違下され、谷崎の家は立にけり、

九、傳藏お貞を取持事 井前田修理娘婚禮の事

去ば主殿切腹の事、包すれど其かくれなく、傳藏傳へ聞大に悦び、又謀事成就し、腹心の憂を除きたり、最早一家中の者共恐に足らず、獨るみして、夫より吉徳卿に酒色をすめ美女を取持差上たり、元來あんな酒を専とし給ふ事なれば、あまたの女中有内、お菊お貞といへる兩人御愛情深く、御在府の時は江戸奥御殿に居けり、お貞◎馬魚按、勢之助、總姫(分家出雲守利幸室)姫(田侯佐竹義真室)益姫、八十五郎ノ腹、寛延二年二月といふは傳藏が取持し妾なれば、たがひに十四日死は傳藏が取持し妾なれば、たがひに御前體を取成て勤ける、兩女共に懐胎し、お貞は去年御參府の砌、病氣にて御國にとまり、お菊は御供し江戸に居ける、兩女共に同月の妊身にて、御典醫に介抱被仰付、大切に被成、兩女も佛神を祈安産しける、お貞は四月二日男子をもふけ、早打にて江戸御屋敷に注進しける、此時江戸にてお菊も四月七日に男子をもふけし故、公儀へ御届ありし跡へ、御國の注進

故、お貞がもふけしは三男に立給ふ、總じて江戸腹國腹は、同年なれば一二ヶ月はやしといへども、國腹は跡に付給ふ習なり、傳藏もひいきのお貞なれ共ちからなく、次に立けるを残念に思ひける、去れ共傳藏お貞を取込身方人になさんと、此度男子をもふけし歡びと、お貞が親芝神明の禰宜鑄木民部に七十人扶持御合力ある様に取成ければ、お貞も思ひをきし傳藏が事ささへいへば、御前體を申ける故、御氣に入の傳藏成ば、又千石御加増にて二千五百石と成、出頭朝日の如くにて、家中おそれ敬ひける、心有る者は筋なき立身宜からぬ事成りと諫めんとする氣色有ば、傳藏何角品を付、例の御詮議の種成りと閉門遠慮申付る、依て恐れへつらう者共、下郎より經上りし傳藏成ば、大祿の輩はあなごる様子見へければ、吉徳卿御ひいきの餘り、家老村井主膳が妹◎馬魚按、コレハ淺井近ノ嫌ヒシハ同藩士伊崎彦右衛門ニテ、縁談ナ斥ケテヨリ終身獨栖スベシト云ヒ居タルガ、享保十九年十一月朔日ニ傳藏ト婚禮シ、元文元年三月十二日離レ、傳藏ニ妻合すべしと被仰付ければ、主膳御請申上、御前を退き歸宅して、妹を呼申けるは、今日箇様の上意なれば、日をゑらみ傳藏方へおくるべし、我家は先祖より代々、七手の大將として年寄以

下の家へ縁組なし、況や傳藏は足輕の子より經上りたり、今側用人勤る事、尤才智有るによりてなり、小身たりとも智に立まじきにもあらず、なれ共彼れが心中容易に知れがたき事なれば、慾にまよひ如何様の事仕出さん計難し、其時一家なれば善惡共のがれ有るまじ、我甚不承知成共、君命もだし難く變替もならず、善惡共隨ふは女の道なれ共、是は格別其方ふつゝかに身を持たし、傳藏に離れせらるゝ様にすべしと言ふくめ、傳藏方へおくりける、傳藏も主膳が正實成生附故、縁を結ぶ事心よからず、我思ふまゝ立身なさば、彼等を下に見んと思ふ心なれば、内心歡ばね共、上意成ば無是非婚禮しける、主膳が妹は婚禮の夜より、病氣といひて一間へこもり、召連たる腰元共に琴三味線をひかせ笑ひ樂み、不埒の身持なり、傳藏扱こそこしらへ事なりと察し、五日目に使者を立、亂心の體なれば離縁致すと申遣しける、主膳は縁者のちなみ避れしと悦ける、傳藏は内心に憤り、大祿家老の面々も是にへつらふに、主膳某が出所をきらひ、かく計ひし事、思へばにくしと御前に出、上意を以縁組仕候處、主膳私に經上しをきらひ、妹に申ふくめ箇様

箇様の次第、無是非亂心と申立離縁仕候、私忠義を存せずば主膳と差違てもあきたらず候得共、私の意根に身をたすは道にあらずとおもひ留り候と言上しければ、吉徳御立腹有て、折紙を以彼を罪すべし、其儀ならば我一類の中より智とすべしとて、前田修理を召れ、傳藏事は希代の忠臣たるを以、我加増して召仕、元來武士は京國をらむといへ共、先祖をいへば土民より出、大名高家共成なれば、傳藏が器量古への歴々にもおとらず、忌嫌ふに及ばず、其方娘を遣べしと、婚禮の物入臺所より遣べしと被仰付たり、
○鳶魚按、傳藏が前田修理ノ女子娶リタルハ、君公ノ言添ニハ、アラズ、前田ノ實弟淺井源右衛門ノ後家ヲ再臨セシナリ、 修理は一萬五千石、家系と言ひ祿と云ひ、傳藏杯を智に取るべき人ならねど、けいはく第一の人なれば、畏候と早速御請申上、殿よりの御手傳の事なれば、おびただしくしたためて婚禮を結び、其節引出として千石被下、内證は殿の御智同前也、前代未聞の事にぞ有ける、去れ共此節あまた賢臣杯閉門遠慮にて指出もならず、大祿の面々は立身をそねみ、又は諫め奉り御心にさからひ、御不審請て不忠と成、死せん事残念と思ひ、口を閉様子を窺ふ、其餘はおもねりへつらう

輩なれば諫者なく、其暮に年寄役兼帶被仰付、内藏允と改名し、
○鳶魚按、享保十九年五月十三日、物頭、誠に飛鳥、並、七百三十石、内藏允ト稱ス、卅一歳 誠に飛鳥もおつる程威勢、大殿計にあらず、佐渡守殿の御氣に入、御親子共用ひ給ひけり、

十、村井與三右衛門非道の事 井石川郡百姓一揆の事

去程に大槻内藏允は、年寄役御側用人兼帶なれば、内證内外共に司さざり、在方手代小役人の中にも、己に隨者あればらみ用ひ、奉行、代官と立身させ、恩をみせて味方となす、其中にも吉田宅右衛門と云者、内藏允が蔭にて下役より改作奉行と成し故、無二の志をこび、石川郡村井與三右衛門は御領國の大庄屋頭なれば、是も心をあはせ、貢納の有様に計ひける故、内藏允殊の外内福なり、然るに近年郡州表不作して百姓の難儀に及び、別て石川郡不毛也、故百姓一統訴へなげきけるに、大庄屋與三右衛門、下のいたみかまわす、改作奉行と示し合せ、己の働立に一向宥免の沙汰なく、却てきびしく取立たり、諸民大に相談して、發向の大槻内藏允殿に直訴せんとて、村にて口利の百姓十餘人願書認、大槻が他行を伺ける、然るに内藏允

は御前體宜敷、犀川橋の下にて八町四方の下屋敷被下、普請料迄拜領の事なれば、結構の屋敷を構へ、築山物すき珍木名花を植、泉水には犀川を開入て、三階の物見の亭より御城を下に見おろし、御用の隙には下屋敷の行、自身普請の差圖仕ける、此往來を待請て、百姓共直訴の願書乗物の内へ投込けり、内藏允願書を見て百姓共を歸し、宅右衛門を呼て願書を見せ、餘の年寄に箇様の直訴致しなば、役人の無念とも詮議になり、品に寄、何も迷惑に及ぶべし、少々は事は了簡して事の起らざる様にし、願書を渡して申ければ、宅右衛門畏候と、大庄屋與三右衛門に見せて相談しけるには、與三右衛門は強氣のくせ者にて、己が權威にまかせ、にくき事かな、私に御まかせ有べしとて、直訴くわだてし十餘人の百姓を呼て、直訴の事は天下一統の御法度なり、我庄屋頭なれば再應も此方へ願ひ頼むべき事なるに、不届の仕方、急度詮議致せと被仰付たりとて、居宅の裏長屋へおし込、一人も内へ歸さず留置たり、一家共驚歎、さまざま詫事すれ共一向聞入ず、みせしめの爲とて、食事もしかしく與へず、五六日も留置たり、村々の百姓共大に怒り、

數十人起立、彼者救はんとて夜に入まされ、與三右衛門宅の押寄、てん手にすきくわなんど提、無二無三に打崩し亂入ける、思ひがけなき事なれば、家内の者驚逃したり、與三右衛門親子も刀さへもたず、寐まきのみ、ほうく逃けるが、一揆の者共門戸長屋を打崩し、捕へ置たる百姓共を救ひ出して、人を付て家々に歸し、猶も家財雜具破却しける、去其人を殺害には及ばず、鬱憤を散じ心よき事なりと、未明に退散しける、與三右衛門は夜中に宅右衛門方へ逃込て、個様々々と訴へける、宅右衛門も驚しが、夜中にて大勢なれば手出しなるまじ、檢使は夜も明ての事に致すべしとて、翌日役所へ届ける、檢使家宅の様子見届、委細尋ければ、村々の百姓共徒黨して狼藉に及申旨申ける、然らば其者共召取吟味すべしとて、捕手役人、與三右衛門に案内させ村々に向ひける、百姓共與三右衛門が來と聞より猶々憤り、五十人或は百人づゝかたまり捕手に向ひける故、役人共大に仕そんじ、武器を取られ疵を蒙り逃歸りて、御城下大騒動と成、百姓一統して御城下押寄ると驚き沙汰しければ、諸士登城し評定に及びける、

箇様の次第、無二是非、亂心と申立離縁仕候、私忠義を存せずば主膳と差違てもあきたらず候得共、私の意根に身をたすは道にあらすとおもひ留り候と言上しければ、吉徳卿御立腹有て、折紙を以彼を罪すべし、其儀ならば我一類の中より智とすべしとて、前田修理を召れ、傳藏事は希代の忠臣たるを以、我加増して召仕、元來武士は京國ゑらむといへ共、先祖をいへば土民より出、大名高家共成なれば、傳藏が器量古への歴々にもおとらず、忌嫌ふに及ばず、其方娘を遣べしと、婚禮の物入臺所より遣べしと被_レ仰付たり、○高魚按、傳藏が前田修理ノ女子娶リタルハ、君公ノ言添ニハ、アラズ、前田ノ實弟淺井源右衛門ノ後家ヲ再臨セシナリ、修理は一萬五千石、家系と言ひ祿と云ひ、傳藏杯を智に取るべき人ならねど、けいはく第一の人なれば、畏候と早速御請申上、殿よりの御手傳の事なれば、おびたしくしたためて婚禮を結び、其節引出として千石被_レ下、内證は殿の御智同前也、前代未聞の事にぞ有ける、去れ共此節あまた賢臣杯閉門遠慮にて指出もならず、大祿の面々は立身をそねみ、又は諫め奉り御心にさからひ、御不審請て不忠と成、死せん事殘念と思ひ、口を閉様子を窺ふ、其餘はおもねりへつらう

輩なれば諫者なく、其暮に年寄役兼帶被_レ仰付、内藏允と改名し、○高魚按、享保十九年五月十三日、物頭、誠に飛鳥もおつる程威勢、大殿計にあらず、佐渡守殿の御氣に入、御親子共用ひ給ひけり、

十、村井與三右衛門非道の事并石川郡百姓一揆の事

去程に大槻内藏允は、年寄役御側用人兼帶なれば、内證内外共に司さざり、在方手代小役人の中にも、己に隨者あればらみ用ひ、奉行、代官と立身させ、恩をみせて味方となす、其中にも吉田宅右衛門と云者、内藏允が蔭にて下役より改作奉行と成し故、無二の志をなせば、石川郡村井與三右衛門は御領國の大庄屋頭なれば、是も心をあはせ、貢納の有様に計ひける故、内藏允殊の外内福なり、然るに近年郡州表不作して百姓の難儀に及び、別て石川郡不毛也、故百姓一統訴へなげきけるに、大庄屋與三右衛門、下のいたみかまわず、改作奉行と示し合せ、己の働立に一向宥免の沙汰なく、却てきびしく取立たり、諸民大に相談して、發向の大槻内藏允殿に直訴せんとして、村にて口利の百姓十餘人願書認、大槻が他行を伺ける、然るに内藏允

は御前體宜敷、屏川橋の下にて八町四方の下屋敷被_レ下、普請料迄拜領の事なれば、結構の屋敷を構へ、築山物すき珍木名花を植、泉水には屏川を關入て、三階の物見の亭より御城を下に見おろし、御用の隙には下屋敷の行、自身普請の差圖仕ける、此往來を待請て、百姓共直訴の願書乗物の内へ投込けり、内藏允願書を見て百姓共を歸し、宅右衛門を呼て願書を見せ、餘の年寄に箇様の直訴致しなば、役人の無念とも詮議になり、品に寄、何も迷惑に及ぶべし、少々の事は了簡して事の起らざる様にするべしと、願書を渡して申ければ、宅右衛門畏候と、大庄屋與三右衛門に見せて相談しけるには、與三右衛門は強氣のくせ者にて、己が權威にまかせ、にくき事かな、私に御まかせ有べしとて、直訴くわだてし十餘人の百姓を呼で、直訴の事は天下一統の御法度なり、我庄屋頭なれば再應も此方へ願ひ頼むべき事なるに、不届の仕方、急度詮議致せと被_レ仰付たりとて、居宅の裏長屋へおし込、一人も内へ歸さず留置たり、一家共驚歎、さまざま、詫事すれ共一向聞入ず、みせしめの爲也とて、食事もしか、與へず、五六日も留置たり、村々の百姓共大に怒り、

數十人起立、彼者救はんとて夜に入まされ、與三右衛門宅に押寄、てん手にすきくわなんど提、無二無三に打崩し亂入ける、思ひがけなき事なれば、家内の者驚逃したり、與三右衛門親子も刀さへもたず、寐まきのま、ほうく、逃けるが、一揆の者共門戸長屋を打崩し、捕へ置たる百姓共を救ひ出して、人を付て家々に歸し、猶も家財雜具破却しける、去共人を殺害には及ばず、鬱憤を散じ心よき事なりと、未明に退散しける、與三右衛門は夜中に宅右衛門方へ逃込て、個様々と訴へける、宅右衛門も驚しが、夜中にて大勢なれば手出しなるまじ、檢使は夜も明ての事に致すべしとて、翌日役所へ届ける、檢使家宅の様子見届、委細尋ければ、村々の百姓共徒黨して狼藉に及申旨申ける、然らば其者共召取吟味すべしとて、捕手役人、與三右衛門に案内させ村々に向ひける、百姓共與三右衛門が來と聞より猶を憤り、五十人或は百人づゝ、かたまり捕手に向ひける故、役人共大に仕そんじ、武器を取られ疵を蒙り逃歸りて、御城下大騒動と成、百姓一統して御城下押寄ると驚き沙汰しければ、諸士登城し評定に及びける、

十一、加州騒動に依て評定の事并大槻辯舌を以一揆しづまる事

去ば石川郡の百姓愁訴のかなはざるを憤り、庄屋頭與三右衛門が家を打破りて、捕手の役に手向ひせしより大騒動と成、さまざまの風説にて、驚き諸士登城しければ、吉徳卿も御出座ありて評議なし給ふ、爰に本多安房守申けるは、當國は人氣強勇にて、やゝもすれば一揆を起す、京都將軍家の御時には、富樫氏代々國主たりしが、其比富樫次郎政親は武勇高く、將軍三好松永が危難を救ひて威名をあらはし、當國一向宗の門徒等、本願寺高田の兩派の淺深に付、争論の事有しに、國主政親の裁判道にあらずとて、須崎和泉入道慶覺といふ者大將にて、國中の一揆蜂起し、國主政親の城、馬屋の城に押寄責落す、さしもの勇將大勢に取まかれ、武運つきて富樫が一族三十四人同時に自殺に及、夫より一揆國中に横行し、近國迄もあぶれかすめしに、佐久間玄蕃允が智勇を以漸切しづめたりといへども、やゝもすれば一揆起、度々難儀に及、御先祖利家卿此國治給しより今年迄、左様の事會てなし、然共強勇の餘風残り、此度騒動なり、ゆるがせに成まし、

御人數向られ一々召捕詮議をなし、罪科を正しわけられ然るべしと言上ある中に、前田土佐守申けるは、蟻穴より堤崩すとは申せ共、夫は亂世の事也、此度の徒黨、下の訴へ上へ通せず、夫を憤りて大庄屋を恨ての儀、全く上に向ふでは有まじ、捕手を手ごめにせしは、與三右衛門が付そひ居たる故ならん、最御人數をもつて召捕給はんこと、土民の事恐るゝに足らずといへども、必死と成ふせぎなば死亡の者多く、國政のさまたげ成べし、取計宜からざる奉行役人を禁められなば靜るべしと申上らるゝ、吉徳卿は勇猛短慮にましませば、なまぬるき了簡、捕手に向しは謀反なり、一々召捕首を並べずんば、國主の武威なきに似たり、飛道具を以討取來れど、大きに怒り下知し給ふ、大槻内藏允すゝみ出、末座の異見おこがま敷候へ共、是程の事に人數向られんも如何なり、又捨置れては御威勢薄きに似たり、私一人かけ向ひ、善惡を詮議仕らんと申上ければ、吉徳卿御機嫌直り、此詮議其方へ申付ると與へ入給ふ、内藏允仰を請歸宅し、草履取一人召連、村方へ急ぎ、此時村方には御城より捕手來と沙汰しければ、迎も遅れぬ命、一働してあはふかせん

てそれなりに靜まりけり、

十二、大槻お貞と密事談する事并岩泉甚藏召出さる事

と、大身なる百姓共、先祖より持傳へし具足、鎧、長刀、杯出し、今や來ると待し所に、大槻内藏允供只一人召連、平服にて來り百姓共に向ひ、汝等立腹尤也と和らかにさとしければ、案に違ひ手向可申氣もなく、御聞届有難くみなく平伏しけり、内藏允申けるは、其方共が願ひ、某聞届宥免の沙汰申付候所、役人庄屋が計ひあしく騒動に及、村々の願ひを立、役人を刑罪すべし、併一旦上へ對し手向せし故、命に氣遣ひなしといへ共、御吟味の間入牢させねば御政道立す、何れを本人といふ事も有まじければ、圖引にして一村より三人づゝ出すべしと申付ければ、如何様左も有べき事なりと、五ヶ村より三人づゝ出したり、大法なれば繩をかけ所の者に引立させ、内藏允は手をぬらさずして、十五人生捕を召連て入牢させけり、改作奉行吉田宅右衛門、大庄屋與三右衛門をさらへて後追放し、代官の手代三人暇出し、是は表向、内證は金を遣し人知れず養ひ置たり、まさかの時用に立んためなり、十五人の百姓は、御法度の徒黨致し公儀の捕手に向ひし張本人なりとて、死罪に行ひけり、村々の百姓共驚といへ共、役人も咎にあひ追放せられし事故に、是に服し

此度御國の騒動事なく靜まりし事、大槻が計ひ披群なりとて、吉徳卿大に御賞美有之、二千石加増にて五千五百石と成、年寄の上座に被仰付、譜代古老の上に立、其上御側用人なれば晝夜御前に被召、夜中に何時となく與へ召れ、御酒宴の御相手と成、然共家中の批判を思ひ、御殿の内に休息部屋を拜領し、折々は宿しける故、お貞へ出入を知る者なし、吉徳卿は大槻ならで政事をまかす者なしと、日夜御遊宴を專としたまひ、あまた美女をあつめてなぐさみ給ふ中に、近比京都より召抱られし花野といふ舞子、甚御心に叶ひ、男子出生しける、いよく御愛情ふかく、御部屋かくとなり、お貞殿も御酒の相手には召れ候得共、御寢間へ參る事もなく、勢之助殿といへる御男子の母ながら、今は花野が下に付口惜、最初取持したる内藏允のみ、親兄弟の様にしたしけり、大槻も己が取持したるお貞なれば、引立る様に世話しける、去共餘の儀と違ひ是計は心にまかせず、お貞は日陰の紅葉、

大殿過させ給ひなば、勢之助殿をも人あなごり、終には家來の如く成給はんと、花野をねたましく思ひ、日夜噴きをもやしけれ共、すべきやうもなく、如何して此恨みをはらさんと、女心にさまじく工夫して、ひそかに内藏允を招き申けるは、わらは事古へより其元の世話にて簡様の身分と成て、若殿もふけ悦びしに、花野事御部屋格と成、出生の御男子も威勢強く、我もふけし勢之助殿は五日早く出生にして正しく殿の御次男ながら、あれどもなきが如く、段々重なる残念推量し給へど打しほれ申けるにぞ、内藏允御尤の悔み、去ながら百萬石の御種なれば、譬三男四男にても品により御跡目に立給ふまじきも知れず、又は御大家の御養子となり、又は御分知とて殿の思召次第にて、萬石以上には御心安く成給ふべし、別て其元様の事は外ならず存候得ば、宜御世話申べし、末を頼給へといひける、お貞は發明なるものなれば此言葉を聞、いかさま三男四男にて家督を繼ぐ大名もまた有事也、兎角出頭といひ智慧と言、内藏允を頼にしく事なしと、色を以心を結び、のつびきさせぬやうになさんと思ひ、酒宴にもてなし、お貞が方よりたわむれし

に、元より美しき事いふべき様なれば、名將勇士も迷ふならひ、大智の内藏允もお貞がしかけに氣をうばはれ、奥への出入は自由なり、人知らぬを幸ひ、後日の方人にも成るべきと密通しける、吉徳卿はひそかに忠臣とおぼしめしければ、簡様の事あらんとは御心付給はず、内藏允一人は御免にて行通ひける、其事も既にたち、七月の御參府近付ければ、お貞内藏允に申けるは、私事殿様の御妾とは名ばかり、今は其元さまの妻も同前成ば、心中かくすべきやうなし、兼て申せし通、勢之助殿を御跡目に立るやうに仕方有まじきや、追付御參府成ば、其元様は御供にて江戸へ御越給はん、私は御國に居候得ば、來年ならでは御目にかゝる事ならず、能々はかり事なし給へどさ、やれば、内藏允打うなづき、少しも心を勞し給ふな、大事なれば急には謀がたし、随分色目さくらぬやう專一なりとしめし合しりぞき、程なく御供して江戸の下りけり、内藏允大なる望を發し、強慾成るもの共を見立、一味させて味方となし、勝たる者二百餘人、中にも香川又兵衛、平野助太夫、矢島爲右衛門、赤澤新八、川勝平次右衛門、是等は皆三百石以上に取立、奉行役などに

申付ける、是より内藏允のためには命おしまぬ腹心なり、五千五百石といへ共、諸色拜領所々の付届夥事なれば、内證勝手内福なり、武勇才覺の者さへいへば、過分の知行金銀もおしますか、へけるにより、一藝に達せし者數十人、勇力無雙の輩あまた家來となしたる故、大老横山本多が人数よりも多、簡様の事共一家中の耳目を驚すといへ共、大殿は勿論、若殿佐渡守殿も信用し給ふ事なりければ、一人もいなむ者なし、内藏允猶も安全の謀工夫し、御儒者林大學頭殿の門弟若泉甚藏といへる、儒者の聞へあり、内心は佞智邪慾の者成ば、若殿へすゝめける、佐渡守殿好み給へば、幸の儀と大殿へ願ひ有て甚藏を召抱られ、三百石五十人扶持を下され、若殿の師範と成る、表は賢人の如くなれ共、内證は大槻がまはし者なれば、政道の新法をすゝめかけ、御家臣の内を見聞するに、誠の忠臣といふは内藏允一人なり、高祖は韓信を拜し大將となし、唐の太宗は髡を切て徐世に給ふ、國家を治る臣下はかくのごとく敬ひ給ふ事、賢君の道なり、簡様の事申さず共御存ならんと、折にふれ事に寄せ申上ければ、佐渡守殿にも、學者の言葉なれば彌信服し給ひて、いと

ど出頭のほうをかためけり、
十三、吉徳卿御入國の事 井大槻大悪を謀る事
光陰矢の如し、既に寛保四年に成り、吉徳卿一年御在府、はや御交代の御暇被仰出、七月上旬江戸表御出駕に相極り、大殿内藏允を召れ、我男女の子供あまた有、五人の男子の内、次男龜次郎事は佐渡守がひかへになし置、其次勢之助を初三人は、小祿あたへ家來となさんと思ふ也との給へば、内藏允驚、是はもつたいなき御事、正しく君の御種、御分知は格別、御家來となさん事、若君達の御心にも御無念に思召給ふべしといさめければ、吉徳卿笑せ給ひ、小松中納言二男淡路守利次に十萬石を與へ、三男飛騨守利治に七萬石與へ、家のかざりは宜しけれ共、領地減少し今百二萬石餘と成、是を又分地なせば百萬石の内と成て、常の國主にひとしく、却て子孫のために成まじ、此度歸國せば家老に談じ定べしと被仰ける、内藏允せん方なく御最と申、御前を退き思ひけるは、御入部の上にて此事定りなば、勢之助殿家來と成給ふ、我も此上立身成がたし、火急に謀事をめぐらし、先大殿を失ひ、次に佐渡守并御次男龜次郎殿をも毒殺し、勢之助

殿跡目となし、我第一の執權と成、政道掌に握らんと大悪をおこし、大殿を失ひ奉らんには毒殺にしくはなしと思へ共、朝夕の御膳めし上られ物、皆々内藏允あらため差上事成ば、食事に大事有ては後日の申譯立難く、毒を用る事あたはず、如何なる謀をなさんと日々工夫しける内、はや江戸御發駕にて道中に成ければ、内藏允心もせき途中にて謀らんと、召抱おるたる杉山善太夫とて忍びの者に申付、毎夜御本陣を伺せられ共、用心きびしく近よる事叶はず、内藏允思案をかへ、不慮の事をなして、皆我にも詮議懸るこ六ヶ敷と色々心氣をつくしけり、吉徳卿元來馬を好給ひ、道中大方馬にて通行し給ふ、爰におゐて大槻一つの謀を工夫して、鳥井又助といふ水中達者をまねき、密に仕方相談しければ、又助申けるは、御舟中又川越にしゆごさせ、運臺にて渡らせ給ふならば致し方なし、馬上にて川を渡し給は、私水中にかくれ、短刀を以て馬の足に疵を付申ならば、如何成名馬にても驚きはね上らん、水中に落入給は、其隙に水をくぐりて身をのがれん事は心安く候と言ける、内藏允は横手を打、我も左様思ひ付しなり、此上の謀なしと示し

合、翌日より内藏允乗物やめ、馬上にて御供申たり、吉徳卿御機嫌にて、其方も馬すきと成しやと仰せられ、いよく馬にて道中を被成ける、扱天龍川は引舟、大井川は満水にて御乗物を臺に乗せ、川越百人にて越給ふ、夫より日數を経て越後の國に至り給ふ、

十四、鳥井又助水術をこなふ事并吉徳卿御逝去の事

去程に吉徳卿御道中御障なく、越後迄至り給ふ、折節雨降續、川々洪水有し處、内藏允一番に乗込て川を渡す、さのみ馬術は勝れねど、名馬に乘し故安々と越にける、既に筑間川に成ければ、内藏允ひそかに鳥井又助をよび、時節よしと相圖をなせば、又助は岡の川柳中にかくれ居ける、内藏允は川端に乘寄、扱々大水かな、中々馬にては叶ふまじ、川越を頼御越有べし、何程の名人にても此川水を馬にて越さん事叶ひ候まじと、わざと申上れば、吉徳卿笑はせ給ひ、何程の事にや有べし、我に續き皆々乗込べしと仰ければ、内藏允を初、御供の面々しきりに留奉れ共、曾て御承知なく、既に川岸に御馬をよび給ひ、御近習磯松三郎左衛門、然ば私御先任、水を心見候はんと打入ておよがす

る、吉徳卿續て御馬を入給へば、御側の輩六人同じく馬にて渡しける、内藏允馬乗かへ渡したる故、太守より半町程おくれたり、出水なれば流れ早く、何れも馬の足を立かねてぞみへにける、又助は時分よしと水中をくぐり、吉徳卿の召れたる馬の跡足とらへ、小刀を以二所さしければ、馬は驚き水中にてはね上り横ざまに流れれば、吉徳卿水中に落入給ふ、御供の人々大に驚、水心あるもなきも飛入々々救ひ奉る、中にも磯松三郎左衛門、力量水練勝れたる者なれば、主君の御腰をかへさしあげ、漸く向ひの岸に着、内藏允は馬にて向へ渡りしが、浅き所にて飛をり、衣類も水びたしとなしはせつき、川邊の家に入奉り、さまじく介抱なし奉る、され共餘程水をのみ給ひ、其上御刀の柄にて胸をうたせ給ひし故、甚だなやみつよく、上下の御供うるたへ騒ぎ手に汗を握り、御近習も三人迄流死しけり、其日の暮頃にやうく、人心地少し付せ給ふ、内藏允御乗物に引添、道をいそがせ、金澤の城に入せ給ふ、在國の諸士不殘登城し、晝夜のかんびやうおこたりなく、名醫の術盡之、御逝去有しかば、魚按、延享二年六月十二日卒、五十六歳、一家中國民共あんに夜に燈火を失ひし

如くなり、江戸表へ御届の使者として本多安房守、長九郎左衛門、其外年寄三人、内藏允も御病體申上の爲め、同じく江戸へ下りける、江戸御屋敷にも日々の注進、佐渡守殿はじめ皆々心をいためける所に、御逝去の早打來り、續て本多、長、大槻等到着し、委細の儀申上、御老中御届の使者并御家督願書を差上、御沙汰待給ふ所に、無程御悔の上使御入にて、佐渡守殿の家督被仰出ける、此由御國元告知せければ、御代替り成ば年寄役人江戸に出、御家督首尾能相濟、歴歴も登城し、將軍家御目見へ申上たるに、大槻内藏允家老格と言上に達し置たる事故、本多横山諸共江戸御城に上りしは、珍らしき立身なり、此事御國元へ聞へければ、前田土佐守清經大に驚、總じて大名の家臣、將軍家へ御目見する事一向ならず、國主の家老といへ共、代替の節御目見する計也、當家の事は御三家格なれば、家老職は年頭の御禮申上來り、是御先祖より舊功の家、又は前田家門七人の外は叶はぬ格式なり、然るに内藏允何程の勤勞あれば、御目見迄せし事ぞ、小祿より經上りし者、我々同格と成事、言語道斷の次第也、御先祖より戦功舊恩の家、譜代の家臣、

何面目ありて御奉公なさんや、國の大事是より起らんと心をいため、同職重臣をあつめ相談に及びけるに、何れも時の威におそれへつらひの挨拶せし故、土佐守心中に甚憤るといへ共、我一人して諫言奉る事如何なれば、時節を待にしはなしと、何となく其座をすまし、程經て病氣と申立引籠居ける、

十五、中將宗辰卿變死の事并御一門中御參會の事

吉徳卿の御家督御七男佐渡守殿繼給ひ、四位の中將昇進し、先君不慮の逝去、内藏允が謀計とはしり給はず、相替ず出頭し、御加増も下さるべき御沙汰有しを、役人おもはくを計り、君御家督の初、何の功もなき私に御加恩被下なば、舊勤の臣等そねみを生じ、却て災の端と成べく、御代も替り候得ば御側役も御免下され、外様の御奉公被仰付下かしと願ひければ、宗辰卿御賞美有て、横山、本多に御相談もなく、御家老格と御書上有し故、將軍家の御目見申上候は、加増にまさりし御寵愛也、大槻は江戸の御城上り諸大名の粧ひをみしより悪心長じ、此上火急に立身せんと望しは、身の程知らぬ人非人也、中將宗辰卿を毒害せ

んと謀しが、御側役村田半助晝夜心を盡し御奉公せし故、其隙もなく、元より大切成事なれば折を見合居ける、年月も立、内藏允年寄上座家老格なれば、みだりに御膳場に出る事も成難く、是より一味の中にて骨からゑらみ、御出入の者肴屋下男奉公させ、おく元より八百屋肴屋日々御臺所へ参り、心易く交る事常なり、大槻がまはし者にて、人の見分ざる者にて氣輕き男なれば御膳料の肴をあらひ手傳ひの元へ立寄事自由成ば、時節を見合居ける所に、村田半助病氣にて暫引籠り、幸と内藏允も病氣といつはり引こもり、夜に入、彼肴屋の男を呼寄、密事申付しに指向心得立歸り、十二月二日朝、いつもの通御用の魚を持参し品々拵へ、内藏允が與へし毒藥を井戸へ打込歸りける、既に御書御膳仕立、御膳番毒味役いつもの如く改て差上る、御一人前といへ共、品々御料理は替り迄澤山仕立る事なれば、御臺所掛りの者共御殘を食しける所、夕方に至て御膳番毒味役俄に惱亂しける、是によつて詰合の醫師を臺所へ招き見せければ大に驚、大食傷の容體療治叶ふまじといふ内、中將殿御氣分勝れ給はずと、横井元泰、八木春益を初、御脈窺ひ大食傷と相

見へ候とて、急に御藥調進しけれ共、次第におもらせ給ひ、御病甚しかりければ、諸臣驚き、御典醫橋宗仙院、半井法印、武田法眼を初、數十人の名醫はせ集り御療治ある中に、江戸一と聞え有し井上俊良是を窺ひ、是は正しく毒藥を召上られし物ならん、中々御快氣叶ふまじと申内、宗辰卿血を吐給ふ事夥し、諸醫施すべき術もなく、屋形の騒動大方ならず、大槻内藏允病中ながら、殿の御不例に依て、長髪ながら御殿にはせ付、御容體窺ひに、御側役人一々詮議し、毒の御あたりあれば御臺所いふかしと立出見れば、御膳番毒味役血を吐て相果、其外御臺所小役人下部十一人迄たはれ伏し、血を吐て正體なし、内藏允は早馬の使者を立、御一家方を招き、猶も名醫を集め、さまざま御療治をなし奉れ共、毒氣強く遂に逝去ありしは是非もなし、屋形よりの使者追々乗附急病の由申上ければ、御一家方驚給ひ、早速御出有しは松平伊勢守殿、松平相摸守殿、酒井左衛門尉殿、南部信濃守殿、御一門には松平出雲守殿、松平造酒之丞殿、前田大和守殿御出有、役人共不殘召出され御評議有り、相摸守殿仰けるは、中將殿の急病、異變の沙汰有ては、家の爲に成ま

じ、詮議は追々の事、先々公儀表に急病の御届申上然るべし、未だ代繼の子息迎もなければ、御舍弟の中急養子の願、是又いそぐべしとの給へば、出雲守殿仰の如く、中將殿跡目、舍弟多く候得ば何れ成共器量を見立、家督に願宜しからん、遺言にても有しやと尋ね給ふ、去共急病の事なれば左様の儀無之候と申上候、御一家方御談じ有て、家臣の面々存寄あらば申上べし、我々一門たりといへ共、平日の事知らざれば、何れを共知らず、役人中存寄遠慮なく申べしと各仰られけるに、御遺状とてもなき事なれば、皆々御返答に及ず、此時一味の香川又兵衛、内藏允に目くばせして申けるは、御大切の場所なれば上下わかたず所存を申上奉る、乍恐殿様常々學文好ませられ人心を察し給ふ、御兄弟の御事は何れおろかなけれ共、勢之助様御儀御生得御孝敬ふかく、器量發明未頼母しとの御意なり、御遺状なしといへ共、勢之助様御跡目立度思召ならんと憚なく申上ければ、大槻につこと笑ひ、又兵衛殿の仰、尤なれ共理にあたらす、尤其器をゑらんで國主となす事あれ共、それは格別、御男子のまさなきに依て、御在國の節は御假養子成を以、但馬守殿と任

官し給ふ、去れば御跡目は御二男に候と奉り存候と憚なく演ければ、御一家方家臣の面々、尤の事なりと家中一同し、評議相濟、中將殿急病に付、御二男但馬守殿急養子の願、御一類諸共被仰上し所、願の通被仰渡、御老中堀田相摸守殿上使として御入來有、家督相違なく但馬守へ被下、去れば皆々御請申上、猶も御一門方御立合有て、御跡目相濟し上、宗辰卿御病死の御届有り、◎鳶魚按、延享三年十二月十二日卒、二十二歳、其後御變死の詮議有べしと、さま々御評議ある處に、御近習兩人茶坊主一人、是は料理は食せぬ共、御臺子の茶をのみ夜に入、此三人共血を吐、同様の變死、只事にあらず、如何様御臺所は毒だらけならんと諸人舌をまきて恐れける、扱但馬守殿御膳部は、宗辰卿御實母淨珠院殿と申、御隠居の御殿にて、女中達是をこしらへ指上、表御殿にて茶さへ召上られず、誰が業とも何人が毒たくみせし共心當りの事もなく、詮議成かねてぞみへにける、松平伊勢守殿仰けるは、中將殿家督の評議、大槻が申方衆に勝て見へし間、此詮議彼に被仰付可然と、内藏允畏り御茶間御臺所膳部器一々改、思案にあたわざる體にて、わざと役人と同評議をする、岩泉甚

藏學者の事なり、格別の思案も有べし、彼を招き尋らるべきかと大槻が申により、各尤と同じ、甚藏を呼出す、岩泉は先殿の師はんなれば、講釋の時か詩文の御相談ならでは罷出ざる役なれば、箇様の時も詰所にひかへ居たりけるが、役人の招きに來りて、一まきを聞と御臺所へ行、様子を窺ひ、や、暫く工夫して、兼て様子は知ける故、學者の智をふるひし體にて、某つくく、考見候に食物に入たる毒なれば、箇様に大勢死すべきやうなし、我思ふに水中に毒の有るならん、御膳井戸の水汲上て試給へと申に付、板橋御屋敷に籠置たる罪人を引出し、此水を吞せけるに、果して半日計り立て血を吐て死したり、諸人初て驚き、扱こそ此水にては大勢死したりし事道理なりと、一門中猶も驚き給ふ、去共井の内の毒は心得ずとて、又評議に及、甚藏申ける地中に毒氣有事、清水の筋毒出る事、和漢其ためし多諸書に見へたり、おもふに此地中に毒氣開發し水中へ出しならんかと、古事を引辯舌を以てさも有りそうに談じける、皆々尤と感しけれ共、心ある者は不審はれずと思へ共、口をつぐみ差控退散する、扱御臺所の諸道具不殘打くだき、井戸へ打

込埋て平地となし、垣ゆひまわし置けり、彼肴屋の男は其後肴屋を暇もらひ、其近所へ又々有附、外の奉公して程經て暇を取、何國へ行けん知れずといふ、

十六、前田土佐守出府取捌之事 井江戶と國と役人引替之事

然るに江戸表の様子、早打を以加州へ申來りければ、一家中大きに驚、上を下へと返しける、大老年寄火急に評議をなし、先殿といひ、此度の急病只事ならずと、何れもまゆをひそめける所へ、御逝去の早打到着しければ、諸士手の舞足の踏所を知らず、あきれ果たる體なり、此時前田土佐守は病氣と號し、出仕をやめ引籠り居けるが、此度の早打を聞、速馬にて金澤の城に入、一々様子を聞て申けるは、先君吉徳卿の時、箇様の事あり、又此度御變死の様子、御家に心を懸る者有るに極りし、此身不肖ながら、土佐守江戸表に出て事をたやすべし、尤御國元の儀一大事成ば、各心をくばり晝夜御油斷なく御城守護いたさるべしと申置、前田對馬守、同大學、横山藏人三人同伴、江戸をさして急ける、既に本郷の屋敷に着し、當主少將重照卿◎鳶魚按、重照トア、ルベシ、以下准之に御目見申上、先君の御逝去を悔み、

夫より大槻を初江戸詰の役人に會し、一々次第を聞、先年吉徳卿に毒を奉らんと計りし者有しに、大槻是を見出され、其難をのがれ給ふ、此度宗辰卿急病毒害に極りたり、其故は地中に毒有といへ共、清水俄に毒水と成し事、未だ聞及ばずといへば、甚藏殿の言葉是非する様なれども、各御存の如く御膳用の井戸は別てねんを入、水氣を吟味し、其上地中水底迄井戸かわ入たる事成ば、地中に毒氣あり共、俄に々様の事有べし共思はれず、尤他より入込者、箇様の事故すべきやうはなし、御家中の内に大事を計る者有に極りたりと申されければ、一座の人々尤と賞しける、大槻は土佐守之察智、心中に驚といへ共色に出さず、天晴格別の御了簡なり、此儀所存に落す、内々詮議致し人氣を窺ひ候と挨拶しける、御家の大事、跡の事氣遣ひに思召、土佐守出府を幸ひと、御一家方御相談有り、但馬守殿若年成ば彌大切なり、夫に付内藏允事諸事ぬけめなき忠臣と思はれる故、但馬守殿に付置、江戸詰となして、公儀體内外共彼に任せ可然と、何れも仰られければ、土佐守思ひけるは、内藏允小身より經上り、二代の君に出頭し、御家門の人々に迄かくの如く思

はる、事、謀計佞智の勝れたるに寄てなり、彼が心中兼ていぶかしくおもへ共、主人の氣色を憚りて指ひかへたり、正しく大事を計る張本人ならん、彼を退け威勢をくじき、心静に工みを見出して、主君の仇を報じ奉り、國家をおさめんと思ひし事成ば、御一門方へ向ひ、但馬守爲と思召て御心配の段可申上様なし、主人若年に候得ば、江戸詰附の事は、國を出ざる以前より選み置、則同道仕候横山藏人、萬事危末なき者に候間、是を指置可申候、内藏允儀は中々勤方、殊に家老格にて候得ば國元にて休息致させ申べし、身不肖ながら土佐守、人を選び申事、其職にて候間、倉略に存候はずと憚なく申ける、御一門方其儀は兎も角も宜敷せらるべしと仰ける、土佐守の計ひにて横山藏人を江戸詰となす、藏人事は舊功の家、殊に文武に達し智勇類なきものなれ共、表に其色あらはさず、温順一通りの様に見へける、猶惡黨の族近習に交りて居んもはかり難しと、人を選び國元より呼寄て、宗辰卿の時相勤候輩、御側近習はいふに及ず、茶坊主板元料理人下役迄、皆々國元へ遣し引替けるは、土佐守の計らひなり、

十七、大槻殘智謀を一傳へ歸國の事 井局淺尾成立の事

去ば大槻も、休息の爲國元へ引越候様に首尾能被仰付ける、大槻は二代の主君を失ひ奉り、此上重照卿だに毒害せば、さしづめ勢之助殿の家督ならん、今一段なりと心中にゑみをふくみ居けるに、國詰と成、御近習に交へ置たる一味の者共迄も、國詰と申渡され案に相違し、大きに驚きて、扱は内々の事露顯にてかくのごとく成しと見ゆ、如何せんごさ、やきける、大槻は少しもごうせず、土佐守察したり共、證據はなきに答むる事成まじ、數年江戸詰にて將軍家の御目見し、御老中若年寄方皆々御懇意の某、みだりに罪に落したらば却て其者を我方より反逆人ならんと答め申付様有、必氣遣ひ無用なりと申ける、香川又兵衛申けるは、其儀はさも有べき事なり、去ば江戸と國とへだたり、近附事叶はず、右の手段は如何と尋ければ尤なり、箇様の事もあらんと兼て工夫し、御殿の局淺尾と云者腹心となし置たり、女ながらも仕損ずまじき者なりと見立お、是に謀をさすけ置し故國元に有て江戸に是を行は、人の心付ざる所にて、後

難の恐れ有まじごさ、やきける、何れも深き謀也と感じける、此淺尾と云は吉徳卿の時、女ながら馬術に勝れし故召抱られし、湯島天神の門前に住居しける小笠原武左衛門と云浪人の娘なり、加賀殿は目見して姫君方の師匠と成、馬をおしへ參らせ、首尾能父武左衛門にも五人扶持を被下しに、程經て武左衛門相果、弟喜十郎父の跡を繼、劍術の師と成しが、若年と云武藝もうとく、血氣にまかせ親の弟子柳川右内と口論にまけ、意趣をふくみ居ける、右内の異見を聞かざる故、門弟も次第々々に見限り、今は渡世も成りかね、加賀殿より五人扶持にて暮し、姉の方へ無心を言て取續き居ける内、湯島天神の開帳の節、大酒の上にて右内に出合、先達ての意趣を申かけ打果さんと言、右内は相手にならず、其座をはづしける、喜十郎彌つりのり右内のがさじごなたご尋しに、加賀殿足輕三人連にて是も開帳參詣し休み居る茶屋より出る所を、衣類羽織の同じ様成に、暮合の狼狽眼に取ちがひ後より切かけしに、思ひがけなき事故、左の肩先切付られしを、連の者共驚、喜十郎を組とめ刀を奪ひける、喜十郎切たる者を見れば人違ひ故、ごやうてん

し酔も醒め、言葉しごろに逃んとする所を捕へ置、屋敷へ人をはしらせけるに、横目役人數をつれてはせ來り、喜十郎も手負も引包て屋敷へ引取、詮議有し所、人違ひの段相知、大公儀被仰上、浪人喜十郎を申請、切られし足輕の下死人として板橋下屋敷にて打首ご成、此時姉は中老と成り淺尾と呼ばれ勤けるが、弟喜十郎足輕をあやめし無調法にて、吉徳卿御立腹ありて、扶持を遣しければ家來も同前成に、我屋敷の者を切たる事不届なりとて、淺尾も御暇下さるべきに極りしを、内藏允がいはく、親子兄弟といへ共善惡同じからず、女ながら淺尾は忠義、男子の及ざる氣質有、其上姫君様方の御師はんも致し候間、此事に付ては御宥免有るべき筋也、喜十郎がわざ、姉淺尾がいささか存せぬ所なりと申上げる故、御得心有て淺尾を召れ、其方の弟喜十郎不届に付、汝も暇遣すべき所、内藏允が段々申旨に任せ宥免に及、隨分心を付相勤よと仰渡されける、淺尾有難き段申上、大槻がなさけを感じける、内藏允猶も恩を見せんと、淺尾が末の弟吉之助とて十一歳に成しが、親兄に別て立寄方なく、ゆかりの所に居けるを、内藏允世話して淺尾方へ引取

せ、若殿の御茶坊主になし置たり、佐渡守殿御家督の
 砌、女中頭局と立身し、吉之助に二百石被下御近習
 となり、小笠原武左衛門と名乗相勤ける、是皆内藏允
 が事ならば命も捨んほごに思ひ込居ける、此度手段
 を以て武左衛門にふき込、同人方の浅尾をまねき、密
 に大事を申し頼り、事成就に及びなば、武左衛門五
 百石以上となし、年寄役になすべし、勢之助殿御代と
 ならば、其方兄弟上なき立身あらんと、のつびきなら
 ぬ様に言かけける、浅尾大槻が言葉にせまりて同心
 しける、去共女心の定らぬ事もやと、内藏允計ひにて
 お貞殿に密使を立、自筆を取寄、大槻が名印を居へ渡
 しける、是迄の事を聞、成程今一段の事にて成就する
 事成ばと色々工風しけれ共、すべきやうなく彼毒藥
 も請取、手箱に入我部屋に置しかども、重照卿に奉る
 事成難く、若仕損じなば後の難儀成と、發明なる浅尾
 なれば、時節を待居ける、去程に國詰に成し者共、江
 戸を立、加州に赴ける中にも、内藏允は兼て公邊の首
 尾こしらへ來る事成ば、御老中を初皆々御音信被下
 けるに、家中耳目を驚しける、道中も人より無人にて
 國入したり、名聞を放れ實體成るふりにて、家老格は

名のみにして無役なれば、式日の登城より外、屋敷に
 居て浮世咄しなぞ致し、夜陰に及ば徒黨の者共集め
 密事を談じて、如何成る所存にや、忍びを入、御家の
 重寶五品迄盗出し、石の穴藏に入置、是よりぬけ穴を
 人知らず拵へ置たりける、

十八、少將重照卿御鷹野の事并勢之助殿義敬の
 事

然るに加州少將重照卿は、御兄宗辰卿の御家督を繼
 給ひ、御家柄成ば程なく中將に任官有り、土佐守計ひ
 にて、横山藏人江戸詰重役勤て萬事心を配りける、御
 國より來りし面々、何れも誠實に勤けり、去ば先君
 御變死後少しも油斷成難しと、淨珠院殿御心を付ら
 れ、奥にて御膳部仕立めし上られる、藏人思ひける
 は、二代の君を毒害せし程の者成ば、奥女中の内にも
 一味の者有まじき者にもあらず、然ば女中任せにな
 さん事は又心元なしと、御母方へも内々其趣申上げ
 る、淨珠院殿仰けるは、其元の心付尤なり、是迄御膳部
 仕立し者は、幼少より召遣ひたる者共成ば、氣も心も
 知たる故申付たり、然共段々成人、いつ迄も奥にて食
 事も成り難し、其元諸事を指圖成ば氣遣成る事も有

まじと、夫より是迄の通表にて御膳等召上られける、
 浅尾は大槻と心を合せ置たれば、毒害なさんと心が
 けれ共、折を得ず打過けり、其後は表にて御膳召上
 られしにより、いよ／＼近付事成難く、手段もなく時
 節を待り、重照卿寛仁の御心、父兄にもまさらせ給
 ひければ、賢老智臣悦びかし付奉る、勢之助殿お貞方
 へも始て對面し給ひし時、格式君臣にひとし、殿には
 初ての御入部の事成ば、御領分の寺社名所舊跡日々
 御覽有て、夫より御鷹野を催され、勢之助殿を、初二人
 の弟君を御同道と仰出され、御用意有て、初ての御鷹
 野成れば、御城下の見物山をなしぬ、奥女中方物見よ
 り行列を見物有、お貞殿も一所に見られけるが、殿に
 はあまたの御供きらびやかに出立し、勢之助殿には
 殊の外少人数にて跡にさがり、みすばらしき體にて
 御出有故、お貞女心の内やるせなく、同年とは言なが
 ら五日先に生れながら、弟に國を取れ、家臣同前の振
 舞、生甲斐もなき身の上やと頻に口惜敷、在國の間に
 はかり事をなさんと、密に内藏允方へ内通したく思
 へ共、是迄とは違ひ奥の出入も六ヶ敷、此節別て人の
 議論を思ひ出會ならず、やう／＼手段を以知らず文

通じけるが、急には計り難く、けつく國方にて後難六
 ケ敷、跡のさまたげに成べしと言送りける、御鷹野の
 翌日、勢之助殿に向ひお貞殿の申たるは、昨日御鷹野
 の體、殿には家老用人年寄物頭數百人の供成るに、や
 う／＼七八人ならでは付添參らせず、餘所の見る目
 も御いたはしく、賤敷私の腹にやごらせ給ふ共、ま
 しく先殿の御種、さぞや口惜敷思召すらん、御心中の
 程おしはかり參らせると、我子ながら主君あしらひ
 に、涙ぐみて申されければ、勢之助殿聞給ひて、是は思
 ひも寄ぬ事を申さるゝ物かな、我吉徳卿の子たりと
 いへ共末子なり、家臣同前にあしらひ給ふ共恨むべ
 きにあらず、然るに兄弟の好みを重じ、初の御鷹野に
 召連られ、御場所にして慰め給ふ、かゝる仁心有べき
 や、兄にもせよ弟にもせよ、太守となり給へば、我爲
 の父なり、かりそめにも左様の事存べきにはあらず、
 女の事成ば心得違ひも有べし、萬事相つゝし、君の
 事龜末に思はず大切に存られよ、召遣ひの者共が聞
 所も氣の毒なりと、母へ急度仰られ、御部屋へ入給
 ふ、道の正敷言葉に何といふべき様もなく、ひとり心
 をこがしける、勢之助殿は正實成る生れ付にて、平日

家中は勿論、農民杯の無禮も曾てごめ給はず、付々の者共、怒りの、しるごいへ共、是をなだめ仁徳を施し給ふ故、諸人悦びける、元來武藝は御兄弟中にも、勝れて不足なき御器量なり、

十九、淺尾の局茶の間へ來る事并横山藏人詮議の事

其年も過、寶曆二年七月、中將殿江戸御參觀有、御隠居淨珠院殿、御實母おきく殿へも御對面有て、賑々しかりける、其中にも淺尾は、此節を幸ひと心を配けれ共、奥にて何も召上られず、然るに八月十五日夜、月見も御嘉例の通、諸臣を召あつめ御酒宴あり、十六日には月御覽の爲、淨珠院殿へ御招き有、去共御膳部一式は御膳場より仕立上る、御給仕は御手廻りの女中配膳有、お菊殿自身いたさるゝなり、淺尾は今日を過さじと早朝より心掛けれども、其役にあらざれば、召上られ物に近付事成難し、あなたこなたと窺しが、あたり見廻し、御茶の間へ入、茶釜の中へ彼毒を入、急に其所を立去りける、夕方の事なり、淨珠院殿萬事氣を付給ふ事なれば、自身茶の間へ來り給ひ、殿へ上らるゝ御茶を見給ひ、御添の女中に毒味させ給ふ、先

刻より毒を煎じ詰たる事成ば、何かは以てたまるべき、毒氣みちふさぎもん絶する、是はと驚給ひ、横山藏人を召され、早速當番の醫師療治せしか共叶はず、即死したりける、藏人申けるは、扱も御心付なくば殿様危き事なり、急度吟味仕べしと、此夜の御酒宴を止させ、奥女中を一ヶ所へ押込、口の間へ捕手を廻し、其日茶の間へ入し女中御仕立かけし者迄一々呼出し、女中同士友訴人に申付、茶の間へ來りし女を吟味しけるに、つねね淺尾も御茶の間へ入しと見付し者ありて告たる故、藏人淺尾を呼出し、其元も御茶の間へゆかれたるよし、あやしき事も候はずやと尋ねける、淺尾さらぬ體にて、私事女中支配の事に候得ば、御茶の間にも何れぞ居候やと戸口よりふすま越しにさしのぞき候處、先刻御茶を仕かけ居られしが、指てあやしき様子も見請申さず、如何さま女中の内ならでは近付事ならぬ御茶の間なり、女中を不殘さび敷御詮議あらば知れ申べし、私女中を預りの事なり、及ばずながらととも詮議仕らんといへば、藏人暫く工夫し、其元は大奥女中の頭なり、先君宗辰卿の御簾中松平肥後守殿なり、先達御死去といへ共、御妾其他あまたの女中を

預り居申身分なり、此御殿は淨珠院様の御隠居構成ば、御取持の爲、御前へ出らるゝは格別、御茶の間杯の吟味不_レ及、誰に頼れ左様に世話致さるゝや疑しき事なり、局逆も用捨ならず、夫者共と聲かくれば、捕手兩人左右より手を取、立んとする所、武藝達者の淺尾、かいく_レり二人投、急所をおさへちつ共動かさず、さしもの捕手、女とおもひ侮り仕損じけり、淺尾は怒れる顔色にて、女ながらも大役の私、尋常に詮議有べきに、理不盡の仕方尾籠なりと、いはせも立ず、藏人刀を取て立上り、御目がねを以て當役勤る、某が詞は殿の上意も同前、執權家老といへ共詮議に及で用捨すべきや、但覺ある故の手向ひ成るや、左もなくば無用の働なりとしかり付、なんなく召捕り、其の外茶の間へ入し女中六人迄捕へからめて、一間へ入置、人をはしらせ女中の部屋々々へ入れて、其者共の所持の道具長持たんとす櫛箱の類、一々改けれ共詮議の手掛もなし、淺尾が手箱の内にかたく封じたる物有、二月堂の御守と書付したる者有、是も藏人方へ持來る、藏人一々相改、袋を開き見るに、いかにも二月堂の御守也、其内に又封じたる物有、是を開き見るに、一

目見るより大に驚、もはや詮議に及ずと懷中し、御前へ出、密に様子を申上、淺尾を残し、外の女中は繩をゆるして随分おんみつにて口をさめ、御屋形の内諸事ぬけめなく申付、其後前田土佐守の方ね、早飛脚を立委細申遣し、淺尾事江戸にて詮議なさば世上の風聞も如何なりと、乗物しつらい、何れ淺尾が齒を落し、大勢は跡先目立ぬ様に、けん固に御國元へ送り遣しける、宿々泊にて淺尾は自由に食事もせられねば稽湯をして口をねぢあけながしこみける、

二十、土佐守智勇を以て金澤治る事并大槻大望露顯の事

去程に江戸早打土佐守屋敷に着し、書状差出しけるに、土佐守披見して、扱こそ反逆人相知れたり、危難を逃れ給ひしこそ有難けれと、書状を押したたき直に登城し、夫々の役人を呼寄段々と申渡し、物頭兩人足輕二百人捕手の者五十人、評定所の後へ廻し、下知を傳へ、七手の大將年寄用人急御用、只今登城いたされよと、扱内藏允方へは横目右野作十郎使として、江戸表より殿様御急病の由申來る、家老中年寄中密談にて、其上一家中へ披露致さんと存間、只今登城有べ

しと申送る、扱内藏允は事成就しけりと悦び、畏候と答、早速登城しける所に、西岡庄左衛門、舞木左内、是は金澤一と大力の聞へ有て、武藝達者なれば、其役にあらね共らみ出され、此所に待請、左右より上意成と聲をかけ引すへたり、思ひがけなき事、さしもの大槻はつと仰天しけれ共、大力に引ばられ詮方なく、上意とあれば違背すべき様なし、仔細一通承知仕度といへば、大目付溝口郷右衛門立出、何か仔細は知れず、江戸表よりの上意なり、禁籠有べしと、大小をもぎとり高小手手に禁しめ、坊主部屋へ入、番人多く付置、供の侍役所へ廻して召捕、夫より大槻が屋敷へ使を立、侍分の者五七人宛呼寄、是を召捕ける、其備へ、百人の足輕は役所の外をかため、又百人は飛道具を以取圍み、少しも異議に及ばず、打取ん氣色、武邊勇氣も役所の威先と飛道具に恐れ、のめくと召捕られる、徒士目附三人足輕中間二百人差向て、大槻が屋敷へ入、女は一所に押込、家財雜具一々あらためしに、案の如く一味徒黨の連判、大目付是を取てはせ歸り、其餘の役人跡を固め守りける、爰におゐて前田土佐守、金澤の城御廣間へ諸役人を集め真中に直りて、此

度江戸表より早打來り、大切の書狀、去る十六日御隠居御殿におゐて、御茶の毒を見出し、殿危難を逃れ給ふ、何れも満悦に存奉るべしと被申ければ、本多奥村を初皆々驚悦び、御先代と言、又左様の事、何者の所爲か捨置難き大事なりと、各眉をひそめける、土佐守懐中より一通取出し、此毒を入し者は淺尾といふ女なり、然共張本人は内藏允、お貞殿にすゝめ企てしと見へたり、則證據の一通なりと見せける、

先達て頼候通、其方働を以て事成就に至りなば、武左衛門事五千石給はるべき者也、證據の爲、自筆を以てしたゝめ遣し候、

淺尾ごのへ

右の通仰付る、條、忠勤すべき者也、

内藏 允印

皆々大に驚き、扱はお貞ごの内藏允が謀計なりといへ共、勢之助殿同意なるや知れ難し、其外家中に一味の輩何程有んもはかられずと騒げるを、土佐守取静め、其儀も察したる故、内藏允并家來皆々召捕置たり、其本をおさゆれば枝葉は心安しといふ所へ、大目付連判狀をひそかに出し渡す、土佐守家老用人年寄

中の相談にて事を計り、密々にて取捌けり、身に覺ある一味の者共、心も空に成居ける、小笠原武左衛門は越中の役所に勤居しを、逆心の者成ば早速是も召捕ける、

廿一、一味徒黨の者共禁獄之事并岩泉其藏白狀の事

然るに金澤城には評定有て、此度にかざらず先代よりの悪逆、お貞内藏允兩人が仕業と見へながら、皆是勢之助殿より事起り、御連枝といへ共、反逆の筋におゐては用捨成難く、暫く御籠居可被遊と、長九郎左衛門を以申上げる、勢之助殿初て此事を聞甚驚給ひ、しばし御言葉なかりしが、委細御尋有て仰けるは、我全く左様の心なしといへ共、大槻が悪逆、實母お貞我を世に出さんと一途に思ひ込かたんせられし故、かくの仕合是非に及ばず、我切腹するは安けれ共、本心謀逆なき故驚相果しと批判請んも残念なり、唯本心の所をば太守を初、家老共へ傳くれよと被仰付ける、九郎左衛門も御心中を察し、追て仰譯られ相立べしと、夫より小立野石川町天徳寺の境外に屋敷半を立、坪を二重に築、お貞ごのは堅町といふ所に座敷半を

建て押込けり、内藏允は金澤をへだて五つ山といふ所に土の牢を建、警固の武士八人、足輕六十人附添て番を勤め、土牢に入けり、其外一味の者共二百餘人段段召捕けり、中にも川勝平次右衛門は、錠口番より御錠奉行迄經上、三百石と成、大槻が一方の大將連頼し者なりしが、此程は病氣にて引籠居たる故、何の様子も知らず、兼て武道の聞有し故捕手を選び、強勇の者二十人足輕三十人向ひける、思ひがけなき事成ば、家内狼狽へ騒たるに、平次右衛門扱は兼ての事顯れしと覺たりと、病中ながらまくら元の刀取立上る所へ、捕手はせ入上意と呼はり取付、平次右衛門刀ぬく手も見せず、先わかゝりし三人を切倒し、二人に深手を負せける、淺田半之丞もちりを以てかゝりしを、平次右衛門しきたるふとんを取て投付入、半之丞眞向二つに切破、殘る捕手は是におそれ近付ず、平次右衛門病中にかくはたらきし故、息ざれしははや叶ふまじと刀を捨、さし添取て腹に突立相果ける、捕手の者共是非なく首を取て立歸り、此通り注進す、岩泉其藏は只一人屋敷ぬけ出けるが、餘り狼狽へて路用をもたざる故、御城下木綿屋藤兵衛と言者の方へ立より、

急に入用有、二三日中には返すべし、銀二百目程借し吳よと頼みける、儒者の事なりと思ひ、箇様の事しらねば二百目用立ける、甚蔵悦び飛が如くかけ出し、御城下をはなれんとす、土佐守下知にて、出口々々にかくし目付を出し、諸士のあやしき出行をば吟味させしにより、此者共に甚蔵出合ける、目付聲かけ甚蔵殿と見請たり、あはた、しく何方へ御出候やと答めければ、甚蔵狼狽へ急御用にて江戸に罷越候と言捨逃んとするを引とめ、江戸御越成ば供をも連れられ、旅装束にても有べきに、危略の網笠心得すと、御家老の仰を請、人改を致す我々、箇様の次第合點まいらせすと引立ける、甚蔵は一言もなく赤面し、おめく取られける、かくて徒黨の輩一人宛拷問しけれ共、いまだ委細白状する者なかりしが、甚蔵は責道具を見るより振ひ出し、残らず白状しける、土佐守大きに笑ひ、能も白状いたされし、流石儒者程有けると申されければ、甚蔵頭を上げ、白状の替りに命を御助け下さるべしと詫にける、土佐守聞て、聖賢の道を教る身にて反逆に細し、命をおしみて恥をいとはず、心は畜生におされり、白状の替りに切腹させんと思ひしが、其

臆病にては中々自殺は成まじ、一所に刑罪すべしと入牢申付けり、

廿二、大槻内藏允自殺之事并少將重基卿御治國之事

此時局淺尾は、藏人が計ひにて金澤に送り來る、是も嚴敷禁獄させて、土佐守直に仔細を尋るといへ共、白状せざる所に、甚蔵始終の事白状に依て、はや責問ふに及ばず、評議の上江戸屋敷へも往返し、惡徒の者其重き刑罪に行はんと有しに、土佐守計ひにて、張本の者計り重き罪に行ひ、其餘の者其刑を軽くして獄門はり付に及ばず、

淺尾蛇責の刑におこなふ○馬魚按、寛延二年十月廿一日、

大き成瓶の中へ淺尾を入、首計り瓶の蓋より出し、割蓋に錠をおろし、足は瓶の中にて底をさき、中腰に成程なり、扱瓶の蓋に穴有り、是より數百の蛇を入、總身にまき付所に、跡より酒に鹽を交入る、是にくるしみ、瓶の中にて淺尾が泣きけぶ有様、何にたどるものなし、淺間敷有様なり、

大槻内藏允は、土牢の内にて鋸切引に行ふべしと定めし所に、小刀にて自身舌をさきて死付けり、○馬魚按、混見據寫云、大

大槻内藏允朝元罪ニヨリテ延享五辰ノ夏、越中五ヶ山之内祖山村エ禁錮刑ニ被ニ仰付、於ニ配所禁錮中ニ謀謀ヲ以テ、番人ノ百姓十左衛門ト云モノニ親ミカタラヒ、兄大槻長左衛門方へ書狀ヲ通シ、村ノ内ニ徘徊セシ乞食體ノ小助(岩淵村ノ百姓宗兵衛ト云フモノ、コトナリ)ト云モノニ方金百正トラセテ、毎度禁錮ノ前へ來リテ、用事モアラバ何ナリトモ承ワラント云、内藏允禁錮ノ板敷ニ少シ水落チアケ度ト思ヘドモ、スベキ様ナシ、小サキ小刀ノ類ヲモトメ吳ヨト頼ム、小助易ク領掌シ、城端ノ市ニテ小刀ヲモトメ遣シケルバ、自害シテ死シヌ、然ルニ彌波郡カシマン野へ居住ノ重基見、是等モ禁錮へ通セシ事モ不可有ト疑アルニ依テ、公事場へ飛出吟味可有トテ、吟味有之トイヘドモ、聊以テ左様ノ事無之申出吟味可有ト聞リヌ、○斯ク朝元ハ寛延元年九月十二日自殺也、死骸ヲ鋸引ニシタルナド取ル、翌朝外より見付、番人大きに驚き、早速土佐守へ訴へける、其後死骸を鋸切引にして、番人に答をも申付ず、寛仁に沙汰しけり、

此大槻が小刀にて死せし事、番人の中に内藏允に味方の者ありやと、密々に詮議せしに、此頃殿の御鷹の餌をさす者來、此山にあちこち小鳥をさしける事度々なり、番人も御鷹の餌さし故、氣をゆるめ居けるが、毎度來りて番人共と咄し杯し歸りける、有時土牢の近き處に樹しげりあり、爰にて小鳥をさしけるが、番人のすきまを窺ひ、紙に小刀をまき、書付に死をすゝめたる事を記し、牢の穴より投入しとなり、其後此飼さしちくてんして行方なく成

にけり、是も大槻が大恩みせし者なるかと沙汰しけり、其外徒黨の者武左衛門を初として、

香川 又兵衛 矢島爲右衛門 平野助太夫

小澤五郎左衛門 赤澤 新八 杉山善太夫

中村 市 助 岩泉 甚蔵 鳥居 又助

右の者九人打首にして、其外二百餘人追放國拂に申付けり、井戸へ毒を入し者は、江戸の深川に油屋をして居けるを捕へ國へ送しが、是はにぶき及びきにてなぶり殺しにしけり、去共餘りにくき者成ればとて、皮計りに疵付血まぶれに成しを野墓に引出し、はだかのま、木にしぼり付、生ながらに齋からすの餌となしけり、内藏允女房は前田修理の娘にて、一子もなしといへ共、修理の方にて自殺させ

て申わけとす、修理事一味にあらざる事明白成る故、閉門にて相濟、お貞どの事罪重しといへ共、勢之助殿實母たるにより、死罪に行なひがたく、一生座敷牢に入置べしと定めけるが、淺尾が刑をお貞殿に見せけるに、淺尾が苦るしみの體を見てたへかね、是より病氣と成、程なく死去有ける、此度ことごとく吟味せば一味の者も多く、大變に及と察し、

土佐守殿計にて其餘は沙汰にも及ばず、寛仁の政道にて治めけり、淺尾が刑は貞殿名代なりといふ内藏允嗣所屋敷破却しければ、穴藏より御家の大切成重寶五品出るによりて、猶々地中をも掘り返しけるに、外にあやしき事も見へず、一件相濟けり、

中將重照卿は危難をのがれ給ひし事なりしかば、百年の壽命保ち給ふべきにと思ふ所に、寶曆三年の春より御病氣にて至り給ひしが逝去し給ふ、御繼子ごともなく四男健次郎殿馬魚按、四男、健次郎ニアラズ、重晴家督シ、同十月五日卒去、十九歳、寶曆三年五月十八日マダ健次郎ハ五男重教ガ幼字也、家督繼給ひしが、其秋はしかはやりて、健次郎殿も養生叶わず逝去し給ふ、打續不幸にて家中國民一統に愁歎する、土佐守江戸へ出て萬事取計ひ、五男重基卿馬魚按、後ニ重教ト改ムを御家督ごなし奉りけり、勢之助殿は三男の事なり、四男の家督繼給ふ時さへ口惜く思召ける所に、此度も五男の重基卿、加賀の少將ご成給ひければ、大に憤り給ひ、我妾腹ごいへ共、吉徳卿の三男なり、卿のあやまりなきに、一旦惡人共の業にて汚名を誅し、去れ共清く濁らざる事分明なりしを、日影もさぬ一間に押込、年月立共有免もなく、其上二度迄弟を國主となすからは、一生此通

ならん、扱々にくき家老共の仕方かなと、無念口惜しく齒をむき出し、おごり上り物ぐるはしく、日夜眼を見出し食事をごめ狂ひ死し給へり、死亡し給ひし一間は黒氣煙の如く、扱すさま敷事ごもなり、時に寶曆七年四月なり、御菩提所の境内の昌菴にて葬ける、勢之助殿三回忌に當寶曆九年四月十日、馬魚按、寶曆九年三月十三日死去ナレバ、三回忌ハ同十一月ナリ、此庵より出火し、魔風強く町家ごごとく焼失し、金澤城一家中の屋敷夥敷焼失しけり、依て困窮の者多く、民離散する者數知れず、萬民難儀に及しか共、重基卿仁政を専らごとして、諸士國民を撫育し給ふより、昔に替らぬ豊國ご成けり、邪は正にかたすごは宜なるかなと、人々賞しける、

見語終

政隣記抄本

大槻内藏允朝元は、實は加賀藩村田故縫殿右衛門組御持弓足輕小頭大槻七右衛門三男之處、割場附足輕大槻長兵衛養子ごなる、内藏允、元祿十六癸未の誕生、幼名未詳

享保の初松雲公御代、前田第五世、諱綱紀公、坊主に被召抱二人扶持に小判二兩御宛行被下れたり、坊主に被召抱、朝元ご通稱す

同四年御當代、第六世護國公、諱吉徳公、御都合之節、御居間方見習被仰付たり、時に朝元、年十七

同八年六月九日、十俵三人扶持に被成下たり、是の月九日、護國公御封あり、間もなく如斯し、歳五

同十一年正月十六日、二十俵御加増、都合三十俵三人扶持に被成たり、時に年二

同年七月十八日、五十俵に御直し、御歩並に被仰付、傳藏ご改名せり、御奥小姓御番頭支配にて御居間方御用相勤む可き旨被仰渡たり、

同年十二月二十二日、新知百三十石被下れ、新番組に被仰付、御役料銀例年二貫目可被下旨被仰渡

たり、

同十三年五月二十五日、泉野御鷹野御歸之節、大槻傳藏宅に御立寄被成たり、但傳藏新番御歩並百三十石御近習なり、

同年六月二十二日、大槻傳藏居屋敷際堂形前より仙石町の方へ、新道付けられたり、

同年九月十八日、日光御參詣御供人名列の内に、組外並御近習大槻傳藏ごあり、是より先組外並に被仰付たりご見ゆ、月日本詳

同十四年閏九月二十四日、御加増知百石被下之、都合三十石、組外に被仰付、前記ご見合す可し、暫く並し、引なる、組外に被仰付、續き組外に組替被仰付ご見ゆ

同十五年十二月十五日、御加増知百五十石被下之たり、

同十六年十一月十二日、大槻傳藏ご、今日より諸橋權之進に仕舞稽古初る、其外御居間方亂舞稽古於御次被仰付、時に傳藏年二十九

同十七年正月十六日、御加増知百石被下之、大小姓組被仰付、支配勤仕如元、

同十八年七月十八日、御加増知百石被下之、都合五百八十石ごなる

同十九年五月十三日、物頭並被_二仰付_一、御役料知百五十石被_レ下_レ之、御近習御用若年寄支配に被_二仰付_一、名を内藏允に改む、十一、年三
 元文元年二月二十四日、御加増知二百石被_レ下_レ之、骨折相勤候に付被_レ下_レ之とあり、
 同年三月五日、巳刻金澤石浦新町より出火、家數九十七軒類焼す、未の刻鎮火す、于_レ時大槻内藏允に三十人方手合人數御使番兩人被_二指副_一、火事所へ被_レ遣、十三、内藏允宅近火故ならん、
 同二年四月二日、晴天、勢之佐殿御宮參、富士社に御參詣、御作法如_二御先例_一、騎馬御供御近習物頭鷹栖左門、同物頭並大槻内藏允とあり、
 同年八月朔日、御加増二百石被_レ下_レ之、都合千八百八十石に被_レ成下_レ、組頭並に被_二仰付_一、御役料知二百石被_レ下_レ之、支配は如_レ元、
 同三年六月十五日、御加増二百石被_レ下_レ之、
 同年九月七日、御老中方就_二御招請_一、松平伊豆守殿等御入來、伊豆守殿より御盃被_レ下_レ面々、本多頼母、國老石なり、若年寄西尾隼人、知行高四千三百石なり、人持組品川主殿、高千石なり、御馬廻組頭丹羽武兵衛、御小姓組頭北川久兵衛、組

頭並大槻内藏允都合六人なり、
 同四年五月二十五日、龜次郎殿_{吉徳公第}御乘馬初、御手綱絹川源兵衛上_レ之、御乘馬一匹、下飯野村栗毛四歳、御使組頭並御近習大槻内藏允を以_レ被_レ進_レ之、御目錄持參とあり、
 同年七月朔日、二百石御加増知被_レ下_レ之、
 同年十一月二十一日、今日夜、巻物三、判金二枚、御近習御馬廻組頭並大槻内藏允、御婚禮方御用相勤候に付、御懇の御意之上、於_二御前_一被_レ下_レ之とあり、是より馬廻組頭並被_二仰付_一たる、下章と不_レ盡、
 同五年正月二十一日、御加増知二百石被_レ下_レ之、御馬廻組頭並被_二仰付_一とあり、前章既に御馬廻組頭並とあり、爰に又御馬廻組頭並被_二仰付_一とあり、何れ、是なるを不_レ知、
 同年十二月三日、御加増知三百石被_レ下_レ之、
 寛保元年二月二十六日、是迄之御役料に二十石御引足、二百二十石御加増被_二仰付_一、人持組に被_二仰付_一、先合二千三百石と被_レ成たり、年三十九
 同年同月二十八日、大槻内藏允組替之御禮被_二仰付_一、御太刀馬代、紋紗綾二卷獻上す、

同年四月十八日、喜代姫様は御餞別御料理於_二御表_一被_レ進、御囃子等被_二仰付_一、御附之面々并御家老、若年寄、人持組大槻内藏允、遠田勘右衛門、其外御婚禮御用勤候人々にも、御料理被_レ下_レ之、且御殿在合候頭分にも、御菓子、御吸物、御酒被_レ下_レ候、但大槻、遠田は、御家老中之末席にて御料理被_レ下_レ候は、今日より初て也、世に内藏允御家老末席に被_レ成たり、世に傳ふは、之れを言ふ、
 同二年正月二十二日、御加増知、五百石被_レ下_レ之、都合八百石、
 同年十二月十五日、御加増知五百石被_レ下_レ之、都合三百石、
 同三年十二月十五日、御加増知五百石被_レ下_レ之、通計八百石と被_レ成たり、
 延享元年七月二十二日、御家老前田大學被_レ召、大槻内藏允氣色相滞、第一氣鬱之由、行歩仕可_レ然旨醫者申候得共、重き役儀も相勤候故、其身より相願存寄者無_レ之旨、及_二御聞_一被_レ遊候、養生之事に候間、御門外行歩勝手次第に可_レ仕候、尤晝夜無_レ構罷出候様可_レ申談旨御直に被_二仰渡_一候、但同二十四日、内藏允氣分少々宜、同夜爲_二御禮_一罷出候處、段々御直に御意之

上、引籠罷在候内、謠鼓杯爲_レ打候儀、勝手次第可_レ仕旨被_二仰渡_一候、右之趣被_二仰聞_一候間、此段御横目にも申聞可_レ置旨被_二仰出_一候、
 同二年六月十二日、相公様御歸國御道中より、御浮腫にて御病氣重もらせられ、衆醫御詮議盡くさせられしも、御養生叶はせられず、終に本日於_二金澤_一御逝去なり、御法號護國院殿故參議正四位下行左近衛權中將佛鑑法性大居士と申す、
 同年八月三日、金澤於_二越後屋敷_一、御先代御近習、左之人々、御用番安房守殿左之通被_二仰渡_一候旨、今日江戸より告來る、是以後御表向可_レ遂_二出仕_一旨被_二仰出_一候大槻内藏允、是以後御表向同役申談可_二相勤_一旨被_二仰出_一候、野村七兵衛、三浦左京、鷹栖左門、是以後表向可_二相勤_一旨被_二仰出_一候、只今迄若年寄支配に候得共、向後御用番支配之事、山村善左衛門、此時より内藏允表向勤となる、然_レ無役の人持組也、
 同三年六月十三日、勢之佐殿御用定番、御馬廻、御番頭奥村五左衛門に被_二仰付_一、飯田勝左衛門同役也、
 同年七月二日、人持組三千八百石大槻内藏允、右今二日本多安房守宅にて、横山大和守_{國老}、列座、御横目澤

田忠太夫出席、護國院様御病中仕形不_レ宜趣、委細被_二仰出、蟄居被_二仰付、

同年十一月二十七日、宗長公御病氣并御逝去の顛、十一月二十七日、御鷹之鶴上使、御使番雨宮權左衛門殿を以て御拜領之處、中將様公、當二十四日朝より少々御腹痛、八十島貞庵^{御手}、御藥被_二召上、八ツ時後少々宛御吐食、夜五ツ時餘程御吐食、其後御發熱、御快被_レ成、御座、今少々御熱御指引も被_レ爲、在候に付、右上使御名代但馬守様御勤被_レ成、御作法如_二前々、但拜領之鶴御玄關迄は開番可_レ仕處、今日初雪に付、伺_二御機嫌_一等に罷越有_レ之、不足に付、御大小將御番頭津田五郎兵衛、鶴の先立勤_レ之、且御前御不快に付、御名代但馬守様御勤之旨、上使に於_二御門外、御先立之間番河地平左衛門申_二演之、今一人御門外に出候間番代津田五郎兵衛罷出、上使と御盃事も有_レ之、同月晦日、梅園院様^{宗長公の御殿中、保科中將正}御一周忌御參詣昨晝被_二仰出_一候處、いまだ御勝れ不_レ被_レ遊に付、爲_二御養生_一御延引と、同夜被_二仰出、御代香御家老役に被_二仰付、十二月朔日、御麻相も御勝不_レ被_レ遊候に付、御登城御斷、^{り、}

同三日晝過ぎ廣徳寺の御參詣、梅園院様御位牌も本堂に出置候様被_二仰出、御燒香、御花一生御備也、

同七日曉より、中將様前月二十七日記之通り御腹痛、八十島貞庵、久保壽安奉_レ診、大津長悦も初て奉_レ診、御ひねり被_二仰付、大高保竹、暨東元も奉_レ診示談、御藥劑度々替へ指上候處、御痰水も少々宛度々御吐、夜八ツ時頃一升餘りも御吐、翌八日六ツ半頃強御痞、横井元泰診し、御大切之旨にて御藥指上、十二日卯の後刻御逝去と御弘に候得共、實は八日申の下一刻也、御法號は大應院殿梅關雪峯大居士と申す、^{吉徳公御長子、御年二十二なり、御年十八、}同十日、御舍弟利安公を以て御養子と爲し給ふ、^{御年十八、}同四年正月二十六日、利安公御家督、御一字拜領、重熙公と御改名なり、^{吉徳公第二公子なり、}同年十二月十八日夜、本多安房守、人持組大槻内藏允朝元^{知行萬三千八百五十石、年四十五なり、}儀於_二安房守宅、流刑被_二仰付_一候旨申渡有_レ之、男女之幼少、身近き方引取、いとこ以上、親類不_レ殘指控被_二仰付、越中五ヶ山之内流刑被_二仰付、配所普請出來迄、當分人持組成瀬内藏助に御預け、即日内藏允居宅に御横目村新平被_二遣_レ之、諸道具關所被_二仰付、且又内藏允母并子供、夫々一類

之者其の相_二渡之_一候箇所左之通、大槻七郎左衛門の

嫡子直之助、大槻長太夫^{三男伊三郎、養母黒山}、大槻長左衛門^{院二男榮次、}、中村喜三太夫^{實母光治部せがれ深美吉郎、但御先}、^{代奉願縁、}庄田舍人^{但同上、}前田修理^{娘、}、園田兵太夫^{娘、}、内藏允下屋敷家來之居宅は、夫々家主に被_レ下_レ之、追付取毀候事、
寛延元年四月十八日、大槻内藏允儀、去年十二月十八日流刑被_二仰出、成瀬内藏助に御預置之處、今朝内藏助宅に、公事場奉行松平玄蕃、富田織部、塲附御横目暨御大少姓横目村田吉左衛門、吉田孫助、御歩横目罷越、五ヶ山之内祖山村に流刑縮所に被_二入置、三人扶持被_二下_レ之旨申渡、御請判形取置、直に發出、途中御歩横目二人、御歩一人、足輕三人、小者二人指添、祖山村迄何も罷越、縮所に入候迄見届、二十一日罷歸、右之外御郡奉行も一人罷越、縮所は九尺四方、番人は所之者二人被_二召抱、三町計脇に番小屋懸り、食事は右番人認_レ之爲_レ給申等也、
同年六月、眞如院殿、先達て八十五郎殿^{時八歳、吉徳公第五子、生母眞如院殿、寶曆十一年五月十日卒、年二十一、}御跡より發途、六月江戸發途、金澤

の參居候處、七月二十一日、金谷御廣式續に縮所出來

被_二入置、定番御歩晝夜二人宛勤番、但七月十二日、江戸出足之早飛脚、十七日金澤に參着、同夜金谷御廣式假縮所出來、眞如院殿御不審之趣有_レ之由にて被_二入置、御用達役、晝夜勤番之處、事落着之由風説、于_二時二十一日より如_二本文_一、
同年七月十一日、楊姫様^{吉徳公第三女、羽州秋田侯佐竹左兵衛督眞室なり、}若年寄淺尾と申す女中、御吟味之品有_レ之、於_二江戸縮所_一被_二入置、但本郷御廣式御長屋續きに縮所出來なり、依_二毒の取扱_一に_二也とあり、^{眞如院殿、楊姫の生母は}
同年八月二日、御近習人持組富田次太夫儀、御密用有_レ之、江戸發足、同十三日金澤に到着、年寄中井前田土佐守に被_二仰下_一候趣有_レ之、人々より御請も被_レ上_レ之、毎日越後屋敷^{越後屋敷と云は、元々富田越後守の屋敷なりしに、政務を右人々寄合有_レ之、同二十四日、次太夫發出、江戸表に立歸る、是れ眞如院一卷御密談と風説す、云云、}
同年同月十三日記に、七月二十七日於_二江戸、井村源兵衛と云足輕禁牢被_二仰付、是は眞如院に被_レ仕候御廣式小遣小者之處、御先代へ依_レ願足輕に被_二仰付_一候